

第九類 財務 第二章 租稅

徵收シ之ヲ日本銀行ニ拂込ムヘシ  
**第三十三條** 前條ニ依リ徵收スヘキ國稅ヲ其ノ納期內ニ完納セザル者アルトキハ戶長ハ本則中ニ規定セル市町村ノ例ニ準シ所轄稅務署ニ報告スヘシ  
**第三十四條** 本令中市町村ニ關スル規定ハ國稅徵收法第三十三條ニ依リ指定セラレタル公共團體ニ之ヲ準用ス  
**第三十五條** 本令ハ明治三十五年法律第三十六號國稅徵收法中改正法律施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (明治三十五年四月十八日ヨリ施行)  
 明治三十年勅令第二百二十一號ハ之ヲ廢止ス

昭和二年分以前ノ營業稅ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル  
**町村ニ於テ徵收スル國稅事務取扱方ノ件**  
 大正十一年四月十九日  
 勅令第五十八號  
 改正 昭三四年四月訓令二八〇號  
 內務部 支廳 支廳出張所 町村役場

●樺太ノ町村ニ於テ徵收スヘキ國稅ニ關スル件  
 大正十一年三月二十八日  
 勅令第五十四號

改正 昭三三年三月訓令二二號  
 樺太ニ於ケル左ノ諸稅ハ樺太ノ町村ニ於テ徵收スヘシ  
 一 個人ノ營業收益稅  
 二 第三種ノ所得ニ對スル所得稅  
 三 市街宅地稅  
 附則  
 本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 附則 (昭和三年勅令第二十一號)  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

町村ニ於テ徵收スル國稅事務取扱方左ノ通定ム  
**第一條** 町村ハ左ノ帳簿ヲ設備シ國稅徵收ニ關スル事項ヲ記載スヘシ  
 一 土地臺帳  
 二 共有地連名簿  
 三 市街宅地名寄帳  
 四 國稅收納簿  
 五 國稅過誤納額整理簿  
**第二條** 町村ハ個人ノ營業收益稅及第三種所得稅ノ納額通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ添附シアル一人別仕譯書ニ依リ收納簿ニ移記シ其ノ合計額ノ符合ヲ確メタル上納稅告知書ヲ發スヘシ  
**第三條** 町村ハ市街宅地稅ノ納期毎ニ其ノ開始前十五日迄ニ第六號様式ニ依リ地價及稅額ノ總額並其ノ納期ニ於ケル納額ヲ所轄支廳長ニ報告スヘシ  
 前項ノ報告後納期開始迄ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度第七號様式ニ依リ異動額ヲ報告スヘシ

**第四條** 前條ノ異動報告ニ對シテ支廳長ハ納額通知書ヲ發セズ町村ニ於テ異動報告書ノ原簿ヲ最初ノ納額通知書ニ添附保存シ稅金送付ノ際照合ヲ爲スヘシ

**第五條** 町村ハ毎納期開始十五日前市街宅地名寄帳ノ現在額ニ依リ一人毎ニ稅額ヲ算出シ國庫出納金端數計算法ノ規定ニ依リ各納期ニ分チ之ヲ收納簿ニ移記シ其ノ合計額ノ符合ヲ確メタル上納稅告知書ヲ發スヘシ

**第六條** 納稅告知書發付後納額ニ異動ヲ生シタルトキハ更ニ訂正告知書ヲ發スヘシ

**第七條** 國稅徵收法第四條ノ八ニ依ル公告ハ第八號様式ニ依リ町村ノ揭示場ニ之ヲ爲スヘシ但シ必要ト認ムルトキハ町村揭示場以外ノ適當ナル場所ニ揭示シ又ハ他ノ方法ヲ以テ公告ヲ爲スコトヲ得  
 前項ノ公告ヲ爲シタルトキハ海納額報告書事由欄ニ其ノ公告ノ月日及事由ヲ記載スヘシ

附則

本令ハ大正十一年度所屬ノ國稅ヨリ之ヲ適用ス

第一號様式 土地臺帳

字	地番	等級	摘要
地目	坪數	地價	沿革
坪數	地價	沿革	年月日
坪數	地價	沿革	事故
坪數	地價	沿革	住所
坪數	地價	沿革	所有者
坪數	地價	沿革	氏名

**備考**  
 一 本簿ハ一小事毎ニ別冊ト爲スヘシ但シ紙數ノ少ナキモノハ一大字毎ニ合綴スルコトヲ得  
 二 本簿ハ各地目ヲ通シ地番順ニ登錄スヘシ  
 三 實權又ハ地上權ノ設定アル土地ナルトキハ年月日欄ニ設定日附、事故欄ニ其ノ權利ノ區分、住所、氏名欄ニ權利者ノ住所、氏名ヲ朱記スヘシ  
 四 所有者、實權者及地上權者ノ住所ト土地ノ所在ト大字ヲ同フスルトキハ其ノ大字ヲ省略スヘシ其ノ町村ヲ同フスルトキハ亦同シ  
 五 共有地ニ付テハ所有者氏名欄ニ「何某外何名」ト掲記シ第二號様式ノ共有地連名簿ニ移記スヘシ但シ共有者三名以內ニシテ其ノ所有權歩合同一ナルトキハ之ヲ連記シ共有地連名簿ヲ省略スルコトヲ得  
 六 沿革欄ニハ土地ノ異動ニ關スル事項ヲ掲記シ地目、坪數地價ニ異動ヲ生シタルトキハ次欄ニ移記スヘシ  
 七 事故欄ニハ所有權、移轉、實權設定、地上權設定、保存、讓渡、訂正等ノ事項ヲ簡單ニ記載スヘシ

第二號様式 共有地連名簿

字	地番	地番	等級	地價	摘要
年月日	事	故	所有權歩合	住所氏名	年月日
住所氏名	住所氏名	住所氏名	住所氏名	住所氏名	住所氏名

第三號様式 市街宅地名寄帳

住所氏名	現在額及異動	町村大字	字	地番	賦課等級	坪數	地數	地價	稅額	摘要
------	--------	------	---	----	------	----	----	----	----	----

備考

- 一 納稅管理人ノ住所氏名ハ納稅義務者氏名ノ左傍ニ朱書スヘシ
- 二 凡テ登記シタル事項ニシテ削除ノ必要ヲ生シタルトキト雖之ヲ抹消セサルモノトシ順次各事項ヲ記載スヘシ所有權其ノ他納稅義務消滅ノ事由タル事項ハ之ヲ朱書スヘシ但シ増減ノ事由ハ之ヲ摘要欄ニ附記スルコトヲ要ス
- 三 四月一日及十月一日ニハ坪數地價及稅額ノ現計ヲ掲記シ且摘要欄ニ前期後期ノ稅額ヲ記載スヘシ
- 四 樺太市街宅地稅規則第八條及第九條ニ依リ免除シタル土地ニ付テハ別ニ口座ヲ設ケ年明年月日ヲ記載スヘシ

〔樺法〕

第四號様式ノ一 國稅收納簿

番號	第一 (前) 期		第二 (後) 期		摘要	住所氏名
	告知月日	稅額	告知月日	稅額		
		領收月日印		領收月日印		

〔樺法〕

備考

- 一 減額ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ事項ヲ朱記スヘシ
- 二 滞納者ノ報告ヲ爲シタルトキハ摘要欄ニ其ノ旨朱記スヘシ
- 三 本簿ハ各稅目毎ニ別冊ニ調製スヘシ但シ各口座ヲ設ケ索引ヲ附シ合冊ト爲スモ妨ケナシ
- 四 月末ニ月計年度末ニ總計ヲ附スヘシ

第四號様式ノ二 國稅收納簿合計

月	日	摘要	納額	領收額	未納額
---	---	----	----	-----	-----

備考

- 一 納稅告知書ヲ發付シタルトキハ其ノ總額ヲ納額欄ニ墨書シ減額ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ朱書スヘシ
- 二 稅金ヲ領收シタルトキハ領收額欄ニ之ヲ朱書スヘシ
- 三 稅金ヲ日本銀行又ハ郵便局ヘ送付シタルトキハ領收額欄ニ朱書スヘシ
- 四 滞納報告ヲ爲シタルトキハ納額欄ニ朱書スヘシ



### 樺太ニ於ケル租稅ノ賦課徵收ニ關スル件

大正十一年三月三十日  
廳令第二十三號

樺太ニ於ケル租稅ノ賦課徵收ニ關スル件左ノ通定ム  
樺太ニ於ケル租稅ノ賦課徵收ハ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外所轄樺太廳支廳長之ヲ賦課徵收ス  
前項租稅ノ賦課徵收ハ所轄樺太廳出張所長ヲシテ之ヲ分掌セシムルコトヲ得

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 樺太租稅徵收規則

大正五年五月十六日  
廳令第十八號

改正 大正十一年四月廳令三六號、五月五號

第一條 租稅ヲ徵收セムトスルキハ納稅義務者ニ對シ第一號様式ノ納稅告知書又ハ樺太廳郵便局現金受拂規則第一號様式ノ納稅告知書ヲ發スヘシ但シ收入官吏ニ納付セシムル場合ニ於テハ口頭ヲ以テ告知スルコトヲ得  
第二條 國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ徵收スルコトヲ得ル國稅ハ左ニ掲クルモノニシテ納期ニ到リ稅金ノ徵收ヲ完ウスルコト能ハスト認ムルモノニ限ル

一 納稅ノ告知ヲ爲シタル諸稅  
二 造石敷定濟ノ酒類及醬油ノ造石稅  
國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ納期ノ到ラサル稅金ヲ徵收セムトスルキハ收稅官吏ハ納期日ヲ定メ前條ノ規定ニ依リ納稅告知書ヲ發シ且納期上ノ事由ヲ通告スヘシ但シ納稅告知書ヲ發シタル後ナルトキハ納期日ノ變更ヲ告知スヘシ  
前項ノ國稅ニシテ町村ノ徵收スルモノナルトキハ納稅人ニ告知スルト同時ニ其ノ旨町村ニ通知スヘシ  
第三條 町村ノ徵收スヘキ國稅ハ樺太廳支廳長ニ於テ第十二號様式ノ納稅通知書ヲ調製シ之ヲ町村ニ送付スヘシ其ノ異動ヲ生シタルトキハ更ニ其ノ旨通知スヘシ  
第四條 町村前條ノ納稅通知書ヲ受ケタルトキハ第十三號様式ノ納稅告知書ヲ調製シ之ヲ納稅義務者ニ交付スヘシ町村ニ於テ稅金ヲ徵收シタルトキハ領收證ヲ納人ニ交付スヘシ  
第五條 町村ニ於テ徵收シタル稅金ハ漸次之ヲ日本銀行又ハ樺太廳郵便局ニ送付スヘシ但シ納期後三日ヲ過タルコトヲ得ス  
前項ノ規定ニ依リ稅金ヲ日本銀行ニ送付スルトキハ第十四號様式ノ送付書ヲ樺太廳郵便局ニ納付スルトキハ樺太廳郵便局現金受拂規則第三號様式ノ納付書ヲ添付スヘシ  
第六條 町村ハ納期內ニ稅金ノ納付ヲ了ラサル者アルトキハ直ニ第十五號様式ノ滯納報告書ヲ調製シ樺太廳支廳長ニ送付スヘシ送付後ニ其ノ報告書ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ其ノ旨通知スヘシ  
第七條 町村ニ於テ國稅徵收法第八條ニ依リ稅金送付ノ責任ノ免除

〔樺法〕

ヲ請ハムトスルトキハ樺太廳支廳長ヲ經テ樺太廳長官ニ申請書ヲ提出スヘシ

第四條 納稅義務者納稅告知書ヲ受ケタルトキハ稅金ニ納稅告知書ヲ添付シテ納付スヘシ

第五條 國稅徵收法第九條ノ規定ニ依リ納稅ノ督促ヲ爲サムトスルトキハ納稅義務者ニ對シ延滞金ヲ徵收セサルモノニ付テハ第二號様式、延滞金ヲ徵收スルモノニ付テハ第三號様式ノ督促狀ヲ發スヘシ  
督促狀ニハ第四號様式ノ納付書又ハ樺太廳郵便局現金受拂規則第三號様式ノ納付書ヲ添付スヘシ

第六條 納稅義務者前條ノ督促ヲ受ケ稅金及督促手数料ヲ納付スル場合ニ於テハ其ノ納稅告知書及納付書ヲ添付スヘシ  
延滞金ハ稅金及督促手数料ト共ニ之ヲ納付スヘシ

第六條ノ二 督促狀ニ記載スヘキ納付場所ヲ樺太廳支廳又ハ樺太廳郵便局ト指定シタル場合ニ於テ町村ノ納稅告知書ヲ發シタル稅金ナルトキハ收稅官吏又ハ出納官吏ハ其ノ納稅告知書ヲ以テ稅金ヲ領收スルコトヲ得

第六條ノ三 前三條ノ規定ハ滯納報告後督促狀發付前稅金ヲ領收スル場合ニ之ヲ準用ス

第七條 滯納者ノ財產差押ヲ命シタル官吏ニハ第五號様式ノ證券ヲ交付スヘシ

第八條 收稅官吏財產ヲ差押ヘタルトキハ第六號様式ノ差押調書ヲ作り之ニ署名捺印スヘシ  
國稅徵收法第二十一條ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ立會人ト共ニ差押調

第九類 財務 第二章 租稅

〔樺法〕

書ニ署名捺印スヘシ但シ立會人ニ於テ署名捺印ヲ拒ミ又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ附記スヘシ  
第九條 收稅官吏ハ差押調書ノ原本ヲ滯納者及立會人ニ交付スヘシ但シ債權及所有權以外ノ財產權ノミヲ差押ヘタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
第十條 收稅官吏債權ノ差押ヲ爲ストキハ債權者ニ對シ第七號様式ノ債權差押通知書ヲ發スヘシ  
第十一條 收稅官吏債權又ハ抵當權ノ設定セラレタル財產ノ差押ヲ爲ストキハ其ノ權利者ニ對シ第八號様式ノ財產差押通知書ヲ發スヘシ  
國稅ニ對シ先取權ヲ有スル債權者前項ノ通知ヲ受ケ其ノ權利ヲ行使セムトスルトキハ證憑書類ヲ添ヘ其ノ事實ヲ證明スヘシ  
第十二條 收稅官吏債權及所有權以外ノ財產權ノ差押ヲ爲ストキハ權利者ニ對シ第九號様式ノ財產差押通知書ヲ發スヘシ  
第十三條 民事訴訟法ニ依リ假差押又ハ假處分ヲ受ケタル財產ノ差押ヘタルトキハ之ヲ執行裁判所又ハ執達吏若ハ強制管理人ニ通知スヘシ  
第十四條 差押フヘキ財產管轄區域外ニ在ルトキハ收稅官吏ハ其ノ財產所在地ヲ管轄スル官署ノ收稅官吏ニ滯納處分ノ引繼ヲ爲スヘシ  
第十五條 差押フヘキ財產數人ノ共有ニ係ルトキハ滯納者ニ屬スル持分ニ就キ滯納處分ヲ爲シ其ノ持分ノ定メナキトキハ持分相均キモノトシテ處分スヘシ  
第十六條 左ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ財產ノ差押ヲ解除スヘシ  
一 差押物件滯納者ノ權利ニ屬セサルコト判明シタルトキ  
二 公賣期日ノ前日迄ニ滯納者又ハ第三者ヨリ督促手数料、延滞金、滯納處分費及稅金ヲ完納シタルトキ



領收證書

第 [何] 號	第 [何] 年 特別會計度	[何] 郡 [何] 町 (村) 大字 [何] 番地	某納
一金 [何] 程		[何] 年 [何] 期分	[何] 稅 (目)
大正 [何] 年 [何] 月 [何] 日 領收		日本銀行何店 又ハ日本銀行本店支店又ハ代理店 (何) 日本銀行何店 又ハ日本銀行本店支店又ハ代理店 (何) 日本郵便局 (何) 支店 (何) 納付スヘシ (又ハ)	
		收入官吏 [官] 氏 名 [印]	

備考

- 一 領收證書及通知書用紙ノ金額、年度、科目等ハ總テ納稅告知書發行者ニ於テ記入スヘシ
- 二 收入官吏本書ニ依リ稅金ヲ領收スルトキハ大正十年大藏省令第二十號ノ現金領收證書ヲ發スルトコトヲ要セス
- 三 收入官吏ニ於テ稅金ノ領收ヲ爲ストキ督促手数料、延滞金ノ收入ヲ要スルモノアルトキハ本書中ニ科目、金額ヲ並記シ第四號様式ノ納付書ヲ省略スルコトヲ得但シ所屬年度ヲ異ニスルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 四 收入官吏ニ於テ稅金ノ領收ヲ爲ストキハ本書式納稅告知書中餘白ニ領收濟年月日ヲ記入シ檢印ヲ爲シ領收濟通知書ヲ省略スルコトヲ得

第二號様式 用紙適宜

注意 稅金納付ノ際ハ納稅告知書及納付書ヲ持參スヘシ

第 [何] 號	[何] 郡 [何] 町 (村) 大字 [何] 番地	[何] 年 [何] 期分	某 (項)
督 棒 [何] 太 廳 特 別 會 計 度 棒 太 歲 入 (款) 租 稅			

〔辦法〕

促 一金 [何] 程	[何] 稅 (目)
一金 拾 錢	督 促 手 數 料
右 [何] 月 [何] 日 限日本銀行何店 又ハ日本銀行本店支店又ハ代理店 (何) 郵便局 (何) 支店 (何) 納付スヘシ 若シ其ノ期限ヲ過キ完納セサルトキハ直ニ財產差押ノ處分ヲ爲スヘシ	
大正 [何] 年 [何] 月 [何] 日	
狀 [何] 廳 麻 長 [官] 氏 名 [印]	

〔辦法〕

備考

- 一 同一納期ノモノハ並記スヘシ
- 二 本書ハ納付書ト連接セシムルコトヲ得

注意 稅金納付ノ際ハ納稅告知書及納付書ヲ持參スヘシ

第 [何] 號	[何] 郡 [何] 町 (村) 大字 [何] 番地	[何] 年 [何] 期分	某 (項)
督 棒 [何] 太 廳 特 別 會 計 度 棒 太 歲 入 (款) 租 稅			
促 一金 [何] 程	[何] 稅 (目)		
一金 拾 錢	督 促 手 數 料		
一 納期限ノ翌日ヨリ稅金額百圓ニ付一日參ノ割合ニ依ル金額			
右 [何] 月 [何] 日 限日本銀行何店 又ハ日本銀行本店支店又ハ代理店 (何) 日本郵便局 (何) 支店 (何) 納付スヘシ 指定期限迄ニ稅金及督促手数料ヲ完納シタルトキハ延滞金ヲ徵收セス			







計算書		[何]郡[何]町[何]大字[何]番地	
種目	金額	種目	金額
收入		支出	
何々公賣代金	三九〇〇〇	督促手数料	一〇〇
何々公賣代金	一〇〇〇〇	延滞金	二〇〇
計	五〇〇〇〇	債權者(優先者)へ交付金	一〇〇〇
		債權者へ交付金	三四〇〇〇
		債權者へ交付金	五五〇〇
		滞納者へ還付金	五〇〇
		計	五〇〇〇〇
右ノ通			
大正[何]年[何]月[何]日		[何]郡[何]町	[何]番地
		[官]氏	名[某]

第十一號様式

送達書

送達シタル書名通數  
氏名宛人ノ住所又ハ居所及

[補法]

[補法]

受取人ノ署名捺印  
送達シタル日時

受取人ナキトキ又ハ受取  
若ハ署名捺印ヲ拒ミタル  
トキハ其ノ理由

使丁 何

某

第十二號様式

納額通知書	納額	納額
第[何]年[何]月[何]日	第[何]年[何]月[何]日	第[何]年[何]月[何]日
大正[何]年[何]月[何]日	大正[何]年[何]月[何]日	大正[何]年[何]月[何]日
納額	納額	納額
税金	税金	税金
租	租	租
日本銀行[何]店(又ハ[何]局)	日本銀行[何]店(又ハ[何]局)	日本銀行[何]店(又ハ[何]局)
[何]年[何]月[何]日	[何]年[何]月[何]日	[何]年[何]月[何]日
[何]支局長	[何]支局長	[何]支局長
[官]氏	[官]氏	[官]氏
名[某]	名[某]	名[某]

備考

第十三號様式

一人別納額ノ通知ヲ要スル場合ニ於テハ一人別納額通知書ヲ添付スルモノトス但シ人員少キトキハ金額ノ左傍ニ記入スルモ妨ナシ

納税	納税	納税
第[何]年[何]月[何]日	第[何]年[何]月[何]日	第[何]年[何]月[何]日
大藏省主税課	大藏省主税課	大藏省主税課
納税	納税	納税
租	租	租
[何]年[何]月[何]日	[何]年[何]月[何]日	[何]年[何]月[何]日
[何]支局長	[何]支局長	[何]支局長
[官]氏	[官]氏	[官]氏
名[某]	名[某]	名[某]

第九類 財務 第二章 租稅

一金「何」程」

右「何」年「何」月「何」日限「何」町(村)役場へ納付スヘシ

「何」

「何」町(村)長 「何」

某(印)

六五〇

告知書

領收證書

第十四號様式

第「何」號 「何」年度樟太廳特別會計

大 藏 省 主 管 樟 太 廳 入 (款) 租 稅

「何」年「何」期分

「何」

大正「何」年「何」月「何」日領收 (領收者氏名(印))

某納(項)

「何」年度樟太廳特別會計

大 藏 省 主 管 「何」 支 廳 樟 太 廳 入 (款) 租 稅

「何」年「何」期分

「何」

一金「何」程」 右送付候也

〔様法〕

送付書

書

大正「何」年「何」月「何」日

〔様法〕

「何」年度樟太廳特別會計

大 藏 省 主 管 「何」 支 廳 樟 太 廳 入 (款) 租 稅

「何」年「何」期分

「何」

一金「何」程」 大正「何」年「何」月「何」日納入済

日本銀行「何」店(印)

納入済書

「何」年度樟太廳特別會計

「何」

「何」年「何」期分

「何」

一金「何」程」 大正「何」年「何」月「何」日領收

日本銀行「何」店(印)

領收證書

備考

一 納入済書及領收證書用紙ノ金額年度科目等ハ總テ町村ニ於テ記入スルモノトス

第九類 財務 第二章 租稅

六五一

大正「何」年「何」月「何」日  
「何」支廳長氏名宛

「何」年度第「何」期「何」税(目)滞納報告書

「何町(村)長」 「何」

某

計	税額	事由	住所	又ハ居所	氏名
	何々	何々	何町村大字何何番地		何
	何々	何々	何町村大字何何番地		何
			何町村大字何何番地何町村大字何何番地		何
					何

項ヲ登記スヘシ

一 租稅徵收原簿

二 租稅滞納額整理簿

三 租稅過渡納額整理簿

町村ニ於テ徵收スヘキ租稅ニ付テハ租稅徵收原簿ハ之ヲ省略スルコトヲ得

附則

本令ハ大正十一年度分ヨリ之ヲ適用ス

●租稅徵收事務ニ關スル諸帳簿調製方ニ關スル件

大正十一年四月十一日  
廳訓令第五十號

内務部 支廳 支廳長官署

租稅徵收ニ關シテハ別ニ定ムルヲ除クノ外左ノ帳簿ヲ設備シ各所定ノ事

第一號様式

租稅徵收原簿

〔様式〕

番號	前期	後期	期	摘要	住所	氏名
	測定月日 税額	領收月日 測定月日 税額	領收月日			

第二號様式ノ一

租稅滞納額整理簿

納期	監督番號	第「何」號	滞納金計	督促手数料	延滞金	處分費	住所	氏名
「何」月「何」日	「何」月「何」日	「何」月「何」日						

第二號様式ノ二

租稅滞納額整理簿

(合計)

日月	摘要	租納額	收入額	缺損額	未收入額	手数料	處分費	延滞金
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

第九類 財務 第二章 租稅



採取區所在地「何」郡「何」村大字「何」	面積「何」坪	年度	稅額	事故

備考
一 礦業稅課帳ノ記載例ハ本例ニ準用ス

第三號様式

大正「何」年度礦業稅及砂鑛區稅賦課實績表

△印ハ朱書

種別	鑛區數	鑛區稅額	礦產物		前年度賦課ニ對スル増△減	
			價格稅額	礦區稅額	礦區稅額	價格稅額
計						
砂鑛區						
鑛業						
採掘						
試掘						

備考  
一 鑛區千坪未満ハ千坪トシ一町未満ハ一町ト計算シ種別毎合計額ヲ掲記スヘシ此ノ場合ニハ切上計算ニ依リタル件數及面積ヲ事故欄ニ掲記スヘシ

〔律法〕

●砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收  
ニ關スル件

明治四十四年三月二十九日  
法律第四十五號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總、大、臣、副、署)

第一條 砂糖消費稅法、織物消費稅法、石油消費稅法又ハ骨牌稅法ニ於テ稅關、保稅倉庫トアルハ關稅法ニ於テ稱スル保稅地域ヲ謂フ

第二條 關稅法第三十九條ノ規定ニ依ル運送ハ砂糖消費稅法、織物消費稅法、石油消費稅法又ハ骨牌稅法ノ引取ト看做サス但シ其ノ運送ニ付必要アリト認ムルトキハ稅金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第三條 砂糖消費稅法、織物消費稅法、石油消費稅法又ハ骨牌稅法ニ依リ稅金ヲ徵收スル場合ノ外砂糖、糖蜜、糖水、織物、石油又ハ骨牌ニ付關稅ヲ徵收スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ關稅納付義務者ヨリ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ骨牌稅法ニ依リ骨牌ヲ沒收スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治四十四年六月勅令第百八十二號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)

●樺太ニ於テ徵收スル租稅ノ督促  
手數料及延滯金等ニ關スル件

大正五年五月五日  
勅令第百二十一號

朕樺太ニ於テ徵收スル租稅ノ督促手數料及延滯金等ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總、內、大、臣、副、署)

樺太ニ於テ徵收スル租稅ノ督促手數料及延滯金ニ關シテハ國稅徵收法施行規則第十一條第二項及第十一條ノ二ノ規定ヲ準用ス

樺太ニ於テ租稅徵收ノ爲差押ヘタル動産、有價證券、不動産其ノ他ノ物件ノ公賣ニ關シテハ國稅徵收法施行規則第十八條乃至第二十八條ノ規定ヲ準用ス

本令ニ定ムルモノノ外前項公賣ノ手數ニ關シ必要ナル規定ハ樺太廳長官ノ之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔律法〕

●租稅其ノ他ノ收入徵收處分囑託  
ニ關スル件

明治四十四年四月十日  
法律第三十四號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル租稅其ノ他ノ收入徵收處分囑託ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總、大、內、大、臣、副、署)

第一條 法令ノ規定ニ依リ國稅ヲ徵收セラルヘキ者又ハ其ノ者ノ財產ニシテ其ノ法令施行地外ニ在ルトキハ當該官吏ハ本人又ハ財產所在地ノ當該官吏又ハ吏員ニ其ノ徵收ヲ囑託スルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於ケル國稅ノ徵收ハ囑託ヲ受ケタル地ノ當該法令ニ依ル  
第二條 前條ノ規定ハ公共團體又ハ之ニ準スヘキモノノ租稅其ノ他ノ收入ヲ徵收セラルヘキ者又ハ其ノ者ノ財產カ其ノ公共團體又ハ之ニ準スヘキモノノ區域外ニ在ル場合ニ之ヲ準用ス

### ●租稅其ノ他ノ收入徵收處分囑託 並受託ニ關スル件

明治四十年七月  
樺長第七七號通牒

稅務監督局 臺灣 朝鮮 關東州

本年四月法律第三十四號ニ依リ租稅其ノ他ノ收入徵收處分ニ關スル事項ハ所轄支廳長ヲシテ之ヲ處理セシメ候ニ付自今該事件發生ノ際ハ當該支廳長ニ囑託相成候様致度尙當廳ヨリモ直接支廳長ヲシテ囑託爲致候様致メ御承知置相成度右及通報候也

### ●明治四十年法律第三十四號ニ基 キ領收シタル稅金ノ收入整理方

大正八年十月  
財第二八五一號內務部長通牒  
明治四十年法律第三十四號國稅ノ徵收處分囑託ニ關スル規程ニ基キ領收シタル稅金ノ收入整理方ニ關シ別紙ノ通主稅局長ヨリ通牒有之候條貴廳ニ於テモ右ニ準シ處理相成度  
追テ各府縣等ヘ囑託ヲ爲シタルトキ又ハ囑託ヲ受ケタルトキト雖同様取扱相成度候

大正八年九月  
裁第七四〇四號大藏省主稅局長通牒

- 一 徵收處分ノ囑託ヲ受ケ稅金ヲ領收スルハ收入官吏ノ取扱トシ納入ニ對シ會計規則第二十五條ノ領收證書ヲ交附スヘキモノトス但シ滯納處分金ニシテ未タ納入ニ充當セサルモノノ如キハ仍舊納入歳出外現金出納官吏ノ取扱トス
- 二 領收シタル稅金ニハ囑託應收入徵收官ニ宛テタル領收濟報告ヲ添ヘ之ヲ囑託應收入官吏ニ送付シ其ノ領收證書ヲ受ケタルモノトス
- 三 囑託應收入官吏ニ於テ受託應ヨリ稅金ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ收入整理ノ上受託應收入官吏ニ領收書ヲ發スヘキモノトス此ノ場合歳入徵收官ニ對スル領收濟報告ハ受託應收入官吏ヨリ送付ノ領收濟報告ヲ以テシ同書欄外又ハ裏面ニ稅金ノ送付ヲ受ケタル年月日ヲ記入シ署名捺印スヘキモノトス
- 四 前項受託應收入官吏ニ對スル領收證書ハ便宜會計規則第二十五條ノ領收證書ヲ用ヒ左式ノ納入ヲ爲スヘキモノトス

〔律法〕

### 領收證書

第何號	第何年度	何應收入官吏官氏名
何々	何々	何々
一金	何程	第何期
但シ何年何月何日付送付納入何某ニ係ル囑託徵收ノ分……		
右領收候也		
年月日	何應主任收入官吏	官 氏 名
	官	氏
	氏	名

- 五 受託應ハ囑託ヲ受ケタル稅金ノ徵收又ハ滯納處分ノ事蹟ニ付滯納額整理簿ノ末尾ニ別口座ヲ設ケ滯納處分引受ノ例ニ準シ夫々登記ノ上之カ願末ヲ明瞭ナラシムルモノトス
- 六 受託徵收ニ係ル稅金ハ其應收入徵收官ノ歳入ニ屬セサルヲ以テ徵收報告書徵收額計算書ニ於ケル現金領收額ニハ計算セサルモノトス滯納處分明細書亦同シ
- 七 受託應收入官吏ノ收入計算書ニハ一般會計ノ次ニ何々特別會計ノ項ヲ設ケ囑託應ニ引續タル金額ハ拂込濟額ニ掲ケ備考ニ「明治四十年法律第三十四號囑託徵收ノ分」ト附記スヘキモノトス

### ●租稅其ノ他ノ收入徵收處分囑託 ニ關スル費用ノ件

明治四十年六月  
內務省地甲第二九號通牒

本年法律第三十四號ヲ以テ租稅其ノ他ノ收入徵收處分囑託ニ關スル件設布相成候ニ付テハ右事務取扱ニ要スル費用及送金費用ハ總テ囑託ヲ受ケタル廳ノ負擔トシ督促手數料ハ直チニ其廳ノ收入ニ充テ可然コトニ決定相成候條爲念此段及通報候也

〔律法〕

### ●租稅其ノ他ノ收入徵收囑託ノ場 合ニ於ケル督促手數料ニ關スル件

明治四十年十一月  
內務大臣官房律第一一八號回答

本月七日樺官第五九四號ヲ以テ督促手數料收入ニ關シ御問合ノ趣了承右ハ當初國稅徵收ヲ囑託セシ官廳ニ於テ既ニ督促狀ヲ發シ居ル分ニ對シテハ其手數料ハ囑託應ノ收入ニ充ツヘキモノナルモ徵收受託應ニ於テ督促ノ手續ヲ爲シタル分ニ對シテハ其手數料ハ當然受託應ノ收入ニ充ツヘキ義ニ有之候此段及回答候也

### 明治四十年法律第三十四號適用 二關スル件

明治四十二年六月  
内務省地甲第一四號通牒

四十年法律第三十四號適用ニ關シ左ノ通決定相成候條爲念此段及通牒候也

一、納稅ノ告知及督促ハ之ヲ囑託スルト否トハ任意トス

### ●租稅ノ賦課徵收等ノ爲出張スル 職員ノ手帳ニ關スル件

大正五年九月  
訓令第四百四十號

支關(支關出張所)

租稅ノ賦課徵收及會計事務ニ關シ出張ヲ命セラレタル職員ハ別記様式ノ手帳ヲ携帶シ出張ノ事績、發着ノ地名、日時、其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ詳記スヘシ  
前項ノ手帳ハ之ヲ復命書ニ代フルコトヲ得廳長ハ毎月一回其ノ手帳ヲ

檢閱スヘシ

右訓令ス

(別記)

輪廓寸法

縱 四寸八分  
横 三寸二分

第	何	號						
自	大	正	何	年	何	月	何	日
至	大	正	何	年	何	月	何	日
			廳 印					
		手			帳			
				何	支			廳
				官	氏			名

備考

- 一 本手帳ハ表紙ヲ除クノ外鉛筆ヲ以テ記載スルコトヲ得
- 二 課稅ニ關スル事項ハ別冊ニ區分記載スルコトヲ得

(様法)

### 第三節 犯則處分

#### ●間接國稅犯則者處分法

明治三十三年三月十七日  
法律第六十七號

改正 明治三十七年四月法律一號、西一年三月八號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル間接國稅犯則者處分法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總、大、大臣副署)

間接國稅犯則者處分法

- 第一條 間接國稅ニ關スル犯則アルトキハ收稅官吏ハ犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ノ差押ヲ爲スコトヲ得
- 第二條 收稅官吏ハ犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ藏匿スト認ムル場所ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得
- 第三條 收稅官吏ハ犯則事件ヲ調査スル爲必要ト認ムルトキハ犯則嫌疑者、參考人ヲ尋問スルコトヲ得
- 第四條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲ストキハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證據ヲ携帶スヘシ
- 第五條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スニ當リ必要ナルトキハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得
- 第六條 收稅官吏搜索ヲ爲ストキハ搜索スヘキ家宅、倉庫、船車其ノ他ノ場所ノ所有主、借主、管理者、事務員又ハ同居ノ親族、雇人、鄰佑ニシテ成年ニ達シタル者ヲシテ立會ハシムヘシ
- 前項ニ屬タル者其ノ地ニ在ラザルトキ又ハ立會ヲ拒ミタルトキハ其ノ

(様法)

(記載例)

何月何日 晴(雨) 午前何時何分發廳  
午前何時何分著手  
何町村何字  
何業 何 某  
立會人 何 某

何々検査(調査)

何々云々  
午後何時終了 検査(調査)時間 何時何十分  
午後何時歸廳(所)

地ノ警察官吏又ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘシ

第七條 收稅官吏犯罪事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキハ其ノ差押目録ヲ作ルヘシ但シ所有者又ハ所持者ハ其ノ差押目録ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得

差押物件ハ便宜ニ依リ保管證ヲ徴シ所有者、所持者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルコトヲ得差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

差押物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ稅務署長ハ之ヲ公賣ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

第八條 收稅官吏ハ日没ヨリ日出マテノ間臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲スコトヲ得但シ現行犯ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

日没前ヨリ開始シタル臨檢、搜索又ハ差押ニシテ必要アル場合ハ日没後迄之ヲ繼續スルコトヲ得

第九條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲ス間ハ何人ニ限ラス許可ヲ得スシテ其ノ場所ニ出入スルヲ禁スルコトヲ得

第十條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲シタルトキハ其ノ願末ヲ記載シ立會人又ハ尋問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名捺印スヘシ立會人又ハ尋問ヲ受ケタル者署名捺印セス又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第十一條 犯罪事件ノ證據集取ハ事件發見地ヲ所轄スル稅務監督局又ハ稅務署ノ收稅官吏之ヲ爲ス

稅務監督局收稅官吏ノ集取シタル證據ハ之ヲ所轄稅務署收稅官吏ニ引繼クヘシ

コトナシ

第十四條 第一項但書ニ依ル通告ニ對シ犯罪者通告ノ旨ヲ履行シタル場合ニ於テ沒收品ニ該當スル物品ヲ所持スルトキハ公賣其ノ他必要ノ處分ヲ爲ス迄之ヲ保管スルノ義務アルモノトス但シ保管ニ要スル費用ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第十七條 犯罪者通告ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ之ヲ履行セサルトキハ稅務署長ハ告發ノ手續ヲ爲スヘシ但シ七日ヲ過タルモ告發前ニ履行シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

犯罪者ノ居所分明ナラサル爲又ハ犯罪者書類ノ受領ヲ拒ミタル爲通告スルコト能ハサルトキ亦前項ニ同シ

第十八條 犯罪事件ヲ告發シタル場合ニ於テ差押物件アルトキハ差押目録ト共ニ裁判所ニ引繼クヘシ

前項ノ差押物件所有者、所持者又ハ市町村ノ保管ニ係ルトキハ保管證ヲ以テ引繼ク爲シ差押物件引繼ノ旨ヲ保管者ニ通知スヘシ

第十九條 稅務署長犯罪事件ヲ調査シ犯罪ノ心證ヲ得サルトキハ其ノ旨ヲ犯罪嫌疑者ニ通知シ物件ノ差押アルトキハ之ヲ解除ヲ命スヘシ

第二十條 本法ニ於テ間接國稅ト稱スルハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

間接國稅犯罪者處分法施行規則

第九類 財務 第二章 租稅

同一犯罪事件ニ付數箇所ニ於テ發見セラレタル時ハ各發見地ニ於テ集取セラレタル證據ハ之ヲ最初ノ發見地所轄稅務署ノ收稅官吏ニ引繼クヘシ

第十二條 收稅官吏前各條ニ依リ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スハ其ノ所屬稅務監督局又ハ所屬稅務署ノ管轄區域内ニ限ル但シ既ニ著手シタル犯罪事件ニ關聯シ他ノ稅務監督局又ハ稅務署ノ管轄區域ニ於テ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

稅務署長ハ其ノ管轄區域外ニ於テ犯罪事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得

第十三條 收稅官吏犯罪事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ稅務署長ニ報告スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ直ニ告發スヘシ

一 犯罪嫌疑者ノ居所分明ナラサルトキ

二 犯罪嫌疑者逃走ノ虞アルトキ

三 證據湮滅ノ虞アルトキ

第十四條 稅務署長ハ犯罪事件ノ調査ニ依リ犯罪ノ心證ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相當スル金額、沒收品ニ該當スル物品、徵收金ニ相當スル金額及書類送達差押物件ノ運搬、保管ニ要シタル費用ヲ指定ノ場所ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ但シ沒收品ニ該當スル物品ニ付テハ納付ノ申出ノミヲ爲スヘキ旨ヲ通告スルコトヲ得

犯罪者通告ノ旨ヲ履行スルノ資力ナシト認ムルトキハ前項ノ通告ヲ要セス直ニ告發スヘシ

〔轉法〕

明治三十三年三月二十三日 勅令第五十二號

改正 明治三十四年八月勅令一七〇號、三十五年四月一四五號、十一月二五三號、三十七年四月九二號、三十八年一月九號、四月一三五號、四一年三月四二號、大元年八月一三號、三年七月一五三號、一二年二月五二三號、一五年三月四〇號

〔大 大臣 副署〕

間接國稅犯罪者處分法施行規則

第一條 間接國稅犯罪者處分法ニ於テ間接國稅ト稱スルハ左ノ國稅トス

- 一 酒造稅
  - 二 酒精及酒精含有飲料稅
  - 三 出港稅
  - 四 麥酒稅
  - 五 醬油稅(自家用醬油稅トモ)
  - 六 砂糖消費稅
  - 七 賣藥稅
  - 八 印紙稅
  - 九 骨牌稅
  - 十 織物消費稅
  - 十一 取引稅
  - 十二 清涼飲料稅
- 第二條 收稅官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ所有者、所持者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルトキハ之ニ封印ヲ爲シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ



- 第三條 差押目録ニハ物件ノ品名、數量、帳簿、書類ノ名稱、箇數、差押ノ場所及時、所持者ノ住所又ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ
- 第四條 收税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ之ヲ官廳又ハ市町村ニ送致スルトキハ差押目録ノ原本ヲ其ノ所持者ニ交付スヘシ
- 第五條 收税官吏市町村ヲシテ差押物件ノ保管ヲ爲サシムルトキハ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ
- 第六條 稅務署長間接國稅犯則者處分法第七條ニ依リ差押物件ヲ公賣スルトキハ物件ノ品名、數量、公賣ノ事由、公賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ公告スヘシ
- 第七條 稅務署長間接國稅犯則者處分法第七條ニ依リ差押物件ノ公賣代金ヲ供託シタルトキハ其ノ金額ト共ニ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ
- 第八條 收税官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲シタルトキ調製スル類末書ニハ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ノ事實、場所及時並供送ノ要領ヲ記載スヘシ
- 第九條 間接國稅犯則者處分法第十四條ノ通告ハ通告書ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ
- 第十條 通告書ノ送達ハ使丁ニ依リテ之ヲ爲シ其ノ受領證ヲ徵スヘシ但シ配達證明郵便ヲ以テ送達ヲ爲スコトヲ得
- 第十一條 稅務署長間接國稅犯則者處分法第十九條ニ依リ犯則ノ心證ヲ得サル旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知スル場合ニ於テ同法第七條ニ依リ供託シタル金額アルトキハ供託受領證ニ供託金ヲ受取ルヘキ事由ヲ證スヘキ

- 書面ヲ添付シテ之ヲ差押當時ノ物件所持者ニ交付スヘシ
- 第十二條 犯則事件ノ調査及處分ニ關スル書類ニハ毎葉契印スヘシ文字ノ挿入、削除又ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印スヘシ
- 第十三條 文字ヲ削除スルトキハ其ノ字體ヲ存シ置キ其ノ字數ヲ記載スヘシ
- 第十四條 收税官吏ハ直接ト間接トヲ問ハス差押物件又ハ沒收物件ヲ買受クルコトヲ得ス

附則

本令ハ間接國稅犯則者處分法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（明治三十三年四月六日ヨリ施行）

●間接國稅犯則者處分取扱規程

大正五年十二月十四日  
廳訓令第四十五號

改正 大正六年八月廳訓令二五號、七年七月三七號、一四年一月二號、昭三年八月三九一號、九年三月四號

内務部 支廳

- 第一條 收税官吏ハ犯則ノ嫌疑ヲ起スニ足ルヘキ事實アルニ非サレハ臨檢、搜索ヲ爲スコトヲ得ス
- 第二條 收税官吏犯則嫌疑者、參考人ヲ尋問セムトスルトキハ犯則ノ現場又ハ其ノ者ノ所在ニ就キ之ヲ爲スヘシ但シ犯則嫌疑者又ハ參考人任意出頭シテ尋問ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

〔釋法〕

- 第三條 收税官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲シタルトキハ第一號書式ノ類末書ヲ調製スヘシ
- 第四條 收税官吏犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキハ第二號書式ノ差押目録ヲ調製スヘシ
- 第五條 收税官吏差押物件ノ所有者又ハ所持者ヲシテ保管セシムルトキハ第三號書式ノ保管證ヲ徵スヘシ
- 第六條 前項ノ場合ニ於テ差押物件ニ封印ヲ施ストキハ當該臨檢ノ印ヲ捺捺シタル一定ノ用紙ニ差押ノ日附ヲ記入シ認印シテ之ヲ使用スヘシ
- 第七條 收税官吏犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ第四號書式ノ報告書ヲ調製シ關係書類ヲ添附シ運滯ナク所屬支廳長ニ報告スヘシ但シ間接國稅犯則者處分法第十三條但書ノ場合ニ於テハ第五號書式ノ告發書ヲ調製シ所屬支廳長ヲ經由シ其ノ職務ヲ行フ地ノ檢事ニ告發スヘシ
- 第八條 前項ノ場合ニ於テ差押物件ノ運搬又ハ保管ニ要シタル費用アルトキハ收税官吏ハ其ノ調書ヲ調製シ之ヲ支廳長ニ報告スルコトヲ要ス
- 第九條 收税官吏前條第一項ノ報告又ハ告發ヲ爲シタル後新ニ其ノ犯則事件ノ證據ヲ發見シ又ハ參考ト爲ルヘキ事項ヲ見聞シタルトキハ運滯ナク所屬支廳長ニ報告スヘシ但シ既ニ當該事件ノ處分完結後ナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十條 收税官吏犯則事件ノ調査ニ著手シタル後公訴權ノ消滅其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ調査ヲ中止シタルトキハ關係書類ヲ添附シ運滯ナク所屬支廳長ニ報告スヘシ犯則事件ノ調査ヲ完結シタル後公訴權ノ消滅其

- ノ他ノ事由ニ依リ第七條第一項ノ報告若ハ告發ヲ爲ササルトキ亦同シ
- 支廳長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ相當調査シ差押物件アルトキハ當該官吏ニ對シ直ニ之カ解除ヲ命スヘシ
- 第十條 支廳長ハ犯則事件ノ調査ニ依リ犯則ノ心證ヲ得タルトキハ犯則者ニ對シ第六號書式ノ通告書ヲ發スヘシ但シ間接國稅犯則者處分法第十四條第二項ノ場合ニ於テハ第七號書式ノ告發書ヲ調製シ直ニ其ノ職務ヲ行フ地ノ檢事ニ告發スヘシ
- 支廳長ハ犯則事件ヲ調査シ犯則ノ心證ヲ得サルトキハ犯則嫌疑者ニ對シ第八號書式ノ通知書ヲ發シ差押物件アルトキハ當該官吏ニ對シ直ニ之カ解除ヲ命スヘシ
- 第十一條 間接國稅犯則者處分法第十七條ノ場合ニ於テハ支廳長ハ第七號書式ノ告發書ヲ調製シ直ニ其ノ職務ヲ行フ地ノ檢事ニ告發スヘシ
- 第十二條 犯則事件ヲ告發シタル場合ニ於テ保管證ヲ以テ差押物件ヲ裁判所ニ引繼キタルトキハ同時ニ其ノ保管者ニ對シ第九號書式ノ通知書ヲ發スヘシ
- 第十三條 犯則者通告ノ旨ヲ履行シタル場合ニ於テ沒收品ニ該當セサル差押物件アルトキハ支廳長ハ當該官吏ニ對シ直ニ之カ解除ヲ命スヘシ但シ共犯ニ係ルトキハ共犯者全部ニ對スル事件ノ完結ヲ俟テ其ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第十四條 差押ノ解除ヲ命セラレタル官吏ハ直ニ其ノ差押ヲ解除シ差押物件ヲ差押當時ノ所持者ニ交付シ其ノ領收證書ヲ徵スヘシ
- 第十五條 差押物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アル爲公賣ヲ要スルトキハ收税官吏ハ其ノ品名、數量、見積價格其ノ他必要ト認ムル事項ヲ所屬支廳

〔釋法〕

長ニ申報スヘシ  
支廳長ハ差押物件ヲ公賣スル場合ニ於テ徵還ノ必要アリト認ムルトキハ當該官吏ニ對シ其ノ標本ノ採取ヲ命スヘシ  
差押物件公賣ノ公告ハ當該支廳ノ揭示場其ノ他適當ノ場所ニ揭示シテ之ヲ爲スヘシ但シ必要ト認ムルトキハ他ノ方法ニ依ルコトヲ得  
第十六條 支廳長ハ差押物件ヲ公賣シタルトキハ其ノ計算書ヲ調製シ公賣代金ハ供託法及供託物取扱規則ニ依リ之ヲ供託シ銀行ニ於テ爲ス供託法第一條ノ供託事務取扱ニ關スル件(大正十一年三月司法省令第四號)第三條ニ依ル受領證ハ之ヲ當該取扱主任官ニ引續クヘシ  
前項ノ場合ニ於テハ計算書ノ標本ヲ添附シ其ノ旨差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ  
第十七條 支廳長ハ其ノ管轄區域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ要スルトキハ其ノ調査事項ヲ詳記シ所轄支廳長又ハ稅務署長ニ囑託スヘシ  
第十八條 犯則事件ニ關スル書類ノ原本ヲ他ニ送致スルトキハ其ノ標本ヲ存置スヘシ  
前項ノ標本ニハ其ノ末尾ニ原本ニ依リ謄寫シタル旨及之カ調製ノ年月日ヲ記載シ當該官吏署名捺印スルコトヲ要ス  
第十九條 支廳長ハ第十號書式ノ間接國稅犯則者畫帳ヲ調製シ犯則事件ヲ登記スヘシ  
第二十條 支廳長ハ左ノ場合ニ於テハ運滯ナク之ヲ樺太廳長官ニ報告スヘシ但シ印紙稅法違反事件ハ毎年四月ヨリ毎三箇月分ヲ取據メ翌月十五日迄ニ之ヲ報告スヘシ  
一 犯則嫌疑者ニ對シ犯則ノ心證ヲ得サル旨ヲ通知シタルトキ

二 犯則者ニ對シ通告處分ヲ爲シタルトキ  
三 直ニ告發シタルトキ  
四 犯則者通告ノ旨ヲ履行セサル爲告發シタルトキ  
五 犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキ  
六 告發シタル犯則事件不起訴若ハ免訴ト爲リ又ハ判決確定シタルトキ  
前項第一號乃至第三號ノ報告書ハ第十一號書式ニ同項但書ノ報告書ハ第十二號書式ニ依ルヘシ  
第二十一條 本規程ニ依リ支廳出張所勤務ノ收稅官吏ヨリ支廳長ニ提出シ又ハ支廳長ヲ經由スヘキ文書ハ總テ支廳出張所長ヲ經由スヘシ  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
附則 (昭和三年訓令第三百九十一號)  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十號書式ニ在リテハ本年度ニ限り從前ノ書式ヲ適宜補正シテ之ヲ應用スルコトヲ得  
附則 (昭和九年訓令第四號)  
本令ハ昭和九年七月報告スベキ分ヨリ之ヲ適用ス  
第一號書式  
犯則事件調査願末書  
住所(居所) 「何」年「何」月「何」日「何」時「何」分ヨリ取  
職業 「何」氏「何」某  
[律法]

調ヲ爲ス

一 臨檢ノ場所  
「何」郡「何」町「何」村「何」字「何」番地「何」某「宅」又ハ「何」場所ニ臨檢ス  
二 搜索ノ原因及場所  
「何」ノ事實ニ依リ證憑物件ヲ藏匿スト認メタルニ依リ本人(又ハ家主、家族、雇人)「何」某ヲ立會ハシメ居宅(又ハ倉庫、何場所)ノ搜索ヲ爲ス  
三 證憑物件ノ所在及其ノ數量  
搜索中「何」ヲ製造シ(「何」シテ之ヲ藏匿シ)アルヲ發見シタルニ依リ差押ノ上之ヲ「何」セリ  
四 差押物件ノ處置「何」  
以上ノ取調ハ「何」月「何」日午前「何」時「何」分ニ終了ス  
差押物件及犯則ノ事實ニ付本人(又ハ參考人「何」某)ニ對シ左ノ第一號書式ノ二

犯則事件調査願末書

犯則嫌疑者ノ住所、職業、氏名、年齢	「何」郡「何」町「何」村「何」字「何」番地「何」某「宅」 「何」業「何」何
臨檢場所及日時	犯則者ノ住所ニ同シ(又ハ「何」場所) 大正「何」年「何」月「何」日午前(後)「何」時「何」分著手同日午前(後)「何」時「何」分ニ終ル
嫌疑ノ事由及搜索、差押ノ順末並被尋問者ノ申立	「何」ヲ檢査スルニ依リ「何」ノ處ヲ發見セリ 「何」稅法違反ノ嫌疑ニ依リ「何」ヲ立會セシメ「何」ヲ搜索シタルニ「何」所ニ於テ「何」程ヲ發見シタルニ付證憑物件(證憑書類)トシテ差押ヘタリ「何」ノ事實ニ對シ「何」ト申立ヲ爲シタリ(又ハ搜索ノ結果犯則嫌疑者「何」某又ハ參考人「何」某ニ對シ尋問スルコト左ノ如シ) 問「何」 答「何」

差押 證物件 [何]支應ニ送致ス(又ハ「何々」ニ封印「何」箇所ヲ施シ之ヲ所有者「何某」ニ保管セシム)  
 此ノ願末書ハ(何某)ニ示シ左ニ署名捺印ス  
 大正「何」年「何」月「何」日「何」處「ニ」於テ

[何]支應收稅官吏  
 「官」氏 名「某」  
 立會人(又ハ本人) 「何」 名「某」

備考

- 一 簡單ナル事件ノ願末書ハ此ノ書式ニ依ルヘシ
- 二 立會人署名捺印ヲ拒ミ又ハ之ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ附記スヘシ
- 三 文字ヲ讀ミ得サル者ニハ讀ミ聞カセタル上其旨附記スヘシ

第一號書式ノ三

尋問願末書	
尋問ヲ受ケタル者ノ 職業、住所、氏名、 年齢	[何]郡「何」町村「何」字「何」番地 「何」業「何」 「何」年「何」月生
尋問ノ場所	前記住所ニ同シ(又ハ「何々」場所)
尋問ノ日時	大正「何」年「何」月「何」日午前(後)「何」時「何」分ニ始リ同日午前(後)「何」時「何」分ニ終ル
尋問ノ願末	[何]稅法違犯嫌疑事件ノ爲「何某」「何」稅法違犯嫌疑事件ニ關シ參考ノ爲左ノ問答ヲ爲シタリ
問	[何]々「々」
答	[何]々「々」

〔標法〕

此ノ願末書ハ「何某」ニ示シ左ニ署名捺印ス  
 大正「何」年「何」月「何」日「何」處「ニ」於テ

[何]支應收稅官吏  
 「官」氏 名「某」  
 「何」

〔標法〕

備考

- 一 尋問ヲ受ケタル者署名捺印ヲ拒ミ又ハ之ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ附記スヘシ
- 二 文字ヲ讀ミ得サル者ニハ讀ミ聞カセタル上其旨附記スヘシ

第二號書式

證憑物件差押目錄  
 「何」程「  
 「何」々「  
 住所 「何」程「  
 所有者(又ハ所持者) 「何」某「

右ハ「何某」「何」稅法違犯嫌疑事件ニ關スル證憑物件ト認メ大正「何」年「何」月「何」日午前(後)「何」時「何」分「何」處「ニ」於テ之ヲ差押フ  
 大正「何」年「何」月「何」日「何」處「ニ」於テ此ノ目錄ヲ作ル  
 「何」支應收稅官吏  
 「官」氏 名「某」

第三號書式

證憑物件保管證  
 「何」種「但シ封印「何」箇所  
 第九類 財務 第二章 租稅

大正「何」年「何」月「何」日「何」處「ニ」於テ「何某」「何」稅法違犯嫌疑事件ノ證憑トシテ差押ラレタル分  
 右保管候也  
 大正「何」年「何」月「何」日  
 住所 「何」某「

第四號書式

犯則事件報告書  
 「何」支應收稅官吏  
 「官」氏 名「某」  
 住所 「何」某「(會社代表者)  
 「何」年「何」月生

「何々」相添へ間接國稅犯則者處分法第十三條ニ依リ報告候也  
大正「何」年「何」月「何」日

「何」支廳收稅官吏

「官」氏 名

「何」支廳長「官」氏名宛

第五號書式

告發書

住所

「何」某（又ハ何會社代表者）  
「何」年「何」月生

右者大正「何」年「何」月「何」日「何」處ニ於テ「何々」シタルモノト認ム  
前掲ノ所爲ハ「何」稅法第「何」條ニ違犯シ同法第「何」條ニ該當スルモ本  
人ノ居所分明ナラス（又ハ逃走）若ハ「何」處ニ「何」處アリ）依テ間接國稅  
犯則者處分法第十三條但書ニ依リ關係書類及差押物件別紙目錄ノ通添  
附及告發候也  
但シ差押物件ハ「何」某ニ保管セシメアルニ依リ其ノ保管證ヲ以テ及  
引繼候也

大正「何」年「何」月「何」日

「何」支廳收稅官吏

「官」氏 名

「何」區裁判所（又ハ「何」地方裁判所）

檢事（又ハ檢事正）「氏」名宛

備考

主「何」某（又ハ「何」會社ニ於テ其ノ責ニ任スヘキモノトス）  
此ノ通告ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ通告ノ旨ヲ履行セサルトキハ告  
發ス

大正「何」年「何」月「何」日

「何」支廳長

「官」氏 名

住所

「何」某 宛

備考

- 一 此ノ通告書ニハ納附書ヲ添附スヘシ
- 二 金錢及物品ノ納付場所ハ支廳又ハ支廳出張所ヲ指定スヘシ但  
シ沒收品ニ該當スル物品ハ特ニ納付セシムル必要アル場合ヲ  
除クノ他納附ノ申出ノミヲ爲サシムヘシ
- 三 通告書ノ送達ハ支廳又ハ支廳出張所所在地ナルトキハ使丁ニ  
依リ其ノ他ハ總テ配達證明郵便ニ依ルヘシ

第七號書式

告發書

住所

「何」某（又ハ何會社代表者）  
「何」年「何」月生

右者「何」稅法違犯事件收稅官吏ノ報告ニ依リ調査スルニ大正「何」年  
「何」月「何」日「何」處ニ於テ「何々」ヲ爲シタルモノト認ム  
前掲ノ所爲ハ「何」稅法第「何」條第「何」項ニ違犯シ同法第「何」條ニ該當

第九類 財務 第二章 租稅

一 此ノ告發書ニハ關係書類及差押物件ノ目錄ヲ添附スヘシ  
二 目錄ハ左ノ式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

目錄

「何」通 第一號

「何」通 第二號

右ノ通

大正「何」年「何」月「何」日

「何」支廳收稅官吏

「官」氏 名

第六號書式

通告書

「何」稅法犯則事件收稅官吏ノ報告ニ依リ調査スルニ「何」某（「何」某ノ家  
族、雇人「何」某又ハ何會社ノ支配人「何」某）ハ「何」年「何」月「何」日「何」處ニ  
於テ「何々」ヲ爲シタルモノナリ

前掲ノ行爲ハ「何」稅法第「何」條ニ違反シ同法第「何」條ニ該當スルモノ  
トス依テ罰金「何」料ニ相當スル金「何」程、沒收ニ該當スル「何」品「何」  
程、差押物件運搬保管費「何」程及書類送達費「何」程ヲ當支廳（又ハ  
「何」支廳（若ハ「何」所）ニ納付スヘシ

但シ沒收ニ該當スル「何」品「何」程ハ納付ノ申出ノミヲ爲スヘシ

（本件犯則ノ事實ハ家族、雇人「何」某又ハ支配人「何」某ノ行爲ニ係ルト  
雖「何」稅法第「何」條又ハ明治三十三年三月法律第五十二號ニ依リ營業

〔釋法〕

〔釋法〕

スルモ通告ノ旨ヲ履行スル責力ナシト認ム（又ハ同法第「何」條ニ該當  
スルモノト認メ別紙第「何」號謄本ノ通告ヲ爲シタルモ期間内ニ之ヲ  
履行セス又ハ居所分明ナラサル爲「書類ノ受領ヲ拒ミタル爲」通告スル  
コト能ハス）依テ間接國稅犯則者處分法第十四條第二項（又ハ同法第  
十七條第一項「第二項」ニ依リ關係書類及差押物件別紙目錄ノ通添附  
及告發候也  
但シ差押物件ハ所有者「何」某ニ保管セシメアルニ依リ其ノ保管證ヲ  
以テ及引繼候也

大正「何」年「何」月「何」日

「何」支廳長

「官」氏 名

「何」區裁判所（又ハ「何」地方裁判所）

檢事（又ハ檢事正）「氏」名宛

備考

- 一 此ノ告發書ニハ關係書類及差押物件ノ目錄ヲ添附スヘシ
- 二 目錄ハ第五號書式備考第二ノ例ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第八號書式

通知書

住所

職業 「氏」 名

「何」稅法違犯事件收稅官吏ノ報告ニ依リ之ヲ調査スルニ犯則ノ心證ヲ  
得ス  
右通知ス



第九類 財務 第二章 租税

シタルモノハ其ノ税目毎ノ犯則回数、其ノ他参考トナルヘキ事項ヲ甲號書式備考欄内ニ記載スルモノトス  
 四 乙號書式ノ持越件數ハ通告未済、未告發ノ通告不履行、裁判未確定ノ儘前月ヨリ持越シタルモノ、犯則檢舉件數ハ其ノ月中檢舉シタル總數、沒收品價格ハ沒收當時ノ見積價格、罰金料科ハ通告履行ニ係ルモノト裁判所ノ處分ニ係ルモノトノ區分ニ依リ記載シ、公訴權ノ消滅ニ因リ通告處分ヲ爲ササルモノハ其ノ件數ヲ備考欄内ニ記載スルモノトス  
 五 乙號書式ニ準シ毎月各税目ヲ通シタル總計ヲ附スルモノトス  
 (丙) (用紙同前)

印紙税犯則事件彙帳

番	號	檢舉年月日	通告年月日	送達年月日	犯則年月日	被交付者住所氏名	用途	項目	金額	處分費	裁判所名	判決年月日	物件還納年月日	摘要	犯則者住所職業氏名
年	年	年	年	年	年						年	年	年		
月	月	月	月	月	月						月	月	月		
日	日	日	日	日	日						日	日	日		

備考

- 一 本簿ハ會計年度ニ依リ調製スルモノトス
- 二 犯則物件數ノ欄内ニハ物件名數並ニ記載スルモノトス但シ判一、通一、受一、零ト略記スルモ妨ナシ
- 三 裁判所ノ判決ニ係ル罰金ハ朱書スルモノトス
- 四 摘要欄内ニハ不起訴、判決要旨其ノ他必要ナル事項ヲ記載スルモノトス
- 五 犯則者ヨリ脱税高ニ相當スル印紙ヲ任意納付ノ申出アリタルトキハ其ノ印紙ノ受人月日及處理ノ要旨ヲ摘要欄内ニ記載シ主任者之ニ捺印スルモノトス
- 六 乙號書式ニ準シ月計ヲ附スルモノトス

〔備法〕

第十一號書式 (用紙西洋紙半紙半裁型)

年月日

支廳長印

調理

檢算

間接國稅犯則者處分表

報	告	年	月	日	官	氏	名	住	所	職	業	氏	名	年	齡
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

備考

- 一 犯罪發見ノ端緒ハ成ルヘク詳細之ヲ記載スルモノトス但シ輕微ナル犯則事件ニ付テハ之ヲ省略スルモ妨ナシ
- 二 備考欄内ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス  
 イ 直告發ノ場合ハ其ノ事由  
 ロ 其ノ他參考トナルヘキ事由

第十二號書式 (用紙同前)

第九類 財務 第二章 租税

考	備	計	累	分	期	當	計	累	迄	期	前	分	區	檢	數	犯	則	者	住	所	職	業	氏	名

備考

- 一 犯則ノ心證ヲ得ザルモノ、直ニ告發シタルモノ、不起訴免訴又ハ無罪ノ裁判確定ニ係ルモノハ其ノ事由ノ詳細ヲ備考欄内ニ記載スルモノトス
- 二 當該期間中檢舉ニ係ル犯則物件數ノ内詳ヲ備考欄内ニ記載スルモノトス

〔備法〕

- 三 罰料金及處分費ハ通告ノ旨履行シタルモノ及裁判確定ニ係ルモノノミヲ掲記スベキモノトス
- 四 裁判所ノ處分ニ係ル罰料金ハ當該欄内ニ外書朱書スルモノトス
- 五 前年度ヨリノ持越件數ハ各當該欄内ニ外書朱書スルモノトス
- 六 犯則ノ心證ヲ得ザルモノ、直ニ告發シタルモノ及通告處分ヲ爲シタルモノノ合計數ガ檢舉件數ニ合致シ、通告ノ旨履行シタルモノ及不履行ノ爲告發シタルモノノ合計數ガ通告處分ヲ爲シタルモノノ件數ニ合致スベキモノトス

● 法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタル場合處罰ノ件

明治三十三年三月十三日  
法律第五十二號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル法人ニ於テ租稅〔及葉煙草專賣〕ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總、大、大臣副署)

第一條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ租稅〔及葉煙草專賣〕ニ關スル法規ヲ犯シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ其ノ罰則ニ於テ罰金料科以外ノ刑ニ處スヘキコトヲ規定シタルトキハ法人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條 法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三條 法人ヲ處罰スルノ裁判確定シタル日ヨリ罰金ニ關シテハ一月以

内科料ニ關シテハ十日以内ニ之ヲ完納セサルトキハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ其ノ執行ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ檢事ノ命令ヲ以テ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ效力アルモノトス

前項ニ依リ執行ヲ爲スニハ執行前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

〔釋法〕

第十類 商 工

第十類 商工

- 貨幣法 [明三〇、法一六]……………一
- 國債ノ價格計算ニ關スル件 [昭七、法律一六]……………三
- 銀行法 [昭二、法二一]……………三
- 貯蓄銀行法 [六一〇、法七四]……………七
- 擔保附社債信託法 [明三八、法五二]……………一
- 無盡業法 [昭六、法四二]……………二
- 無盡業法施行細則 [昭六、廳令二五]……………二七
- 無盡業取扱方ノ件 [昭六、訓令一五六]……………四八
- 食品卸賣市場規則 [昭七、廳令二八]……………四八
- 食品卸賣市場規則施行心得 [昭七、訓令三三七]……………五四
- 食品卸市場規則第三十四條ノ規則ニ依ル市場備付帳簿ノ  
様式 [昭七、告示二七三]……………五八
- 商工會議所法 [昭二、法四九]……………六二
- 商工會議所法施行令 [昭二、勅三七五]……………六八
- 商工會議所法施行規則 [昭三、廳令一]……………七〇
- 商工會議所法第十二條第一號ノ議員ノ選舉ニ關スル規則  
[昭三、廳令二]……………七三
- 法人ノ設立及監督ニ關スル件 [昭五、折令一]……………八〇
- 會社屆出規則 [大一一、廳令六四]……………八一
- 特許法 [大二〇、法九六]……………八一
- [樺太廳工業調査所]分析檢定及鑑定規則 [大二、廳令三九]……………一〇〇

第十類 目次

- 度量衡法 [明四二、法四]……………一〇一
- 度量衡法施行令 [明四二、勅一六九]……………一〇四
- 度量衡法施行細則 [明四二、農令二八]……………一三五
- 樺太廳度量衡檢定所ヲ樺太廳内務部度量衡所内ニ置クノ  
件 [昭二、告示一四一]……………一七五
- 度量衡器第一種取締執行ニ關スル件 [昭六、度一五二通  
牒]……………一七五
- 度量衡器又ハ計量器ノ營業免許及檢定ニ關スル手数料  
徴收ノ件 [明四二、勅一七九]……………一七八
- 度量衡器又ハ計量器ノ製作、修葺又ハ販賣營業ノ免許狀ニ  
關スル手数料 [明四二、農令三一]……………一八六
- 産業組合法 [明三三、法三四]……………一八七
- 昭和七年法律第三十號産業組合法中改正法律附則第二條ノ  
産業組合又ハ産業組合聯合會ノ組織變更ニ關スル件 [昭  
七、勅二七六]……………二〇〇
- 産業組合法施行規則 [大八、廳令二〇]……………二〇〇
- 産業組合法施行ニ關スル件 [大四、廳令一三]……………二一〇
- 産業組合及産業組合聯合會ニ關スル取扱心得 [大四、廳訓  
一五]……………二一一
- 産業組合法ニ依リ設立スル産業組合ノ模範定款 [昭六、告  
示二八]……………二二三
- 産業組合又ハ産業組合聯合會ニ於テ設備スヘキ帳簿様式  
[昭五、告示二五三]……………二三七

[樺法]





第十類 商工

トス

第十條 金銀貨幣量目ノ公差ハ左ノ如シ

- 一 金貨幣二十圓ハ每片〇・〇三二四グラム一千枚毎ニ三・一一二五グラム十圓ハ每片〇・〇二二六八グラム一千枚毎ニ二・三二五グラム五圓ハ每片〇・〇一六二二グラム一千枚毎ニ一・五三七五グラムトス
- 二 銀貨幣五十錢ハ每片〇・〇六四二二グラム一千枚毎ニ三・九九九七五グラム二十錢ハ每片〇・〇四〇一二グラム一千枚毎ニ一・九九九八七グラムトス

第十一條 金貨幣ノ通用最輕量目ハ二十圓金貨幣一六・五七五グラム十圓金貨幣八・二八七五グラム五圓金貨幣四・一四三七五グラムトス

第十二條 金貨幣ニシテ磨損ノ爲通用最輕量目ヲ下ルモノ及銀貨幣ニツケル貨幣又ハ青銅貨幣ニシテ著シク磨損シタルモノ其ノ他流通不便ノ貨幣ハ其ノ額面價格ヲ以テ無手数料ニテ政府ニ於テ之ヲ引換フヘシ

第十三條 貨幣ニシテ模様ノ認識シ難キモノ又ハ私ニ極印ヲ爲シ其ノ他故意ニ毀傷セリト認ムルモノハ貨幣タルノ效用ナキモノトス

第十四條 金地金ヲ輪納シ金貨幣ノ製造ヲ請フ者アルトキハ政府ハ其ノ請求ニ應スヘシ

附則

第十五條 從來發行ノ金貨幣ハ此ノ法律ニ依リ發行スル金貨幣ノ倍位ニ通用スヘシ

第十六條 從來發行ノ一圓銀貨幣ハ金貨幣一圓ノ割合ヲ以テ政府ノ都合ニ依リ漸次之ヲ引換フヘシ

〔前項引換ノ終了マテハ金貨幣一圓ノ割合ヲ以テ無制限ニ法貨トシテ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來發行ノ銀貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來發行ノ白銅貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ

國債ノ價額計算ニ關スル件

昭和七年六月三十日 法律第十六號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル國債ノ價額計算ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム (總、大、大臣副署) 國債ノ價額ヲ財產目錄ニ記載スルニハ商法第二十六條第二項ノ規定ニ拘ラズ大藏大臣ノ告示スル標準發行價格ニ依ルコトヲ得但シ其ノ取得ノ際ニ於ケル時價ヲ超ユルコトヲ得ズ 前項ノ規定ハ外國ニ於テ發行シタル國債ニハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年法律第二十號ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ際所有スル國債ニシテ最終ノ財產目錄調製前ニ取得シタルモノハ第一項但書ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ最終ノ財產目錄調製ノ時ニ於テ取得シタルモノト看做ス

第十類 商工

二

〔其ノ通用ヲ許シ通用禁止ノ場合ニ於テハ六箇月以前ニ勅令ヲ以テ之ヲ公布スヘシ〕 通用禁止ノ翌日ヨリ起算シ滿五箇年内ニ引換ヲ請求セサルトキハ爾後地金トシテ取扱フヘシ

第十七條 從來發行ノ五錢銀貨幣及銅貨幣ハ從前ノ通り通用スヘシ

第十八條 此ノ法律發布以後ハ一圓銀貨幣ノ製造ヲ廢ス但シ右期日以前ニ政府ニ輪納シタル銀地金ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 此ノ法律ニ低額スル從前ノ法令ハ總テ之ヲ廢止ス

第二十條 此ノ法律ハ第十八條ヲ除ク外明治三十年十月一日ヨリ施行ス

附則 明治三十九年法律第二十六號

本法ハ明治三十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來發行ノ銀貨幣ハ從前ノ通り通用スヘシ

附則 明治四十年法律第六號

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來發行ノ十錢銀貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ

附則 大正五年法律第八號

本法ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來發行ノ白銅貨幣及青銅貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ

附則 大正七年法律第四十二號

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來發行ノ銀貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ

附則 大正九年法律第五號

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來發行ノ十錢銀貨幣及五錢白銅貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ

〔權法〕

銀行法

昭和二年三月三十日 法律第二十一號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル銀行法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム (總、大、大臣副署)

銀行法

第一條 左ニ掲グル業務ヲ營ム者ハ之ヲ銀行トス

一 預金ノ受入ト金錢ノ貸付又ハ手形ノ割引トヲ併セ爲スコト

二 爲替取引ヲ爲スコト

營業トシテ預金ノ受入ヲ爲ス者ハ之ヲ銀行ト看做ス

第二條 銀行業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

第三條 銀行業ハ資本金百萬圓以上ノ株式會社ニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ但シ勅令ヲ以テ指定スル地域ニ本店又ハ支店ヲ有スル銀行ノ資本金ハ二百萬圓ヲ下ルコトヲ得ズ 前項但書ノ規定ニ依リ地域ノ指定アリタル場合ニ於テ其ノ地域ニ本店又ハ支店ヲ有スル銀行ニシテ資本金二百萬圓未滿ノモノハ指定ノ日ヨリ五年ヲ限り前項但書ノ資本金ニ依ラザルコトヲ得

第四條 銀行ハ其ノ商號中ニ銀行ナル文字ヲ用フベシ 銀行ニ非ザルモノハ其ノ商號中ニ銀行タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第五條 銀行ハ擔保附社債信託法ニ依リ擔保附社債ニ關スル信託業ヲ營ミ又ハ保護預リ其ノ他ノ銀行業ニ附隨スル業務ヲ營ムノ外他ノ業務ヲ營ムコトヲ得ズ

三

第十類 商工

第六條 銀行ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

一 商號ヲ變更セントスルトキ

二 資本金ヲ變更セントスルトキ

三 支店其ノ他ノ營業所又ハ代理店ヲ設置セントスルトキ

四 本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更セントスルトキ

五 支店以外ノ營業所ヲ支店ニ變更セントスルトキ

第七條 銀行ハ代理店主ヲシテ其ノ代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他ノ從タル營業所又ハ復代理店ヲ設ケシムルコトヲ得ズ

銀行ノ代理店主ハ其ノ代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他ノ從タル營業所又ハ復代理店ヲ設ケタルコトヲ得ズ

第八條 銀行ハ資本ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツベシ

第九條 銀行ノ營業年度ハ一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トス

第十條 銀行ハ營業年度毎ニ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十一條 銀行ハ營業年度毎ニ主務大臣ノ定ムル様式ニ依リ貸借對照表ヲ作成シテ之ヲ公告スベシ

第十二條 銀行ノ監査役ハ銀行ノ業務及財産ノ狀況ニ關スル調査ノ結果ヲ記載シタル監査書ヲ每營業年度二回作成シテ之ヲ本店ニ備ヘ置クベシ

第十三條 銀行ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ガ他ノ會社ノ常務ニ從事セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十四條 銀行ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ效力ヲ

生ゼズ

第十五條 銀行ガ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第七十八條第二項ノ規定ニ依リテ爲スベキ催告ハ預金者ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ要セズ

第十六條 銀行ガ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第七十八條第二項但書ノ期間ハ一月迄之ヲ下スコトヲ得合併ニ因ル株式併合ノ場合ニ於テ商法第二百二十條ノ二但書ノ期間ニ付亦同ジ

第十七條 銀行ガ合併ニ因リテ貯蓄銀行法第一條第一項ノ業務ニ關スル契約ニ基テ權利義務ヲ承繼シタル場合ニ於テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ妨ケズ

貯蓄銀行法第九條、第十條及第十五條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十八條 銀行ノ休日ハ祭日、祝日、日曜日其ノ他銀行ノ營業所所在地ニ行ハルル一般ノ休日ニ限ル

銀行ガ天災其ノ他避クベカラザル事變ニ因リ臨時ニ休業スルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公告シ地方長官ニ届出ツベシ

第十九條 銀行ガ預金ノ携便ヲ停止スルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公告シ事由ヲ具シテ主務大臣ニ届出ツベシ

第二十條 主務大臣ハ何時ニテモ銀行ヲシテ其ノ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ監査書其ノ他ノ書類帳簿ヲ提出セシムルコトヲ得

第二十一條 主務大臣ハ何時ニテモ部下ノ官吏ニ命ジテ銀行ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十二條 主務大臣ハ銀行ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ必要ト認ムル

〔轉法〕

トキハ業務ノ停止又ハ財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 銀行ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役、監査役ノ改任ヲ命ジ又ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ業務ノ停止ヲ命ゼラレタル銀行ニ對シ其ノ整理ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十五條 銀行業ノ廢止又ハ銀行ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十六條 銀行ガ其ノ目的ヲ變更シ他ノ業務ヲ營ム會社トシテ存續スル場合ニ於テハ銀行ニ關スル事務ヲ管理スル主務大臣ハ其ノ會社ガ預金債務ヲ完済スルニ至ル迄財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得合併ニ因リ銀行ニ非ザル會社ガ銀行ノ預金債務ヲ承繼シタル場合亦同ジ

第二十條及第二十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 銀行ガ營業ノ免許ヲ取消サレタルトキハ之ニ因リテ解散ス前項ノ場合ニ於テ清算人ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ裁判所ノ之ヲ選任ス其ノ清算人ノ解任亦同ジ

第二十八條 前條ノ場合ヲ除ク外裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ清算人ヲ解任シタルトキハ裁判所ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第二十九條 裁判所ハ銀行ノ清算事務及財産ノ狀況ヲ検査シ、財産ノ供

〔轉法〕

託ヲ命ジ其ノ他清算ノ監督ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十條 銀行ノ清算、破産又ハ強制和議ノ場合ニ於テ裁判所ハ銀行ノ検査監督ニ從事スル官吏ニ對シ意見ヲ求メ又ハ検査若ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

第三十一條 銀行ノ清算、破産又ハ強制和議ノ場合ニ於テ銀行ノ検査監督ニ從事スル官吏ハ裁判所ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第三十二條 本法施行地外ニ本店ヲ有スル銀行ガ本法施行地内ニ支店、出張所又ハ代理店ヲ設ケ銀行業ヲ營マントスルトキハ各營業所毎ニ代表者ヲ定メ第二條ノ規定ニ依リ免許ヲ受クベシ

前項ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタルトキハ該營業所ハ本法ノ適用ニ付之ヲ銀行ト看做ス此ノ場合ニ於テハ第三條乃至第六條、第八條、第十二條乃至第十七條、第二十五條及第二十七條乃至前條ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設ケタルコトヲ得

第一項ノ免許ニ付テハ主務大臣ハ特ニ必要ナル制限ヲ附スルコトヲ得

第三十三條 主務大臣ノ免許ヲ受ケズシテ銀行業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 左ノ場合ニ於テハ取締役、監査役、支配人、清算人又ハ本法施行地外ニ本店ヲ有スル銀行ノ本法施行地ニ於ケル代表者ヲ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 業務報告書又ハ監査書ノ不實ノ記載、虚偽ノ公告其ノ他ノ方法ニ依リ官廳又ハ公衆ヲ欺罔シタルトキ

二 本法ニ依ル検査ニ際シ帳簿書類ノ隠蔽、不實ノ申立其ノ他ノ方法ニ依リ検査ヲ妨ゲタルトキ

第十類 商工

**第三十五條** 左ノ場合ニ於テハ取締役、監査役、支配人、代理店主(代理店主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役其ノ他法人ノ代表者又ハ外國會社ノ代表者)、清算人又ハ本法施行地外ニ本店ヲ有スル銀行ノ本法施行地ニ於ケル代表者ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 第五條乃至第八條又ハ第十三條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第十七條ニ於テ準用スル貯蓄銀行法第九條ノ規定ニ違反シタルトキ

三 本法ニ依リ銀行ニ備ヘ置クベキ書類ノ備付若ハ主務大臣ニ提出スベキ書類ノ提出ヲ怠リ、之ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ之ニ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ

四 本法ニ定メタル届出若ハ公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不實ノ届出若ハ公告ヲ爲シタルトキ

五 第二十二條、第二十三條、第二十六條又ハ第二十九條ノ規定ニ依リ主務大臣又ハ裁判所ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

六 本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

**第三十六條** 第四條第二項ノ規定ニ違反シタル者八十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

**第三十七條** 銀行ガ本法ニ依リ爲スベキ公告ハ新聞紙ニ依ルベシ

**附則**

**第三十八條** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和二年十一月勅令第百二十六號ヲ以テ同三年一月一日ヨリ施行)

**第三十九條** 銀行條例ハ之ヲ廢止ス

舊法ニ依リテ營業ノ認可ヲ受ケタル銀行ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ第四十條及第四十一條ノ定ムル制限ニ從ヒ本法ニ依リテ免許ヲ受ケタル銀行ト看做ス

舊法ニ依リテ爲シタル認可、處分其ノ他ノ行為ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

**第四十條** 前條第二項ノ銀行ニシテ株式會社又ハ外國銀行以外ノモノハ本法施行後五年ヲ限リ仍其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得

商法施行前ニ設立シタル合資會社ニシテ舊法ニ依リ營業ノ認可ヲ受ケタル銀行ガ本法施行後五年内ニ其ノ組織ヲ變更シ又ハ合併ニ因リ株式會社ト爲リタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ組織變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

**第四十一條** 第三十九條第二項ノ銀行ノ資本金ニ付テハ本法施行後五年ヲ限リ第三條第一項本文ノ規定ヲ適用セズ第三十九條第二項ノ銀行ノ合併ニ因リテ設立シタル銀行ノ資本金ニ付亦同ジ

命令ヲ以テ定ムル人口一萬未滿ノ地ニ本法施行ノ際現ニ本店ヲ有スル銀行ニ付テハ第三條第一項本文ノ規定ヲ適用セズ但シ其ノ資本金ハ本法施行後五年内ニ五十萬圓以上ト爲スコトヲ要ス

**第四十二條** 本法施行ノ際現ニ銀行ニシテ其ノ商號中ニ銀行ナル文字ヲ用ヒザルモノ及銀行ニ非ズシテ其ノ商號中ニ銀行タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルモノニ付テハ本法施行後六月ヲ限リ第四條ノ規定ヲ適用セズ

[釋法]

**第四十三條** 本法施行ノ際現ニ第五條ノ業務以外ノ業務ヲ營ム銀行ハ本法施行後五年ヲ限リ仍其ノ業務ヲ繼續スルコトヲ得

**第四十四條** 第三十九條第二項ノ銀行ノ本法施行ノ際現ニ有スル本店及支店以外ノ營業所又ハ代理店ハ本法施行後一年内ニ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ之ヲ存置スルコトヲ得ズ

前項ノ認可申請書ハ本法施行後三月内ニ主務大臣ニ提出スベシ

**第四十五條** 本法施行ノ際現ニ銀行ノ業務ニ從事スル取締役又ハ支配人ニシテ他ノ會社ノ業務ニ從事スル者ハ本法施行後一年ヲ限リ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ引續キ其ノ會社ノ業務ニ從事スルコトヲ得

**第四十六條** 第三十九條第二項ノ銀行ニシテ株式會社又ハ外國銀行以外ノモノノ業務廢止ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ

**第四十七條** 本法中取締役ニ關スル規定ハ第三十九條第二項ノ銀行ニシテ株式會社又ハ外國銀行以外ノモノニ付テハ其ノ營業主(營業主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員)ニ之ヲ準用ス

**貯蓄銀行法** 大正十年四月十四日 法律第七十四號

改正 昭和二年三月法律第二四號、六年四月四一號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル貯蓄銀行法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

貯蓄銀行法

**第一條** 左ニ掲クル業務ヲ營ム者ハ之ヲ貯蓄銀行トス

第十類 商工

(總、大、大臣署名)

一 複利ノ方法ニ依リ預金ヲ受入ルルコト

二 一回十圓未滿ノ金額ヲ預金トシテ受入ルルコト

三 豫メ拂戻ノ期限ヲ定メ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ預金ヲ受入ルルコト

四 期限ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲ爲スコトヲ約シ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ金額ヲ受入ルルコト

貯蓄銀行ニ非サルモノハ前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得ズ但シ貯蓄銀行ニ非サル銀行カ預金取引ヲ有スル者ヨリ其ノ者トノ取引ノ結果生シタル十圓未滿ノ金額ヲ其ノ預金ニ受入レ又ハ小切手ニ依リ支拂ヲ爲スヘキ預金取引ヲ有スル者ヨリ十圓未滿ノ金額ヲ其ノ預金ニ受入ルル場合ハ此ノ限ニ在ラス

**第二條** 貯蓄銀行業ハ主務大臣ノ免許ヲ受ケタルニ非ザレハ之ヲ營ムコトヲ得ズ

前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ定款及業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ主務大臣ニ提出スヘシ

**第三條** 貯蓄銀行業ハ資本金五十萬圓以上ノ株式會社ニ非ザレハ之ヲ營ムコトヲ得ズ

**第四條** 貯蓄銀行ハ其ノ商號中ニ貯蓄銀行ナル文字ヲ用ウヘシ

貯蓄銀行ニ非サルモノハ其ノ商號中ニ貯蓄銀行タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ズ

**第五條** 貯蓄銀行ハ第一條第一項ノ業務ノ外左ニ掲クル業務ヲ併セ營ムコトヲ得

一 定期預り金

第十類 商工

- 二 保護預り
- 三 債權ノ取立
- 四 公共團體又ハ産業組合ノ金銭出納事務ノ取扱
- 五 公共團體又ハ産業組合ヨリノ要求携預リ金
- 六 國債、地方債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券ノ割賦販賣
- 七 國債其ノ他前號ニ掲タル有價證券ノ募集又ハ其ノ元利金支拂ノ取扱

第六條 貯蓄銀行ハ本法ニ規定セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第七條 貯蓄銀行カ貯蓄銀行ノ營ムコトヲ得サル業務ニ關スル契約ニ基テ權利義務ヲ合併ニ因リテ承繼シタル場合ニ於テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ノ屬スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ妨ケス

第八條 貯蓄銀行ハ小切手ニ依リ支拂ヲ爲ス第一條第一項第一號第二號ノ預金取引ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 貯蓄銀行ハ第一條第一項及第五條第一號第五號第六號ノ規定ニ依リ受入レタル金額ノ三分ノ一以上ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スヘシ但シ供託金額中受入金額ノ五分ノ一ヲ超ユル額ニ付テハ第十一條第一項第一號ノ有價證券ヲ以テ國債ニ代フルコトヲ得

貯蓄銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ大藏省預金部ヘノ預ケ金ヲ以テ前項ノ供託ニ代フルコトヲ得

第十條 預金者、第一條第一項第四號ノ規定ニ依リ給付金ノ債權者及第五條第六號ノ規定ニ依リ有價證券ノ給付ヲ受クヘキ債權者ハ其ノ預金、

給付金及有價證券ノ給付ヲ受クヘキ債權ニ關シテハ前條ノ規定ニ依リテ供託シタル國債及有價證券並ニ供託ニ代ヘタル大藏省預金部ヘノ預ケ金ニ付テハ債權者ニ先チ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

前項ノ規定ニ依リ優先辨濟ヲ受クル範圍ハ預金額、給付金額又ハ給付ヲ受クヘキ有價證券ノ時價ヲ限度トス但シ給付金又ハ有價證券ノ給付ヲ受クヘキ債權ニシテ給付金又ハ有價證券ノ給付時期到來セサルモノニ付テハ既ニ拂込ミタル金額ヲ限度トス

第十一條 貯蓄銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ス

- 一 國債、地方債、社債又ハ株式ノ應募、引受又ハ買入
- 二 國債其ノ他前號ニ掲タル有價證券ヲ買トスル貸付
- 三 不動産ヲ抵當トスル貸付
- 四 預金者ニ對シ其ノ預金額ヲ限度トスル貸付
- 五 第一條第一項第四號ノ規定ニ依リ給付金ノ債權者ニ對シ其ノ給付金額ヲ限度トスル貸付
- 六 第五條第六號ノ規定ニ依リ有價證券ノ給付ヲ受クヘキ債權者ニ對シ既ニ拂込ミタル賦拂金ヲ限度トスル貸付
- 七 道府縣市町村ニ對スル一年内ノ貸付
- 八 割賦償還ノ方法ニ依ル二年内ノ貸付
- 九 銀行若ハ大藏省預金部ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金
- 十 主務大臣ノ定ムル所ニ依リ信託會社ヘ爲ス金銭又ハ有價證券ノ信託
- 十一 銀行又ハ信託會社ノ引受アル手形ノ買入

〔釋法〕

前項ニ規定スル社債及株式ニ付テハ其ノ種類ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條 貯蓄銀行ノ所有シ又ハ貸付金若ハ預ケ金ノ擔保トシテ受入ルル一會社ノ株式ハ該會社ノ總株式ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十三條 一人ニ對スル貸付金額ハ拂込資本金及準備金ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條第一項第三號又ハ第七號ノ規定ニ依リ貸付金ノ總額ハ各拂込資本金及準備金ノ總額ヲ、第十一條第一項第八號ノ規定ニ依リ貸付金ノ總額ハ拂込資本金及準備金ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條第一項第五號ノ貸付金額中既ニ受入レタル金額ヲ超過スル額ニ付テハ確實ナル擔保又ハ保證アルコトヲ要ス

第十一條第一項第八號ノ規定ニ依リ貸付金一人ニ付千圓以下トシ且確實ナル二人以上ノ保證アルコトヲ要ス

第十四條 一銀行ニ對スル預ケ金及其ノ銀行ノ引受ケタル手形ノ買入高ノ總額ハ第一條第一項及第五條第一號第五號第六號ノ規定ニ依リ受入金額ノ十分ノ一ヲ限度トシ且該銀行ノ拂込資本金及準備金ノ四分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス但シ其ノ總額中國債其ノ他第十一條第一項第一號ニ掲タル有價證券ヲ以テ擔保セラレタル額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九條第三項ノ規定ハ前項ノ受入金ノ額ニ付テハ準用ス

前二項ノ規定ハ一信託會社ニ對スル信託財產及其ノ信託會社ノ引受ケタル手形ノ買入高ノ總額ニ付テハ準用ス

第十五條 貯蓄銀行カ其ノ財產ヲ以テ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ第一條第一項及第五條第一號第五號第六號ノ規定ニ依リ

第十類 商工

前項ニ規定スル社債及株式ニ付テハ其ノ種類ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條 貯蓄銀行ノ所有シ又ハ貸付金若ハ預ケ金ノ擔保トシテ受入ルル一會社ノ株式ハ該會社ノ總株式ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十三條 一人ニ對スル貸付金額ハ拂込資本金及準備金ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條第一項第三號又ハ第七號ノ規定ニ依リ貸付金ノ總額ハ各拂込資本金及準備金ノ總額ヲ、第十一條第一項第八號ノ規定ニ依リ貸付金ノ總額ハ拂込資本金及準備金ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條第一項第五號ノ貸付金額中既ニ受入レタル金額ヲ超過スル額ニ付テハ確實ナル擔保又ハ保證アルコトヲ要ス

第十一條第一項第八號ノ規定ニ依リ貸付金一人ニ付千圓以下トシ且確實ナル二人以上ノ保證アルコトヲ要ス

第十四條 一銀行ニ對スル預ケ金及其ノ銀行ノ引受ケタル手形ノ買入高ノ總額ハ第一條第一項及第五條第一號第五號第六號ノ規定ニ依リ受入金額ノ十分ノ一ヲ限度トシ且該銀行ノ拂込資本金及準備金ノ四分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス但シ其ノ總額中國債其ノ他第十一條第一項第一號ニ掲タル有價證券ヲ以テ擔保セラレタル額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九條第三項ノ規定ハ前項ノ受入金ノ額ニ付テハ準用ス

前二項ノ規定ハ一信託會社ニ對スル信託財產及其ノ信託會社ノ引受ケタル手形ノ買入高ノ總額ニ付テハ準用ス

第十五條 貯蓄銀行カ其ノ財產ヲ以テ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ第一條第一項及第五條第一號第五號第六號ノ規定ニ依リ

〔釋法〕

契約ニ基テ銀行ノ債務ニ付各取締役ハ連帶シテ其ノ辨償ノ責ニ任ス

前項ノ責任ハ取締役ノ退任登記前ノ債務ニ付退任登記後二年間仍存續ス

第十六條 貯蓄銀行ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

- 一 定款ヲ變更セムトスルトキ
- 二 業務ノ種類又ハ方法ヲ變更セムトスルトキ
- 三 主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ業務ノ種類若ハ方法ヲ制限シ又ハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十七條 有價證券割賦販賣法ハ第一條及第八條乃至第十一條ノ規定ニ依リ貯蓄銀行ニシテ第五條第六號ノ業務ヲ營ム者ニ付テハ適用ス

第十八條 主務大臣ノ免許ヲ受ケスシテ貯蓄銀行業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 左ノ場合ニ於テハ貯蓄銀行ノ取締役、監査役又ハ清算人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 第六條、第八條、第九條、第十一條乃至第十四條及第十六條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 第十六條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ
- 三 有價證券割賦販賣法第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

第二十條 第四條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十一條 本法ニ別段ノ規定ヲ設ケサル事項ニ付テハ銀行法ニ依リ銀行法第十五條又ハ第二十六條ノ規定ノ適用ニ付テハ第一條第一項第

四號ノ規定ニ依ル給付金及第五條第六號ノ規定ニ依リ給付ヲ爲スヘキ有價證券ハ之ヲ預金ト看做ス  
第二十二條 貯蓄銀行業ヲ營ム者ニハ其ノ納付スヘキ營業收益税額ノ二分ノ一ヲ免除ス

附則

第二十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十年六月勅令第二百八十四號ヲ以テ十一月一日ヨリ施行)  
第二十四條 貯蓄銀行條例ハ之ヲ廢止ス  
舊法ニ依リテ營業ノ認可ヲ受ケタル貯蓄銀行ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依リテ免許ヲ受ケタル貯蓄銀行ト看做ス  
舊法ニ依リテ爲シタル認可、處分其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス  
第二十五條 前條第二項ノ貯蓄銀行ノ資本金ニ付テハ本法施行後五年ヲ限リ仍舊法ニ依ル  
第二十六條 第二十四條第二項ノ貯蓄銀行ニシテ現ニ其ノ商號中ニ貯蓄銀行又ハ貯金銀行ナル文字ヲ用ウルモノニ限リ第四條第一項ノ規定ニ拘ラス仍其ノ商號ヲ用ウルコトヲ得  
第二十七條 第二十四條第二項ノ貯蓄銀行カ第九條ノ規定ニ依リテ爲スヘキ供託ニ付テハ本法施行後二年ヲ限リ仍舊法ニ依ル但シ其ノ期間内ニ於テ新ニ供託ヲ爲ス場合ニ於テハ第一條第一項ノ規定ニ依リ受入レタル金額ノ四分ノ一迄ハ國債ニ限ル  
第二十八條 本法施行前貯蓄銀行ノ爲シタル契約ニシテ本法ニ依リ貯蓄銀行ノ爲スコトヲ得サル業務ニ屬スルモノニ付テハ其ノ契約ノ完了ス

四號仍其ノ契約ノ屬スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得  
第二十九條 本法施行ノ際現ニ貯蓄銀行ノ所有スル公債、社債又ハ株式ニシテ第十一條第一項第一號ノ規定ニ依リ應募、引受又ハ買入ヲ爲スコトヲ得サルモノハ本法施行後三年ヲ限リ仍之ヲ所有スルコトヲ得  
本法施行ノ際現ニ貯蓄銀行ノ所有スル株式ニシテ第十二條ノ規定ニ依ル限度ヲ超ユルモノニ付テハ本法施行後三年内ニ之ヲ其ノ限度ニ適合セシムヘシ  
第三十條 本法施行ノ際一銀行ニ對スル預ケ金及其ノ銀行ノ引受ケタル手形ノ買入高ノ總額カ第十四條第一項ノ規定ニ依ル限度ヲ超ユル場合ニ於テハ本法施行後二年内ニ之ヲ其ノ限度ニ適合セシムヘシ  
第三十一條 貯蓄銀行ノ取締役ニシテ本法施行前退任シタル者ノ貯蓄銀行條例第三條ノ規定ニ依ル責任ニ付テハ仍舊法ニ依ル  
第三十二條 本法施行前貯蓄銀行條例第一條ノ事業ヲ廢止シタル者ハ既ニ締結シタル契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ノ屬スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ貯蓄銀行條例第三條乃至第六條ノ二及第九條ノ二ノ規定ヲ準用ス  
第三十三條 本法施行ノ際貯蓄銀行ニ非スシテ現ニ大正四年法律第二十號附則第四項ノ規定ニ依リ本法第一條第一項第三號第四號ノ業務ヲ繼續スル者ニ關シテハ仍舊法ニ依ル

〔補法〕

擔保附社債信託法

明治三十八年三月十三日  
法律第五十二號

改正 明治三十八年四月法律二十九號、四十五年四月一四號、大正二年二月三號、一一年四月六號、昭和八年四月四號  
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル擔保附社債信託法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總大臣副署)  
擔保附社債信託法

第一章 總則

第一條 本法ニ於テ信託會社ト稱スルハ擔保附社債ニ關スル信託事業ヲ營ム會社ヲ謂フ  
第二條 社債ニ物上擔保ヲ附セムトスルトキハ其ノ社債ヲ發行スル會社ト信託會社トノ信託契約ニ從ヒ之ヲ發行スヘシ  
第三條 本法ニ依ル信託ノ引受ハ之ヲ商行爲トス  
第四條 社債ニ附スルコトヲ得ヘキ物上擔保ハ左ニ掲グルモノニ限ル  
一 動産  
二 證書アル債權  
三 不動産  
四 船舶  
五 鐵道  
六 工場  
七 礦業  
八 軌道  
第七類 商工

〔補法〕

九 運河  
十 漁業  
十一 自動車交通事業  
第十二條 擔保附社債ニ關スル信託事業ハ特別ノ法律ニ依ル場合ヲ除クノ外主務官廳ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス  
第十三條 信託會社ハ銀行事業ヲ除クノ外他ノ事業ヲ兼スルコトヲ得ス但シ銀行事業ヲ兼セサル株式會社ニ在リテハ信託業法ニ依リ信託業ヲ營ムコトヲ得  
第十四條 信託會社ノ資本又ハ金錢ヲ目的トスル出資ノ總額ハ百萬圓ヲ下ルコトヲ得ス  
第十五條 信託會社ハ資本又ハ金錢ヲ目的トスル出資ノ拂込金額カ五十萬圓ニ達スル迄其ノ事業ニ著手スルコトヲ得ス  
第十六條 信託ノ業務ハ主務官廳ノ監督ニ屬ス  
第十七條 主務官廳ハ何時ニテモ信託會社ヲシテ其ノ事業ノ報告ヲ爲サシメ又ハ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得  
第十八條 主務官廳ハ信託會社ノ業務又ハ會社財産ノ狀況カ信託事業ノ執行ニ適セスト認ムルトキハ其ノ事業ノ停止又ハ業務執行方法ノ變更ヲ命シ其ノ他委託會社及社債權者ノ利益ヲ保護スルニ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得  
第十九條 信託會社カ法令、定款若ハ主務官廳ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務官廳ハ其ノ事業ノ停止若ハ取締役ノ改選ヲ命シ又ハ免許ヲ取消スコトヲ得  
第二十條 擔保附社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル會社ハ免許ノ取消

ニ因リテ解散ス

第十四條 信託會社カ免許ノ取消ニ因リテ解散シタルトキハ主務官廳ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス

第十五條 商法第八十八條、第八十九條、第九十六條第二項、第百條、第二百二十六條第二項、第二百二十八條第二項又ハ第二百三十二條ニ定ムル清算人ノ選任又ハ解任ハ主務官廳ニ於テ之ヲ爲ス

商法第二百二十八條第二項ニ依リ請求ハ委託會社又ハ社債權者集會ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得

第十六條 信託會社ノ清算ハ主務官廳ノ監督ニ屬ス

主務官廳ハ何時ニテモ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲スコトヲ得

第十七條 外國ニ於テ物上擔保附社債ヲ募集セムトスル會社ハ主務官廳ノ許可ヲ受ケ外國會社ト信託契約ヲ締結スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ信託ヲ引受ケタル外國會社カ日本ニ支店ヲ有セザルトキハ日本ニ於ケル代表者ヲ定ムヘシ

商事會社ハ前項ノ代表者タルコトヲ得

第二項ノ規定ニ依リ代表者ヲ定メタルトキハ遲滞ナク其ノ氏名及住所又ハ商號及本店ヲ主務官廳ニ届出ヘシ

日本ニ於ケル外國會社ノ代表者ハ信託事務ニ關シテハ信託會社ノ取締役又ハ之ヲ代表スル社員ト同一ノ權限ヲ有ス

第二章 信託證書

第十八條 信託契約ハ信託證書ニ依リ之ヲ締結スヘシ

第十九條 信託證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ委託會社及受託會社ノ代表者之ニ署名スヘシ

一 委託會社及受託會社ノ商號

二 社債ノ總額

三 各社債ノ金額

四 社債發行ノ價額又ハ其ノ最低價額

五 社債ノ利率

六 社債償還ノ方法及期限

七 利息支拂ノ方法及期限

八 債券ニ記載スヘキ事項ノ表示及利札附ナルトキハ其ノ旨ノ表示

九 擔保ノ種類、目的物、順位、先順位ノ擔保ヲ附シタル債權ノ金額

其ノ他目的物ニ關シ擔保權者ニ對抗スルコトヲ得ヘキ權利ノ表示

十 第三十二條ニ依リ社債ナルトキハ其ノ事實及各會社ノ負擔部分

十一 委託及受託ノ表示

十二 證書作成ノ年月日

第十九條ノ二 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テハ信託證書ニハ前條第三號乃至第八號ニ掲ケタル事項ニ代ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示

二 社債ノ利率ノ最高限度

信託契約ニ於テ第一回又ハ其ノ後ニ發行スル社債ニ付發行金額及前條

第三號乃至第八號ニ掲ケタル事項ヲ定メタルトキハ其ノ事項ヲモ記載スヘシ

第十九條ノ三 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テ信託契約ニ

前條第二項ノ事項ヲ定メザルトキハ委託會社ハ受託會社トノ契約ヲ以

〔釋法〕

テ其ノ發行毎ニ之ヲ定ムヘシ

前項ノ契約ハ信託契約ト同一ノ效力ヲ有ス

第十九條ノ四 前條第一項ノ契約ハ委託會社及受託會社ノ代表者ノ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第七十七條第二項ノ規定ハ前項ノ契約證書ニ之ヲ準用ス

第十九條ノ五 各社債ノ金額ハ社債ノ總額ニ付均一ナルカ又ハ最低額ヲ以テ整除シ得ヘキモノナルコトヲ要ス

第二十條 信託證書ハ委託會社及受託會社ニ於テ各自其ノ一通ヲ保存スヘシ

前項ノ信託證書ハ其ノ原本ヲ本店ニ、其ノ謄本ヲ各支店ニ備置クヘシ

第二十一條 信託證書ノ原本又ハ謄本ハ委託會社ノ株主、債權者又ハ社債應募者ノ請求アルトキハ營業時間内何時ニテモ之ヲ閱覽セシムヘシ

第三章 社債募集

第二十二條 信託契約ニ依リ物上擔保附社債ヲ募集スル會社ハ左ノ事項ヲ公告スヘシ

一 第十九條第一號乃至第七號及第十號ニ掲ケタル事項

二 物上擔保附社債ナルコト

三 信託證書ノ表示

四 擔保ノ價格ヲ知ラシムルニ必要ナル程度ニ於テ第十九條第九號ニ掲ケタル事項ノ概要ノ表示

四ノ二 受託會社カ擔保ノ價格ニ付調査シタル結果ノ表示

五 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘサル總額

六 會社ノ資本及拂込ミタル株金ノ總額

第十類 商工

〔釋法〕

七 最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ノ額

八 信託證書若ハ其ノ謄本ヲ應募者ノ閱覽ニ供スヘキ時及場所

社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲモ公告スヘシ但シ第十九條第三號乃至第七號ニ掲ケタル

事項ハ其ノ同ニ發行スル社債ニ關スルモノトス

一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示及其ノ同ノ發行金額

二 既ニ發行ニ係ル毎回ノ金額、其ノ未償還額並未償還額ノ利率及償還期限

三 其ノ同ノ發行ニ付第十九條ノ四第一項ノ契約證書アルトキハ其ノ證書ノ表示

四 前條ニ掲ケタル契約證書若ハ其ノ謄本ヲ應募者ノ閱覽ニ供スヘキ時及場所

前二項ノ公告ハ受託會社ノ承認ヲ得テ之ヲ爲スヘシ

第二十三條 委託會社ハ信託契約ニ依リ社債ノ募集ヲ受託會社ニ委任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ信託契約ニ別段ノ定ナキトキハ受託會社ハ

債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第二十四條 前條ノ場合ニ於テハ第二十二條ニ掲ケタル公告ハ受託會社ニ於テ之ヲ爲スヘシ

前項ノ公告ニハ受託會社カ委託會社ニ代リテ社債ノ募集ヲ爲ス旨ヲ記載スヘシ

第二十五條 受託會社ハ信託契約ノ定ムル所ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第二十二條及前條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ要セス

第二十六條 前條第一項ノ場合ニ於テ受託會社ハ其ノ引受ケタル社債ヲ分割シテ之ニ相當スル債券ノ發行ヲ委託會社ニ請求スルコトヲ得

第二十七條 受託會社カ第二十五條第一項ニ依リ引受ケタル社債ヲ讓渡サルトキハ其ノ旨ヲ公告スヘシ

第二十八條 受託會社カ前條ノ規定ニ依リ社債ヲ讓渡シタル場合ニ於テハ委託會社ニ代リテ其ノ社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第二十九條 委託會社又ハ受託會社ハ信託契約ノ定ムル所ニ從ヒ第三者ヲシテ社債ノ總額ヲ引受ケシムルコトヲ得

第三十條 第二十五條第二項、第二十七條第一項、第二項及第二十八條ノ規定ハ前條第一項ニ依リ第三者カ社債ノ總額ヲ引受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

ヲ準用ス

前條第一項ニ依リ第三者カ社債ノ總額ヲ引受ケタル場合ニ於テハ其ノ第三者カ擔保ノ價格ニ付調査シタル結果ノ表示ヲ以テ第二十二條第一項第四號ノ二ニ掲ケタル事項ニ代フルコトヲ得

第三十一條 委託會社又ハ受託會社ハ信託證書ノ原本ヲ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニ交付スヘシ

第三十二條 前項ノ原本ハ委託會社又ハ受託會社ノ代表者之ニ署名シテ原本ト相違ナキコトヲ認證スヘシ

第三十三條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第三十四條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第三十五條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第三十六條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第三十七條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第三十八條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第三十九條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第四十條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第四十一條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第四十二條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第四十三條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第四十四條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第四十五條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第四十六條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第四十七條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第四十八條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第四十九條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第五十條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第五十一條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第五十二條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第五十三條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第五十四條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第五十五條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第五十六條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第五十七條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第三十三條ノ二 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テハ其ノ各回ノ發行金額ノ引受ヲ以テ社債ノ總額ノ引受トス

第三十四條 委託會社ハ商法第二百四條ノ三第一項ノ規定ニ從ヒ左ノ事項ヲ登記スヘシ

一 第十九條第一號乃至第三號、第五號乃至第七號、第九號及第十號ニ掲ケタル事項

二 第二十二條第一項第二號及第三號ニ掲ケタル事項

三 第二十三條ニ依ル委任又ハ第二十五條第一項ニ依リ引受アリタルトキハ其ノ事實

四 第二十九條第一項ニ依リ引受アリタルトキハ其ノ事實及引受人ノ氏名又ハ商號

社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テハ其ノ第一回ノ發行ニ付テハ前項ニ掲ケタル事項ノ外第二十二條第二項第一號及第三號ニ掲ケタル事項ヲモ登記シ第二回以後ノ發行ニ付テハ其ノ回ノ發行金額並第十九條第三號、第五號乃至第七號、第二十二條第二項第三號、前項第三號及第四號ニ掲ケタル事項ヲ其ノ發行毎ニ登記スヘシ



第四十一條 委託會社ハ社債原簿ノ謄本ヲ作成シテ之ヲ受託會社ニ交付スヘシ

前項ノ謄本ハ委託會社ノ取締役又ハ之ヲ代表スル社員之ニ署名シテ原本ト相違ナキコトヲ認證スヘシ

第四十二條 受託會社ハ前條ノ謄本ヲ其ノ本店ニ備置キ社債權者ノ請求アルトキハ營業時間内何時ニテモ之ヲ閱覽セシムヘシ

第四十三條 社債原簿ノ記載ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ都度委託會社ハ取締役又ハ之ヲ代表スル社員ノ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ受託會社ニ通知スヘシ

受託會社ハ前項ノ書面ヲ受ケタルトキハ之ヲ社債原簿ノ謄本ニ添附シテ保存スヘシ

第四十四條 受託會社カ委託會社ニ代リテ債券ヲ發行シタルトキハ社債原簿ハ受託會社ニ於テ之ヲ作成シ其ノ本店ニ備置クヘシ

商法第七十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十五條 前條第一項ノ場合ニ於テハ受託會社ニ於テ社債原簿ノ謄本ヲ作成シテ之ヲ委託會社ニ交付スヘシ

第四十一條第二項、第四十二條、第四十三條及商法第七十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十六條 委託會社又ハ受託會社カ社債原簿ヲ作成シタルトキハ其ノ謄本ヲ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニ交付スヘシ

第四十七條 委託會社、受託會社又ハ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者カ社債原簿ノ記載ニ變更ヲ生スヘキ取扱ヲ爲シタルタル者ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニ通知スヘシ

額ヲ引受ケタル者カ社債原簿ノ記載ニ變更ヲ生スヘキ取扱ヲ爲シタルトキハ其ノ都度書面ヲ以テ社債原簿ヲ備フル會社ニ之ヲ通知スヘシ

第六章 社債權者集會

第四十八條 受託會社又ハ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ハ必要アルトキハ何時ニテモ社債權者集會ヲ召集スルコトヲ得

第四十九條 委託會社又ハ社債總額ノ十分ノ一ニ當ル社債權者ハ集會ノ目的及其ノ召集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ受託會社又ハ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニ提出シテ社債權者集會ノ召集ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタル者カ其ノ請求アリタル後二週間内ニ集會召集ノ手續ヲ爲ササルトキハ其ノ請求ヲ爲シタル者ハ主務官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ召集ヲ爲スコトヲ得

第五十條 第十五條第二項、第八十九條、第九十四條又ハ第九十九條ニ定メタル集會ハ社債總額ノ十分ノ一ニ當ル社債權者ニ於テ自ラ之ヲ召集スルコトヲ得

前項ノ召集ハ信託契約ニ別段ノ定ナキトキハ受託會社本店ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第九十四條又ハ第九十九條ニ定メタル集會ハ委託會社モ亦自ラ之ヲ召集スルコトヲ得

第五十一條 商法第五十六條ノ規定ハ社債權者集會ノ召集ニ之ヲ準用ス

第五十二條 社債權者集會ノ決議ハ信託契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外行使セラレタル議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス但シ第六十四條、

第六十七條第一項、第七十五條、第八十五條、第八十六條及第九十七條第一項ニ記載シタル事項ノ決議ハ記名債券ヲ有スル者及第二項ノ規定ニ依リ債券ヲ供託シタル者ノ半數以上ニシテ社債總額ノ半數以上ニ當ル社債權者カ議決權ヲ行使シタル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得

商法第六十一條第二項乃至第四項ノ規定ハ社債權者集會ノ決議ニ之ヲ準用ス

集會ニ出席セサル社債權者ハ信託契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外書面ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得

各社債權者ハ社債ノ最低金額毎ニ一箇ノ議決權ヲ有ス但シ社債ノ最低金額ノ十一倍以上ヲ有スル社債權者ノ議決權ハ信託契約ヲ以テ之ヲ制限スルコトヲ得

第五十三條 第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者又ハ其ノ代表者ハ社債權者集會ニ出席シテ發言シ又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述フルコトヲ得

第五十四條 受託會社ノ代表者ハ社債權者集會カ第八十九條第二項ニ規定シタル事項ニ付召集セラレタル場合ヲ除クノ外之ニ出席シテ發言シ又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述フルコトヲ得

第五十五條 社債權者集會ヲ召集スル者ハ前二條ニ掲ケタル者又ハ其ノ代表者ニ召集ノ通知ヲ發スヘシ

商法第五十六條第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ通知ニ之ヲ準用ス

第五十六條 社債權者集會又ハ之ヲ召集シタル者ニ於テ必要ト認ムルトキハ委託會社ニ通知シテ其ノ代表者ノ出席ヲ求ムルコトヲ得

第五十七條 社債權者集會召集ノ手續又ハ其ノ議決ノ方法カ本法又ハ信託契約ノ條款ニ違反スルトキハ委託會社、受託會社又ハ各社債權者ハ其ノ決議ノ無効ノ宣告ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ決議ノ日ヨリ一箇月内ニ之ヲ爲スヘシ

社債權者カ第一項ノ請求ヲ爲ストキハ其ノ債券ヲ供託シ且召集ヲ爲シタル者ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スヘシ

第五十八條 社債權者集會ニ於テ決議スヘキ事項ハ本法ニ規定アルモノノ外特ニ信託契約ニ定メタルモノニ限ル

第五十九條 社債權者集會ヲ召集シタル者ハ決議錄ヲ作成スヘシ

第六十條 受託會社ハ社債權者集會ノ決議錄ノ原本又ハ謄本ヲ本店及支店ニ備置クヘシ

受託會社ハ委託會社又ハ社債權者ノ請求アルトキハ營業時間内何時ニテモ前項ノ決議錄ヲ閱覽セシムヘシ

第六十一條 受託會社以外ノ者カ決議錄ヲ作成シタルトキハ自ラ其ノ原本ヲ保存シ其ノ謄本ヲ受託會社ニ交付スヘシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ謄本ニ之ヲ準用ス

第六十二條 社債權者集會ノ費用ハ受託會社又ハ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニ於テ召集シタル場合ヲ除クノ外集會ヲ召集シタル者ニ於テ之ヲ負擔ス

第六十三條 社債權者集會ノ決議ハ受託會社之ヲ執行ス但シ其ノ性質カ受託會社ニ於テ執行スルコトヲ許ササルトキハ集會ニ於テ之ヲ執行スヘキ者ヲ定ム

第六十四條 信託契約ニ別段ノ定ナキトキハ社債權者集會ニ於テ一人又

ハ數人ノ代表者ヲ選任シ其ノ決議スヘキ事項ノ決定ヲ之ニ委任スルコトヲ得

代表者ハ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者又ハ社債總額ノ千分ノ一以上ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選任ス

代表者數人アル場合ニ於テ集會ニ於テ別段ノ定ヲ爲ササルトキハ代表者ノ權限ニ屬スル事項ハ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第六十五條 代表者ハ第六十三條但書ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ權限ニ屬スル事項ヲ自ラ執行シ又ハ他人ヲシテ執行セシムルコトヲ得

第六十六條 代表者就任シタルトキハ其ノ公告ヲ爲シ委託會社、受託會社及第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニ之ヲ通知スヘシ

第六十七條 社債權者集會ハ何時ニテモ代表者ヲ解任シ又ハ其ノ權限ヲ變更スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ集會ハ其ノ公告ヲ爲シ委託會社及第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニ之ヲ通知スヘシ

第六十七條ノ二 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テ或ル回ノミノ社債權者ニ利害ノ關係アリテ其ノ他ノ回ノ社債權者ニ損害ヲ及ホササル事項ハ其ノ回ノ社債權者ノ集會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ社債權者ノ集會ニハ社債權者集會ニ關スル規定ヲ準用ス

第六十七條ノ三 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テ社債權者集會ノ決議カ或ル回ノミノ社債權者ニ損害ヲ及ホスヘキトキハ其ノ回ノ社債權者ノ集會ノ決議アルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第七十八條 信託契約ニ依ル擔保權ハ總社債權者ノ爲ニノミ之ヲ行使スルコトヲ得

第七十九條 委託會社カ定期ニ社債ノ一部ヲ償還スヘキ場合ニ於テ其ノ償還ヲ遲延シ二箇月ヲ經過シタルトキハ受託會社ハ社債權者集會ノ決議ニ依リ一定ノ期間内ニ支拂ヲ爲スヘキ旨及其ノ期間内ニ支拂ヲ爲ササルトキハ社債ノ總額ニ付期限ノ利益ヲ失ハシムル旨ヲ委託會社ニ催告スルコトヲ得

委託會社カ前項ノ期間内ニ支拂ヲ爲ササルトキハ社債ノ總額ニ付期限ノ利益ヲ失フ

第一項ノ催告ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第八十條 前條ニ依リ委託會社カ期限ノ利益ヲ失ヒタルトキハ受託會社ハ遲滞ナク之ヲ公告スヘシ但シ知レタル社債權者及第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニハ各別ニ之ヲ通知スヘシ

第八十一條 前二條ノ規定ハ委託會社カ社債ノ利息ノ支拂ヲ遲延シ三箇月ヲ經過シタル場合ニ之ヲ準用ス

第八十二條 社債カ期限ニ至リ辨濟セラレス又ハ委託會社カ社債ノ辨濟ヲ完了セスシテ解散シタルトキハ受託會社ハ遲滞ナク社債權者集會ノ決議ニ依リ擔保權ヲ實行スヘシ

民法第三百五十四條ノ規定ハ信託契約ニ依ル動産質ニ之ヲ適用セス

第八十三條 受託會社ハ總社債權者ノ爲ニ付與セラレタル執行力アル正本ニ基キ擔保物ニ付強制執行ヲ爲シ又ハ競賣法ニ依ル競賣ノ申立若ハ委任ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ債權者ニ對スル異議ハ受託會社ニ對シテ之ヲ主張ス

第七章 信託契約ノ效力

第六十八條 受託會社ハ公平且誠實ニ信託事務ヲ處理スヘシ

第六十九條 受託會社ハ委託會社及社債權者ニ對シテ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ處理スル義務ヲ負フ

第七十條 信託契約ニ依ル物上擔保ハ信託證書ニ記載シタル總社債ノ爲ニ受託會社ニ歸屬ス

受託會社ハ總社債權者ノ爲ニ擔保權ヲ保存シ且實行スルノ義務ヲ負フ

第七十一條 社債權者ハ其ノ債權額ニ應シ平等ニ擔保ノ利益ヲ享受ス

第七十二條 信託契約ニ依ル物上擔保ハ社債成立以前ニ於テモ其ノ效力ヲ生ス

第七十三條 民法第三百四十八條、第三百七十五條及商法第二百七十七條ノ規定ハ信託契約ニ依ル擔保權ニ之ヲ適用セス

第七十四條 受託會社ハ委託會社トノ契約ヲ以テ擔保ヲ追加スルコトヲ得

第七十五條 受託會社ハ社債權者集會ノ決議ニ依リ委託會社トノ契約ヲ以テ擔保ヲ變更スルコトヲ得

第七十六條 前二條ノ契約ハ信託契約ト同一ノ效力ヲ有ス

第七十七條 第七十四條及第七十五條ノ契約ハ委託會社及受託會社ノ代表者ノ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ爲シ委託會社及受託會社遲滞ナク各自之ヲ公告スヘシ但シ知レタル社債權者及第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニハ各別ニ之ヲ通知スヘシ

第二十條、第二十一條及第三十一條ノ規定ハ前項ノ契約證書ニ之ヲ準用ス

ルコトヲ得

第八十四條 受託會社ハ信託契約ニ別段ノ定ナキトキハ社債權者ノ爲ニ債權ノ辨濟ヲ得ルニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第八十五條 受託會社ハ社債權者集會ノ決議ニ依リ總社債ニ付支拂ヲ猶豫シ、不履行ニ因リテ生シタル責任ヲ免除シ又ハ和解ヲ爲スコトヲ得

第八十六條 受託會社ハ社債權者集會ノ決議ニ依リ總社債權者ノ爲ニ訴訟行爲ヲ爲シ又ハ破産手續ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

第八十七條 受託會社カ第八十二條、第八十五條又ハ前條ニ掲ケタル行爲ヲ完了シタルトキハ遲滞ナク之ヲ公告スヘシ但シ知レタル社債權者及第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニハ各別ニ之ヲ通知スヘシ

第八十八條 受託會社カ社債權者ノ爲ニ辨濟ヲ得タル金額ハ遲滞ナク債權額ニ應シテ各社債權者ニ交付スヘシ

受託會社カ前項ノ金額ヲ自己ノ爲ニ費消シタルトキハ民法第六百四十七條ノ規定ヲ準用ス

社債權者ノ確知スルコト能ハサルトキ又ハ社債權者カ受領ヲ拒ミ若ハ受領スルコト能ハサルトキハ受託會社ハ其ノ社債權者ノ爲ニ前項ノ金額ヲ供託スヘシ

受託會社ハ必要アル場合ニ於テハ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニ第一項及第三項ノ行爲ヲ委任スルコトヲ得

第八十九條 受託會社カ總社債權者ノ爲ニ爲スヘキ行爲ヲ怠リタルトキハ主務官廳ハ社債權者集會ノ申請ニ因リ特別代理人ヲ選任シテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

社債権者ト受託會社トノ利益相反スル場合ニ於テ總社債権者ノ爲ニ裁  
判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス必要アルトキ亦前項ニ同シ

第九十條 本法ニ依リ總社債権者ニ代リテ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲  
ス場合ニ於テハ各別ニ社債権者ヲ表示スルコトヲ要セス

第九十一條 受託會社ハ委託會社ニ對シ信託事務ノ處理ニ付相當ノ報酬  
ヲ請求スルコトヲ得

信託契約ニ別段ノ定ナキトキハ民法第六百四十八條第二項及第三項ノ  
規定ハ信託契約ニ之ヲ準用ス

第九十二條 委託會社ハ受託會社カ信託事務ヲ處理スルニ付正當ニ支出  
シタル一切ノ費用及支出ノ日以後ニ於ケル其ノ利息ヲ償還シ及過失ナ  
クシテ受ケタル一切ノ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ

受託會社ハ信託事務ヲ處理スルニ付要スル費用ノ前拂ヲ委託會社ニ請  
求スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニ  
關シ之ヲ準用ス

第九十三條 信託契約ニ依ル物上擔保ハ前條第一項ノ規定ニ依リ受託會  
社ニ生スヘキ債權ノ爲ニモ其ノ效力ヲ有ス

受託會社ハ前項ノ債權ニ付社債権者ニ優先シテ擔保物ヨリ辨濟ヲ受ケ  
ル權利ヲ有ス

第九十四條 受託會社カ故意若ハ過失ニ因リ物上擔保ヲ消滅セシメ又ハ  
其ノ價格ヲ減少セシメタルトキハ主務官廳ハ委託會社又ハ社債権者集  
會ノ申請ニ因リ受託會社ヲシテ相當ノ金額ヲ供託セシムルコトヲ得此  
ノ場合ニ於テハ委託會社カ供託金ノ上ニ質權ヲ設定シタルモノト看做

第九十七條ニ依ル信託事務ノ承繼ハ委託會社、前受託會社及  
新受託會社ノ代表者ノ署名シタル契約書ヲ作成スルニ因リテ其ノ效力  
ヲ生ス

前項ノ契約ヲ締結シタルトキハ各會社ハ遲滞ナク書面ヲ以テ之ヲ主務  
官廳ニ届出ヘシ

前條ニ依ル承繼ハ新受託會社ニ對スル主務官廳ノ命令書ヲ交付スルニ  
因リテ其ノ效力ヲ生ス

第九十七條 信託事務ノ承繼ハ第九十七條ニ依ル場合ニ於テハ委託會社、  
前受託會社及新受託會社、第九十條ニ依ル場合ニ於テハ委託會社及新受  
託會社遲滞ナク各自之ヲ公告スヘシ但シ知レタル社債権者及第二十九  
條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニハ各別ニ之ヲ通知スヘシ

第九十七條ニ依リ定メラレ又ハ第九十條ニ依リ選任セラレタル  
新受託會社ハ前受託會社ノ締結シタル條款ニ從ヒ信託事務ヲ處理スヘ  
シ

社債権者又ハ委託會社ノ爲ニ前受託會社ニ歸屬シタル權利義務ハ前受  
託會社ノ辭任、解任、免許ノ取消又ハ解散ノ時ニ過リテ新受託會社ニ  
移轉ス但シ前受託會社ノ契約違反又ハ不法行爲ニ因リテ生シタル責任  
ハ此ノ限ニ在ラス

第九十四條 前受託會社ノ不法處分ニ因リ質物ノ占有ヲ得タル者カ故意ナ  
リシトキハ新受託會社カ其ノ者ノ爲ニ占有ヲ奪ハレタルモノト看做ス

第九十五條 前受託會社ノ取締役、之ヲ代表スル社員、清算人又ハ破産管  
財人ハ遲滞ナク其ノ委託會社又ハ社債権者ノ爲ニ保管スル物及信託事  
務ニ關スル書類ヲ新受託會社ニ移付シ其ノ他信託事務ヲ新受託會社ニ

前項ノ實權ハ信託契約ニ依ル物上擔保ト看做ス

第九十五條 委託會社、第六十四條第一項ニ依リ選任セラレタル代表者  
又ハ社債總額ノ十分ノ一以上ニ當ル社債権者ハ何時ニテモ委託會社ニ  
於ケル擔保物保管ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ其ノ債券ヲ受託會社ニ供託スルニ非サレ  
ハ前項ノ検査ヲ爲スコトヲ得ス

第九十六條 民法第二百九十八條第三項ノ規定ハ信託契約ニ依ル實權ニ  
之ヲ準用セス

第九十七條 信託事務ノ承繼及終了

第九十七條 受託會社ハ信託契約ノ定ムル所ニ依リ又ハ委託會社及社債  
権者集會ノ同意アルトキハ信託事務ヲ承繼スヘキ會社ヲ定メテ辭任ス  
ルコトヲ得

信託事務ヲ承繼スヘキ會社カ外國會社ナルトキハ第十七條第一項ノ規  
定ヲ準用ス

第九十八條 受託會社ハ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ主務官廳ノ許  
可ヲ受ケ辭任スルコトヲ得

第九十九條 受託會社カ其ノ義務ニ違反シ又ハ信託事務ヲ處理スルニ不  
適任ナルトキ其ノ他正當ノ事由アルトキハ主務官廳ハ委託會社又ハ社  
債権者集會ノ申請ニ因リ受託會社ヲ辭任スルコトヲ得

第一百條 前二條ノ規定ニ依リ受託會社カ辭任シ若ハ解任セラレタルトキ  
又ハ免許ヲ取消サレ若ハ解散シタルトキハ主務官廳ハ更ニ受託會社ヲ  
選任シテ信託事務ヲ承繼セシムヘシ

引繼ク爲必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スヘシ

前項ニ掲ケタル引繼ヲ完了シタルトキハ各會社ハ共同シテ書面ヲ以テ  
之ヲ主務官廳ニ届出ヘシ

前項ノ圖書ニハ移付シタル物ノ目錄ヲ添附スヘシ

第一百六條 承繼ニ關スル事務ハ主務官廳ノ監督ニ屬ス

第一百六條第二項ノ規定ハ前項ノ監督ニ之ヲ準用ス

第一百七條 受託會社カ信託事務ヲ終了シタルトキハ總計算書ヲ作成シテ  
之ヲ公告スヘシ

第九十條 罰則

第九十條 第五條ノ規定ニ違反シテ擔保附社債ニ關スル信託事業ヲ營ム  
者ハ十圓以上十圓以下ノ過料ニ處ス

第九十條 左ノ場合ニ於テハ會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、清算  
人、破産管財人、第八十九條ノ特別代理人又ハ外國會社ノ代表者ヲ十  
圓以上十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第六條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第八條ノ規定ニ違反シタルトキ

三 本法ニ依ル主務官廳ノ命令ニ違反シタルトキ

四 本法ニ依ル主務官廳ノ検査ヲ妨ケタルトキ

五 第十七條第一項又ハ第九十七條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

六 本法ニ依リ債券ヲ記載スヘキ事項ニ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲  
シタルトキ

七 委託會社ニ於テ債券ヲ發行シタル場合ニ於テ第三十六條ニ定メタ  
ル手續ヲ履行セスシテ之ヲ交付シタルトキ

- 八 第七十條第二項ニ依ル擔保權ノ保存又ハ實行ヲ怠リタルトキ
- 九 第八十八條第一項又ハ同條第三項ノ規定ニ違反シタルトキ
- 十 第九十五條第一項ニ依ル検査ヲ妨ケタルトキ
- 十一 第五十五條第一項ニ定メタル事務ノ引繼ヲ怠リタルトキ
- 十二 社債權者集會ノ決議ニ依ルヘキ場合ニ於テ之ニ依ラス又ハ之ニ違反シタルトキ
- 十三 社債權者集會又ハ其ノ代表者ニ對シテ不實ノ報告ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ
- 十四 第九十九條ノ二ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
- 第一百十條 左ノ場合ニ於テハ會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、清算人、破産管財人、第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者、第六十四條ノ代表者、第八十九條ノ特別代理人又ハ外國會社ノ代表者ヲ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス
  - 一 本法ニ定メタル届出、公告若ハ通知ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告若ハ通知ヲ爲シタルトキ
  - 二 本法ニ依リ交付スヘキ書類ヲ交付セス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ
  - 三 本法ニ依リ閱覽ヲ許スヘキ書類ヲ正當ノ理由ナクシテ閱覽セシメサリシトキ
  - 四 本法ニ依リ備置クヘキ書類ヲ備置カス、之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ
- 第一百十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本章ニ定メタル過料ニ之ヲ準用ス

附則

- 第一百十二條 本法ニ依リ署名スヘキ場合ニ於テハ記名捺印ヲ以テ署名ニ代フルコトヲ得
- 第一百十三條 擔保附社債ニ關スル信託事業ヲ營ム合名會社及合資會社ノ設立登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ非訟事件手續法第七十九條第二項ニ掲ケタル書面ノ外主務官廳ノ免許書又ハ其ノ認證アル謄本ヲ添附スヘシ
- 既設ノ會社カ擔保附社債ニ關スル信託事業ヲ營ム免許ヲ受ケタルニ因リ其ノ登記ヲ申請スルトキ亦前項ニ同シ
- 第一百十四條 信託會社ノ登記スヘキ事項ニシテ主務官廳ノ免許ヲ要スルモノニ付テハ免許書ノ到達ノ日ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス
- 第一百十五條 主務官廳カ第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ依リ事業ノ停止ヲ命シ又ハ免許ヲ取消シタルトキハ登記所ハ主務官廳ノ囑託ニ因リテ其ノ登記ヲ爲スヘシ
- 第一百十六條 本法ニ依ル社債ノ登記ノ申請書ニハ非訟事件手續法第九十一條ニ掲ケタル書面ノ外信託證書及第十九條ノ四第一項ノ契約證書アルトキハ其ノ證書ヲ添附スヘシ
- 第一百十七條 本法ニ依ル社債ノ登記事項ニ變更ヲ生シタルトキハ委託會社ノ取締役又ハ之ヲ代表スル社員ハ遅滞ナク其ノ登記ヲ申請スヘシ
- 第一百十八條 信託契約ニ依ル擔保權設定ノ登記ニ付テハ受託會社ヲ登記標利者トス
- 第一百十九條 信託契約ニ依ル擔保權設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ

〔律法〕

不動産登記法第十六條又ハ第十七條ニ依ル債權額ノ記載ハ社債ノ總額ヲ表示スルヲ以テ足ル

前項ノ場合ニ於テ社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スルトキハ不動産登記法第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ拘ラス申請書ニハ社債ノ總額、社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示及社債ノ利率ノ最高限度ノミヲ記載スヘシ

第一百十九條ノ二 信託契約ニ依ル物上擔保附社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テ社債ヲ發行シタルトキハ其ノ同ノ發行金額ニ付引受又ハ募集ノ完了シタル日ヨリ二週間内ニ其ノ同ノ發行金額及其ノ同ノ社債ニ關スル第十九條第五號乃至第七號ニ掲ケタル事項ヲ登記スヘシ

商法第二百四條ノ三第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル登記ノ期間ニ之ヲ準用ス

第一項ノ登記ハ其ノ社債ヲ擔保スル權利ノ登記ニ附記シテ之ヲ爲ス

無盡業法

昭和六年四月一日  
法律第四十二號  
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル無盡業法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
(總、司、大、臣、副、署)

〔律法〕

無盡業法

第一條 本法ニ於テ無盡ト稱スルハ一定ノ口數ト給付金額トヲ定期ニ掛金ヲ拂込マシメ一口毎ニ抽籤、入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ對シ金錢ノ給付ヲ爲スヲ謂フ無盡類似ノ方法ニ依リ金錢又ハ有價證券ノ給付ヲ爲スモノ亦同ジ但シ賭博又ハ富籤ニ類似スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 無盡ハ營業トシテ之ヲ爲ストキハ之ヲ商行為トス

第三條 無盡業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

前項ノ免許ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ定款、事業方法ヲ記載シタル書面及無盡契約約款ヲ添附シ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第四條 無盡業ハ資本三萬圓以上ニシテ拂込金額一萬五千圓以上ノ株式會社ニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

第五條 無盡會社ハ其ノ商號中ニ無盡ナル文字ヲ用フベシ

無盡會社ニ非ザルモノハ其ノ商號中ニ無盡ヲ業トスル者タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第六條 無盡會社ハ他ノ業務ヲ營ムコトヲ得ズ

第七條 無盡會社ノ營業區域ハ道府縣ノ區域内ニ於テ之ヲ定メ定款中ニ記載スベシ

第八條 無盡會社ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受タベシ

- 一 定款ヲ變更セントスルトキ
- 二 事業方法又ハ無盡契約約款ヲ變更セントスルトキ
- 三 出張所又ハ代理店ヲ設置セントスルトキ

四 本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更セントスルトキ  
 第九條 無盡會社ハ代理店主ヲシテ其ノ代理事務ニ關シ代理店ノ出張所  
 其ノ他ノ從タル營業所又ハ復代理店ヲ設ケシムルコトヲ得ズ  
 無盡會社ノ代理店主ハ其ノ代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他ノ從  
 タル營業所又ハ復代理店ヲ設ケタルコトヲ得ズ  
 第十條 無盡會社ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ營業上ノ資金ヲ運用スルコ  
 トヲ得ズ  
 一 國債、地方債其ノ他特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券又ハ  
 株式ノ買入  
 二 前號ノ有價證券又ハ不動産ヲ擔保トスル貸付  
 三 掛金者ニ對シ既ニ拂込ミタル金額ヲ限度トスル貸付  
 四 掛金者ニ對シ既ニ拂込ミタル金額ヲ超過シ契約給付金額ヲ限度ト  
 スル貸付  
 五 銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金  
 前項第四號ノ規定ニ依ル貸付金總額ハ拂込資本金及諸準備金ノ總額ヲ  
 超ユルコトヲ得ズ  
 第十一條 無盡會社ガ會社財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル  
 ニ至リタルトキハ無盡契約ニ基テ會社ノ債務ニ付各取締役ハ連帶シテ  
 其ノ辨償ノ責ニ任ズ  
 前項ノ責任ハ取締役ノ退任登記前ノ債務ニ付退任登記後二年間仍存續  
 ス  
 第十二條 無盡會社並ニ其ノ取締役、監査役、使用人及代理店主ハ何人  
 ノ名義ヲ以テスルヲ同ハズ自己ノ計算ニ於テ其ノ會社ト無盡契約ヲ爲

〔律法〕

ス  
 第十三條 無盡會社ハ無盡ノ缺口又ハ掛金ノ拂込ヲ爲サザル者アル場合  
 ト雖モ第一回ノ抽籤、入札其ノ他類似ノ方法ヲ行ヒタル後ハ掛金者ノ  
 不利益ニ給付ヲ變更シ又ハ掛金額ヲ増加スルコトヲ得ズ  
 第十四條 無盡會社ハ資本ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備  
 金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツベシ  
 第十五條 無盡會社ノ營業年度ハ一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄ト  
 ス  
 第十六條 無盡會社ハ營業年度毎ニ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主務大臣  
 ニ提出スベシ  
 第十七條 無盡會社ハ營業年度毎ニ主務大臣ノ定ムル様式ニ依リ貸借對  
 照表ヲ作成シ新聞紙ニ依リ之ヲ公告スベシ  
 第十八條 無盡會社ノ監査役ハ無盡會社ノ業務及財產ノ狀況ニ關スル調  
 査ノ結果ヲ記載シタル監査書ヲ每營業年度一回作成シテ之ヲ本店ニ備  
 へ置クベシ  
 第十九條 無盡會社ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ガ他ノ會社ノ常  
 務ニ從事セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ  
 第二十條 掛金者ハ無盡會社ニ對シ其ノ加入シタル無盡ノ掛金者五分ノ  
 一以上ノ同意ヲ以テ其ノ加入シタル無盡ニ關シ命令ノ定ムル事項ニ付  
 説明書ヲ交付ヲ求ムルコトヲ得  
 第二十一條 無盡會社ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ  
 效力ヲ生ゼズ  
 第二十二條 主務大臣ハ何時ニテモ無盡會社ヲシテ其ノ業務ニ關スル報

告ヲ爲サシメ又ハ監査書其ノ他ノ書類帳簿ヲ提出セシムルコトヲ得  
 第二十三條 主務大臣ハ何時ニテモ無盡會社ノ業務及財產ノ狀況ヲ檢査  
 スルコトヲ得  
 第二十四條 主務大臣ハ無盡會社ノ業務又ハ財產ノ狀況ニ依リ必要ト認  
 ムルトキハ事業方法若ハ無盡契約約款ノ變更、業務ノ停止又ハ財產ノ  
 供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得  
 第二十五條 無盡會社ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公  
 益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ取締  
 役、監査役ノ改任ヲ命ジ又ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得  
 第二十六條 主務大臣ハ業務ノ停止ヲ命ゼラレタル無盡會社ニ對シ其ノ  
 整理ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得  
 第二十七條 無盡會社ノ廢止又ハ無盡會社ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可  
 ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ  
 第二十八條 無盡會社ガ其ノ目的ヲ變更シ他ノ業務ヲ營ム會社トシテ存  
 續スル場合ニ於テハ無盡會社ニ關スル事務ヲ管理スル主務大臣ハ其ノ  
 會社ガ掛金者ニ對スル債務ヲ完済スルニ至ル迄財產ノ供託ヲ命ジ其ノ  
 他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得合併ニ因リ無盡會社ニ非ザル會社ガ無  
 盡會社ノ掛金者ニ對スル債務ヲ承繼シタル場合亦同ジ  
 第二十九條 無盡會社ガ營業ノ免許ヲ取消サレタルトキハ之ニ因リテ解  
 散ス  
 前項ノ場合ニ於テ清算人ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ裁  
 判所之ヲ選任ス其ノ清算人ノ解任亦同ジ

第三十條 前條ノ場合ヲ除クノ外裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ  
 職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得  
 前項ノ規定ニ依リ清算人ヲ解任シタルトキハ裁判所ハ清算人ヲ選任ス  
 ルコトヲ得  
 第三十一條 裁判所ハ無盡會社ノ清算事務及財產ノ狀況ヲ檢査シ、財產  
 ノ供託ヲ命ジ其ノ他清算ノ監督ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得  
 第三十二條 無盡會社ノ清算、破産又ハ強制和議ノ場合ニ於テ裁判所ハ  
 無盡會社ノ檢査監督ニ從事スル官吏ニ對シ意見ヲ求メ又ハ檢査若ハ調  
 査ヲ囑託スルコトヲ得  
 第三十三條 無盡會社ノ清算、破産又ハ強制和議ノ場合ニ於テ無盡會社  
 ノ檢査監督ニ從事スル官吏ハ裁判所ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得  
 第三十四條 無盡管理會社ハ其ノ管理スル無盡ノ掛金ノ拂込ナキ場合ニ  
 於テ掛金者ニ代リ掛金ノ拂込ヲ爲ス責ニ任ズ  
 第三十五條 無盡管理會社ハ其ノ管理スル無盡ノ加入者ニ代リ掛金ノ拂  
 込及給付金ノ支拂ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ  
 有ス  
 掛金ノ拂込又ハ給付金ノ支拂ニ關スル訴訟ニ於テハ無盡管理會社ハ原告  
 又ハ被告ト爲ルコトヲ得  
 第三十六條 主務大臣ノ免許ヲ受ケズシテ無盡業ヲ營ミタル者ハ三千圓  
 以下ノ罰金ニ處ス  
 第三十七條 左ノ場合ニ於テハ取締役、監査役、支配人又ハ清算人ヲ一  
 年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
 一 業務報告書又ハ監査書ノ不實ノ記載、虛偽ノ公告其ノ他ノ方法ニ

- 依り官廳又ハ公衆ヲ欺罔シタルトキ
- 二 本法ニ依ル検査ニ際シ帳簿書類ノ隠蔽、不實ノ申立其ノ他ノ方法ニ依リ検査ヲ妨ゲタルトキ
- 第三十八條 左ノ場合ニ於テハ取締役、監査役、支配人、代理店主（代理店主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役其ノ他法人ノ代表者）又ハ清算人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ
  - 一 第六條、第八條、第九條、第十條、第十三條、第十四條、第十七條又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタルトキ
  - 二 第七條ノ規定ニ依リ定メタル營業區域外ニ於テ營業ヲ爲シタルトキ
  - 三 無業會社ガ第十二條ノ規定ニ違反シタルトキ
  - 四 正當ノ理由ナクシテ第二十條ノ説明書ノ交付ヲ拒ミ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ
  - 五 本法ニ依リ無業會社ニ備ヘ置クベキ書類ノ備附若ハ主務大臣ニ提出スベキ書類ノ提出ヲ怠リ、之ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ之ニ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ
  - 六 第二十四條、第二十五條、第二十八條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ主務大臣又ハ裁判所ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ
  - 七 本法ニ基キテ設スル命令ニ違反シタルトキ
- 第三十九條 第十二條ノ規定ニ違反シタル取締役、監査役、使用人又ハ代理店主（代理店主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役其ノ他法人ノ代表者）ハ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

- 前項ノ場合ニ於テハ無業會社ノ取締役及監査役ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス
  - 第四十條 第五條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス
  - 第四十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ニ定メタル過料ニ之ヲ準用ス
  - 第四十二條 本法中主務大臣ノ職權ニ屬スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得
  - 第四十三條 本法中無業會社並ニ其ノ取締役、監査役、支配人、使用人、清算人及代理店主ニ關スル規定ハ無業管理會社並ニ其ノ取締役、監査役、支配人、使用人、清算人及代理店主ニ、無業業ニ關スル規定ハ無業管理業ニ之ヲ準用ス
- 附則
- 第四十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和六年六月勅令第五百十八號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行）
  - 第四十五條 従前ノ規定ニ依リテ免許ヲ受ケタル株式會社以外ノ無業業者ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法施行後五年ヲ限り仍其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得
  - 本法中無業會社ニ關スル規定ハ前項ノ無業業者ニ之ヲ準用ス
  - 第四十六條 従前ノ規定ニ依リテ免許ヲ受ケタル無業業者ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノニ付テハ第四條ノ改正規定ニ拘ラズ本法施行後五年ヲ限り仍従前ノ規定ニ依ル
  - 第四十七條 従前ノ規定ニ依リテ免許ヲ受ケタル無業業者ニシテ前條ノ

### 無業業法施行細則

昭和六年七月一日  
勅令第二百五號

〔律法〕

- 期限迄ニ第四條ノ改正規定ノ要件ヲ具備セザルモノガ其ノ期限迄ニ爲シタル無業契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テ無業業者ガ前項ノ業務以外ニ無業業ヲ營ミタルトキハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第四十八條 従前ノ規定ニ依リテ免許ヲ受ケタル無業業者ノ本法施行ノ際現ニ有スル本店及支店以外ノ營業所又ハ代理店ハ本法施行後一年內ニ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ之ヲ存續スルコトヲ得ズ
- 前項ノ認可申請書ハ本法施行後三月內ニ主務大臣ニ提出スベシ
- 第四十九條 本法施行ノ際現ニ無業會社ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ニシテ他ノ會社ノ常務ニ從事スル者ハ本法施行後一年ヲ限リ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ引續キ其ノ會社ノ常務ニ從事スルコトヲ得
- 第五十條 第四十五條第一項ノ無業業者ニシテ會社ニ非ザルモノノ業務廢止ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ
- 第五十一條 本法中取締役ニ關スル規定ハ第四十五條第一項ノ無業業者ニ付テハ其ノ營業主（營業主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員）ニ之ヲ準用ス
- 第五十二條 従前ノ第三十一條第一項又ハ第三十二條ノ無業業者ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル
- 第五十三條 非訟事件手續法第三百三十六條、第三百三十七條及第三百三十八條ノ二中「銀行」ヲ「銀行又ハ無業業若ハ無業管理業ヲ營ム會社」ニ改ム

- 一 會社登記簿ノ謄本
  - 二 免許申請ノ際現ニ存スル取引ノ性質ヲ知ルニ足ル書面
  - 三 最終ノ財産目録及貸借對照表
  - 四 最終ノ損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書面
  - 五 株主ノ氏名又ハ商號及其ノ持株數ヲ記載シタル書面
- 第二條** 事業方法書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
- 一 無盡ノ種類
  - 二 各種無盡ノ豫定收支計算
  - 三 各種無盡ニ付無盡會社ノ利益ニ組入ルヘキ金額ノ算出方法
  - 四 各種無盡ニ付給付金カ掛金ヲ超過スル場合ニ於ケル給付資金ノ補填方法
  - 五 掛金ノ取立又ハ拂込ノ方法
  - 六 抽籤、入札其ノ他給付ノ順位ヲ定ムル方法
  - 七 入札ノ場合ニ於ケル最低手取金高ノ制限
  - 八 入札差金分配ノ方法
  - 九 掛金ニ對スル保證又ハ擔保ニ關スルコト
  - 十 缺口處理ノ方法
  - 十一 代理店ノ權限ニ關スルコト
  - 十二 勸誘又ハ集金ニ要スル經費
  - 十三 其ノ他重要ナル事項
- 前項第二號ノ豫定收支計算ハ無盡ノ口數、毎回ノ掛金額、給付ノ金額、回數及其ノ毎回ニ於ケル收入及支出金額ヲ表記スルコトヲ要ス
- 第三條** 無盡契約約款ニハ前條第一項第五號乃至第九號ノ事項ノ外左ノ

- 事項ヲ規定スルコトヲ要ス
- 一 掛金延滞ノ場合ニ於ケル違約金又ハ遲延利息ニ關スルコト
  - 二 無盡契約解除ノ條件及效果ニ關スルコト
  - 三 無盡契約ニ基ク權利義務ノ讓渡ニ關スルコト
  - 四 其ノ他重要ナル事項
- 第四條** 無盡契約ヲ爲スニハ書面ヲ用ウルコトヲ要ス無盡契約書ニハ無盡契約約款ノ全文ヲ記載シ又ハ之ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ但シ無盡契約約款中當該無盡ニ關セサル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條** 無盡契約ノ期間ハ五年ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第六條** 無盡ノ給付金額ハ二千圓ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第七條** 無盡ノ口數ハ百ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第八條** 無盡會社ハ特ニ樺太廳長官ノ認可ヲ受ケタル場合ニ在リテハ前二條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得
- 第九條** 無盡會社カ營業ノ免許ヲ受ケタル日ヨリ六月内ニ業務ヲ開始セサルトキハ其ノ免許ハ效力ヲ失フ但シ已ムヲ得サル事由アル場合ニ於テ豫メ樺太廳長官ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十條** 無盡會社カ業務ヲ開始シタルトキハ運籌ナク之ヲ樺太廳長官ニ届出ツヘシ
- 第十一條** 無盡會社カ無盡業法第八條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケムトスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添付シテ之ヲ樺太廳長官ニ提出スヘシ
- 一 理由書
  - 二 定款ヲ變更スル場合ニハ之ニ關スル株主總會ノ決議錄
  - 三 代理店ヲ設置スル場合ニハ代理店契約書並代理店主ノ住所、氏名

〔樺法〕

及職業ヲ記載シタル書面

- 定款ノ變更カ資本金ノ變更又ハ支店ノ設置ニ關スルモノナルトキハ左ノ書類ヲモ添付スヘシ
- 一 最近ノ日計表
  - 二 資本金ヲ増加スル場合ニハ資本金變更ニ關スル方法ヲ記載シタル書面
  - 三 資本金ヲ減少スル場合ニハ前號ノ書類ノ外第二十一條第四號及第五號ニ掲ケタル書類
  - 四 無盡會社カ資本金ノ變更又ハ支店ノ設置ニ付定款變更ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ六月内ニ之ヲ實行セサルトキハ其ノ事項ニ關シ認可ハ效力ヲ失フ但シ已ムヲ得サル事由アル場合ニ於テ豫メ樺太廳長官ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
  - 五 出張所若ハ代理店ノ設置ニ付認可ヲ受ケタル場合亦前項ニ同シ
- 第十三條** 無盡會社ノ本店及支店以外ノ營業所ニハ出張所ナル名稱ヲ附スヘシ
- 第十四條** 代理店設置ノ認可ハ代理店ノ位置ニ變更アリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ但シ已ムヲ得サル事由アル場合ニ於テ豫メ樺太廳長官ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十五條** 無盡業法第十六條ノ規定ニ依ル業務報告書ハ營業報告書、貸借對照表、損益計算書並準備金及利益ノ配當ニ關スル書面ニ分チ附屬雛形ニ依リテ之ヲ作成スヘシ

〔樺法〕

- 前項ノ業務報告書ハ營業年度經過後二月内ニ樺太廳長官ニ提出スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アル場合ニ於テ豫メ樺太廳長官ノ承認ヲ受ケタルトキハ之ヲ提出スルコトヲ得
- 第十六條** 無盡會社カ公告スヘキ貸借對照表ハ樺太廳長官ニ提出スル業務報告書ノ一部タル貸借對照表ト同一ノ様式ニ依ルヘシ
- 前項ノ貸借對照表ニハ取締役及監査役全員ノ氏名ヲ附記スヘシ
- 第十七條** 無盡業法第十八條ノ規定ニ依ル監査書ハ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄ノ各期間ニ於ケル業務及財産ノ狀況ニ關シ調査シタル結果ヲ附屬雛形ニ依リテ記載作成シ各期間經過後二月内ニ之ヲ本店ニ備へ置クヘシ但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ期間内ニ監査書ヲ作成備へ置クコト能ハサリシ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ監査書ニ附記スヘシ
- 第十八條** 無盡會社ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人カ他ノ會社ノ常務ニ從事セムトスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添付シテ之ヲ樺太廳長官ニ提出スヘシ
- 一 理由書
  - 二 履歷書
  - 三 無盡會社及常務ニ從事セムトスル他ノ會社ニ於ケル常務ノ處理方法ヲ記載シタル書面
  - 四 常務ニ從事セムトスル他ノ會社ノ定款、最終ノ營業報告書、財産目録、貸借對照表、損益計算書、利益ノ處分ニ關スル書面其ノ他最近ニ於ケル業務、財産及損益ノ狀況ヲ知ルニ足ル書面
  - 五 無盡會社ト常務ニ從事セムトスル他ノ會社トノ取引其ノ他ノ關係ヲ記載シタル書面

第十九條 無盡業法第二十條ノ説明書ニハ附屬圖形ニ依リ左記各號ニ關

スル事項ヲ記載スヘシ

一 掛金

二 給付金(入札差金ヲ含ム)

三 入札差金

四 解約ニ因ル受拂金

五 利益ニ組入レタル金額

第二十條 無盡會社ハ各無盡毎ニ住所、氏名ヲ記載シタル掛金者名簿ヲ

作成シ當該無盡ノ入札若ハ抽籤ノ際其ノ場所ニ備ヘ置クヘシ

第二十一條 無盡會社カ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ商法第七十八條ノ

規定ニ依ル手續ヲ了シタル後無盡會社ノ總取締役ノ署名シタル認可申

請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ樺太廳長官ニ提出スヘシ

一 株主總會ノ決議録及社員ノ同意アリタルコトヲ知ルニ足ル書面

二 合併ニ關スル契約書

三 合併後存續スル無盡會社又ハ合併ニ因リ設立スル無盡會社ノ定款

四 商法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ作成シタル貸借對照表

五 商法第七十八條第二項ノ規定ニ依ル公告、催告及商法第二百二十

條ノ二ノ規定ニ依ル通知ヲ爲シタルコトヲ知ルニ足ル書面

第二十二條 無盡會社カ無盡業ノ廢止又ハ解散ノ決議ヲ爲シタルトキハ

認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ樺太廳長官ニ提出スヘシ

一 理由書

二 株主總會ノ決議録

三 最近ノ日計表

四 資產負債ノ内容ヲ明ニシタル書面

五 無盡契約ニ基ク債務ノ辨濟方法ヲ記載シタル書面

第二十三條 無盡會社ハ左ノ場合ニ於テハ運轉ナク其ノ事由ヲ具シテ之

ヲ樺太廳長官ニ届出ツヘシ

一 商號ノ變更、資本金ノ變更若ハ支店ノ設置ニ付定款變更ノ認可ヲ

受ケテ之ヲ實行シタルトキ又ハ無盡業法第八條第三號、第四號及第

二十一條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル事項ヲ實行シタルトキ

二 無盡會社ノ取締役、監査役又ハ支配人ノ就任又ハ退任アリタルト

キ

三 無盡會社ヲ代表スル取締役又ハ無盡會社ノ常務ニ從事スル取締役

ノ就任又ハ退任アリタルトキ

四 無盡會社ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ニシテ他ノ會社ノ常

務ニ從事スルモノカ該會社ノ常務ニ從事セサルニ至リタルトキ

五 代理店契約ノ變更、消滅若ハ更新アリタルトキ又ハ代理店主ノ住

所、氏名若ハ職業ニ變更アリタルトキ

六 支拂停止ヲ爲シタルトキ又ハ支拂停止中ノ無盡會社カ支拂ヲ開始

シタルトキ

七 和議開始ノ申立ヲ爲シ、和議認可ノ決定カ確定シ又ハ和議力其ノ

效力ヲ失ヒタルトキ

八 破産ノ宣告ヲ受ケ、破産宣告ニ對シ警告ヲ爲シ又ハ抗告ニ對シ裁

判所ノ決定ヲ受ケタルトキ

九 強制和議認可ノ決定カ確定シ又ハ強制和議力其ノ效力ヲ失ヒタル

トキ

[樺法]

十 會社合併ノ方法ニ依ラスシテ他人ノ營業ヲ讓受ケタルトキ

前項第五號ノ場合ニ於テハ變更シタル條項ヲ記載シタル書面、第七號

ノ場合ニ於テハ和議ノ條件ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

第二十四條 無盡會社カ支店、出張所又ハ代理店ヲ廢止シタルトキハ廢

止ノ年月日、廢止ノ理由及掛金者ニ對スル處置ヲ記載シタル書面ヲ添

附シテ運轉ナク之ヲ樺太廳長官ニ届出ツヘシ

第二十五條 本令中給付金、給付金額トアルハ有價證券ノ給付ヲ爲ス無

盡ニ在リテハ給付證券、給付證券價額トシ、無盡會社ノ利益ニ組入ル

ヘキ金額トアルハ無盡管理會社ニ在リテハ管理手数料其ノ他管理者ノ

取得スヘキ利益トス

第二十六條 無盡會社ノ營業區域ハ一支廳(支廳出張所ノ管轄區域ヲ除

ク以下之ニ準ス)又ハ一支廳出張所ノ管轄區域内ニ於テ之ヲ定ムヘシ

但シ特ニ樺太廳長官ノ認許ヲ受ケタルトキハ其ノ隣接支廳又ハ支廳出

張所ノ管轄區域ニ互リ營業ヲ爲スコトヲ得

無盡會社ノ營業區域ハ定款中ニ之ヲ記載スヘシ

第二十七條 無盡業法又ハ本令ノ規定ニ依リ樺太廳長官ニ提出スヘキ書

類ハ總テ所轄樺太廳支廳長官又ハ樺太廳出張所長ヲ經由スルコトヲ

要ス

第二十八條 左ノ場合ニ於テハ取締役、監査役又ハ支配人ヲ百圓以下ノ

罰金又ハ科料ニ處ス

一 本令ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届出若ハ提出書類ニ虛偽ノ記載ヲ

爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

二 第四條、第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ違反シタルトキ

第十類 商工

[樺法]

三 樺太廳長官ノ認許ヲ受ケスシテ營業區域外ニ於テ營業ヲ爲シタル

トキ

第二十九條 本令中無盡會社並其ノ取締役、監査役及支配人ニ關スル規

定ハ無盡管理會社並其ノ取締役、監査役及支配人ニ、無盡業ニ關スル

規定ハ無盡管理業ニ之ヲ準用ス

附則

第三十條 本令ハ昭和六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十一條 従前ノ無盡業法第三十一條第一項ノ無盡業者ニシテ無盡業

ヲ營ムトスル株式會社ハ免許申請書ニ總取締役署名シ第一條第一項

第一號乃至第三號、第十號及第十一號並同條第二項第一號及第三號乃

至第五號ノ書類ヲ添附シテ之ヲ樺太廳長官ニ提出スヘシ

第三十二條 従前ノ無盡業法第三十一條第一項ノ無盡業者ノ業務報告書

ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第三十三條 従前ノ無盡業法第三十一條第一項ノ無盡業者ニシテ二個以

上ノ支廳、支廳出張所ノ管轄區域ニ互リ無盡業ヲ營ム會社カ無盡業ノ

免許ヲ申請シ樺太廳長官ノ免許ト共ニ其ノ認許ヲ受ケタルトキハ五年

内ノ期間ニ限り其ノ營業區域外ニ於ケル營業ノ繼續ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ其ノ營業區域外ニ於テ爲シタル無盡契約ニ關シテハ

無盡會社ハ認許期間満了後其ノ契約ヲ完了スル迄仍其ノ契約ニ關スル

業務ニ限り之ヲ繼續スルコトヲ得

第三十四條 前條ノ規定ニ依リ營業區域外ニ於ケル營業繼續ノ認許ヲ申

請セムトスルトキハ認許申請書ニ事業ノ將來ニ關スル計畫ヲ記載シタ

ル書面ヲ添附シテ之ヲ樺太廳長官ニ提出スヘシ





第十類 商工

第七項 無盡契約

一 當期末現在無盡契約ノ狀況

本店	店名	無盡 番號	期間	同數		口數	掛金		一口ノ 給付金	給付金契約高		掛金契約高		無盡給 付資金	未拂 給付無
				經過	未經過		最高	最低		給付 高	未給付 高	受入 高	未受入 高		
計															

(給付済高ノ桁ニハ入札ノ場合ニ於ケル入札差金ヲ控除セサル給付金總額ヲ掲クヘシ)

(支店ハ本店ノ次ニ店別ニ本店ニ準シ列記シ且本支店ノ合計ヲ附スヘシ)

(滿會無盡ニシテ取引完了セサルモノアル場合ハ口數、給付金契約高及掛金契約高ノ各桁ニハ未了口ノミニ付記載シ計及合計欄ニハ未了口ノ口數及金額ヲ左傍ニ内書スヘシ)

二 當期末現在無盡契約高期間別

期間別	組數	總口數	給付金契約高	掛金契約高
一年迄				
二年迄				
三年迄				
四年迄				
五年迄				
計				

三 當期末現在無盡契約高給付金額別

給付金額別	組數	總口數	給付金契約高	掛金契約高
百圓迄				
三百圓迄				
五百圓迄				
千圓迄				
二千圓迄				
計				

(棒法)

(二千圓超過ノモノニ在リテハ千圓毎ニ右ノ例ニ準シ掲クヘシ)

四 當期末現在無盡契約高口數別

口數別	組數	總口數	給付金契約高	掛金契約高
三十口迄				
五十口迄				
七十口迄				
百口迄				
計				

(百口超過ノモノニ在リテハ十口ヲ増ス毎ニ右ノ例ニ準シ掲クヘシ)

五 當期末現在無盡契約高職業別

種別	農		商		工		雜		計
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	

六 當期末現在無盡契約高郡村別

郡村別	口數	給付金契約高
何郡何村		
計		

第十類 商工

(棒法)

郡	計
合	

七 當期末現在受入済掛金高内譯

當期末現在受入済掛金高	内譯
給付未済口掛金	給付済口掛金

八 當期末現在受入未済掛金高内譯

當期末現在受入未済掛金高		内譯	
給付未済口掛金	給付済口掛金	給付未済口掛金	給付済口掛金
經過未	經過未	經過未	經過未
經過未	經過未	經過未	經過未

九 當期末現在給付済口受入未済掛金擔保別

給付済口受入未済掛金		擔保別	
不動產	有價證券	債權	動產
信用			

第八項 無盡取引諸勘定

一 未收無盡掛金







未收無盡掛金期別比較表

乙號附屬表

期別	未收無盡掛金			既往掛金 期限到達高	同上ニ對スル 未收無盡掛金ノ割合	備考
	給付未済口	給付済口	計			
當期末	圓	圓	圓	圓	割分厘	
前期末						
前々末						

無盡給付状況期別比較表

甲號附屬表

期別	未拂無盡給付金及給付未確定高			要給 付高	同上ニ對スル 未拂無盡給付金及給付未確定高ノ割合	備考
	未拂無盡給付金	給付未確定高	計			
當期末	圓	圓	圓	圓	割分厘	
前期末						
前々末						

乙 未收無盡掛金調

乙號表

昭和 年 月 日現在

摘要	三回迄		五回迄		七回迄		八回以上		合計		備考
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	
給付未済口		圓		圓		圓		圓		圓	
給付済口 (内満口)											
計											

備考 日掛無盡ニ在リテハ延滞二十回ヲ以テ一回ト計算記載スヘシ

丙 新繼役員及是等ノ關係先ニ對スル債權額

丙 號表

昭和 年 月 日現在

債 務 者	新舊役員又ハ役員トノ關係等ノ關係	氏名又ハ商號	職 業	有價證券	不動産	、 、 、 、	合 計	債務ノ保	備 考
				増保貸付	保 貸付			又ハ裏書	
				圓	圓	圓	圓	圓	
計									

備考 (一)支店ヲ有スル無盡會社ニ在リテハ本支店分ヲ合算シテ記載スヘシ以下各號諸表ニ付亦同シ  
 (二)新繼役員トハ現任取締役、監査役及支配人並退任後五年ヲ經過セサル取締役、監査役及支配人ヲ指稱シ是等ノ關係先トハ其ノ家族、親族、使用人又ハ關係會社等ヲ指稱ス  
 (三)本表ニハ債務者毎ニ各口ヲ合算シタルモノヲ記載スヘシ

【備考】

【備考】

丁 不良ト認ムル債權額

丁 號表

昭和 年 月 日現在

債務者 氏名職 業	有價證券	不動産	未收無盡掛金	、 、 、 、	合 計	備 考
	増保貸付	保 貸付				
現 在	現 在	現 在	現 在	現 在	現 在	
同 回 收 困 難 額	同 回 收 困 難 額	同 回 收 困 難 額	同 回 收 困 難 額	同 回 收 困 難 額	同 回 收 困 難 額	
圓	圓	圓	圓	圓	圓	
計						

備考 (一)本表ニハ各債權ニ付其ノ期限ノ到來セルト否トニ拘ラズ債務者、保證人ノ資産信用擔保物ノ現状ヲ斟酌シ限正ニ裁定シテ回収不能見込額又ハ回収困難額ヲ記載スヘシ  
 (二)本表ニハ債務者毎ニ各口ヲ合算シタルモノヲ記載スヘシ  
 (三)未收無盡掛金ノ額ニハ給付済口未收無盡掛金ニ付之ヲ記載スヘシ  
 (四)給付済口期限未経過ノ掛金中回収不能見込額ニ付テハ未收無盡掛金ノ額ニ外書ヲ書スヘシ

戊 多數口加入者調

戊 號表

昭和 年 月 日現在

加 入 者 名	同 一 利 害 關 係 者 同 下 ノ 利 害 關 係 者 稱	給 付 未 済 口		給 付 済 口		合 計		掛 込 額	掛 延 額	備 考
		口 數	給 付 金 契 給 付 高	口 數	給 付 金 契 給 付 高	口 數	給 付 金 契 給 付 高			
甲、乙、某某、	甲ノ妻		圓		圓		圓	圓		
計										
丙、丁、某某、	丙ノ經理スル會社									
計										
計										

備考 (一)多數口ト同一加入者及之ト同一利害關係ヲ有スル者ノ加入口數ノ合計カ十口ヲ超スルモノヲ指稱ス  
(二)本項ニハ加入者毎ニ各口ヲ合計シタルモノヲ記載スヘシ

【備考】

【備考】

(説明書難形)

無盡種類、、、番號、、、ニ關スル説明書

昭和 年 月 日現在

口 現在口數  
口 經過口數

掛 金	給 付 金		入 札 差 引	解 約 金		利 益 組	備 考
	給 付 高	給 付 確 定 高		差 引 未 定 高	返 戻 確 定 高		
押戻到 達高	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
入金、免 納、及 解除除却 高	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
差引未 定高	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
給付確 定高	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
給付高	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
差引未 定高	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
給付高	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
入金高	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
加入者 分配高	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
利益組 入高	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
差引未 定高	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
返戻確 定高	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
返戻未 定高	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
給付高	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
入金高	圓	圓	圓	圓	圓	圓	

備考 當該無盡ノ無盡給付資金現在高ヲ備考欄ニ記載スヘシ  
何無盡株式會社取締役氏名印

昭和 年 月 日



### 無盡業取扱方ノ件

昭和六年七月一日  
訓令第五百五十六號

支廳 支廳出張所

昭和六年三月訓令第四十三號無盡業取扱方ノ件左ノ通改正ス

第一條 左記各號ノ申請書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ具シテ之ヲ進達ス

ハシ

一 無盡業ノ免許申請書

二 無盡業法施行細則第二十六條第一項但書又ハ第三十三條第一項ノ規定ニ依ル認許申請書

三 無盡業法第八條、第十九條、第二十一條又ハ第二十七條ノ規定ニ依ル認許申請書

四 無盡業法施行細則第八條ノ規定ニ依ル認許申請書

五 無盡業法施行細則第九條、第十二條、第十四條又ハ第十五條第二項各但書ノ承認申請書

第二條 事業方法又ハ無盡業契約款ノ變更、業務ノ停止、財産ノ供託、取締役、監査役ノ改任ヲ命シ其ノ他必要ナル命令ヲ爲シ又ハ免許ヲ取消スノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ具シテ上申スヘシ

第三條 無盡業法第十六條ノ業務報告書又ハ無盡業法施行細則第十條、第二十三條及第二十四條ノ圖書ヲ受理シタルトキハ遲滞ナク之ヲ進達スヘシ

第四條 無盡業社臺帳ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 名稱

二 本店、支店、出張所及代理店ノ所在場所

三 營業區域

四 資本ノ總額、一株ノ金額及株式ノ數

五 拂込済資本金額

六 存立時期

七 取締役、監査役、支配人及代理店主ノ住所、氏名

八 營業免許、會社設立登記及閉業ノ年月日

九 出張所又ハ代理店ノ設置、移轉ノ事由及認可年月日

十 支拂停止ノ事由及年月日

十一 破産ノ事由及年月日

十二 解散又ハ事業廢止ノ事由及認可年月日

十三 合併ノ認可又ハ定款、事業方法、無盡業契約款變更ノ認可其ノ他行政處分ノ年月日

前項ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ之ヲ記入スヘシ

附則

本令ハ昭和六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 食品卸賣市場規則

昭和七年十月六日  
廳令第二十八號

食品卸賣市場規則左ノ通定ム

食品卸賣市場規則

〔釋法〕

〔釋法〕

十一 市場内ノ秩序維持及清潔保持ノ方法

十二 閉市ノ日時及休業日

十三 其ノ他必要ナル事項

第四條 事業計畫ニハ左ニ掲クル事項ヲ定ムヘシ

一 組織及資本額

二 市場ノ位置及用地ノ面積

三 建物及設備ノ種類、構造並汚物ノ處理方法

四 工事ノ着手及竣工ノ見込期日

五 業務開始期日

六 市場開設ニ要スル費用並其ノ財源及償却ニ關スル計畫

事業計畫ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル書類、建物及設備ノ配置及坪數ヲ記入シタル圖面並市場附近ノ狀況及停車場又ハ船着場トノ距離ヲ示シタル見取圖ヲ添附スヘシ

一 市場取扱品目ニ付一箇年間ニ於ケル取扱見込高

二 市場ノ收支概算

第五條 市場業務規程及事業計畫ノ變更ハ樺太廳長官ノ許可ヲ受クヘシ

第六條 市場ノ位置、構造及設備ハ樺太廳長官ノ標準ニ據ルヘシ但シ土地ノ狀況及取扱物品ノ種類ニ依リ之ニ據ラサルコトヲ得

一 位置ハ社寺、官公署、學校、病院又ハ公園ニ接近セス衛生上善ナク且市場ノ取引上便利ナル地點タルコト

二 建物ハ採光換氣ニ適シ且場内ノ秩序整理ニ必要ナル設備ヲ有スルモノタルコト

三 汚水溝及汚水溜ヲ設ケ其ノ構造ハ不滲透質ノ材料ヲ用ヒ且蓋蓋ヲ

### 無盡業取扱方ノ件

昭和六年七月一日  
訓令第五百五十六號

支廳 支廳出張所

昭和六年三月訓令第四十三號無盡業取扱方ノ件左ノ通改正ス

第一條 左記各號ノ申請書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ具シテ之ヲ進達ス

ハシ

一 無盡業ノ免許申請書

二 無盡業法施行細則第二十六條第一項但書又ハ第三十三條第一項ノ規定ニ依ル認許申請書

三 無盡業法第八條、第十九條、第二十一條又ハ第二十七條ノ規定ニ依ル認許申請書

四 無盡業法施行細則第八條ノ規定ニ依ル認許申請書

五 無盡業法施行細則第九條、第十二條、第十四條又ハ第十五條第二項各但書ノ承認申請書

第二條 事業方法又ハ無盡業契約款ノ變更、業務ノ停止、財産ノ供託、取締役、監査役ノ改任ヲ命シ其ノ他必要ナル命令ヲ爲シ又ハ免許ヲ取消スノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ具シテ上申スヘシ

第三條 無盡業法第十六條ノ業務報告書又ハ無盡業法施行細則第十條、第二十三條及第二十四條ノ圖書ヲ受理シタルトキハ遲滞ナク之ヲ進達スヘシ

第四條 無盡業社臺帳ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 名稱

第一條 本令ニ於テ市場トハ穀類ノ方法ニ依リ魚介類、肉類、鳥類、卵、蔬菜、果實ノ卸賣ヲ爲ス爲開設スル市場ヲ謂フ

第二條 市場ヲ開設セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ樺太廳長官ノ許可ヲ受クヘシ

一 開設ヲ必要トスル理由

二 市場業務規程

三 事業計畫並財産目錄

四 取扱品目ニ付其ノ地方ニ於ケル集散及消費ノ狀況

五 開設者ノ本籍、住所、氏名及生年月日、法人又ハ組合ニ在リテハ其ノ定款若ハ寄附行爲又ハ規約及代表者ノ本籍、住所、氏名及生年月日

第三條 左ニ掲クル事項ハ市場業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

一 市場ノ名稱

二 事務所ノ位置

三 取扱品目及其ノ取扱方法

四 販賣方法

五 仲買人ノ資格、員數其ノ他ノ制限

六 市場ノ收受スル使用料、手数料及保管料並其ノ徴收方法、歩戻ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ率及方法

七 代金受渡方法

八 販賣ノ受託事務ノ處理方法ニ關スル事項

九 仲買人其ノ他ノ者ノ保證金並保證人ニ關スル事項

十 違約者處分方法

第十類 商工

第十類 商工

施スコト

- 四 場内ノ床ハ不透過質ノ材料ヲ以テ築造シ適當ノ勾配ヲ附シ内部ハ高サ九十種以上其ノ腰ヲ板張トシ又ハ耐水質構造ト爲スコト
  - 五 魚腸其ノ他ノ汚穢物ヲ收容スヘキ適當ノ裝置ヲ設クルコト
  - 六 場内ニ洗濯用トシテ飲料ニ適スル水ヲ備フルコト
  - 七 適當數ノ便所ヲ賣場、用水ト隔離シ別棟トシテ設置シ之ニ防臭ノ設備ヲ施スコト
  - 八 倉庫ノ設備ヲ設クルコト
  - 九 交通ノ妨害トナラサル様一定ノ車馬置場ヲ設クルコト
- 樺太廳長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ外特ニ施設ヲ命スルコトアルヘシ
- 第七條 樺太廳長官公益上必要アリト認ムルトキハ市場ノ位置ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ
  - 第八條 市場ハ十箇年以内ノ期間ヲ以テ之ヲ許可ス
  - 許可期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得
  - 許可期間ノ更新ハ期間満了ノ日ヨリ六十日前ニ出願シ許可ヲ受クヘシ
  - 第九條 同種ノ市場ハ一町村一箇所トス但シ公益上特ニ必要アリト認ムル場合ハ二箇所迄許可スルコトアルヘシ
  - 左ニ掲クル者ニ於テ市場ノ開設ヲ出願シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ許可スルコトアルヘシ
- 一 町村
  - 二 水産會、水産組合又ハ其ノ聯合會
  - 三 漁業組合、産業組合又ハ此等ノ聯合會

四 民法第三十四條ノ法人

- 五 其ノ他之ニ準スヘキモノ
- 第十條 樺太廳長官必要アリト認ムルトキハ市場ニ關スル許可ヲ與フルニ當リ之ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトアルヘシ
- 第十一條 公共團體又ハ民法第三十四條ノ法人其ノ他之ニ準スヘキモノニ於テ市場ヲ開設スルトキハ其ノ申請ニ依リ又ハ職權ヲ以テ樺太廳長官ハ必要ト認ムル地區内ニ於ケル既設市場ノ閉鎖ヲ命スルコトアルヘシ
- 前項ノ公共團體又ハ民法第三十四條ノ法人其ノ他之ニ準スヘキモノハ閉鎖ヲ命セラレタル市場ノ開設者ニ對シ閉鎖ニ因リ受クヘキ損失ヲ補償スヘシ但シ其ノ補償額ハ相互ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ樺太廳長官ノ選任シタル委員ノ評決ニ付シ之ヲ定ム
- 前項ノ委員ノ數及評決ノ方法其ノ他必要ナル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム
- 第十二條 市場ハ公共團體ノ廢置分合又ハ相續、讓渡若ハ法人ノ合併ニ依リ之ヲ承繼スルコトヲ得但シ讓渡又ハ法人ノ合併ニ依ル承繼ノ場合ニ於テハ承繼人ニ付左ノ事項ヲ具シ連署ヲ以テ出願シ樺太廳長官ノ許可ヲ受クヘシ
- 一 本籍、住所、氏名及生年月日
  - 二 法人又ハ組合ニ在リテハ其ノ定款若ハ寄附行爲又ハ規約及代表者ノ本籍、住所、氏名及生年月日
  - 三 財産目録
- 第十三條 市場ノ構造、設備竣工シタルトキハ樺太廳長官ニ届出テ検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

〔樺法〕

第十四條

- 市場ノ名稱中ニハ主ナル取扱品種ヲ示スヘキ文字並市場ナル文字ヲ使用スヘシ
- 前項ノ名稱ハ標柱又ハ標札ニ明記シ適當ノ場所ニ之ヲ公示スヘシ
- 第十五條 開設者ハ他人ヲシテ市場ノ業務ヲ爲サシムルコトヲ得ス但シ特別ノ事由ニ依リ樺太廳長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十六條 市場ニ於テ爲ス賣買ハ標賣ノ方法ニ依ルヘシ但シ市場業務規程ノ定ムル特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス
- 市場ノ賣買取引ニハ暗號ヲ用フルコトヲ得ス
- 第十七條 開設者及市場ニ於ケル賣買取引ニ參加スル者ハ市場業務規程ニ定ムル事項ヲ遵守スヘシ
- 第十八條 開設者ハ正當ノ事由ナクシテ販賣ノ委託ノ引受又ハ賣買取引ノ參加ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第十九條 開設者ハ市場内又ハ其ノ附屬地ニ在ル物品ニ非サレハ市場ニ於テ賣買ヲ爲スコトヲ得ス
- 第二十條 開設者及市場従業者ハ其ノ業務ヲ行フ市場ニ於テ物品ノ購買ニ參加スルコトヲ得ス
- 第二十一條 開設者ハ市場従業者及許可ヲ受ケサル仲買人ヲシテ市場ノ取引ニ參加セシムルコトヲ得ス
- 第二十二條 市場仲買人タラムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ其ノ屬セムトスル市場ヲ經由シテ樺太廳長官ノ許可ヲ受クヘシ
- 一 屬セムトスル市場名
  - 二 經歷書
  - 三 本籍、住所、氏名及生年月日

第十類 商工

前項ノ市場仲買人トハ販賣ノ目的ヲ以テ又ハ他人ノ委託ヲ受ケ市場ヨリ物品ノ買入ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

- 第二十三條 市場仲買人ニ就キ左ノ各號ノ一ニ該當スル事實生シタルトキハ開設者ハ連署ナク樺太廳長官ニ之ヲ届出ツヘシ
- 一 本籍、住所、氏名ヲ變更シタルトキ
  - 二 市場ノ取引ヲ廢止シタルトキ
  - 三 死亡シタルトキ
- 第二十四條 市場仲買人ニシテ不都合ノ所爲アリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ取引ヲ停止スルコトアルヘシ
- 開設者ハ前項ニ該當スル市場仲買人アルトキハ其ノ事由ヲ具シ許可ノ取消又ハ取引ノ停止ヲ樺太廳長官ニ申立ツルコトヲ得
- 第二十五條 開設者ハ業務上左ノ各號ヲ遵守スヘシ
- 一 市場業務規程ヲ以テ定ムル使用料、手数料及保管料ヲ除クノ外如何ナル名義ヲ以テスルモ業務ニ關シ給付ヲ受ケサルコト
  - 二 腐敗其ノ他衛生上危險ノ虞アルモノヲ取引セサルコト
  - 三 市場内外ノ清潔ヲ保持スルコト
  - 四 市場内ノ秩序ヲ保持スルコト
  - 五 傳染性疾患アル者ヲシテ市場物品ノ取扱ヲ爲サシメサルコト
  - 六 委託品處分ノ結果ハ翌日迄ニ之ヲ委託者ニ通報スルコト
  - 七 市場業務規程ハ市場ニ之ヲ常置シ其ノ主ナル事項ハ公衆ノ見易キ場所ニ之ヲ揭示スルコト
- 第二十六條 開設者ハ其ノ日ノ賣買取引ニ係ル品目ノ出來値相場ノ最高、最低及其ノ平均ヲ即日公表スヘシ

〔樺法〕

前項ノ公表相場ハ毎月十五日及末日ノ二回其ノ期間分ヲ取纏メ遲滞ナク樺太廳長官ニ報告スヘシ

第二十七條 開設者ハ其ノ日ノ賣買取引ニ係ル品目毎ニ其ノ取引高ヲ翌日ノ取引開始迄ニ揭示スヘシ

前項ノ公表取引高ハ每一箇月分ヲ翌月十日迄ニ樺太廳長官ニ報告スヘシ

第二十八條 左ノ各號ノ事項ハ開設者ニ於テ事實發生後七日以内ニ樺太廳長官ニ之ヲ届出ツヘシ但シ第三號ノ届出ハ市場ヲ承継シタル者第五號ノ届出ハ戸籍法ニ依ル届出義務者之ヲ爲スヘシ

一 業務ヲ開始シタルトキ

二 第二條第五號ニ掲タル事項ノ變更アリタルトキ並法定代理人、保佐人又ハ夫ニ異動ヲ生シ若ハ其ノ氏名ニ變更アリタルトキ

三 公共團體ノ廢置分合又ハ相續ニ因ル市場ノ承継アリタルトキ

第二十九條 開設者定休日以外ニ於テ業務ヲ休止セムトスルトキハ豫メ其ノ理由ヲ附シ樺太廳長官ニ届出テ同時ニ關係者ニ告知スヘシ

第三十條 市場ノ閉鎖ハ樺太廳長官ノ許可ヲ受クヘシ

第三十一條 市場ヨリ生スル利益金處分方法ハ樺太廳長官ノ許可ヲ受クヘシ

第三十二條 市場ノ開設、閉鎖、承継又ハ業務停止ハ樺太廳長官之ヲ告知ス

第三十三條 開設者ハ毎年一箇年間ニ於ケル左ノ事項ヲ翌年二月末日迄

ニ樺太廳長官ニ報告スヘシ但シ別ニ決算期ノ定アルモノハ其ノ期間終了後二箇月以内ニ之ヲ爲スヘシ

一 需給ノ一般狀況

二 取引高及其ノ前期トノ増減比較

三 品目別取引高及其ノ前期トノ増減比較

四 使用料、手数料、保管料、収入額及歩戻額

五 市場仲買人其ノ他取引ニ参加スル者ノ前期末ニ對スル増減比較

前項ノ報告書ニハ其ノ期ノ貸借對照表、損益計算書、財産目録、入荷ノ月別狀況、集散ノ方面別狀況及月別平均相場表ヲ添附スヘシ

第三十四條 市場ニハ左ノ帳簿ヲ備ヘ之ニ賣買取引ニ關スル事項ヲ其ノ部度整然且明瞭ニ記載スヘシ

一 總勘定元帳

二 仕譯日記帳

三 現金出納帳

四 荷受帳

五 賣捌庭帳

六 荷主口座帳

七 仲買人口座帳

八 相場控帳

九 市場仲買人名簿

前項ノ帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第三十五條 本令ニ基テ願届ハ書面ヲ以テ之ヲ爲シ所轄樺太廳支廳長又ハ樺太廳支廳出張所長ヲ經由スヘシ

〔樺法〕

第三十六條 本令ニ依ル願届ハ願届人ニシテ未成年者、禁治産者、準禁治産者若ハ妻ナルトキハ其ノ法定代理人、保佐人若ハ夫ノ連署ヲ要ス

第三十七條 樺太廳長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ市場ノ業務及之ニ關スル帳簿、財産其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトアルヘシ

第三十八條 樺太廳長官必要アリト認ムルトキハ市場ノ構造、設備、市場業務規程ノ變更又ハ財産狀況ノ報告其ノ他ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトアルヘシ

第三十九條 開設者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ樺太廳長官ハ市場ノ開設ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 業務開始ノ期日ヲ過タルモ業務ヲ開始セサルトキ

二 休業二箇月以上ニ互リタルトキ但シ季節ヲ限リ開設スル者ニ在リテハ二季以上休業シタルトキ

三 二箇月以上全ク賣買取引ナキトキ

四 賣買取引ノ額寡少ニシテ市場開設ノ價值ナシト認ムルトキ

第四十條 開設者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ市場ノ業務ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

一 本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

二 公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキ

第四十一條 開設者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ科料ニ處ス

一 第五條、第十二條乃至第二十一條、第二十五條、第二十九條、第三十條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第二十三條、第二十六條、第二十八條、第三十四條ノ規定ニ依ル届出、公表、報告、備付、記載ヲ怠リ又ハ偽リタルトキ

三 第三十七條ノ規定ニ依ル職務ノ執行ヲ拒ミ又ハ妨ケタルトキ

四 第三十八條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ服セサルトキ

第四十二條 許可ヲ受ケスシテ市場ヲ開設シ又ハ業務ノ停止中業務ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

第四十三條 本令ニ規定スル罰則ハ開設者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

開設者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居人、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ市場ノ業務ニ關シ本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルコトヲ得ス

第四十四條 法人ノ事業ニ關シ其ノ代表者又ハ雇人其ノ他ノ從業者本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第四十五條 故ナク市場ノ取引ヲ妨害シ若ハ市場ノ秩序ヲ紊ルノ行爲アリタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第四十六條 第三條及第三十四條ニ掲タル事項ハ開設者法人ニシテ別段

ノ形式ニ依リ之ヲ定ムルノ必要アル場合ニ於テハ樺太廳長官ノ許可ヲ受テヘシ

附則

第四十七條 本令ハ昭和七年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第四十八條 明治四十年四月樺太廳令第三十九號市場取扱規則ハ之ヲ廢止ス

第四十九條 本令施行ノ際從前ノ規則ニ依リ許可ヲ受ケ現ニ市場ヲ開設スル者ハ本令施行後一箇年間仍從前ノ例ニ依リ營業ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ開設者ニシテ引續キ營業ヲ爲サムトスル者ハ前項ノ期間内ニ本令ニ依リ許可ヲ出願スヘシ但シ許可ノ處分ヲ受クル迄ノ間仍從前ノ例ニ依リ營業ヲ爲スコトヲ得

第五十條 前條ノ規定ハ前條ノ市場ニ屬シ現ニ取引ヲ有スル仲買人ニ之ヲ準用ス

第五十一條 從前ノ規則ニ依リ開設シタル市場ニシテ本令ニ依リ許可ヲ受ケムトスル市場ノ位置、構造及設備ニ付テハ當分ノ第六條ノ標準ニ據ラサルコトヲ得

第五十二條 第三十四條ノ規定ニ依リ市場ニ備フヘキ帳簿ハ決算期ノ定アルモノニ限り許可アリタル當時ノ決算期終了スル迄仍從前ノモノヲ使用スルコトヲ得

●食品卸賣市場規則施行心得

昭和七年十月十九日  
訓令第二百三十七號

内務部 支廳 支那出張所 警察署

食品卸賣市場規則施行心得左ノ通定ム

食品卸賣市場規則施行心得

- 第一條 支廳長又ハ支廳出張所長食品卸賣市場規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條ノ願書ヲ受理シタルトキハ同條各號ニ掲クル事項及規則第四條第二項ノ添附書類ヲ具備スルヤ否及其ノ正否ヲ調査シ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル調書ヲ添附シ意見ヲ具シテ樺太廳長官ニ進達スヘシ
- 一 開設地區及其ノ接續地區ノ戶數(職業別内譯)及人口
- 二 市場業務規程中不備若ハ不適當ト認ムル事項
- 三 開設者ノ組織及其ノ資本金額(拂込額、固定資本金額、運轉資本金額ニ區分スヘシ)ハ經營上適當ナリヤ否
- 四 市場ノ位置、敷地面積、構造及設備ハ衛生、風致、交通等ヲ考察シ支障ナキヤ否又物品ノ運送保管其ノ他荷捌上適當ナリヤ否
- 五 開設者又ハ其ノ代表者ノ身分、職業、經歷、素行及信用
- 六 取引ニ參加スヘキ者ノ種類、當時集合ノ見込人員
- 七 市場ニ供用スヘキ敷地又ハ建物カ開設者ノ所有ニ屬セサルモノナルトキハ其ノ所有者トノ契約
- 八 開設セムトスル町村内ニ既設ノ市場存スルトキハ其ノ之ニ及ホス影響
- 九 市場開設ニ對スル地方ノ主ナル出荷者及需要者ノ意圖

〔樺法〕

十 其ノ他許可決定上参考トナルヘキ事項

規則第三條第十一號ニ掲クル事項及前項第四號前段及第五號ニ掲クル事項ニ付テハ支廳長又ハ支廳出張所長ハ所轄警察署長ノ意見ヲ求メ之ヲ處理スヘシ

第二條 支廳長又ハ支廳出張所長規則第十一條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ正否ヲ調査シ閉鎖ヲ命スヘキ市場ノ位置、名稱、損失、補償額其ノ他許可決定上参考トナルヘキ事項ヲ記載シタル調書ヲ添附シ意見ヲ具シテ樺太廳長官ニ進達スヘシ

第三條 支廳長又ハ支廳出張所長規則第十二條但書ノ願書ヲ受理シタルトキハ同條所定ノ連署並同條各號ニ掲クル事項ヲ具備スルヤ否及其ノ正否ヲ調査シ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル調書ヲ添附シ意見ヲ具シテ樺太廳長官ニ進達スヘシ

一 承繼ノ事由  
二 承繼ニ關スル當事者間ノ契約  
三 第一條第三號、第五號、第七號、第九號ニ掲クル事項ニ準スヘキ事項

四 承繼者ノ市場取扱品目ニ付テノ一箇年間ノ取扱見込高及其ノ市場ノ收支概算  
五 被承繼者カ出荷者又ハ市場仲買人等ニ對シ取引上有スル貸借額並其ノ内譯

六 其ノ他許可決定上参考トナルヘキ事項  
前項第三號ニ掲クル第一條第五號ニ準スヘキ事項ニ付テハ第一條第二項ノ規定ヲ準用ス

第十類 商工

〔樺法〕

第四條 支廳長又ハ支廳出張所長規則第十五條但書ノ願書ヲ受理シタルトキハ其ノ正否ヲ調査シ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル調書ヲ添附シ意見ヲ具シテ樺太廳長官ニ進達スヘシ

一 開設者カ他人ヲシテ市場ノ業務ヲ爲サシムル事由  
二 第一條第三號、第五號、第七號、第九號ニ掲クル事項ニ準スヘキ事項

三 開設者ニ非スシテ市場ノ業務ヲ爲サムトスル者ノ市場取扱品目ニ付テノ一箇年間ニ於ケル取扱見込高及其ノ市場ノ收支概算  
四 開設者カ出荷者又ハ市場仲買人等ニ對シ取引上有スル貸借額並其ノ内譯

五 其ノ他許可決定上参考トナルヘキ事項  
前項第二號ニ掲クル第一條第五號ニ準スヘキ事項ニ付テハ第一條第二項ノ規定ヲ準用ス

第五條 支廳長又ハ支廳出張所長規則第三十條ノ願書ヲ受理シタルトキハ其ノ正否ヲ調査シ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル調書ヲ添附シ意見ヲ具シテ樺太廳長官ニ進達スヘシ

一 市場閉鎖ノ事由  
二 市場閉鎖ニ因ル市場取扱品目ノ其ノ地方ニ於ケル集散及消費ニ及ホス影響  
三 開設者カ出荷者又ハ市場仲買人等ニ對シ取引上有スル貸借額並其ノ内譯及決済方法

四 市場閉鎖ニ對スル地方ノ主ナル出荷者及需要者ノ意圖  
五 其ノ他許可決定上参考トナルヘキ事項

**第六條** 支廳長又ハ支廳出張所長左ノ各號ニ掲タル事項ノ願書ヲ受理シタルトキハ其ノ正否ヲ調査シ許可否並監督上參考トナルヘキ事項ヲ記載シタル調書ヲ添附シ意見ヲ具シテ樺太廳長官ニ進達スヘシ

一 規則第五條ノ市場業務規程及事業計畫ノ變更

二 規則第八條ノ許可期間ノ更新

三 規則第二十八條各號ニ掲タル事項

四 規則第二十九條ノ市場ノ休業

五 規則第三十一條ノ利益金處分方法

前項第五號ノ願書ニハ其ノ期ノ收支關係ヲ明瞭ナラシムヘキ計算書ヲ添附セシムヘシ

**第七條** 規則第十三條ノ工事ノ検査ハ支廳長又ハ支廳出張所長所轄警察署長ト協議シテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ検査ハ規則第六條ニ定ムル標準及建物、設備ノ圖面其ノ他ノ説明書ニ據リ之ヲ爲スヘシ前項ノ検査ノ結果支障ナシト認ムルトキハ第一號様式ニ依ル工事検査済證書ヲ交付スヘシ不都合ノ點アルトキハ直ニ改造ヲ命スヘシ

支廳長又ハ支廳出張所長前二項ニ依ル検査ヲ爲シタルトキハ其ノ都度結果ヲ速ニ樺太廳長官ニ報告スヘシ

**第八條** 支廳長又ハ支廳出張所長規則第二十二條ノ願書ヲ受理シタルトキハ同條各號ニ掲タル事項ヲ具備スルヤ否及其ノ正否ヲ調査スルノ外左ニ掲タル事項ヲ調査シ不都合ナシト認ムル者ニ對シ許可ヲ與フヘシ

一 身分、職業、素行、資産及信用

二 曾テ市場仲買人タリシ者ニ付テハ前所屬市場ニ於ケル成績

三 其ノ他許可決定上必要ナル事項

支廳長又ハ支廳出張所長前項ノ許可又ハ規則第二十四條ノ許可ノ取消若ハ取引停止處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨並願末ヲ速ニ樺太廳長官ニ報告スヘシ

**第九條** 支廳長又ハ支廳出張所長ハ市場又ハ其ノ附近ノ公衆ノ見易キ箇所ニ掲示場ヲ設ケシメ規則第二十六條ノ出來値相場ヲ之ニ掲示セシムヘシ

**第十條** 支廳長又ハ支廳出張所長、警察署長ハ規則第七條及第三十八條乃至第四十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ事實ヲ詳具シ其ノ旨速ニ樺太廳長官ニ報告スヘシ

**第十一條** 支廳長又ハ支廳出張所長、警察署長ハ隨時其ノ所轄内ニ於ケル市場ニ付規則若ハ之ニ基ク命令又ハ處分ニ違反スルノ事實ナキヤ否ヲ査察シ取締上必要ナル處置ヲ執リ事ノ重要ナルモノニ付テハ意見ヲ具シテ其ノ事實並願末ヲ速ニ樺太廳長官ニ報告スヘシ

**第十二條** 内務部、支廳及支廳出張所ニハ第二號及第三號様式ニ依ル市場帳及市場仲買人帳ヲ備ヘ異動アル毎ニ之ヲ整理スヘシ

附則  
本令ハ昭和七年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔樺法〕

第二號様式

第 號

市場工事検査済證書

年 月 日

樺 太 廳 印

開 市 場 設 置 者 名 稱

〔樺法〕

市場 帳 帳

市場名稱

No. \_\_\_\_\_

市場位置	組 織	開設者又ハ其ノ代表者ノ住所氏名	代表者ノ生年月日
年月日	指令番號	期 間	開業年月日
許 可	公 稱	拂込濟	市場面積
資 本	一株額面	株式數總額	金額
取引品目	種 別	手數料	歩 戻
		仲 買 人	出 荷 者
營業期	決 算 期	定期休業期間	開 市 時
		定 位 定 休 日	
仲買人	年 度 員 數	年 度 員 數	年 度 員 數
	年 人 年 人	年 人 年 人	年 人 年 人
閉 鎖	年 月 日	理 由	
備 考			



仲買人口座帳

商號	氏名	住所					
年月日	摘要	借方		貸方	借ハ 又貸	残高	
		生物	鹽干物	入金			

備考 借方及貸方欄ノ桁ハ用例ヲ示シタルニ過キサルヲ以テ必要ニ應シ  
適宜變更スルコトヲ妨ケス

第七號様式

相場控帳

品目						
年月日	取扱高	單位	出來値相場			備考
			最高	最低	平均	

〔棒法〕

第五號様式

賣捌庭帳

賣捌庭帳						年月日
荷主名						
品目	數量	單價	金額	買人名	摘要	
計	數量	賣上高	手数料	差引		

備考 本書ハ正副二通ヲ同時ニ複寫シ其ノ一通  
ヲ食品卸賣市場規則第二十五條第六號ノ  
通知書ニ應用スルモノトス

第十類 商工

荷主口座帳

氏名	住所							
年月日	摘要	借方			貸方		借ハ 又貸	残高
		手数料	立替金	支拂金額	生物	鹽干物		

備考 貸方欄ノ桁ハ用例ヲ示シタルニ過キサルヲ以テ必要ニ應シ適宜  
變更スルヲ妨ケス

第六號様式

〔棒法〕

第十類 商工

第九號様式

市場仲買人名簿

市	(住所)	備考 本欄ニハ保證金額 又ハ保證人名其ノ 他市場仲買人ニ關 スル事項ヲ記入ス ルモノトス
仲買人	(氏名) (生年月日)	
許可指令番號		
同上年月日		
廢業年月日		
要		備

●商工會議所法

昭和二年四月五日  
法律第四十九號

(總、商、大臣副署)

- 朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル商工會議所法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
- 商工會議所法
- 第一條 商工會議所ハ商工業ノ改善發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
  - 第二條 商工會議所ハ法人トス
  - 第三條 商工會議所ノ地區ハ市ノ區域ニ依ル但シ商工業ノ狀況ニ依リ必

要アル場合ニ於テハ町ノ區域ニ依ルコトヲ得  
特別ノ事情アル場合ニ於テハ市町村又ハ町ト町村ヲ合シテ一地區  
ト爲スコトヲ得

- 第四條 商工會議所ヲ設立セントスルトキハ第十二條第一號ノ議員ノ被  
選舉權ヲ有スベキ者三十人以上發起人ト爲リ其ノ議員ノ選舉權ヲ有ス  
ベキ者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル  
事項ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第五條 商工會議所ハ前條ノ設立ノ認可アリタル日ニ於テ成立ス
- 第六條 商工會議所成立ノ後役員ノ選任アル迄ノ間必要ナル事務ハ發起人之ヲ  
行フ
- 第六條 定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
  - 一 名稱、地區及事務所ノ所在地
  - 二 議員ノ定數並ニ其ノ選舉及選定ニ關スル規定
  - 三 役員ノ定數、權限及選任ニ關スル規定
  - 四 會議ニ關スル規定
  - 五 事業及其ノ執行ニ關スル規定
  - 六 庶務及會計ニ關スル規定
- 第七條 商工會議所ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
  - 一 商工業ニ關スル通報
  - 二 商工業ニ關スル仲介又ハ斡旋
  - 三 商工業ニ關スル調停又ハ仲裁
  - 四 商工業ニ關スル證明又ハ鑑定
  - 五 商工業ニ關スル統計ノ調査及編纂

〔釋法〕

六 商工業ニ關スル營造物ノ設置及管理

七 其ノ他商工業ノ改善發達ヲ圖ルニ必要ナル事業

第八條 商工會議所ハ商工業ニ關スル事項ニ付行政廳ニ建議スルコトヲ  
得

商工會議所ハ行政廳ノ諮問ニ對シ答申スベシ

第九條 行政官廳ハ商工會議所ニ對シ商工業ニ關スル事項ノ調査ヲ命ズ  
ルコトヲ得

第十條 商工會議所ハ商工業者ニ對シ商工業ニ關スル統計其ノ他ノ調査  
ヲ爲ス爲必要ナル資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第十一條 商工會議所ニ議員總會ヲ置ク

第十二條 議員總會ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ヲ組織ス  
一 第十四條乃至第十八條ノ規定ニ依リ被選舉權アル者ニ就キ選舉人  
ノ選舉シタル議員

二 地區内ノ重要商工業ヲ代表セシムル爲第十九條ノ規定ニ依リ選定  
シタル議員

第十三條 議員ノ定數ハ五十人以上トシ前條第二號ノ議員ノ員數ハ議員  
定數ノ五分ノ一トス但シ地方ノ狀況ニ依リ其ノ割合ヲ五分ノ一未滿ト  
スルコトヲ妨ゲズ

第十四條 左ノ條件ヲ具フル者ハ第十二條第一號ノ議員ノ選舉權ヲ有ス

第十類 商工

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前條ノ選舉權ヲ有セズ  
一 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者  
二 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者  
三 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行

第六三

〔釋法〕

一 帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル會社ナルコト但シ會社ニ  
在リテハ資本又ハ財産ヲ目的トスル出資ノ半額以上及議決權ノ過半  
數ガ帝國臣民(帝國法令ニ依リ設立シタル法人ヲ含ム)ニ屬スルモノ  
タルコトヲ要ス

二 商工會議所ノ地區内ニ於テ引續キ二年以上本店、支店其ノ他ノ營  
業場ヲ有スルコト

三 自己ノ名ヲ以テ商行為ヲ爲スヲ業トスル者、取引所又ハ營業權者  
ニシテ商工會議所ノ地區内ニ於テ營業收益稅、取引所營業稅又ハ釐  
產稅ヲ一年間ニ命令ノ定ムル額以上納ムルコト但シ地區外ニモ營業  
場ヲ有スル者ノ納稅額ノ算出方法ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

前項第三號ノ納稅額決定以前ニ於テハ其ノ最近ニ決定セラレタル一年  
間ノ納稅額ヲ以テ其ノ納稅額ト看做ス

會社ノ資本又ハ財産ヲ目的トスル出資ガ命令ノ定ムル金額以上ナル場  
合ニ於テハ第一項第三號ノ納稅ニ關スル條件ヲ具ヘザルトキト雖モ第  
一項ノ選舉權ヲ有ス

家督相續ヲ爲シタル者ニ付テハ第一項ノ選舉權ニ關スル條件ニシテ被  
相續人ノ具備シタルモノハ之ヲ其ノ者ノ具備シタルモノト看做ス

合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ニ付テハ前項ノ  
規定ヲ準用ス

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前條ノ選舉權ヲ有セズ  
一 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者  
二 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者  
三 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行

第六三



第十類 商工

ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第十六條 第十二條第一號ノ議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ其ノ被選舉權ヲ有ス

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前條ノ被選舉權ヲ有セズ

一 禁治産者及準禁治産者

二 女子及年齢三十歳未満ノ者

第十八條 第十二條第一號ノ議員ノ選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

投票ハ選舉人自ラ之ヲ行フ但シ會社及無能力者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ代人ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ單記投票又ハ五人以内ノ連名投票ノ方法ニ依ル

選舉ハ選舉人ヲ二級ニ分テ之ヲ行フコトヲ得

前五項ニ規定スルモノノ外選舉ノ方法、手續、取極其ノ他選舉ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 第十二條第二號ノ議員ハ地區内ノ重要商工業一業種ニ付各一人トス

前項ノ重要商工業ノ種目ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ議員ハ第十四條第一項第一號ノ條件ヲ具フル者タルコトヲ要ス

第十五條又ハ第十七條各號ノ一ニ該當スル者ハ第一項ノ議員タルコトヲ得ズ

前四項ニ規定スルモノノ外第一項ノ議員ノ選定ニ關シテハ定款ノ定ムル所ニ依ル

第二十條 議員タル會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ代表者ヲ定ムベシ

前項ノ代表者ハ會社ノ業務ヲ執行スル社員若ハ役員又ハ登記シタル支配人ニシテ帝國臣民タルコトヲ要ス

一人ニシテ同一商工會議所ニ於テ二以上ノ會社ノ代表者ト爲ルコトヲ得ズ

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前條ノ代表者タルコトヲ得ズ

一 第十五條又ハ第十七條各號ノ一ニ該當スル者

二 同一商工會議所ノ議員タル者

三 第十二條第一號ノ議員ノ選舉權及被選舉權停止中ノ者

第二十二條 議員ハ名譽職トス

第二十三條 議員ノ任期ハ四年トス

前項ノ期間ハ第十二條第一號ノ議員ノ總選舉ノ第一日ヨリ之ヲ起算ス

補選議員ハ其ノ前任者ノ任期期間在任ス

第二十四條 第十二條第一號ノ議員ニシテ其ノ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル者ハ其ノ職ヲ失フ但シ納税ニ關スル條件ヲ失ヒタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條第一號ノ議員ニシテ其ノ選舉權及被選舉權ヲ停止セラレタル者亦前項ニ同ジ

第二十五條 左ノ事項ハ議員總會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

一 定款ノ變更

二 經費ノ豫算及賦課徵收方法

三 事業報告及收支決算ノ承認

四 借入金

會頭及副會頭ノ外商工會議所ニハ定款ノ定ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

第二十八條 役員ハ議員總會ニ於テ議員中ヨリ之ヲ選任ス

第二十九條 役員ノ任期ハ四年トス

前項ノ期間ハ第十二條第一號ノ議員ノ總選舉ノ第一日ヨリ之ヲ起算ス

第三十條 役員議員ノ職ヲ失ヒタルキハ役員ノ職ヲ失フ

第三十一條 議員タル會社役員ニ選任セラレタル後第二十條第一項ノ規定ニ依リ其ノ代表者ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ會社ハ役員ノ職ヲ失フ

第三十二條 役員ノ職務終了シタル場合ニ於テ所務ノ遂行ニ支障ヲ生ズル虞アルトキハ退職シタル役員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ後任者ノ就職スル迄引續キ仍其ノ職務ヲ行フコトヲ得

第三十三條 商工會議所ハ定款ノ定ムル所ニ依リ重要ナル事項ニ付諮問ヲ爲ス爲議員定數ノ五分ノ一ヲ超エザル員數ノ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ商工業ニ關スル學識經驗アル者又ハ十年以上議員トシテ功勞顯著ナル者ヨリ之ヲ選任ス

顧問ハ名譽職トス

第三十四條 商工會議所ニ理事一人ヲ置ク

理事ハ會頭ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

理事ノ外商工會議所ニハ定款ノ定ムル所ニ依リ他ノ職員ヲ置クコトヲ得

第三十五條 商工會議所ハ必要ニ應ジ商業部、工業部又ハ其ノ他ノ部ヲ置クコトヲ得

ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第十六條 第十二條第一號ノ議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ其ノ被選舉權ヲ有ス

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前條ノ被選舉權ヲ有セズ

一 禁治産者及準禁治産者

二 女子及年齢三十歳未満ノ者

第十八條 第十二條第一號ノ議員ノ選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

投票ハ選舉人自ラ之ヲ行フ但シ會社及無能力者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ代人ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ單記投票又ハ五人以内ノ連名投票ノ方法ニ依ル

選舉ハ選舉人ヲ二級ニ分テ之ヲ行フコトヲ得

前五項ニ規定スルモノノ外選舉ノ方法、手續、取極其ノ他選舉ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 第十二條第二號ノ議員ハ地區内ノ重要商工業一業種ニ付各一人トス

前項ノ重要商工業ノ種目ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ議員ハ第十四條第一項第一號ノ條件ヲ具フル者タルコトヲ要ス

第十五條又ハ第十七條各號ノ一ニ該當スル者ハ第一項ノ議員タルコトヲ得ズ

前四項ニ規定スルモノノ外第一項ノ議員ノ選定ニ關シテハ定款ノ定ムル所ニ依ル

五 顧問ノ選任又ハ解任

六 議員又ハ役員ノ解任

七 過怠金ノ賦課

八 第十二條第一號ノ議員ノ選舉權及被選舉權ノ停止

九 商工會議所ノ解散

十 日本商工會議所設立ノ同意

十一 其ノ他重要ナル事項

前項第一號、第二號、第四號及第九號ニ掲グル事項ノ議決ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十六條 議員總會ハ會頭之ヲ召集ス

議員總會ノ議長ハ會頭、會頭事故アルトキハ副會頭ヲ以テ之ニ充ツ會頭及副會頭共ニ事故アルトキハ出席議員ノ互選ニ依リ議長ヲ定ム

議員總會ハ議員三分ノ一以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

議員總會ノ議決ハ出席議員ノ過半數ニ依リ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

前條第一項第一號、第四號及第六號乃至第九號ニ掲グル事項ノ議決ハ議員三分ノ二以上出席シ其ノ出席議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第二十七條 商工會議所ニ左ノ役員ヲ置ク

會頭 一人

副會頭 一人又ハ二人

會頭ハ商工會議所ヲ代表シ所務ヲ總理ス

副會頭ハ會頭ヲ補佐シ會頭事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十類 商工

第十類 商工

第十類 商工

部ノ名稱、組織、權限其ノ他部ニ關シ必要ナル事項ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

第三十六條 商工會議所ハ第十二條第一號ノ議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ對シ經費ヲ賦課スルコトヲ得

第四十一條又ハ第五十二條ノ規定ニ依リ選舉權ヲ停止セラレタル者ニ對シテハ停止中ト雖モ經費ヲ賦課スルコトヲ得

商工會議所ノ經費賦課ノ額ニ關スル制限及經費賦課ノ方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七條 商工會議所ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款違反者ヨリ過怠金ヲ徵收スルコトヲ得

第三十八條 經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ會頭ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ商工會議所ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ

前項ノ徵收金ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次デ先取特權ヲ有シ其ノ時効ニ付テハ市町村税ノ例ニ依ル

經費ノ賦課又ハ過怠金ノ徵收ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ異議ノ申立、訴願及行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 商工會議所ハ定款ノ定ムル所ニ依リ使用料及手数料ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ使用料及手数料ノ徵收ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四十條 商工會議所ハ職務ヲ怠リ其ノ不正ノ行爲アリタル議員又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第四十一條 商工會議所ハ經費ヲ滯納シタル者ニ對シ其ノ滯納中、前條

ノ規定ニ依リ解任セラレタル者ニ對シ解任ノ時ヨリ四年以内第十二條第一號ノ議員ノ選舉權及被選舉權ヲ停止スルコトヲ得

第四十二條 商工會議所ハ收支決算ヲ主務大臣ニ報告スベシ

商工會議所ハ少クとも毎年一回其ノ事業成績ヲ主務大臣ニ報告スベシ

第四十三條 商工會議所ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存積スルモノト看做ス

第四十四條 商工會議所解散シタルトキハ議員總會ニ於テ清算人ヲ選任スベシ清算人缺ケタルトキ亦同ジ

清算人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第四十五條 前條ノ規定ニ依リ清算人タル者ナキトキハ行政官廳清算人ヲ選任ス

第四十六條 清算人ハ商工會議所ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第四十七條 清算人ハ清算及財産處分ノ方法ヲ定メ議員總會ノ議決ヲ經主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

議員總會前項ノ議決ヲ爲サズ又ハ爲スコト能ハザルトキハ清算人ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ清算及財産處分ノ方法ヲ定ムベシ

第四十八條 商工會議所ハ解散ノ後ト雖モ其ノ債務ヲ完済スルニ必要ナル金額ヲ賦課徵收スルコトヲ得

前項ノ賦課徵收ニ關シテハ第三十六條及第三十八條ノ規定ヲ準用ス

第四十九條 主務大臣必要ト認ムルトキハ定款、經費ノ豫算及賦課徵收方法又ハ清算及財産處分ノ方法ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

セシムルコトヲ得

第五十條 日本商工會議所ニ總會ヲ置ク

總會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ所屬ノ各商工會議所其ノ他ノ團體ニ於テ選定シタル者ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十一條 日本商工會議所ニ常議員會ヲ置ク

常議員會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ所屬ノ商工會議所其ノ他ノ團體ニ於テ選定シタル者ヲ以テ之ヲ組織ス

常議員會ハ定款ニ依リ委任セラレタル總會ノ權限ニ屬スル事項ヲ議決ス但シ定款ノ變更及日本商工會議所ノ解散ノ議決ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十二條 日本商工會議所ノ役員ハ所屬ノ商工會議所其ノ他ノ團體ノ役員中ヨリ之ヲ選任ス但シ特別ノ事由アルトキハ會頭又ハ副會頭ニ限リ所屬ノ商工會議所其ノ他ノ團體ノ役員ニ非ザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

日本商工會議所所屬ノ商工會議所其ノ他ノ團體ノ役員中ヨリ選任セラレタル役員其ノ商工會議所其ノ他ノ團體ノ役員ノ職ヲ失ヒタルトキハ日本商工會議所ノ役員ノ職ヲ失フ

第五十三條 日本商工會議所ハ定款ノ定ムル所ニ依リ所屬ノ商工會議所其ノ他ノ團體ニ對シ經費ヲ分賦シ及過怠金ヲ徵收スルコトヲ得

第五十四條 第五條第一項、第六條乃至第十條、第二十條乃至第二十二條、第二十五條乃至第二十七條、第二十九條第一項、第三十二條乃至第三十五條、第三十六條第三項、第三十八條第三項、第三十九條、第四十條、第四十二條乃至第四十九條及第五十一條ノ規定ハ日本商工會

議所ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ外國ニ於テ設立シタル商工會議所ニ準ズル法人其ノ他ノ團體ヲ加入

入シタルモノト看做ス

日本商工會議所ハ法人トス

日本商工會議所ヲ設立セントスルトキハ六以上ノ商工會議所發起人ト爲リ商工會議所總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五十四條 日本商工會議所成立シタルトキハ商工會議所ハ總會之ニ加入シタルモノト看做ス

日本商工會議所ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ外國ニ於テ設立シタル商工會議所ニ準ズル法人其ノ他ノ團體ヲ加入

入シタルモノト看做ス

日本商工會議所ハ法人トス

議所ニ之ヲ準用ス  
第六十條 主務大臣ハ本法ニ規定シタル其ノ職權ノ一部ヲ行政官廳ニ委任スルコトヲ得  
第六十一條 第三條及第三十八條中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ之ニ準ズベキモノトス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和二年十二月勅令第三百七十四號ヲ以テ同三年一月一日ヨリ施行)  
商業會議所法ハ之ヲ廢止ス  
商業會議所法ニ依リ設立セラレ本法施行ノ際現ニ存スル商業會議所ハ之ヲ本法ニ依リ設立シタル商工會議所ト看做ス  
前項ノ規定ニ依ル商工會議所ニ付テハ議員ノ選舉又ハ選定ニ關スル規定ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行シ其ノ施行期ニ於ケル議員ノ選舉ニ關スル事項ハ仍舊法ノ規定ニ依ル  
第三項ノ規定ニ依ル商工會議所ニ付本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
日本銀行及橫濱正金銀行ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ會社ト看做ス  
本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ之ヲ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

●商工會議所法施行令

昭和二年十二月二十七日  
勅令第三百七十五號

(總、商、大臣副署)

朕商工會議所法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

商工會議所法施行令

第一條 商工會議所ハ商工會議所法第十四條第一項ノ規定ニ依リ議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ對シ一年間ノ營業收益稅、取引所營業稅又ハ釐金稅ノ地區内ニ於ケル納稅額ヲ標準トシ左ノ制限内ニ於テ定ムル賦課率ニ依リ其ノ經費ヲ賦課スルコトヲ得  
一 營業收益稅 百分ノ二十五  
二 取引所營業稅 百分ノ二十  
三 釐金 百分ノ二十  
前項ノ納稅額決定以前ニ於テハ其ノ最近ニ決定セラレタル一年間ノ納稅額ヲ以テ其ノ納稅額ト看做ス  
第二條 會社ニ對スル經費ノ賦課ニ付テハ營業收益稅法第十條第二項ノ規定ニ依ル資本利子稅額ノ控除ヲ爲サザルモノヲ以テ營業收益稅額ト看做ス  
第三條 商工會議所ハ商工會議所法第十四條第三項ノ規定ニ依リ議員ノ選舉權ヲ有スル會社ニ對シ拂込資本又ハ財產ヲ目的トスル出資ノ金額ヲ標準トシ其ノ百分ノ一以內ニ於テ定ムル賦課率ニ依リ其ノ經費ヲ賦課スルコトヲ得但シ商工會議所ノ地區外ニモ營業場ヲ有スル會社ニ付テハ別ニ命令ノ定ムル方法ニ依リ地區内ニ於ケル經費賦課ノ標準ト爲スベキ金額ヲ算出シ經費ヲ賦課ス

[轉法]

第四條

商工會議所法第十四條第一項ノ規定ニ依リ議員ノ選舉權ヲ有スル會社ニシテ同條第三項ノ規定ニ基テ命令ノ定ムル金額以上ノ資本額又ハ財產ヲ目的トスル出資額ヲ有スルモノニ對シテハ第一條ノ規定ニ拘ラズ前條ノ例ニ依リ經費ヲ賦課スルコトヲ妨ゲズ

第五條

商工會議所ノ經費ノ賦課又ハ過意金ノ徵收ノ通知ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ商工會議所ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ商工會議所ハ選擧ナク議員總會ノ議決ヲ經テ決定ヲ爲シ異議申立人ニ之ヲ通知スベシ  
異議ノ申立ニ關シテハ訴訟法第五條、第八條第三項、第九條、第十條及第十二條乃至第十四條ノ規定ヲ準用ス

第六條

前條ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ地方長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル地方長官ノ裁決ニ付テハ商工會議所ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第七條

商工會議所法第三十八條第一項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ地方長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
前項ノ裁決ニ付テハ市町村ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第八條

前二條ニ於テ地方長官トアルハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官トス  
第九條 第一條乃至前條ノ規定ハ商工會議所法第四十八條ノ規定ニ依リ債務ヲ完済スルニ必要ナル金額ヲ賦課徵收スル場合ニ之ヲ準用ス但シ

[轉法]

第十條

其ノ賦課率ハ第一條、第三條又ハ第四條ノ制限ニ依ラザルコトヲ得  
第十條 日本商工會議所ハ商工會議所ニ對シ最近其ノ經費賦課ノ標準ト爲シタル一年間ノ納稅額ノ總額ヲ標準トシ其ノ百分ノ一以內ニ於テ定ムル率並ニ最近其ノ經費賦課ノ標準ト爲シタル拂込資本及財產ヲ目的トスル出資ノ金額ノ總額ヲ標準トシ其ノ百分ノ一以內ニ於テ定ムル率ニ依リ其ノ經費ヲ分賦スルコトヲ得但シ定款ノ定ムル所ニ依リ經費ノ二分ノ一ヲ限り商工會議所ノ前年度ノ豫算額ヲ標準トシ之ヲ分賦スルコトヲ妨ゲズ  
商工會議所以外ノ所屬團體ニ對スル日本商工會議所ノ經費分賦ノ方法ハ定款ノ定ムル所ニ依ル

第十一條

前條ノ規定ハ商工會議所法第五十九條ノ規定ニ依リ準用シタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ日本商工會議所ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得  
第五條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ異議ノ申立ニ之ヲ準用ス

第十三條

前條ノ異議ノ申立ニ關スル決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
附則  
本令ハ商工會議所法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和三年一月一日ヨリ施行)  
大正五年勅令第七十號ハ之ヲ廢止ス

附則

商工會議所法附則第三項ノ規定ニ依ル商工會議所ノ經費ハ次ノ總選舉ニ至ル迄ノ間商業會議所法ノ規定ニ依リ議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ對シ之ヲ賦課ス  
前項ノ賦課ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル  
前二項ノ規定ハ商工會議所法附則第三項ノ規定ニ依ル商工會議所ガ同法第四十八條ノ規定ニ依リ債務ヲ完済スルニ必要ナル金額ヲ賦課徴收スル場合ニ之ヲ準用ス

### ●商工會議所法施行規則

昭和三年一月七日  
廳令第一號

改正 昭七年四月廳令八號  
商工會議所法施行規則左ノ通定ム

#### 商工會議所法施行規則

第一條 商工會議所ヲ設立セントスルトキハ發起人ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ商工會議所法第十二條第一號ノ議員ノ選舉權ヲ有スヘキ者ニ對シ設立ノ同意ヲ求ムヘシ  
一 設立ノ理由  
二 地區  
三 事業計劃ノ概要  
四 一事業年度ノ經費ノ收支概算  
設立ノ同意ハ前項ノ書面ニ記名捺印スルコトニ依リテ之ヲ爲スヘシ

町ト町村ヲ合シテ一地區ト爲サントスル場合ニ於テハ各町村ニ付少クトモ一人ノ發起人アルコト及商工會議所法第十二條第一號ノ議員ノ選舉權ヲ有スヘキ者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス  
第二條 法定ノ同意者アリタルトキハ發起人ハ選擧ナク創立總會ヲ召集スヘシ  
創立總會ヲ召集スルニハ少クトモ四週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ商工會議所法第十二條第一號ノ議員ノ選舉權ヲ有スヘキ者ニ通知スヘシ

第三條 創立總會ニ於ケル議決ハ商工會議所法第十二條第一號ノ議員ノ選舉權ヲ有スヘキ者三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス但シ町ト町村ヲ合シテ一地區ト爲サントスル場合ニ於テハ各町村ニ付其ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第四條 創立總會ニ於テハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得但シ商工會議所法第十二條第一號ノ議員ノ選舉權ヲ有スヘキ者ニ非サレハ代理人タルコトヲ得ス  
代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ差出スヘシ

第五條 創立總會終結シタルトキハ發起人ハ法定ノ設立同意者アリタルコトヲ證スル書面、定款、創立總會ノ決議録ノ謄本及左ニ掲ケル事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ設立認可申請書ヲ選擧ナク樺太廳長官ニ差出スヘシ  
一 設立ノ理由  
二 地區  
三 事業計劃ノ概要

〔樺法〕

〔樺法〕

四 商工會議所法第十二條第一號ノ議員ノ選舉權ヲ有スヘキ者ノ數  
五 商工會議所法第十九條第二項ノ規定ニ依リ地區内ノ重要商工業ノ種目ヲ定メタル理由  
六 一事業年度ノ經費ノ收支概算  
七 其ノ町ニ於ケル商工業ノ狀況  
八 町ト町村ヲ合シテ一地區ト爲ストキハ商工會議所法第三條第二項ノ特別ノ事情  
第六條 商工會議所設立ノ認可ヲ爲シタルトキハ樺太廳長官ハ其ノ名稱、地區及事務所ノ所在地ヲ告示ス  
第七條 商工會議所設立ノ認可アリタルトキハ發起人ハ六月以内ニ商工會議所法第十二條第一號ノ議員ノ選舉ヲ行フヘシ  
前項ノ期間内ニ其ノ選舉ヲ行ハサルトキハ設立ノ認可ハ其ノ效力ヲ失フ  
第八條 發起人ハ議員ノ選舉及選定ヲ爲シタル後選擧ナク議員總會ヲ開キ其ノ執行シタル事務ヲ報告シ且創立費及其ノ償却方法ノ承認ヲ求ムヘシ  
前項ノ議員總會ニ於テハ役員ヲ選任シ並ニ經費ノ豫算及賦課徴收方法ヲ議決スヘシ  
役員ノ選任アリタルトキハ發起人ハ一切ノ事務ヲ選擧ナク役員ニ引繼クヘシ  
第一項ノ承認ヲ經タル創立費及其ノ償却方法ハ之ヲ樺太廳長官ニ届出ツヘシ  
第九條 商工會議所法第十四條第一項第三號ノ納稅額ヲ左ノ通定ム

一 營業收益稅 十一圓以上  
一 釐 產 稅 十一圓以上  
第十條 商工會議所法第十四條第一項第三號但書ニ掲ケタル者ニ付テハ商工會議所ノ地區ノ屬スル町村ニ於テ營業收益稅又ハ釐產稅附加稅賦課ノ歩合ノ定アルトキハ其ノ歩合ニ依ル本稅額ヲ以テ其ノ地區内ニ於ケル納稅額ト看做ス  
前項歩合ノ定ナキトキハ商工會議所ハ其ノ地區内ニ於ケル納稅ノ額ト看做スヘキ金額ヲ定メ樺太廳長官ノ認可ヲ受クヘシ  
第十一條 商工會議所法第十四條第三項ノ會社ノ資本又ハ財産ヲ目的トスル出資ノ金額ハ五萬圓以上トス  
第十二條 議員ノ當選又ハ選定アリタルトキハ商工會議所ハ其ノ氏名ヲ會社ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名ヲ選擧ナク樺太廳長官ニ届出フヘシ代表者變更ノ場合又同シ  
商工會議所法第十二條第二號ノ議員ニ付テハ前項ノ届出書中ニ其ノ代表スル重要商工業ノ種目ヲモ記載スヘシ  
第十三條 役員又ハ顧問ノ選任アリタルトキハ商工會議所ハ其ノ履歷書ヲ、會社ニ在リテハ其ノ代表者ノ履歷書ヲ添附シ其ノ氏名又ハ名稱ヲ選擧ナク樺太廳長官ニ届出フヘシ  
第十四條 議員、役員又ハ顧問ノ選任アリタルトキハ商工會議所ハ其ノ氏名又ハ名稱及選任ノ事由ヲ選擧ナク樺太廳長官ニ届出フヘシ但シ樺太廳長官ニ於テ解任シタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
第十五條 理事ノ選任アリタルトキハ履歷書ヲ添附シ、其ノ選任アリタルトキハ事由ヲ具シ商工會議所ハ其ノ氏名ヲ選擧ナク樺太廳長官ニ届

出ツヘシ

第十六條 商工會議所ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十七條 商工會議所法施行令第三條ノ規定ニ依リ經費賦課ノ標準ト爲スヘキ會社ノ拂込資本又ハ財産ヲ目的トスル出資ノ金額ハ前年中其ノ各月末ニ於ケル金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ算出ス

第十八條 第十條ノ規定ハ商工會議所法施行令第三條但書ノ經費賦課ノ標準ト爲スヘキ金額ノ算出方法ニ付之ヲ準用ス

第十九條 商工會議所ハ經費負擔義務者ニ對シ其ノ負擔義務ノ發生シタル月ヨリ其ノ消滅シタル月迄ノ月割額ヲ超ヘテ經費ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ既ニ徵收シタル經費ハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ還付セザルコトヲ得

第二十條 商工會議所ハ毎年一月末日迄ニ次年度ノ經費ノ豫算及賦課徵收方法ヲ認可ヲ樺太廳長官ニ申請スヘシ但シ商工會議所ヲ新ニ設立シタル場合ニ於テハ議決アリタル日ヨリ十四日以内ニ認可ヲ申請スヘシ經費ノ豫算及賦課徵收方法ノ變更ノ認可ハ議決アリタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ申請スヘシ

第二十一條 借入金ヲ爲サントスルトキハ商工會議所ハ金額、利率、期間、擔保ノ有無及種別、借入先、借入ヲ必要トスル事由並ニ償還ノ方法ヲ具シ樺太廳長官ニ認可ヲ申請スヘシ

附 附

本則ハ商工會議所法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

商業會議所法施行規則ハ之ヲ廢止ス

商工會議所法附則第三項ノ規定ニ依ル商工會議所ニ付テハ次ノ總選舉ニ至ル迄ノ間議員ノ選舉及經費賦課ニ關スル事項ハ仍從前ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ規定ニ依ル

一 議員總會ハ商工會議所法第十二條及第十三條ノ規定ニ拘ラス從前ノ規定ニ依ル議員ヲ以テ之ヲ組織ス

二 商工會議所法第十二條第一號ノ議員トアルハ從前ノ規定ニ依ル議員トス

三 商工會議所法施行前同法第二十九條第一項ノ規定ニ異ル任期ヲ定メタル定款ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有ス

商業會議所法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ依リテ爲シタル認可其ノ他ノ處分及行爲ハ商工會議所法又ハ同法ニ基キテ發スル命令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ商工會議所法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

商工會議所法附則第三項ノ規定ニ依ル商工會議所ハ商工會議所法施行ノ日ヨリ三月以内ニ定款變更ノ認可ヲ申請スヘシ其ノ認可前ニ於テハ從前ノ定款ハ仍其ノ效力ヲ有ス

第二十二條 商工會議所ハ毎年七月末日迄ニ前年度ノ收支決算及事業成績ヲ樺太廳長官ニ届出ツヘシ

前項ノ届出書ニハ前年度末日現在ニ依リ調製シタル財産目録及貸借對照表ヲ添附スヘシ

第二十三條 商工會議所解散シタルトキハ樺太廳長官ハ其ノ旨ヲ告示ス

第二十四條 商工會議所ニ於テ清算人ヲ選任シタルトキハ其ノ履歴書ヲ添附シ認可申請書ヲ連帶ナク樺太廳長官ニ差出スヘシ

第二十五條 樺太廳長官清算人ノ選任ヲ認可シ又ハ清算人ヲ選任シタルトキハ其ノ氏名ヲ告示ス

第二十六條 清算人ハ就職ノ日ヨリ六月以内ニ清算及財産處分ノ方法ヲ定メ議員總會ノ議決ヲ經ヘシ

前項ノ清算及財産處分ノ方法ニシテ議員總會ノ議決ヲ經タルトキハ財産目録及貸借對照表ヲ添附十四日以内ニ認可申請書ヲ樺太廳長官ニ差出スヘシ

議員總會第一項ノ期間内ニ議決ヲ爲サス又ハ爲スコト能ハサルトキハ清算人ハ其ノ事由ヲ具シ財産目録及貸借對照表ヲ添附シ期間經過後十四日以内ニ認可申請書ヲ樺太廳長官ニ差出スヘシ

第二十七條 清算終了シタルトキハ清算人ハ其ノ結果ヲ連帶ナク樺太廳長官ニ届出ツヘシ

第二十八條 商工會議所法第二十五條第一項第一號、第四號及第九號ノ議決ニ關スル認可申請書ニハ會議ノ議事録ノ原本ヲ添附スヘシ

第二十九條 商工會議所法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ依リ樺太廳長官ニ差出スヘキ書類ハ樺太廳支廳長ヲ經由スヘシ

● 商工會議所法第十二條第一號ノ議員ノ選舉ニ關スル規則

昭和三年一月七日 廳令第二號

改正 昭五年九月廳令三五號 商工會議所法第十二條第一號ノ議員ノ選舉ニ關スル規則左ノ通定ム

商工會議所法第十二條第一號ノ議員ノ選舉ニ關スル規則

第一條 商工會議所法第十八條第五項ノ規定ニ依リ級別選舉ヲ行フ場合ニ於テハ選舉人中選舉人ノ總數ヲ以テ選舉人ノ納ムル經費總額ヲ除シ其ノ平均額以上ヲ納ムル者ヲ一級トシ其ノ他ノ選舉人ヲ二級トス但シ一級選舉人ノ數議員定數ノ二分ノ一ヨリ少キトキハ納額最多キ者議員定數ノ二分ノ一ト同數ヲ以テ一級トス、兩級ノ間ニ同額ノ經費ヲ納ムル者二人以上アルトキハ選舉權ニ關スル條件ヲ具備シタル年數ノ多キ者ヲ上級ニ入ル、其ノ年數ニ依リ雖キトキハ年數ニ依リ年數ニ依リ雖キトキハ商工會議所ニ於テ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムヘシ選舉人ハ每級各別ニ議員定數ノ二分ノ一ヲ選舉ス

第二條 商工會議所ハ設立ノ認可ヲ受ケタル日及毎年一回定款ノ定メタル期日ノ現在ニ依リ選舉人名簿ヲ調製スヘシ但シ級別選舉ヲ行フトキハ級別毎ニ之ヲ調製スヘシ

選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名又ハ名稱、出生ノ年月日、住所、營業ノ種類、納稅種目及地區内ニ於ケル納稅額ヲ記載スヘシ但シ地區内ニ住所ヲ有セザル者ニ付テハ地區内ニ於ケル營業場ヲ記載シ其ノ數二以上アルトキハ其ノ一ヲ選定シテ之ヲ記載スヘシ

商工會議所法施行規則第十一條ニ規定スル金額以上ノ資本額又ハ財産ヲ目的トスル出資額ヲ有スル會社納税ニ關スル條件ヲ具フル場合ニ於テハ前項ノ外資本又ハ財産ヲ目的トスル出資ノ金額ヲ、其ノ條件ヲ具ヘサル場合ニ於テハ前項ノ納税種目及納税額ニ代ヘ資本又ハ財産ヲ目的トスル出資ノ金額ヲ記載スヘシ

第三條 商工會議所選舉人名簿ヲ調製シタルトキハ十四日間以上其ノ事務所又ハ其ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ關係者ノ經覽ニ供スヘシ

商工會議所ハ經覽開始ノ日前三日目迄ニ經覽ノ期間及場所ヲ告示シ樺太廳長官ニ之ヲ届出ツヘシ

第四條 選舉人名簿ニ關シ關係者ニ於テ不服アルトキハ經覽期間内ニ商工會議所ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ商工會議所ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ決定ヲ爲シ異議ノ申立人又ハ關係人ニ之ヲ通知スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル異議申立人又ハ關係人ハ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ樺太廳長官ニ裁決ヲ申請スルコトヲ得

第五條 選舉人名簿ハ經覽期間満了後二十日ヲ經テ確定ス

選舉人名簿ハ次年ノ名簿確定ノ日迄之ヲ据置クヘシ

前條ノ規定ニ依リ商工會議所決定ヲ爲シ又ハ樺太廳長官ノ裁決アリタルニ依リ名簿ヲ修正ヲ要スルトキハ商工會議所ハ直ニ之ヲ修正スヘシ

選舉人名簿ヲ修正シタルトキハ商工會議所ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ樺太廳長官ニ之ヲ届出ツヘシ

第六條 第四條ノ場合ニ於テ決定確定シ又ハ樺太廳長官ノ裁決アリタル

ニ依リ選舉人名簿無効トナリタルトキハ更ニ之ヲ調製スヘシ

天災事變等ノ爲必要アルトキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ選舉人名簿調製後商工會議所ノ地區ノ擴張アリタル場合ニ於テハ新ニ屬シタル地區ノ選舉人名簿ニ追加スヘシ、此ノ場合ニ於テハ第二條乃至前條及前二項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リ名簿ノ調製、追加、經覽、確定及異議申立ニ對スル商工會議所ノ決定ニ關スル期日及期間ハ樺太廳長官其ノ都度之ヲ定ム

第七條 商工會議所ハ選舉ノ期日前二十日目迄ニ選舉場、投票並ニ開票ノ日時及選舉スヘキ議員數(級別選舉ヲ行フ場合ハ其ノ配當議員數)ヲ告示スヘシ

天災事變等ノ爲投票ヲ行フコト能ハザルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ商工會議所ハ其ノ選舉場及投票ノ日時ヲ定メ投票ノ期日前五日目迄ニ之ヲ告示スヘシ

商工會議所前二項ノ告示ヲ爲シタルトキハ樺太廳長官ニ届出ツヘシ

第八條 商工會議所ノ議員ノ選舉ニ付テハ商工會議所ノ理事又ハ樺太廳長官ノ指名シタル官吏選舉長ト爲リ選舉會ニ關スル事務ヲ擔任ス

選舉會ニ關スル費用ハ商工會議所ノ負擔トス

第九條 選舉長ハ選舉人名簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ二人乃至四人ノ選舉立會人ヲ選任スヘシ

選舉立會人ハ名譽職トス

第十條 選舉人又ハ代人ニ非サル者ハ選舉場ニ入ルコトヲ得ス但シ選舉場ノ事務ニ從事スル者、選舉場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ警察官

[樺法]

吏ハ此ノ限ニ在ラス

選舉場ニ於テ演說討論ヲ爲シ若ハ喧嘩ニ涉リ又ハ投票ニ關シ協議若ハ勸誘ヲ爲シ其ノ他選舉場ノ秩序ヲ紊ス者アルトキハ選舉長ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ之ヲ選舉場外ニ退出セシムヘシ

前項ノ規定ニ依リ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲スコトヲ得但シ選舉長選舉場ノ秩序ヲ紊スノ虞ナシト認ムル場合ニ於テ投票ヲ爲サシムルヲ始ケス

第十一條 選舉人又ハ代人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ選舉場ニ至リ選舉人名簿又ハ其ノ抄本ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ

投票時間内ニ選舉場ニ入りタル選舉人又ハ代人ハ其ノ時間ヲ過クルモ投票ヲ爲スコトヲ得

自ラ被選舉人ノ氏名又ハ名稱ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得

投票用紙ハ商工會議所ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用フヘシ

第十二條 確定名簿ニ登録セラレサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得但シ選舉人名簿ニ登録セラレヘキ旨ノ樺太廳長官ノ裁決書ヲ所持シ選舉ノ當日選舉場ニ到ル選舉人又ハ代人ハ此ノ限ニ在ラス

確定名簿ニ登録セラレタル者選舉人名簿ニ登録セラレルコトヲ得サル者ナルトキハ投票ヲ爲スコトヲ得ス選舉ノ當日選舉場ヲ有セサル者ナルトキ亦同シ

第十三條 投票ノ拒否ハ選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決定ス

第十四條 會社及無能力者ハ左ニ掲タル者ニシテ帝國臣民タル能力者ノ

[樺法]

中ヨリ其ノ代人ヲ定ムヘシ

一 會社ニ在リテハ其ノ業務ヲ執行スル社員若ハ役員又ハ登記シタル支配人

二 無能力者ニ在リテハ親戚者、後見人、保佐人又ハ夫一人ニシテ同一商工會議所ニ於テ二人以上ノ選舉人ノ代人ト爲ルコトヲ得

代人ハ其ノ代人タルコトヲ證スル書面ヲ選舉長ニ差出スヘシ

第十四條ノ二 商工會議所ハ豫メ開票ノ日時ヲ告示シ樺太廳長官ニ之ヲ届出ツヘシ

第十五條 選舉長ハ投票ノ日又ハ其ノ翌日選舉立會人立會ノ上投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ

選舉長ハ選舉立會人ト共ニ投票ヲ點檢スヘシ

天災事變等ノ爲メ開票ヲ行フコト能ハサルトキハ商工會議所ハ更ニ開票ノ期日ヲ定メ豫メ之ヲ告示スヘシ此ノ場合ニ於テ選舉場ノ變更ヲ要スルトキハ豫メ更ニ其ノ場所ヲ告示スヘシ

前項ノ告示ヲ爲シタルトキハ樺太廳長官ニ之ヲ届出ツヘシ

第十六條 選舉人又ハ代人ハ其ノ選舉會ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得但シ開票開始前ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

- 一 成規ノ用紙ヲ用キサルモノ
- 二 現ニ商工會議所議員ノ職ニ在ル者ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ
- 三 一投票中二人以上ノ被選舉人ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

四 被選舉人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ  
 五 被選舉權ナキ者ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ  
 六 被選舉人ノ氏名又ハ名稱ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位、職業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス  
 七 被選舉人ノ氏名又ハ名稱ヲ自書セザルモノ  
 連名投票ノ方法ニ依リタル場合ニ於テハ前項第一號第六號及第七號ニ該當スルモノ並ニ其ノ記載ノ人員選舉スヘキ定數ニ過キタルモノハ之ヲ無効トシ前項第二號、第四號及第五號ニ該當スルモノハ其ノ部分ノミヲ無効トス

第十八條 投票ノ效力ハ選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決定ス

第十九條 有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ投票ニ記載スヘキ被選舉人ノ數ヲ有效投票ノ總數ニ乘シ選舉スヘキ議員ノ數ヲ以テ之ヲ除シテ得タル數ノ六分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス  
 前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同シキトキハ八年長者ヲ取リ年齡ニ依リ確キトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第二十條 當選者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ當選ヲ失フ但シ納税ニ關スル條件ヲ失ヒタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 選舉長ハ選舉録ヲ作り選舉會ニ關スル額末ヲ記載シ之ヲ朗讀シ二人以上ノ選舉立會人ト共ニ之ニ署名スヘシ  
 選舉長ハ選舉録ヲ添ヘ當選者ノ有無及當選者ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ商工會議所ニ通知スヘシ

選舉録ハ投票、選舉人名簿其ノ他ノ關係書類ト共ニ議員ノ任期間商工會議所ニ於テ之ヲ保存スヘシ

第二十二條 商工會議所前條第二項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選者ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ告示シ當選者ナキトキハ其ノ旨ヲ告示スヘシ此ノ場合ニ於テ告示シタル事項ハ樺太廳長官ニ届出ツヘシ

第二條第二項ノ但書ノ規定ハ前項ノ當選者ノ住所ニ付之ヲ準用ス  
 當選者當選ヲ辭セントスルトキハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ商工會議所ニ申立ツヘシ

一人ニシテ數級ニ當選シタルトキハ最終ニ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ何レノ當選ニ應スヘキカヲ商工會議所ニ申立ツヘシ、其ノ期間内ニ之ヲ申立テザルトキハ商工會議所抽籤シテ之ヲ定ム

第二十三條 當選者左ニ掲タル事由ノ一ニ該當スルトキハ三月以内ニ更ニ選舉ヲ行フヘシ但シ第二項ノ規定ニ依リ更ニ選舉ヲ行フコトナクシテ當選者ヲ定メ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 當選ヲ辭シタルトキ  
 二 數級ニ當選シタル場合ニ於テ前條第四項ノ規定ニ依リ一ノ級ノ當選ニ應シ又ハ抽籤ニ依リ一ノ級ノ當選者ト定マリタル爲メ他ノ級ノ當選者ヲラサルニ至リタルトキ  
 三 第二十條ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキ  
 四 死亡者ナルトキ  
 五 第四十三條ノ規定ニ依リ當選無効ト爲リタルトキ

前項ノ事由前條第三項又ハ第四項ノ規定ニ依リ期限前ニ生シタル場合

〔樺法〕

ニ於テハ第十九條第一項ノ但書ノ得票者ニシテ當選者トナラザリシ者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生シタル場合ニ於テ第十九條第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ當選者ト爲ラザリシ者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ中ニ付キ當選者ヲ定ムヘシ  
 前項ノ場合ニ於テ選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ當選者ト定ムルコトヲ得但シ納税ニ關スル條件ヲ失ヒタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二項ノ場合ニ於テハ商工會議所ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示シ樺太廳長官ニ之ヲ届出ツヘシ

第一項ノ期間ハ第二十六條第三項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル場合ニ於テハ樺太廳長官ノ裁決アリタル日ヨリ之ヲ起算ス

第一項ノ事由議員ノ任期満了前六月以内ニ生シタルトキハ第一項ノ選舉ハ之ヲ行ハス、但シ議員定數ノ三分ノ二ニ滿テサルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十四條 第二十二條第三項ノ期間ヲ經過シタルトキ若ハ同條第四項ノ申立アリタルトキ又ハ同條第四項ノ規定ニ依リ抽籤ヲ爲シタルトキハ商工會議所ハ遲滞ナク當選者ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ告示シ之ヲ樺太廳長官ニ届出ツヘシ

第二條第二項ノ但書ノ規定ハ前項ノ當選者ノ住所ニ付之ヲ準用ス  
 當選者ナキニ至リタルトキ又ハ當選者其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ニ達セザルニ至リタルトキハ商工會議所ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ告示シ之ヲ樺太廳長官ニ届出ツヘシ

第二十五條 會議員ニ當選シタルトキハ當選確定ノ日ヨリ五日以内ニ

〔樺法〕

商工會議所法第二十條ノ代表者ノ氏名、住所及會社ニ於ケル地位ヲ商工會議所ニ届出ツヘシ代表者變更ノ場合亦同シ

第二十六條 議員ノ選舉法令又ハ定款ニ違反シ選舉ノ結果ニ異動ヲ生スル場合ニ於テハ商工會議所又ハ選舉人ハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ第二十二條第一項又ハ第二十四條第三項ノ告示ノ日ヨリ三十日以内ニ選舉又ハ當選ノ取消ヲ樺太廳長官ニ申立ツルコトヲ得  
 選舉人前項ノ申立ヲ爲ストキハ商工會議所ヲ經由シテ申立書ヲ樺太廳長官ニ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ商工會議所ハ意見ヲ附シ七日以内ニ之ヲ樺太廳長官ニ進達スヘシ

第二十三條第二十七條第一項、第三項又ハ第二十八條ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ付第一項ノ取消申立アリタル場合ニ於テハ樺太廳長官ノ裁決アル迄之ヲ行フコトヲ得ス

第二十七條 商工會議所法第五十條ノ規定ニ依リ選舉ノ取消アリタルトキハ商工會議所ハ三月以内ニ更ニ選舉ヲ行フヘシ

商工會議所法第五十條ノ規定ニ依ル當選ノ取消アリタルトキハ商工會議所ハ直ニ選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ第二十三條第三項、第四項ノ規定ヲ準用ス

當選者ナキトキ、當選者ナキニ至リタルトキ又ハ當選者其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ニ達セザルトキ若ハ定數ニ達セザルニ至リタルトキハ三月以内ニ更ニ選舉ヲ行フヘシ

第二十三條第五項及第六項ノ規定ハ第一項及前項ノ選舉ニ付之ヲ準用ス

第二十八條 議員中開員ヲ生シタル場合ハ第十九條第二項ノ規定ノ適用

ヲ受ケタル得票者ニシテ當選者ト爲ラザリシ者アルトキハ直ニ選舉會ヲ閉キ其ノ中ニ付當選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ第二十三條第三項及第四項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル者ナクハ前項ノ規定ノ適用ニ依リ當選者ヲ定ムルモ仍其ノ議員カ議員定數ノ五分ノ一ヲ超ユルニ至リタルトキ又ハ商工會議所ニ於テ必要ト認ムルトキハ三月以内ニ補選舉行フヘシ

第二十三條第五項及第六項ノ規定ハ補選ニ付之ヲ準用ス補選議員ハ前任者ノ選舉セラレタル等級ニ於テ之ヲ選舉スヘシ

第二十九條 樺太廳長官ハ必要ト認ムルトキ選舉事務所ノ位置及數又ハ選舉運動者ノ數ニ關シ制限ヲ設ケタルコトアルヘシ但シ演說又ハ推薦狀ニ依リ運動ヲ爲ス者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十條 本則ニ依リ異議ノ申立、裁決ノ申請及選舉又ハ當選ノ取消ノ申立ニ關シテハ訴訟法第五條、第八條第三項、第九條、第十條及第十二條乃至第十四條ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 詐偽ノ方法ヲ以テ選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 左ノ各號ニ掲ケタル行爲ヲ爲シタル者ハ二月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

一 當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選舉人、代人又ハ選舉運動者ニ對シ金錢、物品其ノ他財産上ノ利益若ハ公私ノ職務ノ供與及其ノ供與ノ申込若ハ約束ヲ爲シ又ハ要應接待其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタルトキ

二 當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選舉人、代人又ハ選舉運動者ニ對シ其ノ者又ハ其ノ者ノ關係アル組合、會社其ノ他ノ法人等ニ對スル債權、寄附其ノ他特殊ノ直接利害關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ

三 投票ヲ爲シ、若ハ爲ササルコト、選舉運動ヲ爲シ若ハ止メタルコト又ハ其ノ周旋誘導ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ選舉人、代人又ハ選舉運動者ニ對シ第一號ニ掲ケタル行爲ヲ爲シタルトキ

四 議員候補者タルコト若ハ議員候補者タラントスルコトヲ止メシムル目的ヲ以テ議員候補者若ハ議員候補者タラントスル者ニ對シ又ハ當選ヲ辭セシムル目的ヲ以テ當選人ニ對シ第一號又ハ第二號ニ掲ケタル行爲ヲ爲シタルトキ

五 議員候補者タルコト若ハ議員候補者タラントスルコトヲ止メタルコト、當選ヲ辭シタルコト又ハ其ノ周旋誘導ヲ爲スコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ議員候補者タリシ者、議員候補者タラントシタル者又ハ當選人タリシ者ニ對シ第一號ニ掲ケタル行爲ヲ爲シタルトキ

六 第一號若ハ第三號乃至第五號ノ供與要應接待ヲ受ケ若ハ要求シ、第一號若ハ第三號乃至第五號ノ申込承諾シ又ハ第二號若ハ第四號ノ誘導ニ應シ若ハ之ヲ促シタルトキ

七 前各號ニ掲ケタル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ

第三十三條 選舉ニ關シ左ノ各號ニ掲ケタル行爲ヲ爲シタル者ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 選舉人、代人、議員候補者、議員候補者タラントスル者、選舉運動者又ハ當選人ニ對シ暴行若ハ威力ヲ加ヘ又ハ之ヲ撻引シタルトキ

二 交通若ハ集會ノ便ヲ妨ケ又ハ演說ヲ妨害シ其ノ他偽計詐術等不正ノ方法ヲ以テ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキ

三 選舉人、代人、議員候補者、議員候補者タラントスル者、選舉運動者若ハ當選人又ハ其ノ關係アル組合、會社其ノ他ノ法人等ニ對スル債權、寄附其ノ他特殊ノ利害關係ヲ利用シテ選舉人、代人、議員候補者、議員候補者タラントスル者、選舉運動者又ハ當選人ヲ威逼シタルトキ

第三十四條 選舉長、立會人、選舉監視者等選舉事務ニ關係アル者選舉人又ハ代人ノ投票シタル被選舉人ノ氏名若ハ名稱ヲ表示シタルトキハ二月以下ノ罰金又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ表示シタル事實虛偽ナルトキ亦同シ

第三十五條 選舉場ニ於テ正當ノ事由ナクシテ選舉人若ハ代人ノ投票ニ關シ又ハ被選舉人ノ氏名若ハ名稱ヲ認知スルノ方法ヲ行ヒタル者ハ二月以下ノ罰金又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

法令ノ規定ニ依ラスシテ投票用紙ヲ開キ又ハ投票用紙中ノ投票ヲ取出シタル者ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 選舉長、立會人若ハ選舉監視者ニ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ、選舉場ヲ騷擾シ又ハ投票、投票用紙其ノ他關係書類ヲ抑留、毀壞若ハ奪取シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三十七條 選舉ニ關シ刀劍、棍棒其ノ他人ヲ殺傷スルニ足ルヘキ物件ヲ携帯シタル者ハ二月以下ノ罰金又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ物件ヲ携帯シテ選舉場ニ入りタル者ハ三月以下ノ罰金又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス第三十二條、第三十三條及第三十五條乃至前條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ人ヲ煽動シタル者ハ二月以下ノ罰金又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス但シ新聞紙及雜誌ニ在リテハ仍其ノ編輯人及實際編輯ヲ擔當シタル者ヲ罰ス

第三十九條 演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス左ノ各號ニ掲ケタル行爲ヲ爲シタル者ハ二月以下ノ罰金又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス新聞紙及雜誌ニ在リテハ前條但書ノ例ニ依ル

一 當選ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ議員候補者ノ身分、職業又ハ經歷ニ關シ虛偽ノ事項ヲ公ニシタルトキ

二 當選ヲ得シメサル目的ヲ以テ議員候補者ニ關シ虛偽ノ事項ヲ公ニシタルトキ

第四十條 選舉人又ハ代人ニ非サル者投票ヲ爲シタルトキハ二月以下ノ罰金又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

氏名又ハ名稱ヲ詐稱シ其ノ他詐偽ノ方法ヲ以テ投票ヲ爲シタル者ハ二月以下ノ罰金又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

投票ヲ偽造シ又ハ其ノ數ヲ増減シタル者ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 選舉長又ハ立會人正當ノ事由ナクシテ本法ニ定メタル義務ヲ缺クトキハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 第二十九條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス



第四十三條 當選人其ノ選舉ニ關シ本則ニ掲ケル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選ヲ無効トス會社力當選人ナル場合ニ於テ其ノ選舉ニ關シ業務ヲ執行スル社員若ハ役員又ハ登記シタル支配人本則ニ掲ケル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ其ノ當選ニ付亦同シ

附則

本則ハ商工會議所法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
商業會議所議員選舉規則ハ之ヲ廢止ス  
商工會議所法附則第三項ノ規定ニ依ル商工會議所ニ付テハ次ノ總選舉ニ至ル迄ノ間仍從前ノ規定ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
(昭和五年勅令第三十五號)

本則施行前ハ行ヒタル選舉ニ於テ第十九條第一項但書ノ得票者ニシテ當選者ト爲ラサル者アル場合當選者第二十三條第一項ニ掲ケル事由ニ該當シタルトキ、商工會議所法第五十條ノ規定ニ依リ當選ノ取消アリタルトキ又ハ議員中關員ヲ生シタルトキハ從前ノ規定ニ於テ選舉會ヲ閉キ直ニ當選者ヲ定ムヘキ場合ニ限リ仍從前ノ規定ニ依ル  
本則施行前補選選舉ノ爲第七條ノ告示ヲ爲シタルトキト雖モ仍投票ヲ行ハサルトキハ本則ニ依リ選舉ヲ行フコトヲ要セサル場合ニ限リ商工會議所ハ樺太廳長官ノ認可ヲ受ケ補選選舉ヲ行ハサルコトヲ得但シ第七條第二項ノ告示ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ場合ニ於テハ商工會議所ハ其ノ旨ヲ告示シ樺太廳長官ニ之ヲ届出ツヘシ  
第四十三條中追加シタル規定ハ本則施行前ハ行ヒタル選舉ニ關シテハ之ヲ

●法人ノ設立及監督ニ關スル件

昭和五年四月一日  
拓務省令第一號

適用セス

法人ノ設立及監督ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 民法第三十四條ノ規定ニ依リ拓務大臣ノ許可ヲ受ケムトスルキハ社團ニ在リテハ定款、資産ノ種類及總額並社員ノ員數、財團ニ在リテハ寄附行爲並資産ノ種類及總額ヲ具シ拓務大臣ニ其ノ申請書ヲ差出スベシ

第二條 定款變更ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ變更ヲ要スル理由ヲ具シ總會ノ議事及決議ノ要領ヲ添附シタル申請書ヲ拓務大臣ニ差出スベシ  
第三條 民法第四十五條、第四十六條又ハ第四十八條ノ規定ニ依リ登記ヲ爲シタルトキハ二週間以内ニ登記簿原本ヲ添附シ届書ヲ拓務大臣ニ差出スベシ

第四條 法人ハ事業年度終了後三十日以内ニ左ニ掲ケル事項ヲ記載シタル報告書ヲ拓務大臣ニ差出スベシ

一、當該年度ノ事業狀況  
二、當該年度ノ收入支出計算書  
三、當該年度末ノ財産目録

第五條 法人ノ設立者又ハ法人ヨリ拓務大臣ニ差出スベキ書類ハ主タル

〔律法〕

事務所所在地ノ地方長官(樺太ニ在リテハ樺太廳長官)ヲ經由スベシ  
第六條 樺太廳長官又ハ地方長官ハ法人ニ於テ民法第七十一條ノ規定ニ該當スル行爲アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ之ヲ拓務大臣ニ報告スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●會社届出規則

大正十一年八月十三日  
勅令第六十四號

會社届出規則

第一條 本規則ニ於テ會社ト稱スルハ商法ノ規定ニ基キ成立シタル商事會社ヲ謂フ

第二條 會社ハ所定ノ創立登記ヲ了シタルトキハ別記様式ニ依リ定款及目録見書ヲ添ヘ樺太廳長官ニ届出ツヘシ

第三條 樺太以外ニ本店ヲ有シ樺太ニ支店ヲ設置シタル場合前條ニ同シ

第四條 左ノ場合ニ於テハ登記ヲ了シタルトキ若ハ承認ヲ經タルトキハ樺太廳長官ニ届出ツヘシ

- 一 定款ヲ變更シタルトキ
  - 二 解散シタルトキ
  - 三 本店若クハ支店ヲ移轉シタルトキ
  - 四 商法第九十條ノ計算書類ノ承認ヲ經タルトキ
- 前項第四號ノ場合ニ於テハ計算書類ノ添付ヲ要ス

第十類 商工

〔律法〕

第五條 本規則ニ依ル届出ハ所轄支廳長ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現存スル會社及第三條ノ支店ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ届出ヲナスヘシ

(別記様式)

會社設立(支店設置)届

- 一 名稱
  - 一 本店所在地
  - 一 支店所在地
  - 一 登記年月日
  - 一 業務開始年月日
- 右及御届候也

年 月 日  
樺太廳長官殿

會

社

●特許法

大正十年四月二十九日  
法律第九十六號

改正 昭和四年四月法律四七號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル特許法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總、農、商) 大臣副署

特許法

第一章 總則

- 第一條 新規ナル工業的發明ヲ爲シタル者ハ其ノ發明ニ付特許ヲ受クルコトヲ得
- 第二條 特許權者又ハ特許出願者ハ其ノ發明ノ改良又ハ擴張ニ係ル新規ノ發明ニ付獨立ノ特許ニ代ヘ追加ノ特許ヲ受クルコトヲ得
- 第三條 左ニ掲ケル發明ニ付テハ之ヲ特許セス
  - 一 飲食物又ハ嗜好物
  - 二 醫藥又ハ其ノ調合法
  - 三 化學方法ニ依リ製造スヘキ物質
  - 四 秩序若ハ風俗ヲ紊リ又ハ衛生ヲ害スルノ虞アルモノ
- 第四條 本法ニ於テ發明ノ新規ト稱スルハ發明力左ノ各號ノ一ニ該當スルコトナキヲ謂フ
  - 一 特許出願前帝國内ニ於テ公然知ラレ又ハ公然用キラレタルモノ
  - 二 特許出願前帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ容易ニ實施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタルモノ
- 第五條 特許ヲ受クルノ權利ヲ有スル者カ試驗ノ爲メ其ノ者ノ發明ヲ前條各號ノ一ニ該當スルニ至ラシメタル場合ニ於テ其ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ者カ特許ヲ出願シタルトキハ其ノ者ノ發明ハ之ヲ新規ナルモノト看做ス
- 第六條 特許ヲ受クルノ權利ヲ有スル者カ政府ノ開設シ、道府縣若ハ之日ヨリ三十日ヲ經過シタル後ノ出願ニ係ルトキハ此ノ限ニ在ラス

- ニ準スヘキモノノ開設シ若ハ政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覽會又ハ工業所有權保護同盟條約國ノ版圖内ニ開設スル官設若ハ官許ノ萬國博覽會ニ出品ノ爲メ其ノ者ノ發明ヲ第四條各號ノ一ニ該當スルニ至ラシメタル場合ニ於テ其ノ開會ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ者カ特許ヲ出願シタルトキハ其ノ者ノ發明ハ之ヲ新規ナルモノト看做ス
- 前項ニ掲ケル萬國博覽會ヲ除クノ外外國ノ版圖内ニ開設スル官設又ハ官許ノ博覽會ニ出品スル發明ニ付保護ヲ與フルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第七條 特許出願ハ一發明毎ニ之ヲ爲スヘシ但シ二以上ノ發明カ牽連シテ利用上一發明ヲ爲スモノト認メ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第八條 同一發明ニ付テハ最先ノ出願者ニ限り特許ス但シ同日ノ各別ノ出願者アルトキハ出願者ノ協議ニ依リ特許シ協議調ハサルトキハ共ニ特許セス
- 第九條 二以上ノ發明ヲ包含スル特許出願ヲ二以上ノ出願ト爲シタルトキハ各出願ハ最初出願ノ時ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス
- 第十條 追加ノ特許出願ヲ獨立ノ特許出願ニ、獨立ノ特許出願ヲ追加ノ特許出願ニ變更シタルトキ亦前項ニ同シ
- 第十一條 特許出願力特許ヲ受クルノ權利ノ承繼人ニ非サル者又ハ特許ヲ受クルノ權利ヲ冒認シタル者ノ爲シタルモノナルニ因リ特許ヲ受クルコト能ハサルニ至リタル場合ニ於テ其ノ特許出願ノ後ニ爲シタル正當權利者ノ出願ハ其ノ特許ヲ受クルコト能ハサルニ至リタル特許出願ノ時ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス但シ特許ヲ受クルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ三十日ヲ、出願公告アリタル場合ニ於テハ出願公告ノ

〔權法〕

〔權法〕

- 第十二條 特許ヲ受クルノ權利ハ之ヲ移轉スルコトヲ得但シ擔保ニ供スルコトヲ得ス
- 第十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル法定又ハ指定ノ期間ノ計算ハ左ノ規定ニ依ル
  - 一 期間ノ初日ハ之ヲ算入セス但シ其ノ期間カ午前零時ヨリ始ルトキハ此ノ限ニ在ラス
  - 二 期間ヲ定ムルニ月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從フ月又ハ年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其ノ期間ハ最後ノ月又ハ年ニ於テ其ノ起算日ニ應當スル日ノ前日ヲ以テ滿了ス但シ最後ノ月ニ應當日ナ
- 第十四條 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付テノ法定又ハ指定ノ期間ノ末日カ日曜日又ハ一般ノ祝祭日ニ當ルヘキトキハ其ノ日ノ翌日ヲ以テ其ノ期間ノ末日トス
- 第十五條 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付テノ法定又ハ指定ノ期間ノ末日カ日曜日又ハ一般ノ祝祭日ニ當ルヘキトキハ其ノ日ノ翌日ヲ以テ其ノ期間ノ末日トス
- 第十六條 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付テノ法定又ハ指定ノ期間ノ末日カ日曜日又ハ一般ノ祝祭日ニ當ルヘキトキハ其ノ日ノ翌日ヲ以テ其ノ期間ノ末日トス
- 第十七條 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付テノ法定又ハ指定ノ期間ノ末日カ日曜日又ハ一般ノ祝祭日ニ當ルヘキトキハ其ノ日ノ翌日ヲ以テ其ノ期間ノ末日トス
- 第十八條 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付テノ法定又ハ指定ノ期間ノ末日カ日曜日又ハ一般ノ祝祭日ニ當ルヘキトキハ其ノ日ノ翌日ヲ以テ其ノ期間ノ末日トス
- 第十九條 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付テノ法定又ハ指定ノ期間ノ末日カ日曜日又ハ一般ノ祝祭日ニ當ルヘキトキハ其ノ日ノ翌日ヲ以テ其ノ期間ノ末日トス
- 第二十條 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付テノ法定又ハ指定ノ期間ノ末日カ日曜日又ハ一般ノ祝祭日ニ當ルヘキトキハ其ノ日ノ翌日ヲ以テ其ノ期間ノ末日トス

本條ニ於テ法人ノ役員ト稱スルハ法人ノ業務ヲ執行スル役員ヲ謂ヒ公務員ト稱スルハ刑法第七條第一項ノ公務員ヲ謂フ

**第十五條** 特許出願ニ係ル發明カ軍事上秘密ヲ要シ又ハ軍事上若ハ公益上必要ナルモノナルトキハ特許ヲ與ヘス、特許ヲ受タルノ權利ヲ政府ニ於テ收用シ又ハ制限ヲ附シテ特許ヲ與フルコトヲ得

前項ノ規程ニ依リ特許ヲ與ヘス、權利ヲ收用シ又ハ制限ヲ附シテ特許ヲ與フル場合ニ於テハ政府ハ相當ノ補償金ヲ支給ス

**第十六條** 帝國内ニ住所ヲモ居所ヲモ有セサル者ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外帝國内ニ住所又ハ居所ヲ有スル代理人ニ依ルニ非サレハ特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲シ又ハ特許權若ハ特許ニ關スル權利ヲ主張スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ依リ出願若ハ請求又ハ主張ヲ爲ス代理人ハ特ニ授ケラレタル權限ノ外本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル手續並民事訴訟、私訴及告訴ニ付本人ヲ代表ス

特許權者又ハ特許權ニ關シ登錄シタル權利ヲ有スル者ノ代理人ニシテ第一項ノ規定ニ依リ手續又ハ主張ヲ爲スモノノ選任若ハ變更又ハ代理權若ハ其ノ變更消滅ハ登錄ヲ受タルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

**第十七條** 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者ノ代理人ニシテ前條第三項ニ規定スル代理人ニ非サルモノノ選任若ハ變更又ハ代理權若ハ其ノ變更消滅ハ特許局ニ届出ツルニ非サレハ之ヲ以テ特許局ニ對抗スルコトヲ得ス

**第十七條ノ二** 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者ノ委任ニ因ル代理人ノ代理權ハ本人ノ死亡若ハ能力ノ喪失、本人タル法人ノ合併ニ因ル消滅、本人タル受託者ノ信託ノ任務終了又ハ法定代理人ノ死亡、能力ノ喪失若ハ代理權ノ變更消滅ニ因リテ消滅セス

**第十八條** 特許ニ關スル代理人數人アルトキハ特許局ニ對シテハ各別ニ本人ヲ代表ス

**第十九條** 特許局長官ニ於テ特許ニ關スル代理人ヲ適當ナラスト認ムルトキハ其ノ改任ヲ命スルコトヲ得

特許局長官又ハ審判長ニ於テ當事者、參加人若ハ特許異議申立人又ハ其ノ代理人カ手續又ハ演述ヲ爲スノ能力ナシト認ムルトキハ辨理士ヲ以テ代理セシムヘキコトヲ命スルコトヲ得

前二項ニ規定スル命令アリタル後第一項ノ代理人又ハ前項ノ當事者、參加人、特許異議申立人若ハ代理人ノ特許局ニ對シタル行為ハ之ヲ無効ト爲スコトヲ得

**第二十條** 特許局ニ對シ爲スヘキ事項ノ代理業ハ辨理士ニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

**第二十一條** 數人共同シテ特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者又ハ特許權ノ共有者ハ特許局ニ對シ各人互ニ代表スルモノトス但シ特ニ代表者ヲ定メ特許局ニ届出タルトキハ此ノ限ニ在ラス

**第十七條ノ規定** 前項但書ノ代表者ニ付之ヲ準用ス

**第二十二條** 特許權者帝國内ニ住所ヲモ居所ヲモ有セサルトキハ第十六條第二項ノ代理人ノ住所又ハ居所、其ノ代理人ナキモノニ至リテハ特許局ノ所在地ヲ以テ民事訴訟法第八條ノ財産所在地ト看做ス

〔律法〕

〔律法〕

**第二十三條** 特許局長官ハ外國又ハ遠隔若ハ交通不便ノ地ニ在ル者ノ爲メ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ特許局又ハ裁判所ニ對シ手續ヲ爲スヘキ法定ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

**第二十四條** 出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲シタル者之ニ關スル爾後ノ行為ニ付指定ノ期間ヲ懈怠シタルトキ又ハ登錄ヲ受タル際納付スヘキ特許料ノ納付ヲ怠リタルトキハ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外特許局長官ハ其ノ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ無効ト爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ無効ト爲シタル場合ニ於テ其ノ期間ノ懈怠カ宥恕スヘキ障礙ニ因ルモノト認ムルトキハ其ノ障礙ノ止ミタル日ヨリ十四日以内ニシテ其ノ期間満了後一年以内ノ請求ニ依リ特許局長官ハ懈怠ノ結果ヲ免レシムルコトヲ得

**第二十五條** 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者其ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ第九條、第百十五條、第百二十二條第一項又ハ本法ニ於テ準用スル民事訴訟法第四百十五條ニ規定スル期間ヲ遵守スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ事由ノ止ミタル日ヨリ十四日以内ニシテ且其ノ期間満了後一年以内ニ限リ懈怠シタル手續ノ追完ヲ爲スコトヲ得

**第二十六條** 特許局ニ差出スヘキ書類其ノ他ノ物件ニ付差出ノ效力ヲ生スヘキ時期ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

**第二十七條** 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ特許權者又ハ特許ニ關スル權利ヲ有スル者ノ爲シタル又ハ其ノ者ニ對シ爲サレタル手續ノ效力ハ其ノ特許權又ハ特許ニ關スル權利ノ承繼人ニ及ブ

**第二十八條** 特許局ニ事件ノ繫屬中ニ於テ特許權又ハ特許ニ關スル權利

ノ移轉アリタルトキハ特許局ハ承繼人ニ對シ手續ヲ履行スルコトヲ得

**第二十九條** 本法ニ規定スルモノノ外特許局ニ繫ル手續ノ中断中止及中断中止シタル手續ノ履行ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

**第三十條** 特許ニ關シ證明、特許證ノ複本、書類ノ謄本若ハ圖面ノ複製ヲ求メ又ハ書類ノ閲覧若ハ謄寫ヲ爲サントスル者ハ特許局長官ニ之ヲ申請スルコトヲ得但シ特許局長官ニ於テ秘密ヲ要スト認ムルモノニ付テハ之ヲ許可セス

**第三十一條** 軍事上秘密ヲ要スル發明ニ付テハ本法ニ規定スルモノノ外命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

**第三十二條** 外國人ニシテ帝國内ニ住所ヲモ營業所ヲモ有セサルモノハ條約又ハ之ニ準スヘキモノニ規定アル場合ヲ除クノ外特許權又ハ特許ニ關スル權利ヲ享有スルコトヲ得ス

**第三十三條** 特許ニ關シ條約又ハ之ニ準スヘキモノニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ從フ

**第二章 特許權**

**第三十四條** 特許權ハ登錄ニ依リ發生ス

**第三十五條** 特許權者ハ物ノ特許發明ニ在リテハ其ノ物ヲ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有シ方法ノ特許發明ニ在リテハ其ノ方法ヲ使用シ及其ノ方法ニ依リテ製作シタル物ヲ使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス

新規ナル同一ノ物ハ同一ノ方法ニ依リテ製作シタルモノト推定ス

特許權カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル實用新案權ト稱スル場合又ハ特許發明カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル登錄實用新案ヲ利用スルモノ

ナル場合ニ於テハ特許権者ハ實用新案権者ノ實施許諾アルニ非サレハ其ノ特許發明ヲ實施スルコトヲ得ス

第三十六條 特許権ノ效力ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ及ハス

- 一 研究又ハ試験ノ爲ニスル特許發明ノ實施
- 二 軍ニ帝國内ヲ通過スルニ過キサル運輸具又ハ其ノ裝置
- 三 特許出願ノ際ヨリ帝國内ニ在ル物

第三十七條 特許出願ノ際現ニ善意ニ帝國内ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ特許發明ニ付事業ノ目的タル發明範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

第三十八條 特許ノ無効審判請求ノ登録前善意ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ帝國内ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ特許發明ニ付事業ノ目的タル發明範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

- 一 同一發明ニ對スル二以上ノ特許中其ノ一カ無効ト爲リタル場合ニ於ケル登録ヲ受ケタル原特許権者
- 二 特許ヲ無効トシ同一發明ニ付正當權利者ニ特許ヲ與ヘタル場合ニ於ケル登録ヲ受ケタル原特許権者
- 三 前二號ニ掲ケタル場合ニ於テ其ノ無効ト爲リタル特許権ニ付實施權ヲ得テ其ノ登録ヲ受ケタル者但シ實施權カ登録ナキモ第五十二條第一項ノ效力ヲ有スル場合ハ登録アルヲ要セス

特許出願ノ日前又ハ之ト同日ノ出願ニ係リ其ノ特許権ト抵觸スル實用新案権ノ存続期間満了シタル場合ニ於テ其ノ實用新案権ニ付實施權ヲ得テ登録ヲ受ケタル者ハ其ノ特許發明ニ付原實施權ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス但シ原實施權カ登録ナキモ實用新案法第十三條第一項ノ效力ヲ有ス

第四十二條 前條ノ規定ニ依リ實施權ヲ取得シタル者適當ニ其ノ特許發明ヲ實施セサル場合ニ於テハ特許局長官ハ利害關係人ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ其ノ實施權ヲ取消スコトヲ得

實施權者又ハ請求人ハ前項ノ規定ニ依リ取消ノ處分又ハ前項ノ請求ノ却下ニ對シ不服アルトキハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四十三條 特許権ノ存続期間ハ出願公告アリタル場合ニ在リテハ其ノ出願公告ノ日ヨリ、出願公告ナカリシ場合ニ在リテハ特許ノ日ヨリ十五年ヲ以テ終了ス

第十條ノ規定ニ依リ正當權利者ニ特許ヲ與ヘタル場合ニ於テ特許ヲ受ケルコト能ハサルニ至リタル特許出願ニ付出版公告アリタルトキハ前項ノ十五年ノ期間ハ其ノ出版公告ノ日ヨリ起算ス

第十一條ノ規定ニ依リ正當權利者ニ特許ヲ與ヘタルトキハ第一項ノ十五年ノ期間ハ無効ト爲リタル特許ノ出版公告ノ日ヨリ起算ス

追加ノ特許権カ獨立ノ特許権ト爲リタルトキハ其ノ存続期間ハ原特許権ノ存続期間トス第五十三條第二項ノ規定ニ依リ各別ノ特許権ノ存続期間ニ付亦同シ

特許権ノ存続期間ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ三年以上十年以下之ヲ延長スルコトヲ得

第四十四條 特許権ハ制限ヲ附シ又ハ附セスシテ之ヲ移轉スルコトヲ得特許権カ共有ニ係ル場合ニ於テハ各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ス

第四十五條 特許権ノ移轉、拋棄ニ依リ消滅若ハ處分ノ制限又ハ特許権

力ヲ有スル場合ハ登録アルヲ要セス

第三十九條 特許出願ノ日前又ハ之ト同日ノ出願ニ係リ其ノ特許権ト抵觸スル實用新案権ノ存続期間満了後ニ於ケル原實用新案権者ハ其ノ特許發明ニ付原權利ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

第四十條 特許發明カ軍事上秘密ヲ要シ又ハ軍事上若ハ公益上必要ナルモノナルトキハ特許権ヲ制限シ若ハ政府ニ於テ收用シ、特許ヲ取消シ又ハ政府ニ於テ特許發明ヲ實施スルコトヲ得

特許権ノ收用アリタルトキハ其ノ特許發明ニ關スル特許権以外ノ權利ハ消滅ス

第一項ノ規定ニ依リ制限、收用、取消又ハ實施ノ場合ニ於テハ政府ハ相當ノ補償金ヲ特許権者又ハ實施權者ニ支給ス

第四十一條 特許アリタル後ニ於テ引續キ三年以上正當ノ理由ナクシテ其ノ發明カ帝國内ニ適當ニ實施セラレサル場合ニ於テ公益上必要アルトキハ特許局長官ハ利害關係人ノ請求ニ依リ其ノ實施權ヲ許與シ若ハ其ノ特許ヲ取消シ又ハ職權ヲ以テ其ノ特許ヲ取消スコトヲ得

特許権者又ハ請求人ハ前項ノ規定ニ依リ實施權許與若ハ特許取消ノ處分又ハ前項ノ請求ノ却下ニ對シ不服アルトキハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

ラ目的トスル實施權ノ設定、移轉、變更、消滅若ハ處分ノ制限ハ其ノ登録ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第四十六條 追加ノ特許権ハ原特許権ニ附隨ス

第四十七條 特許権カ共有ニ係ル場合ニ於テハ各共有者ハ契約ヲ以テ別段ノ定メ爲ササルトキハ他ノ共有者ノ同意ヲ要セスシテ特許發明ヲ實施スルコトヲ得

第四十八條 特許権者ハ特許發明ノ實施ヲ他人ニ許諾スルコトヲ得特許権カ共有ニ係ル場合ニ於テハ各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ特許發明ノ實施ヲ他人ニ許諾スルコトヲ得ス

第四十九條 特許権者ハ他人ノ特許發明又ハ登録實用新案ヲ實施スルニ非サレハ自己ノ特許發明ヲ實施スルコト能ハサル場合ニ於テ其ノ他人カ正當ノ理由ナクシテ實施ヲ許諾セサルトキ又ハ其ノ他人ノ實施許諾ヲ得ルコト能ハサルトキハ審判ヲ請求スルコトヲ得但シ他人ノ特許發明ノ實施ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ實施セラルヘキ發明ノ特許權發生ノ日ヨリ三年ヲ經過セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ特許發明ヲ實施セラルル者其ノ實施ヲ必要トスル相手方ノ特許發明ニ付實施ノ許諾ヲ求メタル場合ニ於テ其ノ相手方カ正當ノ理由ナクシテ實施ヲ許諾セサルトキ又ハ其ノ相手方ノ實施許諾ヲ得ルコト能ハサルトキハ審判ヲ請求スルコトヲ得

第五十條 第四十一條又ハ前條ノ規定ニ依リ實施權者ハ特許権者又ハ實用新案権者ニ對シ相當ノ補償金ヲ支拂フヘシ

施スルコトヲ得ズ但シ第四十一條ノ決定、審決又ハ判決ノ確定前ト雖決定、審決又ハ判決ニ依ル補償金ニ相當スル金額ヲ供託シタルトキハ實施スルコトヲ得

第五十一條 第四十九條ノ規定ニ依ル實施權ハ其ノ特許權ニ附隨ス  
特許發明ノ實施權ニシテ前項ノ實施權ニ非サルモノハ其ノ實施ノ事業ト共ニスル場合又ハ特許權者ノ承諾アル場合ニ於テハ之ヲ移轉スルコトヲ得

第五十二條 特許發明ノ實施權ハ之ヲ登録シタルトキハ其ノ特許權ヲ爾後取得シタル者及其ノ特許權ヲ目的トスル爾後設定ノ實權ヲ有スル者ニ對シテモ其ノ效力ヲ生ス

第十四條第二項又ハ第三十七條乃至第三十九條ノ規定ニ依ル實施權ハ其ノ登録ナキ場合ト雖前項ノ效力ヲ有ス

第四十九條ノ規定ニ依ル實施權ハ其ノ登録前設定ノ實權ヲ有スル者ニ對シテモ其ノ效力ヲ生ス

第四十五條ノ規定ハ實施權ノ移轉、變更、消滅若ハ處分ノ制限又ハ實施權ヲ目的トスル實權ノ設定、移轉、變更、消滅若ハ處分ノ制限ニ付之ヲ準用ス

第五十三條 特許權者ハ特許發明ノ明細書又ハ圖面力不完全ニ作製セラレタルコトヲ發見シタルトキハ左ノ各號ノ一ニ掲グル事項ヲ目的トスル場合ニ限り其ノ明細書又ハ圖面ノ訂正ノ許可ヲ審判ヲ請求スルコトヲ得

- 一 特許請求範圍ノ減縮
- 二 誤記ノ訂正

三 不明瞭ナル記載ノ釋明

特許權者ハ錯誤ニ因リ二以上ノ發明ヲ一特許出願ニ包含セシメタルコトヲ疏明シタル場合ニ限り各發明毎ニ各別ノ特許權ト爲スノ許可ヲ審判ヲ請求スルコトヲ得

第一項第一號ノ場合ニ於テハ其ノ殘部、前項ノ場合ニ於テハ其ノ各發明カ特許出願ノ際獨立シテ新規ノ發明ナルコトヲ要ス

第五十四條 前條ノ場合ニ於テハ特許請求範圍ヲ實質上擴張シ又ハ實質上變更スルコトヲ得ス

第五十五條 特許權者ハ制限附移轉ノ特許權ヲ有スル者、實權者又ハ第十四條第二項若ハ第四十八條ノ規定ニ依ル實施權者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ特許權ヲ拋棄シ又ハ第五十三條ノ規定ニ依ル許可ヲ審判ヲ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第五十六條 先取特權又ハ實權ハ本法ニ依リ受クヘキ補償金其ノ他特許權ノ對價又ハ特許發明ノ實施ニ對シテ受クヘキ金錢若ハ金錢以外ノ物ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ得但シ其ノ拂渡又ハ引渡前ニ差押ヲ爲スヘシ

第五十七條 特許力左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ審判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

- 一 特許力第一條乃至第三條、第八條又ハ第三十二條ノ規定ニ違反シテ與ヘラレタルトキ
- 二 特許力特許受タルノ權利ノ承繼人ニ非サル者又ハ特許受タルノ權利ヲ冒認シタル者ニ對シテ與ヘラレタルトキ
- 三 特許發明ノ明細書又ハ圖面ニ其ノ實施ニ必要ナル事項ヲ故意ニ記

〔律法〕

載セス又ハ其ノ實施ヲ不能若ハ困難ナラシムル爲必要ナラサル事項ヲ故意ニ記載シタルトキ

四 特許力第三十三條ニ規定スル條約又ハ之ニ準スヘキモノニ違反シテ與ヘラレタル場合ニ於テ其ノ違反力第一號乃至前號ニ掲グルモノニ準スヘキモノナルトキ

五 特許力第三十二條ノ規定ニ違反スルニ至リタルトキ又ハ特許力第三十三條ニ規定スル條約若ハ之ニ準スヘキモノニ違反スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ違反力第一號乃至第三號ニ掲グルモノニ準スヘキモノナルトキ

第五十三條ノ許可カ同條第三項又ハ第五十四條ノ規定ニ違反シタルトキハ審判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

特許又ハ第五十三條ノ許可ハ特許權消滅後ト雖前二項ノ規定ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

第五十八條 特許力無効ト爲リタルトキハ特許權ハ初ヨリ存在セザリシモノト看做ス但シ前條第一項第五號ノ規定ニ依リ特許力無効ト爲リタルトキハ特許權ハ特許力同號ニ該當スルニ至リタル時ヨリ存在セザリシモノト看做ス

第五十三條ノ許可カ無効ト爲リタルトキハ初ヨリ許可ナカリシモノト看做ス

特許ノ取消又ハ第四十二條ノ規定ニ依ル實施權ノ取消アリタルトキハ特許權又ハ實施權ハ爾後其ノ效力ナキモノトス

第五十九條 特許權ハ相與人ナキトキハ消滅ス  
第六十條 特許力取消サレ若ハ無効ト爲リ又ハ特許權カ消滅シタル場合

〔律法〕

ニ於テ追加ノ特許權アルトキハ其ノ追加ノ特許權ハ獨立ノ特許權ト爲ル第六十九條第二項ノ規定ニ依リ特許權カ消滅シタルトキハ同條第一項ニ規定スル追納期間ノ満了ノ時獨立ノ特許權ト爲ル

前項ノ場合ニ於テ獨立ノ特許權ト爲リタルモノニ係ル追加ノ特許權アルトキハ其ノ追加ノ特許權ハ獨立ト爲リタル特許權ノ追加ノ特許權ト爲ル

第三章 登録、特許證、公報及明細書、特許標記並特許料

第六十一條 特許局ニ特許原簿ヲ備ヘ特許權及實施權並之ヲ目的トスル實權ノ設定、保存、移轉、變更、消滅、處分ノ制限其ノ他法令ニ定ムル事項ヲ登録ス

登録ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條 特許スヘシトノ査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタルトキハ之ヲ特許原簿ニ登録シ特許證ヲ下付ス第五十三條ノ許可ヲ審決確定シ又ハ判決アリタルトキ亦同シ

第六十三條 特許局ハ特許公報及特許發明明細書ヲ發行シ本法ニ規定スル事項其ノ他特許發明ニ關スル必要ナル事項ヲ之ニ記載スヘシ但シ軍事上秘密ヲ要スル特許發明ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六十四條 特許標記ハ特許ニ係ル物ニ之ヲ附スヘシ物ノ性質ニ依リ其ノ物ニ附スルコト能ハサルトキハ其ノ物ノ容器包裝ノ類ニ之ヲ附スヘシ

特許權者ハ實施權者又ハ第三十六條第一號ノ實施ヲ爲ス者ニ對シ特許標記ヲ附スヘキコトヲ請求スルコトヲ得

特許標記ヲ附セザリシ爲特許ニ係ル物ナルコトヲ知ラスシテ特許權ヲ

侵害シタル者ニ對シテハ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス  
前三項ノ規定ハ特許ニ係ル物ノ要部ヲ分離シテ販賣又ハ擴布スル場合  
ニ之ヲ準用ス

第六十五條 特許權ノ登録ヲ受クル者又ハ特許證主ハ特許料トシテ第四  
十三條第一項ニ規定スル十五年ノ各年ニ付毎件左ノ金額ヲ納付スヘシ  
一 第一年乃至第三年 毎年 十圓  
二 第四年及第五年 毎年 十五圓  
三 第六年乃至第九年 毎年 二十五圓  
四 第十年乃至第十二年 毎年 三十五圓  
五 第十三年乃至第十五年 毎年 五十圓  
特許權存續期間延長ノ登録ヲ受クル者又ハ其ノ特許證主ハ特許料トシ  
テ毎件左ノ金額ヲ納付スヘシ  
一 第一年乃至第三年 毎年 百圓  
二 第四年乃至第六年 毎年 百五十圓  
三 第七年乃至第十年 毎年 二百圓  
追加ノ特許權ノ登録ヲ受クル者ハ其ノ登録ヲ受クル時特許料トシテ毎  
件一時ニ三十圓ヲ納付スヘシ特許權存續期間延長ノ場合ニ於テ追加ノ  
特許權アルトキハ其ノ登録ヲ受クル時特許料トシテ毎件一時ニ六十圓  
ヲ納付スヘシ  
第五十三條第二項ノ規定ニ依ル各別ノ特許權ノ登録ヲ受クル者又ハ特  
許證主ハ各別ノ特許權ニ付原特許權ノ當該年分ヨリノ特許料ヲ納付ス  
ヘシ但シ既納ノ特許料ノ金額ハ納付スヘキ特許料ノ金額中ニ之ヲ充當  
ス

追加ノ特許權カ獨立ノ特許權ト爲リタル場合又ハ第十一條ノ規定ニ依  
リ正當權利者ニ特許ヲ與ヘタル場合ニ於テハ特許權ノ登録ヲ受クル者  
又ハ特許證主ハ原特許權ノ當該年分ヨリノ特許料ヲ納付スヘシ  
前六項ノ規定ハ國ニ屬スル特許權ニ付テ之ヲ適用セス

第六十六條 前條第一項ノ規定ニ依ル第一年乃至第三年ノ特許料ハ一時  
ニ之ヲ前納シ其ノ第四年以後ノ特許料及前條第二項ノ規定ニ依ル特許  
料ハ前年ニ之ヲ納付スヘシ但シ數年分ヲ前納スルコトヲ妨ケス  
特許局長官ハ前條第一項ノ規定ニ依ル第一年乃至第三年ノ特許料又ハ  
前條第三項ノ規定ニ依ル特許料ヲ納付スヘキ者カ其ノ特許證明ノ發明  
者又ハ其ノ相續人ナル場合ニ於テ之ヲ納付スルノ責力ナシト認ムルト  
キハ二年以内ノカ納付ヲ猶豫シ又ハ之ヲ減免スルコトヲ得  
第六十七條 利害關係人ハ特許料ヲ納付スヘキ者ニ代リ納付スルコトヲ  
得  
第六十八條 既納ノ特許料ハ之ヲ還付セス  
第六十九條 特許證主ハ特許料ヲ納付スヘキ期限ヲ經過シタル後ト雖六  
月間ヲ限リ特許料ヲ追納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第六十五條ニ  
規定スル特許料ノ二倍ニ相當スル金額ヲ特許料トシテ納付スヘシ  
前項ニ規定スル追納期間内ニ特許料ヲ追納セサルトキハ特許料ヲ納付  
スヘキ期限經過ノ時ニ過リ特許權ハ消滅シタルモノト看做ス  
第四章 審査  
第七十條 特許ノ出願アリタルトキハ審査官ヲシテ之ヲ審査セシム  
第七十一條 第九十一條ノ規定ハ審査官ノ審査ノ干與ヨリノ除外ニ付之  
ヲ準用ス

第七十二條 審査官ハ出願ヲ拒絶スヘキモノト認メタルトキハ出願人ニ  
對シ拒絶ノ理由ヲ示シ期間ヲ指定シテ之ニ意見書提出ノ機會ヲ與フヘ  
シ

第七十三條 審査官ハ出願拒絶ノ理由ヲ發見セザルトキハ出願公告ヲ爲  
スヘキモノト決定スヘシ  
前項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ特許局ハ出願年月日、發明者ノ  
氏名、出願人ノ氏名名稱及住所並出願ノ要旨ヲ特許公報ニ掲載シテ出  
願公告ヲ爲スヘシ

出願公告アリタルトキハ其ノ出願ニ係ル發明ニ付特許局ハ其ノ時ヨリ特  
許權ノ效力ヲ生シタルモノト看做ス

特許局ハ出願公告ト同時ニ出願書類及其ノ附屬物件ヲ特許局ニ於テ並  
命令ノ定ムル所ニ依リ出願書類及其ノ附屬物件ヲ其ノ他ノ場所ニ於テ  
公衆ノ閱覽ニ供スヘシ

特許局ハ出願人ノ請求ニ依リ出願公告ノ決定アリタル日ヨリ六月以内  
出願公告ヲ猶豫スルコトヲ得

軍事上秘密ヲ要スル發明ノ出願ニ付テハ出願公告ノ決定ヲ爲サスシテ  
査定ヲ爲スヘシ

第七十四條 出願公告アリタルトキハ何人ト雖出願公告ノ日ヨリ二月以  
内ニ特許局ニ特許異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

特許異議ノ申立ハ特許異議申立書ヲ提出シテ之ヲ爲シ理由ヲ之ニ記載  
スヘシ

利害關係人ハ特許異議ノ決定アル迄其ノ特許異議ニ參加スルコトヲ得  
特許異議ノ參加ニ關シテハ審判ノ參加ニ關スル規定ヲ準用ス

第七十五條 特許異議ノ申立アリタルトキハ審査官ハ特許異議申立書ノ  
副本ヲ出願人ニ送達シ期間ヲ指定シテ之ニ答辯書提出ノ機會ヲ與フヘ  
シ

審査官ハ前條第一項ニ規定スル特許異議申立期間及前項ノ期間ノ經過  
後特許異議ノ決定ヲ爲シ同時ニ其ノ出願ニ對シ特許スヘキヤ否ヲ査定  
スヘシ

特許異議ノ決定ニハ理由ヲ附スヘシ  
特許異議ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

審査官ハ特許異議申立ノ結果必要アルトキハ特許證明ノ明細書又ハ圖  
面ノ訂正ヲ命スルコトヲ得

第七十六條 特許異議ニ關シタル證據調ノ費用ニ付テハ審判ニ關ス  
ル費用ノ規定ヲ準用ス

第七十七條 特許異議ノ申立ナキトキハ審査官ハ査定ヲ爲スヘシ

第七十八條 出願公告後出願ノ拋棄、取下若ハ無効處分アリタルトキ、  
拒絶ノ査定若ハ審決確定シ若ハ判決アリタルトキ又ハ第五十八條第一  
項但書ノ場合ヲ除ク外特許カ無効ト爲リタルトキハ第七十三條第三  
項ノ規定ニ依ル效力ハ初ヨリ生セザリシモノト看做ス

第七十九條 第十條又ハ第十一條ニ規定スル正當權利者ノ出願アリタル  
トキハ審査官ハ既ニ出願公告ヲ爲シタルモノニ付テハ更ニ出願公告ヲ  
爲スコトナク査定ヲ爲スヘシ

第八十條 第百條及第百十八條第一項ノ規定ハ審査ニ付テ之ヲ準用ス

第八十一條 査定ニハ理由ヲ附スヘシ  
第八十二條 本法ニ規定スルモノノ外審査ニ關スル書類ニシテ送達スヘ

キモノ及送達ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十三條 民事又ハ刑事ノ訴訟ニ於テ必要アルトキハ裁判所ハ特許又ハ拒絕査定確定アル迄其ノ訴訟手續ヲ中止スルコトヲ得

第五章 審判、抗告審判及出訴

第八十四條 審判ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ規定スルモノノ外左ニ掲クル事項ニ付之ヲ請求スルコトヲ得

- 一 第五十七條ノ規定ニ依ル特許又ハ許可ノ無効
- 二 特許權ノ範圍ノ確認

前項第一號ノ無効ノ審判ハ利害關係人及審査官ニ限り之ヲ請求スルコトヲ得但シ審査官ハ第八條ノ規定ニ違反シ又ハ第五十七條第一項第二號ニ該當ストノ理由ニ依ル無効ノ審判ヲ請求スルコトヲ得ス

第八十五條 前條第一項第一號ノ無効ノ審判ハ特許又ハ第五十三條ノ許可ノ登錄ノ日ヨリ五年ヲ経過シタルトキハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

前項ニ規定スル期間ハ第五十七條第一項第五號ニ該當ストノ理由ニ依ル無効ノ審判ノ請求ニ付テハ同號ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第八十六條 審判ノ請求ハ審判請求書ヲ提出シテ之ヲ爲スヘシ

審判請求書ニハ一定ノ申立及理由ヲ記載スヘシ

第八十七條 審判請求書カ法令ニ定メタル方式ニ違背シタル場合ニ於テハ審判長ハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ期間内ニ欠缺ヲ補正スヘキコトヲ命

スヘシ成規ノ手数料ヲ納付セサル場合亦同シ  
請求人カ欠缺ノ補正ヲ爲ササルトキハ審判長ハ決定ヲ以テ審判請求書

ヲ却下スヘシ

前項ノ決定ニハ理由ヲ附スヘシ

第二項ノ決定ニ不服アル者ハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ即時抗告ニ付テハ民事訴訟法中即時抗告ニ關スル規定ヲ準用ス

抗告狀ニハ却下セラレタル審判請求書ヲ添付スヘシ

第八十八條 審判長ハ審判請求書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ被請求人ニ送達シ期間ヲ指定シテ之ニ答辯書提出ノ機會ヲ與ヘ其ノ答辯書ヲ

受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送達スヘシ

審判ニ關シテハ當事者ノ提出シタル書類ニ對シ相手方ヲシテ答辯書ヲ提出セシメ又ハ當事者ニ訊問書ヲ發シテ之ニ對スル意見書ヲ提出セシ

ムルコトヲ得

第八十八條ノ二 不合法ナル審判ノ請求ニシテ其ノ欠缺カ補正スルコト

能ハサルモノナル場合ニ於テハ被請求人ニ答辯書提出ノ機會ヲ與ヘシ

シテ審判ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得

第八十九條 審判ハ審判官三人ノ合議ニ依リ之ヲ行フ合議ハ過半数ニ依

リ之ヲ決ス

審判長ハ審判官中ノ上座者ヲ以テ之ニ充ツ

審判長ハ其ノ審判事件ニ關スル事務ヲ掌理ス

第九十條 審判官ハ各審判事件ニ付特許局長官之ヲ指定ス

審判官中審判ニ干與スルニ故障アル者アルトキハ其ノ指定ヲ解キ更ニ

他ノ審判官ヲ以テ之ヲ補充ス

第九十一條 審判官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ審判ノ干與

ヨリ除外セララル

〔律法〕

〔律法〕

第九十五條 除外又ハ忌避ノ申立アリタルトキハ審判ニ依リ決定ヲ爲ス

審判官ハ其ノ除外又ハ忌避ニ付審判ニ干與スルコトヲ得ス但シ意見ヲ

述フルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル決定ニハ理由ヲ附スヘシ

第九十六條 除外又ハ忌避ノ申立アリタルトキハ其ノ申立ニ付テノ決定

アル迄審判手續ヲ停止スヘシ但シ急速ヲ要スル行爲ニ付テハ此ノ限ニ

在ラス

第九十七條 第八十四條第一項第一號ノ無効ノ審判ハ口頭審理ニ依ル但

シ審判長ハ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ書面審理ニ依ルモノト爲スコト

ヲ得

前項ノ審判以外ノ審判ハ書面審理ニ依ル但シ審判長ハ申立ニ依リ又ハ

職權ヲ以テ口頭審理ニ依ルモノト爲スコトヲ得

口頭審理ハ之ヲ公開ス但シ公益又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ此ノ

限ニ在ラス

第九十七條ノ二 審判ニ於テハ通事ヲ用キルコトヲ得

民事訴訟法第百三十四條ノ規定ハ通事ニ付之ヲ準用ス

第九十八條 利害關係人ハ審理ノ終結ニ至ル迄其ノ審判ニ參加スルコト

ヲ得

第九十九條 參加ノ申請ハ參加申請書ヲ提出シテ之ヲ爲スヘシ

審判長ハ參加申請書ヲ受理シタルトキハ之ヲ當事者及參加人ニ送達シ

期間ヲ指定シテ之ニ異議申立ノ機會ヲ與フヘシ

- 一 審判官又ハ其ノ妻若ハ妻タリシ者カ事件ノ當事者、參加人若ハ特許異議申立人ナルトキ又ハナリシトキ
- 二 審判官カ事件ノ當事者、參加人又ハ特許異議申立人ノ四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族ナルトキ又ハナリシトキ
- 三 審判官カ事件ノ當事者、參加人又ハ特許異議申立人ノ法定代理人、後見監督人、保佐人又ハ戸主若ハ家族ナルトキ
- 四 審判官カ事件ニ付證人又ハ鑑定人ト爲リタルトキ
- 五 審判官カ事件ノ當事者、參加人又ハ特許異議申立人ノ代理人ナルトキ又ハナリシトキ
- 六 審判官カ事件ニ付審査官、審判官又ハ判事トシテ査定、審決又ハ判決ニ干與シタルトキ
- 七 審判官カ事件ニ付直接ノ利害關係ヲ有スルトキ

第九十二條 除外ノ原因アルトキハ當事者又ハ參加人ハ除外ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第九十三條 審判官ニ付審判ノ公正ヲ妨クヘキ事情アルトキハ當事者又ハ參加人ハ之ヲ忌避スルコトヲ得

當事者又ハ參加人ハ事件ニ付申述ヲ爲シタル後ハ審判官ヲ忌避スルコトヲ得但シ忌避ノ原因アルコトヲ知ラザリシトキ又ハ忌避ノ原因カ其ノ後生シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九十四條 前二條ニ規定スル申立ハ其ノ原因ヲ開示シテ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ口頭審理ニ於テハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得  
除外又ハ忌避ノ原因ハ申立ヲ爲シタル日ヨリ三日以内ニ之ヲ説明スヘシ前條第二項但書ノ事實亦同シ

參加ノ申請アリタルトキハ審判ニ依リ其ノ拒否ヲ決定ス  
 第九十五條第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル決定ニ付之ヲ準用ス  
 第九十六條 審判ニ於テハ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ證據調ヲ爲スコトヲ得  
 前項ノ證據調ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ノ區裁判所其ノ他區裁判所ノ事務ヲ行フ官廳ニ之ヲ囑託スルコトヲ得  
 民事訴訟法中證據調ニ關スル規定ハ前二項ノ規定ニ依ル證據調ニ付之ヲ準用ス但シ審判官ハ過料ノ決定ヲ爲シ、勾引ヲ命シ又ハ保證金ヲ供託セシムルコトヲ得ス  
 第九十七條 當事者又ハ參加人カ法定若ハ指定ノ期間内ニ手續ヲ爲サス又ハ期日ニ出頭セサルトキト雖審判長ハ審判ヲ進行スルコトヲ得  
 第九十八條 審判ノ請求ハ其ノ審理ノ終結ニ至ル迄之ヲ取下クルコトヲ得但シ答辯書ノ提出アリタル後ニ於テハ相手方ノ承諾ヲ要ス  
 第九十九條 審判ニ於テハ當事者又ハ參加人ノ申立テサル理由又ハ取下ケタル理由ニ付テモ之ヲ審理スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ理由ニ付當事者又ハ參加人ニ期間ヲ指定シテ意見申立ノ機會ヲ與フヘシ  
 第一百條 審判官ハ當事者ノ雙方又ハ一方ノ同一ナル二以上ノ審判ニ付其ノ審理又ハ審決ノ併合ヲ爲スコトヲ得  
 審判官ハ前項ノ規定ニ依リ審理ノ併合ヲ爲シタル場合ニ於テ更ニ審理又ハ審決ノ分離ヲ爲スコトヲ得  
 第一百零一條 審判ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外審決ヲ以テ之ヲ終了ス前項ノ審決ニハ理由ヲ附スヘシ  
 事件カ審決ヲ爲スニ熟シタルトキハ審判長ハ審理ノ終結ヲ當事者及參加人ニ通知スヘシ

加人ニ通知スヘシ  
 審判長ハ必要アルトキハ前項ノ規定ニ依リ審理ノ終結ヲ通知シタル後ト雖申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ審理ノ再開ヲ爲スコトヲ得  
 第一百零二條 審理ノ終結ノ通知ヲ發シタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ爲スヘシ  
 第一百零三條 第四十九條ノ審判ニ於テハ補償金額ニ付テモ亦之ヲ審決スヘシ  
 第一百零四條 第八十二條ノ規定ハ審判ニ付之ヲ準用ス  
 第一百零五條 第七十二條、第七十三條第一項第二項第四項第六項及第七十四條乃至第七十七條ノ規定ハ第五十三條ノ審判ニ付之ヲ準用ス  
 第一百零六條 第九十八條、第九十九條及第四百條ノ規定ハ前項ノ審判ニ付之ヲ適用ス  
 第一百零七條 査定又ハ審判ノ審決ヲ受ケタル者不服アルトキハ其ノ査定又ハ審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ抗告審判ヲ請求スルコトヲ得但シ第六條ノ規定ニ依ル補償金額ノ審決及第九十九條第一項ノ規定ニ依ル費用ノ審決ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 第一百零八條 第八十六條乃至第九十一條及第九十二條乃至第九十八條ノ規定ハ抗告審判ニ付之ヲ準用ス但シ審判官ノ合議ハ三人又ハ五人ヲ以テ之ヲ爲シ第九十二條、第九十三條及第九十一條ニ於テ當事者又ハ參加人トアルハ當事者、參加人又ハ特許與議申立人トス  
 第一百零九條 二 不合法ナル審判ノ請求ニシテ其ノ欠缺カ補正スルコト能ハサルモノナル場合ニ於テハ被請求人ニ答辯書提出ノ機會ヲ與ヘスシテ抗告審判ノ審決ヲ以テ之ヲ取下クルコトヲ得  
 第一百一十條 三 抗告審判ノ請求ハ其ノ審理ノ終結ニ至ル迄之ヲ取下クルコトヲ得

〔律法〕

コトヲ得

〔律法〕

第一百零四條 抗告審判ヲ請求スル權利ハ其ノ審理ノ終結ニ至ル迄之ヲ拋棄スルコトヲ得  
 抗告審判ヲ請求シタル後抗告審判請求權ヲ拋棄シタルトキハ抗告審判ノ請求ニ付テモ之ヲ取下ケタルモノト看做ス  
 第一百零五條 抗告審判ニ於テハ審判請求ノ理由ヲ變更シ又ハ新ナル事實若ハ證據方法ヲ提出スルコトヲ得  
 第一百零六條 二 審査又ハ審判ニ於テ爲シタル手續ハ抗告審判ニ於テモ其ノ效力ヲ有ス  
 第一百零七條 抗告審判ニ於テハ其ノ事件ニ付審決ヲ爲スヘシ  
 第一百零八條 二 査定又ハ審判ノ審決ノ手續カ法令ニ違反シタルトキハ抗告審判ノ審判官ハ其ノ査定又ハ審決ヲ破毀スヘシ  
 第一百零九條 第七十二條ノ規定ハ拒絕ノ檢定ニ對スル抗告審判ニ於テ其ノ査定ノ理由ト異ル拒絕ノ理由ヲ發見シタル場合ニ之ヲ準用ス  
 第一百一十條 第七十三條乃至第七十九條ノ規定ハ拒絕ノ査定ニ對スル抗告審判ノ請求ヲ理由アリトスル場合ニ之ヲ準用ス但シ特許スヘキ出願ニシテ出願公告アリタルモノニ付テハ更ニ出願公告ヲ爲スコトナク審決ヲ爲スヘシ  
 前二項ノ規定ハ第五十三條ノ許可ヲ與ヘサル審決ニ對スル抗告審判ニ付之ヲ準用ス  
 第一百一十一條 抗告審判ニ於テ査定又ハ審判ノ審決ヲ破毀スル場合ニ於テハ査定ニ對スル抗告審判ニ在リテハ更ニ審査ニ、審判ノ審決ニ對スル抗告審判ニ在リテハ更ニ審判ニ付スヘシトノ審決ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル審決アリタル場合ニ於テハ其ノ破毀ノ基本ト爲シタル理由ハ其ノ事件ニ付テハ審査官又ハ審判官ヲ囑東ス  
 第一百一十二條 抗告審判ノ審決ヲ受ケタル者不服アルトキハ其ノ審決カ法令ニ違反シタルコトヲ理由トスル場合ニ限り審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得  
 前項ノ規定ニ依ル出訴及其ノ裁判ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外民事訴訟ノ上告及其ノ裁判ニ關スル規定ヲ準用ス  
 大審院ノ判決ニ於テ審決又ハ査定ノ破毀ノ基本ト爲シタル理由ハ其ノ事件ニ付テハ特許局ヲ囑東ス  
 第一百一十三條 二 前條第二項ノ規定ニ依ル上告狀ハ大審院ニ之ヲ提出スヘシ  
 抗告審判ノ審判官又ハ審判長ノ決定ニ對スル抗告ハ大審院ニ之ヲ爲スヘシ  
 第一百一十四條 第十五條、第四十條又ハ第五十條ニ規定スル補償金額ノ通知又ハ決定若ハ審決ヲ受ケタル者補償金額ニ付不服アルトキハ其ノ通知又ハ決定若ハ審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
 第一百一十五條 特許若ハ第五十三條ノ許可ノ效力又ハ特許權ノ範圍ニ關スル確定審決又ハ判決ノ登錄アリタルトキハ何人ト雖同一事實及同一證據ニ基キ同一審判ヲ請求スルコトヲ得  
 第一百一十六條 審判又ハ抗告審判ニ於テ必要アルトキハ民事又ハ刑事ノ訴訟手續ノ完結ニ至ル迄其ノ手續ヲ中止スルコトヲ得  
 民事又ハ刑事ノ訴訟ニ於テ必要アルトキハ裁判所ハ特許ニ關シ審決ノ



確定又ハ判決アル迄其ノ訴訟手續ヲ中止スルコトヲ得

第四百九條 審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用ノ負擔ハ職權ニ依リ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外其ノ事件ノ審決ヲ以テ之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ事情ニ依リ其ノ額モ亦之ヲ定ムルコトヲ得

審決、判決又ハ決定ヲ以テ審判、抗告審判又ハ出訴ニ關スル費用ノ負擔ノミヲ定メタルトキハ其ノ額ハ請求ニ依リ特許局長官之ヲ決定ス費用ノ負擔及額ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四百九條ノ二 審判又ハ抗告審判ニ於テハ費用ヲ要スル行為ニ付其ノ費用ノ豫納ヲ命スルコトヲ得

第二百十條 審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用ノ額ノ決定並本法ニ規定スル補償金額ノ確定ノ決定及審決ハ強制執行ニ關シテハ民事訴訟法第五百五十九條第一號ノ規定ニ依ル債務名義ト看做ス但シ其ノ執行力アル正本ハ特許局官吏之ヲ附與ス

第六章 再審

第二百一十一條 左ニ掲クル審判若ハ抗告審判又ハ出訴ニ付爲シタル確定審決又ハ判決ニ對シテハ再審ヲ請求ヲ以テ不服ヲ申立ルコトヲ得

一 特許若ハ第五十三條ノ許可ノ效力、特許權ノ範圍又ハ實施權ノ取得ニ關スル審判  
二 前號ノ審判ノ審決ニ對スル抗告審判  
三 前號ノ抗告審判ノ審決ニ對スル出訴  
民事訴訟法第四百二十條ノ規定ハ再審ヲ請求ニ付之ヲ準用ス

第二百二十二條 再審ハ當事者カ不服ノ理由ヲ知りタル日ヨリ三十日以内ニ限り之ヲ請求スルコトヲ得

審決ノ確定又ハ判決ノ前ニ當事者カ不服ノ理由ヲ知りタルトキハ前項ニ規定スル期間ハ審決確定シ又ハ判決アリタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

審判、抗告審判又ハ出訴ノ手續ニ於テ當事者カ法律ノ規定ニ從ヒ代理セラレザリシコトヲ理由トシテ再審ヲ請求スル場合ニ於テハ第一項ニ規定スル期間ハ當事者又ハ其ノ法律上代理人カ送達ニ依リ審決又ハ判決アリタルコトヲ知りタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

審決確定シ又ハ判決アリタル日ヨリ三年ヲ經過シタルトキハ再審ヲ請求スルコトヲ得ス

不服ノ理由カ審決確定シ又ハ判決アリタル後ニ生シタルトキハ前項ニ規定スル期間ハ其ノ理由發生シタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第一項及第四項ノ規定ハ不服ノ申立アル審決又ハ判決カ前ニ爲サレタル確定審決又ハ判決ト接觸スルコトヲ理由トスル再審ノ請求ニ付之ヲ適用セズ

第二百二十三條 審判、抗告審判又ハ出訴ニ於テ爲ス再審ノ請求及其ノ後ノ手續ニ付テハ本章ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外各其ノ審級ノ手續ニ關スル規定ヲ準用ス

第二百二十四條 民事訴訟法第四百二十一條、第四百二十二條及第四百二十六條乃至第四百二十八條ノ規定ハ審判、抗告審判又ハ出訴ニ於テ爲ス再審ニ關シ之ヲ準用ス

第二百二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ特許權ノ效力ハ審決確定シ又ハ判決アリタル後ニシテ再審請求ノ登錄前善意ニ輸入若ハ移入シ又ハ帝國内ニ於テ製作若ハ取得シタル物ニ及ハス

一 無効ト爲リタル特許權カ再審ニ依リ回復シタルトキ  
二 特許權ノ範圍ニ關セストノ審決確定シ又ハ判決アリタルモノニ付再審ニ依リ之ニ反スル審決確定シ又ハ判決アリタルモノトキ

第二百二十六條 前條各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ審決確定シ又ハ判決アリタル後ニシテ再審請求ノ登錄前善意ニ帝國内ニ於テ其ノ發明實地ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ特許發明ニ付事業ノ目的タル發明範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

第五十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第二百二十七條 實施權ノ取得ノ審決確定シ又ハ判決アリタル後再審ニ依リ之ニ反スル審決確定シ又ハ判決アリタル場合ニ於テ再審請求ノ登錄前善意ニシテ帝國内ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ特許發明ニ付原實施權ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

第三十八條第三項及第五十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第二百二十八條 第三者カ請求人及被請求人ノ共謀ニ依リ其ノ第三者ノ權利又ハ利益ヲ詐害スル目的ヲ以テ審決又ハ判決ヲ爲サシメタルコトヲ理由トスル不服ノ申立ニ付テハ再審ノ規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ請求人及被請求人ヲ以テ共同被請求人トス  
第七章 罰則  
第二百二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 特許權ヲ侵害シタル者  
二 特許權ヲ侵害スヘキ物ヲ輸入又ハ移入シタル者

第十類 商工

三 特許アリタル場合ニ於テ第七十三條第三項ニ規定スル權利ヲ特許前ニ侵害シタル者

四 特許アリタル場合ニ於テ第七十三條第三項ニ規定スル權利ヲ侵害スヘキ物ヲ特許前ニ輸入又ハ移入シタル者

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス  
第二百三十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 詐偽ノ行為ヲ以テ特許ヲ受ケ又ハ審決若ハ判決ヲ受ケタル者

二 特許ニ係ラサル物又ハ其ノ物ノ容器包裝ノ類ニ特許標記ヲ附シ又ハ特許標記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

三 特許ニ係ラサル物ニシテ其ノ物又ハ其ノ物ノ容器包裝ノ類ニ特許標記ヲ附シ又ハ特許標記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタルモノヲ販賣又ハ擴布シタル者

四 特許ニ係ラサル物又ハ特許ニ係ラサル方法ニ依リ製作シタル物ヲ製作若ハ使用セシムル爲又ハ販賣若ハ擴布スル爲廣告、看板、引札ノ類ニ其ノ物若ハ方法カ特許ニ係ルコトヲ表示シ又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

五 特許ニ係ラサル方法ヲ使用セシムル爲又ハ販賣若ハ擴布スル爲廣告、看板、引札ノ類ニ其ノ方法カ特許ニ係ルコトヲ表示シ又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

第二百三十一條 第二百二十九條第一項ニ掲クル行為ヲ組成シタル物又ハ其ノ行爲ヨリ生シタル物ニシテ刑法第十九條ノ規定ニ依リ沒收スルコトヲ得ヘキモノニ付判決言渡前被害者ノ請求アリタルトキハ其ノ物ヲ沒

收シ之ヲ被害者ニ交付スルノ言渡ヲ爲スヘシ  
被害者ハ前項ノ規定ニ依ル物ノ交付ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ物ノ  
價格ヲ超過スル損害ノ額ニ限り賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第三百三十二條 法律ニ依リ宣誓シタル證人、鑑定人又ハ通事特許局又ハ  
其ノ囑託ヲ受ケタル裁判所若ハ官廳ニ對シ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキ  
ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者事件ノ査定又ハ審決ニ至ラサル前自白シタルト  
キハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三百三十三條 特許局職員又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク其ノ職務上知  
得タル特許出願中ノ發明又ハ特許出願者ノ事業上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ  
竊用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百三十四條 本法ニ於テ特許出願者ノ民事訴訟法第二百六十七條第二  
項又ハ第三百三十六條ノ規定ニ依リ宣誓ヲ爲シタル者カ特許局ニ對シ  
虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第三百三十五條 特許局ヨリ證人、鑑定人又ハ通事トシテ呼出サレタル者  
正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキハ五百  
圓以下ノ過料ニ處ス

第三百三十六條 特許局ヨリ證據調ニ關シ書類其ノ他ノ物件ノ提出又  
ハ提示ヲ命セラレタル者正當ノ理由ナクシテ其ノ命ニ從ハサルトキハ  
五百圓以下ノ過料ニ處ス

第三百三十七條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ  
前三條ノ過料ニ付之ヲ準用ス

ノ代理業ヲ營ミタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百三十六條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正十年十二月勅令  
第四百九號ヲ以テ同十一年一月十一日ヨリ施行)

第三百三十七條 舊法ニ依ル特許、特許權ノ改訂又ハ分割ノ許可、處分及  
手續ハ本附則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本法ニ依リ爲シタルモ  
ト看做ス

舊法ニ依リ特許ニ關シ爲シタル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付亦前項ニ  
同シ

第三百三十八條 本法施行ノ際現ニ繫屬スル特許又ハ特許權ノ改訂若ハ分  
割ノ許可ノ出願ノ處理ニ付テハ仍舊法ニ依ル但シ其ノ出願ニ係ル發明  
カ本法ニ依ル特許出願ニ係ル發明ニ抵觸スルトキハ其ノ發明者ハ之ヲ  
先ニ發明ヲ爲シタル者ト看做ス

本法施行前送達ヲ受ケタル審決ニ對スル不服申立ノ期間ニ付テハ仍舊  
法ニ依ル補償金額ニ對スル不服申立ノ期間ニ付亦同シ

第三百三十九條 特許ヲ受ケタルノ權利ヲ有スル者カ試驗ノ爲メ其ノ發明  
ヲ本法施行前第四條各號ノ一ニ該當スルニ至ラシメタル場合ニ於テ其  
ノ日ヨリ二年以内ニシテ本法施行ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ者カ特許ヲ  
出願シタルトキハ其ノ者ノ發明ハ之ヲ新規ナルモノト看做ス

特許ヲ受ケタルノ權利ヲ有スル者ノ意ニ反シテ其ノ者ノ發明カ本法施行  
前第四條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ第五條第二項ノ  
規定ヲ適用セス

第四百十條 舊法ニ依ル使用權ハ第四十八條又ハ第四十九條ノ規定ニ依  
リ適用セス

ル實施權ト看做ス

第四百一十一條 本法施行前發生シタル特許權ニ關シテハ舊法第二十九條  
第二號ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ第三十七條ノ規定ハ之ヲ適用セス

第四百一十二條 特許カ舊法施行中無効ト爲リタル場合ニ付テハ舊法第三  
十五條乃至第三十七條ノ規定及同法第三十六條ノ規定ニ依リ準用スル  
同法第三十三條ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ第三十八條ノ規定ハ之ヲ適  
用セス

特許カ舊法施行前無効ト爲リタル場合ニ付テハ第三十八條ノ規定ヲ適  
用セス

第四百一十三條 舊法施行前發生シタル實施權ニ關シテハ第五十一條第二  
項ノ規定ヲ適用セス仍從前ノ例ニ依ル

第四百一十四條 舊法ニ依ル特許權ノ存續期間ニ付テハ仍舊法ニ依ル  
本法施行前既ニ納メタル又ハ納付スヘキ期限ヲ經過シタル特許料又ハ追  
加特許料ニ付亦前項ニ同シ

第四百一十五條 特許料又ハ追加特許料ノ納付ヲ怠リタル場合ニ於テ本法  
施行ノ際未タ其ノ特許又ハ追加特許ノ取消ナキモノニ付テハ本法施行  
ノ日ヨリ六月間ヲ限り特許料又ハ追加特許料ヲ追納スルコトヲ得此ノ  
場合ニ於テハ舊法ニ依ル特許料又ハ追加特許料ノ二倍ニ相當スル金額  
ヲ特許料又ハ追加特許料トシテ納付スヘシ

前項ニ規定スル追納期間内ニ特許料又ハ追加特許料ヲ追納セサルトキ  
ハ本法施行ノ時ニ適リ特許權又ハ追加特許權ハ消滅シタルモノト看做  
ス

第四百一十六條 舊法ニ依ル特許又ハ特許權ノ改訂若ハ分割ノ許可ニ關シ

テハ本法施行後ニ特許又ハ許可アリタル場合ト雖舊法第四十九條ノ規  
定ハ仍其ノ效力ヲ有シ同條ノ規定ノ適用ノ範圍内ニ於テ同條ニ掲タル  
舊法ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ特許又ハ許可カ同條第一項各號ノ一ニ  
該當スル場合ニ限り審判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

第四百一十七條 前條ノ規定ニ依ル無効ノ審判ハ本法施行前登錄セラレタ  
ル特許又ハ許可ニ關シテハ本法施行ノ日ヨリ五年ヲ經過シタルトキハ  
之ヲ請求スルコトヲ得ス

附則 (昭和四年四月法律第四七號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和四年九月勅令第二八九號ヲ以テ同  
十月一日ヨリ施行)

本法ハ本法施行前ニ生シタル事項ニモ之ヲ適用ス但シ從前ノ規定ニ依リ  
生シタル效力ヲ妨ケス

第十七條ノ二ノ改正規定ハ本法施行前同條ニ掲タル事由ヲ生シタル委任  
代理ニシテ本法施行前代理權消滅ノ登錄ヲ受ケサリシモノ又ハ其ノ届出  
ヲ爲ササリシモノニモ之ヲ適用ス

本法施行前抗告事件ニ付決定ヲ受ケタル者ハ仍從前ノ規定ニ依リ更ニ抗  
告ヲ爲スコトヲ得

本法ニ依リ新ニ期間ヲ定メタル手續ニシテ本法施行ノ際爲スヘキモノニ  
付テハ其ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

本法施行前從前ノ規定ニ依リ過料ニ處スヘキ行爲ヲ爲シタル者ニシテ本  
法施行ノ際未タ其ノ裁判ヲ受ケサルモノハ本法ニ於テ過料ニ處スヘキ場  
合ニ限り本法ニ依リ處罰ス但シ過料ノ額ハ從前ノ規定ノ過料ノ額ヲ超ユ  
ルコトヲ得ス

### 〔樺太廳工業調査所〕分析檢定及

#### 鑑定規則

大正二年十月十二日  
廳令第三十九號

〔樺太廳工業調査所〕分析、檢定及鑑定規則

- 第一條 〔工業調査所〕ニ分析、檢定及鑑定ノ依頼ヲ爲ス者ハ左ノ手数料ヲ納付スヘシ
- 一 成分ノ定性分析ハ金壹圓トシ一定性ヲ増ス毎ニ金五拾錢ヲ加フ
  - 一 成分ノ定量分析ハ金貳圓トシ一定量ヲ増ス毎ニ金壹圓ヲ加フ
  - 一 金屬ノ乾式定量分析ハ金參圓トシ一定量ヲ増ス毎ニ金壹圓ヲ加フ
  - 一 石炭類ノ比重發熱量ノ檢定ハ一件毎ニ金壹圓トシ同分析ハ金參圓トス
  - 一 脂肪、蠟又ハ油類ノ比重、粘度、凝點、融點、沸點、引火點、沃度價、酸價、鹼化價若ハ光學の檢定ハ一件ニ付金壹圓以上金貳圓以下トス
  - 一 水ノ硬度測定ハ一件ニ付金五拾錢全部定量分析ハ金參圓トス
  - 一 汽機、汽罐、諸機械類之ニ等シキ鑑定ハ一件ニ付金壹圓以上拾圓以下トス
- 前各號ニ掲ケサル分析、檢定又ハ鑑定ノ手数料ハ其ノ都度之ヲ定ム
- 第二條 前條ノ依頼ヲ爲ス者ニシテ急遽施行ヲ要スルトキハ前條ニ掲ケタル額ノ二倍ノ手数料ヲ納付スヘシ
- 第三條 分析、檢定又ハ鑑定ノ依頼者ニシテ其ノ報告書複本ヲ請求スルトキハ紙數一枚ニ付金拾錢ノ手数料ヲ納付スヘシ

第四條 第一條ノ依頼ヲ爲ストキハ現品ト共ニ第一號及第二號様式ノ依頼書ヲ差出スヘシ

第五條 分析、檢定又ハ鑑定ノ爲差出スヘキ現品ノ分量左ノ如シ

- 一 定性及定量分析 十匁以上
- 一 金屬ノ乾式定量分析 四十匁以上
- 一 脂肪、蠟又ハ油類ノ比重、粘度、凝點、融點、沸點、引火點、沃度價、酸價、鹼化價若ハ光學の試驗五合又ハ二斤以上
- 一 水ノ硬度測定 五合以上
- 一 水ノ分析 五升以上
- 一 石炭類 三斤以上

第六條 前條提出物品ハ之ヲ還付セサルモノトス

第七條 分析、檢定又ハ鑑定ノ急遽施行ヲ依頼スル者ハ其ノ時日ヲ明記スヘシ但シ〔工業調査所〕ノ都合ニ依リ之ニ應セサルコトアルヘシ

第八條 依頼人ノ請求ニ應シ〔工業調査所員〕ノ出張ヲ要スルトキハ依頼人ハ樺太廳職員旅費規則ニ依ル相當ノ旅費及器具ノ運搬費ヲ負擔スヘシ

#### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年八月樺太廳令第六十六號礦物ノ分析及鑑定規則ヲ廢止ス

〔第一號様式〕

- 分析(檢定)依頼書
- 一 品名 何々
  - 一 產地 何々

〔樺法〕

- 三 定性 (定量)分析スヘキ成分(檢定目的)
  - 四 何々
- 右分析及御依頼候也
- 年 月 日

住所

依頼者 氏

名印

〔樺太廳工業調査所〕御中

〔第二號様式〕

鑑定依頼書

- 一 依頼品 何々
  - 二 産地 何々(又ハ所在地何々)
  - 三 鑑定目的 何々
  - 四 何々
- 右鑑定及御依頼候也
- 年 月 日

住所

依頼者 氏

名印

〔樺太廳工業調査所〕御中

### 度量衡法

明治四十二年三月八日  
法律第四號

改正 大八年四月法律五〇號、一〇年四月七一號、昭八年四月五一號

〔樺法〕

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル度量衡法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總、農、大臣副署)

#### 度量衡法

- 第一條 度量ハメートル、衡ハキログラムヲ以テ基本トス
- メートルハ融解シツツアル純粹ノ水ノ氷ノ溫度ニ於ケル國際メートル原器ノ示ス所ノ長トス
- キログラムハ國際キログラム原器ノ質量トス
- 第二條 メートルハメートル條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタルメートル原器ニ依リ、キログラムハメートル條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタルキログラム原器ニ依リ之ヲ現示ス
- 第三條 度量衡ノ名稱命位ヲ定ムルコト左ノ如シ

ミクロン	メートルノ百萬分ノ一
ミリメートル	メートルノ千分ノ一
センチメートル	メートルノ百分ノ一
デシメートル	メートルノ十分ノ一
メートル	
キロメートル	千メートル
面積	
平方ミリメートル	平方メートルノ百萬分ノ一
平方センチメートル	平方メートルノ一萬分ノ一
平方デシメートル	平方メートルノ百分ノ一
平方メートル	

第十類 商工

平方キロメートル 百萬平方メートル

立方センチメートル 立方メートルノ百萬分ノ一

立方デシメートル 立方メートルノ千分ノ一

立方メートル

キログラムノ百萬分ノ一

グラムノ千分ノ一

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

キログラム

ト

第六條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ムトスル者ハ勅令ノ

定ムル所ニ依リ行政官廳ノ免許ヲ受クヘシ但シ勅令ヲ以テ定ムル場合

ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタル者ハ勅令ヲ以テ定

ムルモノヲ除クノ外其ノ檢定ヲ受クヘシ

檢定ニ合格シタル度量衡器ニハ檢定證印ヲ附ス

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除

クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

一 檢定證印ナキモノ

二 修覆ヲ爲シタル後其ノ檢定ヲ受ケス又ハ檢定ニ合格セサルモノ

三 變造シタルモノ

四 勅令ノ定ムル公差以上ノ差狂ヲ生シタルモノ

五 勅令ノ定ムル構造ヲ具備セサルニ至リタルモノ

第八條ノ二 度量衡器ニ非サルモノ及前條各號ノ一ニ該當スル度量衡器

ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡

ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

第八條ノ三 度量衡器ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ表記正味量

カ實量ヲ超過スルモノハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ

又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

商品ノ度量衡器ニ依ル量目ノ表記ハ正味量ノ表記ニ非サルコト明ナル場

合ヲ除クノ外之ヲ度量衡器ニ依ル正味量ノ表記ト看做ス

第九條 度量衡器ノ製作、修覆、取縮及其ノ使用ノ制限並度量衡ノ計量

ノ取締ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 當該官吏度量衡器ノ取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締ノ爲必要アリ

ト認ムルトキハ店舗、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢スルコトヲ得

當該官吏臨檢ノ際度量衡器ニ關スル犯罪アリト認ムルトキハ搜索ヲ爲シ

又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件ノ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、搜索及差押ニ關シテハ間接稅犯則者處分法ヲ準用ス

第十一條 當該官吏ハ第八條第二號乃至第五號ニ該當スル度量衡器ノ證

印ヲ除去シ若ハ消印ヲ附シ又ハ其ノ度量衡器ヲ破毀シ其ノ他取締上必

要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條ノ二 當該官吏ハ度量衡器ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其

ノ表記正味量カ實量ヲ超過スルモノノ表記ヲ更正シ又ハ消去シ其ノ他

取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ム者本法又ハ本法ニ

基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ當該官廳ノ命ニ從ハサルトキハ行政官

廳ハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ營業免許ヲ取消スコトヲ得

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下

ノ罰金ニ處ス

一 第八條、第八條ノ二又ハ第八條ノ三第一項ニ違反シタル者

二 度量衡器ノ計量ヲ偽ルノ目的ヲ以テ不正ニ度量衡器ヲ使用シタル者

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條ノ規定ニ違反シテ度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營

ミタル者

二 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣營業ノ停止中其ノ營業ヲ爲シタル

第十類 商工

者

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第五條ノ二ニ違反シタル者

二 當該官吏ノ同職ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行

ヲ拒ミ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者

第十六條 度量衡器ノ製作、修覆若ハ販賣ノ業ヲ營ム者、業務上取引若

ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル者又ハ度量衡器ニ依ル正味量ノ表記アル

商品ヲ販賣スル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ニ

シテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル

キハ自己ノ指押ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十七條 度量衡器ノ製作、修覆若ハ販賣ノ業ヲ營ム者、業務上取引若

ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル者又ハ度量衡器ニ依ル正味量ノ表記アル

商品ヲ販賣スル者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基

キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス

但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限

ニ在ラス

第十八條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ヲ科スルコトヲ得ス

第十九條 明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ

發スル命令ノ規定ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第二十條 第六條乃至第八條ノ二、第九條乃至第十一條及第十二條乃至

前條ハ勅令ヲ以テ定ムル計量器ニ之ヲ準用ス

第二十一條 本法中罰則ニ關スル規定ハ公務所ニ之ヲ適用セス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (明治四十二年六月勅令第百六十八號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)  
刑法施行法第二十五條第一項第三號中「第七節及ヒ」ヲ削ル  
本法施行前ニ於ケル度量衡器ノ製作、修葺又ハ販賣ノ免許ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ仍其ノ效力ヲ有ス

附則 (大正十年法律第七十一號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正十三年五月勅令第百十六號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)  
從來慣用ノ度量衡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内仍之ヲ用ウルコトヲ得  
本法施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器又ハ計量器ニシテ第三條第一項ノ規定又ハ同條第二項若ハ第四條ニ基キテ發スル勅令ニ依ル度量衡又ハ計量ノ單位ニ依ラサルモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ檢定ノ效力ヲ失ハシムルコトヲ得

附則 (昭和八年法律第五十一號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和九年二月勅令第十五號ヲ以テ同年三月一日ヨリ施行)

● 度量衡法施行令

明治四十二年六月二十五日  
勅令第百六十九號

改正 大五年五月勅令一二七號、九年六月一九二號、一〇年四月一七六號、一二年三月一〇〇號、一三年五月一七號、昭三年九月二九號、八年二月三二號、

九年二月一六號

朕度量衡法施行令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム (總、農、大臣副署)

度量衡法施行令

第一條 土地又ハ液體ノ計量其ノ他特殊ノ場合ニ用ウル度量衡ニ付テハ度量衡法第三條第一項ノ規定ニ依ルノ外尙其ノ名稱命位ヲ定ムルコト左ノ如シ

度

土地又ハ水面ノ面積

百平方メートル

アール

百アール

海面ニ於ケル長

千八百五十二メートル

海里

液體、瓦斯體、粒狀物又ハ粉狀物ノ量

ミリリットル

デシリットル

リットル

ヘクトリットル

キロリットル

衡

寶石ノ重量

カラット

第一條ノ二 度量衡法第三條第一項及前條ニ規定スル度量衡中其ノ名稱

〔律法〕

ノ略字ヲ定ムルコト左ノ如シ

度

ミクロン

ミリメートル

センチメートル

デシメートル

メートル

キロメートル

アール

ヘクタール

海里

厘

cc

ml

dl

l

hl

kg

g

mg

kg

g

mg

kg

g

mg

kg

g

mg

kg

g

mg

kg

g

mg

kg

第十類 商工

〔律法〕

トン 又ハ噸

カラット

ct

如シ

一

力ノ單位ハメガダイントス

メガダイン

十メートルノ速度ノ増加ヲ與フル力ヲ謂フ

力ノ單位ニハ重量キログラムヲ用ウルコトヲ得一重量キログラム

ハ之ヲ〇、九八メガダイントス

二

壓力ノ單位ハバールトス

バールハ一メガダインノ力ヲ一平方センチメートルノ面積ニ受クル壓力ヲ謂フ

壓力ノ單位ニハ平方センチメートルニ付重量キログラムヲ用ウルコトヲ得平方センチメートルニ付一重量キログラムハ之ヲ〇、九九バールトス

三

仕事ノ單位ハジュールトス

ジュールハ一メガダインノ力ニ抵抗シテ十センチメートルノ長タケ物體ヲ動カストキ爲サル仕事ヲ謂フ

仕事ノ單位ニハキログラムメートルヲ用ウルコトヲ得一キログラムメートルハ之ヲ九、八ジュールトス

四

工率ノ單位ハキロワットトス

キロワットハ一秒ニ付ジュールノ工率ヲ謂フ

- 五 密度ノ單位ハ一氣壓ニ於テ四度ノ溫度ヲ有スル純粹ノ水ノ密度トス
- 六 溫度ノ單位ハ度トス
  - 度ハ一定ノ體積ヲ保タシメツツ一定質量ノ完全瓦斯ノ溫度ヲ融解シツツアル純粹ノ水ノ氷ノ溫度ヨリ一、〇一三三氣壓ニ於テ沸騰スル純粹ノ水ノ蒸氣ノ溫度迄變セシムル間ニ於テ生スル壓力ノ増加ノ百分ノ一ノ壓力ヲ其ノ完全瓦斯ニ生スル溫度ヲ謂フ
  - 融解シツツアル純粹ノ水ノ氷ノ溫度ハ之ヲ零度トス度ハ之ヲ攝氏度ト稱スルコトヲ得
- 前項第一號及第四號ニ於テ砂トハ平均太陽日ノ八萬六千四百百分ノ一ヲ謂フ
- 第一條ノ四 前條ニ規定スル單位ノ倍數若ハ分數ノ名稱又ハ前條ニ規定スル單位ニ依リテ定ムル他ノ計量ノ單位ハ商工大臣之ヲ定ム
- 第一條ノ五 度量衡法第二十條ノ規定ニ依リ計量器ヲ定ムルコト左ノ如シ
  - 一 晴雨計以外ノ計量器
  - 二 浮秤
  - 三 物體ノ膨脹ニ依ル溫度計
  - 四 生絲織度檢定器
  - 五 乳脂計
- 第一條ノ六 第一條ノ三及第一條ノ四ノ規定ニ依ル單位ニ依リ計量スヘキ狀態又ハ能率ト異ル狀態又ハ能率ニ關シテハ任意ノ計量ノ單位ヲ用ウルコトヲ得

- 第一條ノ七 輸出又ハ輸入ニ係ル商品ニ關シテハ第一條、第一條ノ三若ハ第一條ノ四又ハ度量衡法第三條第一項ノ規定ニ依ラサル度量衡又ハ計量ノ單位ト雖之ヲ用ウルコトヲ得但シ輸入ニ係ル商品ヲ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 前項但書ノ規定ハ輸入ニ係ル商品ヲ更ニ輸出スル目的ヲ以テ販賣スル場合ニハ之ヲ適用セス
- 第二條 度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ業ヲ營ムトスル者ハ商工大臣、修葺又ハ販賣ノ業ヲ營ムトスル者ハ其ノ營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ免許ヲ受クヘシ
- 度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ハ度量器、量器又ハ衡器ニ付各別ニ之ヲ受クヘシ
- 計量器ノ製作ノ免許ハ玻璃製溫度計及浮秤ト其ノ他ノ計量器トニ付各別ニ之ヲ受クヘシ
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ度量衡器又ハ計量器ノ製作、修葺又ハ販賣ノ免許ヲ受クルコトヲ得ス
  - 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラス
  - 二 度量衡法第十四條ノ規定ノ適用又ハ準用ニ依リ刑ニ處セラレタル者但シ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラス
  - 三 度量衡法ニ依リ營業免許ヲ取消サレタル後二年ヲ經サル者及營業停止中ノ者
  - 四 前二號ニ掲ケタル者ノ同居者、雇人其ノ他ノ從業者

〔律法〕

〔律法〕

- 五 破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者及身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者
  - 法定代理人ニ依リ免許ヲ出願シタル場合ニ於テ其ノ法定代理人カ前項各號ノ一ニ該當スルトキ亦前項ニ同シ
  - 免許ヲ受ケタル者ニシテ第一項第一號、第二號又ハ第五號ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ
  - 法定代理人カ第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ法定代理人ニ依リ業務ヲ營ムコトヲ得ス
- 第四條 度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ身元保證金ヲ供託スヘシ
  - 度量器、量器又ハ玻璃製溫度計及浮秤ノ製作 二千圓
  - 衡器又ハ玻璃製溫度計及浮秤以外ノ計量器ノ製作 五千圓
  - 前項ノ身元保證金ハ國債證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
- 第五條 度量衡器ノ製作、修葺又ハ販賣ノ免許ノ期間ハ十五年トス
- 第六條 度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ免許ノ區別ニ從ヒ度量衡器又ハ計量器ノ修葺及販賣ノ業ヲ營ムコトヲ得
  - 度量衡器ノ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ハ取締、皿紐、鈎紐及錘線ニ付秤秤ノ修葺ノ業ヲ營ムコトヲ得但シ金屬ニ係ル修葺ハ此ノ限ニ在ラス
  - 量器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ハ乳脂計ノ製作、修葺及販賣ノ業ヲ、衡器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ハ生絲織度檢定器ノ製作、修葺及販賣ノ業ヲ營ムコトヲ得
- 第六條ノ二 藥劑師法ニ依リ藥局ヲ開設スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ目盛アル玻璃製粉又ハ體溫計ノ販賣ノ業ヲ營ムコトヲ得但シ第三條第

- 一項各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 前項ノ業ヲ營ム者法定代理人ニ依リ其ノ業ヲ營ム場合ニ於テ法定代理人第三條第一項各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ法定代理人ニ依リ其ノ業ヲ營ムコトヲ得ズ
- 第七條 度量衡器ノ檢定ハ之ヲ分テ甲種檢定及乙種檢定トス
  - 左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ニ付行フ檢定ヲ甲種檢定トス
    - 一 鋼鐵製卷尺、縮尺又ハ二分ノ一ミリメートル以下ノ目盛アル度量器
    - 二 目盛アル玻璃製粉及化學用度量器
    - 三 秤量ニ於テ其ノ一萬分ノ一以下又ハ一ミリグラム未滿ノ重量ヲ感スル天秤
  - 四 重量十ミリグラム未滿ノ分銅及之ヲ含メル組分銅
  - 五 瓦斯「メートル」
  - 六 水量「メートル」
  - 七 ガソリン量器
- 前項以外ノ檢定ヲ乙種檢定トス
- 第八條 度量衡器ノ甲種檢定ハ商工大臣之ヲ行ヒ乙種檢定ハ地方長官之ヲ行フ
- 計量器ノ檢定ハ商工大臣之ヲ行フ
- 第九條 左ノ場合ニ於テハ度量衡器ノ檢定ヲ受クルコトヲ要セス但シ第一號及第四號ノ場合ニ於テハ豫メ商工大臣ノ許可ヲ受クヘシ
  - 一 度量衡器ノ製作、修葺又ハ販賣ノ業ヲ營ム者輸出若ハ移出スヘキ度量衡器、取引若ハ證明以外ノ用ニ供スヘキ度量衡器又ハ特ニ商工大臣ノ指定シタル用ニ供スヘキ度量衡器ヲ製作、輸入、移入又

第十類 商工

ハ修葺シタルトキ

二 度量衡器ノ製作、修葺又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ニ非スシテ取引若ハ證明以外ノ用ニ供スヘキ度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修葺シタルトキ  
三 度量衡器ノ製作、修葺又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ノ爲シタル秤ノ修葺ニシテ其ノ取柄、皿紐、鈎紐又ハ錐線ノ金屬ニ係ラサルトキ  
四 水道事業者水量「メートル」ニシテ檢定ノ有効期間内ニ在ルモノヲ修葺シタルトキ  
五 特殊ノ種類又ハ構造ノ度量衡器ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノヲ製作、輸入、移入又ハ修葺シタルトキ  
前項第四號ノ修葺ノ範圍ハ商工大臣ノ定ムル所ニ依ル

第十條 檢定ヲ行ヒタル度量衡器又ハ計量器左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ合格トス  
一 第一表又ハ第二表ノ種類ニ屬シ商工大臣ノ定ムル構造ニ關スル規定ニ適合シ且其ノ器差第三表又ハ第四表ノ公差ヲ超エサルモノ  
二 特殊ノ種類又ハ構造ノモノニ在リテハ特ニ商工大臣ノ定ムル規定ニ適合スルモノ  
第十條ノ二 商工大臣必要ト認ムルトキハ度量衡器ノ檢定ノ有効期間ヲ定ムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ有効期間ヲ定メタル場合ニ於テハ其ノ期限ヲ表示シタル檢定證印ヲ附ス

第十一條 檢定證印アル度量衡器ニシテ檢定ニ合格セザルトキハ其ノ檢

所持スルコトヲ得  
第九條第一號ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル用ニ供スル度量衡器ハ其ノ用ニ供スル場合ニ限り檢定證印ナキモノト雖取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得  
第九條第三號ノ場合ニ該當スル秤秤ハ其ノ修葺ヲ爲シタル後檢定ヲ受ケサルモノト雖之ヲ取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得  
第九條第四號ノ場合ニ該當スル水量「メートル」ハ其ノ修葺ヲ爲シタル後檢定ヲ受ケサルモノト雖之ヲ取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得  
第九條第五號ノ場合ニ該當スル度量衡器ハ檢定證印ナキモノト雖之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲所持スルコトヲ得  
第十七條ノ二 晴雨計、浮秤ニ非サル密度計量器及物體ノ膨脹ニ依ラサル溫度計ハ取引上又ハ證明上ニ於ケル壓力、密度又ハ溫度ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得  
第十七條ノ三 商工大臣ハ度量衡器ノ檢定又ハ第九條但書ノ許可ニ關スル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得  
第十七條ノ四 第五條、第九條、第十條ノ二乃至第十五條、第十七條及前條ノ規定ハ計量器ニ之ヲ準用ス  
第十七條ノ五 本令中地方長官トアルハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官トス  
附則  
第十八條 本令ハ度量衡法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(明治四十二年七月一日)

第十類 商工

定證印ヲ除去シ又ハ之ニ消印ヲ附ス

第十二條 商工大臣必要ト認ムルトキハ度量衡器ノ製作、修葺ノ方法若ハ材料ヲ指定シ又ハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得  
第十三條 度量衡器ノ取締ハ之ヲ分テテ第一種取締及第二種取締トス業務上取引若ハ證明ノ爲使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スル度量衡器ニ付檢査ヲ行フ第一種取締トス  
前項以外ノ取締ヲ第二種取締トス  
第十四條 度量衡器及度量衡ノ計量ノ取締ハ地方長官之ヲ行フ  
地方長官ハ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ヲシテ取締ノ執行ヲ補助セシメ又ハ第二種取締若ハ度量衡ノ計量ノ取締ヲ執行セシムルコトヲ得  
商工大臣必要ト認ムルトキハ官吏ヲシテ第二種取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締ヲ執行セシムルコトヲ得

第十五條 第一種取締ニ於テハ度量衡法第八條各號ニ該當セザル度量衡器ニ檢査済印ヲ附ス  
第十六條 度量衡法第八條第四號ノ公差ハ第十條第一號ノ規定ニ依リ合格ト爲シタル度量衡器又ハ計量器ニ在リテハ第三表又ハ第四表ノ公差ノ二分ノ三トシ第十條第二號ノ規定ニ依リ合格ト爲シタル度量衡器又ハ計量器ニ在リテハ商工大臣ノ定ムル所ニ依ル但シ第十條第一號ノ規定ニ依リ合格ト爲シタルモノノ中陶器秤、磁器秤及珉瑯塗リ秤ニ在リテハ第三表ノ公差ノ四分ノ五、木製秤ノ雜用ノモノ、自働秤及計量器ニ在リテハ第三表又ハ第四表ノ公差ノ二倍トス

第十七條 第九條第一號ノ場合ニ該當スル度量衡器ハ檢定證印ナキモノト雖同條但書ノ規定ニ依ル許可ノ條件ニ從ヒ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲

〔轉法〕  
ヨリ施行  
第十九條 本令施行前ニ於ケル度量衡器ノ製作、修葺又ハ販賣ノ免許ハ其ノ免許ノ區別ニ從ヒ效力ヲ有ス但シ本令施行後更ニ免許ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
第六條第二項ノ規定ハ本令施行前度量衡器又ハ量器ノミニ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ニ之ヲ適用セス  
第二十條 本令施行前ヨリ「ヤード、ポンド」法度量衡器ノ販賣ノ業ヲ營ム者ニハ明治四十二年九月三十日迄度量衡法第十四條第一號ノ規定ヲ適用セス  
第二十一條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定證印ト看做ス  
第二十二條 明治三十年勅令第十六號ニ依ル檢定證印ニシテ左ノ度量衡器ニ附シタルモノ及效力ヲ失ヒタル檢定ニ係ルモノハ其ノ證印ナキモノト看做ス  
五厘未満又ハ一「ミリメートル」未満ノ目盛アル度量器  
全量ノ十分ノ一未満ノ目盛アル量器  
五毛以下又ハ五「ミリグラム」以下ノ分銅  
第二十三條 本令施行前製作、輸入又ハ移入シタル度量衡器ニシテ化學用器瓦斯「メートル」又ハ水量「メートル」ニ在リテハ明治四十三年十二月三十一日迄、「ヤード、ポンド」法度量衡器ニ在リテハ明治四十四年六月三十日迄度量衡法第八條ノ規定ヲ適用セス但シ檢定ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
地方長官ハ商工大臣ノ定ムル所ニ依リ官吏ヲシテ明治四十四年六月三

十日迄ニ前項ノ「ヤード、ポンド」法度量衡器ヲ検査シ之ニ合格シタルモノニハ證印ヲ附セシムヘシ但シ瓦斯「メートル」及水量「メートル」ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ検査ハ之ヲ檢定ト看做ス  
舊令 明治三十六年勅令第百四十四號度量衡法施行令

第一表

度量衡器

(一) 度量器	直尺	曲尺	尺	疊尺	尺	卷尺	尺	鏈尺	尺	縮尺	尺
(二) 量器	全										
(イ) 枡	十ミリリットル	二十ミリリットル	五十ミリリットル	一リットル	二リットル	五リットル	十リットル	二十リットル	五十リットル	一デシリットル	二デシリットル
(ロ) 斗 概	五リットル	十リットル	二十リットル	五十リットル	一デシリットル	二デシリットル	五リットル	十リットル	二十リットル	五十リットル	一デシリットル
(ハ) 化學用量器	圓	壺	狀	板	狀	量	量	量	量	量	量
「メ ス フ ラ ス コ」	出	用	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	五十立方センチメートル	五十立方センチメートル	五十立方センチメートル	五十立方センチメートル	五十立方センチメートル	五十立方センチメートル	五十立方センチメートル	五十立方センチメートル	五十立方センチメートル	五十立方センチメートル	五十立方センチメートル
	二百五十立方センチメートル	二百五十立方センチメートル	二百五十立方センチメートル	二百五十立方センチメートル	二百五十立方センチメートル	二百五十立方センチメートル	二百五十立方センチメートル	二百五十立方センチメートル	二百五十立方センチメートル	二百五十立方センチメートル	二百五十立方センチメートル
	一千立方センチメートル	一千立方センチメートル	一千立方センチメートル	一千立方センチメートル	一千立方センチメートル	一千立方センチメートル	一千立方センチメートル	一千立方センチメートル	一千立方センチメートル	一千立方センチメートル	一千立方センチメートル

〔權法〕

「ビ ベ ッ ト」	受	用	全	全	全	全	全	全	全	全	全
「メ ス シ リ ン ド ル」	全量ノミノ目盛アルモノ全量及其ノ以下ノ目盛アルモノ	一立方センチメートル以上二百立方センチメートル以下各種	一立方センチメートル以上五百立方センチメートル以下各種	一立方センチメートル以上一千立方センチメートル以下各種	一立方センチメートル以上二千立方センチメートル以下各種	一立方センチメートル以上五千立方センチメートル以下各種	一立方センチメートル以上一万立方センチメートル以下各種	一立方センチメートル以上二万立方センチメートル以下各種	一立方センチメートル以上五万立方センチメートル以下各種	一立方センチメートル以上十萬立方センチメートル以下各種	一立方センチメートル以上二十萬立方センチメートル以下各種
(ニ) 瓦斯「メートル」											
(ホ) 水量「メートル」											
(ヘ) ガソリン量器 (計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量百リットル以下各種)											
(三) 衡器											
(イ) 秤	天	上	皿	天	秤	臺	秤	臺	秤	臺	秤
上 皿 秤	秤 (秤量二十キログラム未滿各種)	十	分	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤
自 備 秤											
(ロ) 分銅											
重	一ミリグラム	二ミリグラム	五ミリグラム	十ミリグラム	〇、〇一カラット	〇、〇二カラット	〇、〇五カラット	〇、一カラット	〇、二カラット	〇、五カラット	一カラット

一 一 一





種	分	鋼 鐵 製 卷 尺	一メートル以下 一メートルヲ超 エタルモノ	全長一メートル以下ノモノノ公差ニ一、五ミリメートルヲ加へ、五センチメートルニ至リテ止ム	三、五ミリメートル
		一メートル以下 一メートルヲ超 エタルモノ	全長一メートル以下ノモノノ公差ニ〇、七ミリメートルヲ加へ、三センチメートルニ至リテ止ム	〇、七ミリメートル	
種	分	全長二十メートル未満ノ度器	全長ノ二分ノ一未満 全長ノ二分ノ一以上	全長ノ公差ノ二分ノ一	差
		全長二十メートル以上ノ度器	全長ノ四分ノ一未満 全長ノ二分ノ一未満 全長ノ四分ノ三未満 全長ノ四分ノ三以上	全長ノ公差ノ四分ノ一 全長ノ公差ノ二分ノ一 全長ノ公差ノ四分ノ三 全長ノ公差	
全	量	公	差	全	差
〔イ〕 秤					
〔ロ〕 量器ノ公差					
陶器、磁器、琺瑯塗リ枡以外ノモノ					
〔權法〕					

全	量	公	差	二十ミリリットル以下	全量ノ五十分ノ一	二十ミリリットル以下	全量ノ百五十分ノ四
				二デシリットル以下	全量ノ百分ノ一	二デシリットル以下	全量ノ三百分ノ四
分	分	量	公	十リットル以下	全量ノ二百五十分ノ一	十リットル以下	全量ノ四百五十分ノ四
				二十リットル以下	全量ノ四百分ノ一	二十リットル以下	全量ノ七百五十分ノ四
全	量	公	差	全量ノ二分ノ一未満	全量ノ公差ノ二分ノ一	全量ノ千二百分ノ四	差
				全量ノ二分ノ一以上	全量ノ公差	全量ノ千二百分ノ四	差
〔ロ〕 化學用量器							
受用「メスフラスコ」							
全	量	公	差	十立方センチメートル	全量ノ百分ノ一	「ビュレット」及「ピペット」	全量ノ百分ノ一
				二十五立方センチメートル	全量ノ百分ノ一	「メスシリンドル」	全量ノ百分ノ一
全	量	公	差	五十立方センチメートル	全量ノ百分ノ一	「メスシリンドル」	全量ノ百分ノ一
				百立方センチメートル	全量ノ百分ノ一	「メスシリンドル」	全量ノ百分ノ一
全	量	公	差	五十立方センチメートル	全量ノ百分ノ一	「メスシリンドル」	全量ノ百分ノ一
				百立方センチメートル	全量ノ百分ノ一	「メスシリンドル」	全量ノ百分ノ一
全	量	公	差	五十立方センチメートル	全量ノ百分ノ一	「メスシリンドル」	全量ノ百分ノ一
				百立方センチメートル	全量ノ百分ノ一	「メスシリンドル」	全量ノ百分ノ一
全	量	公	差	五十立方センチメートル	全量ノ百分ノ一	「メスシリンドル」	全量ノ百分ノ一
				百立方センチメートル	全量ノ百分ノ一	「メスシリンドル」	全量ノ百分ノ一
〔權法〕							

百立方センチメートル以上二百五十立方センチメートル以下	〇、一	千立方センチメートル	〇、六	五十立方センチメートル以下	〇、〇五	百立方センチメートル以下	〇、四
五百立方センチメートル	〇、一五	千立方センチメートル	〇、一	二百立方センチメートル以下	〇、一	二百立方センチメートル以下	〇、八
千立方センチメートル	〇、三	二千立方センチメートル	一、	二百立方センチメートル以下	〇、二	千立方センチメートル以下	二、
二千立方センチメートル	〇、五					二千立方センチメートル以下	四、
分							八、
全量ノ二分ノ一未満				全量ノ公差ノ二分ノ一			
全量ノ二分ノ一以上				全量ノ公差			
(ハ)瓦斯「メートル」							
表ハス量ノ百分ノ二							
(ニ)水量「メートル」							
表ハス量ノ百分ノ四							
(ホ)ガソリン量器							
計 量				公			差
六リットル未満				表ハス量ノ千分ノ十五			
六リットル以上				表ハス量ノ千分ノ十			

〔秤法〕

(三)衡器ノ公差

種 類	秤 量	公 差	種 類	秤 量	公 差
天 秤	秤量ノ二千分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重	種 類	秤 量	公 差
秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル天秤	感量ニ相當スル重量	秤量ノ公差ノ一分ノ一	種 類	秤 量	公 差
上皿天秤及十分秤	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ公差ノ二分ノ一	種 類	秤 量	公 差
秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル上皿天秤及十分秤	感量ニ相當スル重量	秤量ノ公差ノ二分ノ一	種 類	秤 量	公 差
種 類	秤 量	公 差	種 類	秤 量	公 差
秤量及秤量以下ノ重量ノ公差	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重	種 類	秤 量	公 差
秤量又ハ掛秤ノ公差以下ノ目盛アル秤	最小目盛ノ表ハス重	秤量ノ五分ノ一ノ重	種 類	秤 量	公 差
前各種ノ秤ニシテ不安定ト爲シタルモノノ公差ハ各其ノ種類ノ秤ノ公差ノ二倍トス			種 類	秤 量	公 差
(ロ)分銅			種 類	秤 量	公 差
重 量	公 差	重 量	公 差	重 量	公 差
五ミリグラム以下	〇、一	百ミリグラム	〇、一	十カラット	三、
二十ミリグラム以下	〇、二	二百ミリグラム	〇、二	二十カラット	四、
				五十カラット	五、
					一〇、

〔秤法〕

五十ミリグラム	〇、三、五、十、二十、五十、一百、二百、三百、四百、五百、六百、七百、八百、九百、一千	〇、三、五、十、二十、五十、一百、二百、三百、四百、五百、六百、七百、八百、九百、一千	〇、三、五、十、二十、五十、一百、二百、三百、四百、五百、六百、七百、八百、九百、一千	〇、三、五、十、二十、五十、一百、二百、三百、四百、五百、六百、七百、八百、九百、一千
重量一グラム以上ノモノノ公差ハ重量百ミリグラム、二百ミリグラム又ハ五百ミリグラムヲ十倍シ又ハ之ヲ十倍スル毎ニ百ミリグラム、二百ミリグラム又ハ五百ミリグラムノ公差ヲ其ノ倍數毎ニ五倍ス				
(ハ)錘	重量ト掛軸トノ比カ五十分ノ一若ハ五分ノ一ノモノ又ハ其ノ比カ之ト異ルモノニシテ重量四百グラム以下ノモノ 重量ト掛軸トノ比カ五十分ノ一又ハ五分ノ一ニ非サルモノニシテ重量四百グラムヲ超エタルモノ	重量ノ二千分ノ一 重量ノ五千分ノ一 重量四百グラムノモノノ公差ニ四百グラムヲ超エタル重量ノ一萬分ノ一ヲ加フ	公	差
第四表 計量器ノ公差	(一)計壓器ノ公差	偏心型又ハ自記型ノモノニ非サルモノ 最大壓力ノ二十五分ノ一以下ノ目盛アルモノ 最大壓力ノ二十分ノ一以下ノ目盛アルモノ 最大壓力ノ十分ノ一以下ノ目盛アルモノ 最大壓力ノ十分ノ一ヲ超エタル目盛アルモノ	公	差
(一)浮秤ノ公差	最小目盛ノ表ハス値			

〔秤法〕

(三)溫度計ノ公差	表ハス溫度ノ目盛ニ接スル最小目盛ノ値			
(四)生絲織度檢定器ノ公差	(イ)檢尺器	絲杼ノ周ノ長	四ミリメートル	差
	(ロ)檢位衡	回轉器	一回ノ計量ニ付絲杼ノ一回轉ノ二分ノ一	差
			公	差
			公	差
			公	差
(ハ)織度分銅	〇、二五織度ヲ超エタル目盛アルモノ 〇、二五織度以下ノ目盛アルモノ	最小目盛ノ表ハス重量	一二、五ミリグラム	差
〇、一織度	〇、〇五	二	〇、四	〇、六
〇、二織度	〇、一	五	〇、一	一、
〇、五織度	〇、一	十	〇、一	二、
〇、一織度	〇、一	二十	〇、一	二、





直	尺	曲	リ	尺	疊	尺	卷	尺	鏈	尺	縮	尺
(二) 量器												
(イ) 秤	全											
二分ノ一	勻	二	勻	五	斗	二	合	二	合	二	合	五
一	升	二	升	五	升	一	斗	二	斗	二	斗	五
(ロ) 斗	概											
圓	塔											
(三) 衡器	狀											
(イ) 秤	天											
上 皿	秤	上	皿	天	秤	臺	秤	(秤量五貫以上又ハ三十斤以上各種)				
自 働	秤	十	分	秤	桿	秤	桿	(秤量五貫未滿又ハ三十斤未滿各種)				
(ロ) 分銅	重											
二	分	五	分	一	分	五	厘	二	厘	五	厘	一
一	毛	二	毛	五	毛	一	厘	二	厘	五	厘	一
二	分	五	分	一	分	五	厘	二	厘	五	厘	一

〔秤法〕

五十	分	百	分	二百	分	五百	分	一	貫	二	貫	五	貫
(ハ) 錘													
定	量												
直	尺	曲	リ	尺	疊	尺	卷	尺	鏈	尺	縮	尺	
(乙) 線 尺													
(丙) ヤード、ポンド	法度量衡器												
(一) 度量器													
直	尺	曲	リ	尺	疊	尺	卷	尺	鏈	尺	縮	尺	
(二) 量器													
(イ) 瓦斯「メートル」													
(ロ) ガソリン量器	(計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量二十ガロン以下各種)												
(三) 衡器													
(イ) 秤	天												
上 皿	秤	上	皿	天	秤	臺	秤	(秤量五十ポンド以上各種)					
自 働	秤	十	分	秤	桿	秤	桿	(秤量五十ポンド未滿各種)					
(ロ) 分銅	重												

〔秤法〕

種 類		全 長		公 差		重 量		
定 量 増 錘 第六表 度量衡器ノ公差 (甲)尺貫法度量衡器	(一)度量器ノ公差	一尺以上	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ五毛ヲ加ヘ八厘ニ至リテ止ム	一	五	〇、〇一ゲレイン	〇、〇二ゲレイン	
		一尺未満	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ二、五毛ヲ加ヘ四厘ニ至リテ止ム	一	五	〇、〇二ゲレイン	〇、〇五ゲレイン	
		二厘ヲ超エタル目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	一尺以上	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ二、五毛ヲ加ヘ四厘ニ至リテ止ム	一	五	〇、〇一ゲレイン	〇、〇二ゲレイン
		二厘ヲ超エタル目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	一尺未満	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ二、五毛ヲ加ヘ四厘ニ至リテ止ム	一	五	〇、〇二ゲレイン	〇、〇五ゲレイン
		縮尺、二厘以下ノ目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	一尺以上	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ二、五毛ヲ加ヘ四厘ニ至リテ止ム	一	五	〇、〇一ゲレイン	〇、〇二ゲレイン
		縮尺、二厘以下ノ目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	一尺未満	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ二、五毛ヲ加ヘ四厘ニ至リテ止ム	一	五	〇、〇二ゲレイン	〇、〇五ゲレイン
		鐵尺及銅鐵製以外ノ卷尺	三尺以下	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム	一	分	〇、〇一ゲレイン	〇、〇二ゲレイン
		鐵尺及銅鐵製以外ノ卷尺	三尺ヲ超エタルモノ	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム	一	分	〇、〇二ゲレイン	〇、〇五ゲレイン
		銅鐵製卷尺	三尺以下	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム	二	厘	〇、〇一ゲレイン	〇、〇二ゲレイン
		銅鐵製卷尺	三尺ヲ超エタルモノ	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム	二	厘	〇、〇二ゲレイン	〇、〇五ゲレイン
(二)量器ノ公差	全長六十尺未満ノ度量器	全長ノ二分ノ一未満	全長ノ公差ノ二分ノ一			〇、〇一ゲレイン	〇、〇二ゲレイン	
		全長ノ二分ノ一以上	全長ノ公差			一ゲレイン	二ゲレイン	
		全長ノ四分ノ一未満	全長ノ公差ノ四分ノ一			二ゲレイン	五ゲレイン	
		全長ノ四分ノ一以上	全長ノ公差			五百ゲレイン	二千ゲレイン	
		全長ノ二分ノ一未満	全長ノ公差ノ二分ノ一			千ゲレイン	四ゲレイン	
		全長ノ二分ノ一以上	全長ノ公差			〇、〇一オンス	〇、〇二オンス	
		全長ノ四分ノ一未満	全長ノ公差ノ四分ノ一			〇、〇五オンス	一オンス	
		全長ノ四分ノ一以上	全長ノ公差			〇、二オンス	二オンス	
		全長ノ四分ノ三未満	全長ノ公差ノ四分ノ三			一オンス	二オンス	
		全長ノ四分ノ三以上	全長ノ公差			二ポンド	五ポンド	
(ハ)錘	定 量 増 錘	十ポンド	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ五毛ヲ加ヘ八厘ニ至リテ止ム	一	五	二ポンド	七ポンド	
		八オンス	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ五毛ヲ加ヘ八厘ニ至リテ止ム	一	五	四ポンド	五ポンド	
		〇、一オンス	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ五毛ヲ加ヘ八厘ニ至リテ止ム	一	五	五ポンド	七ポンド	
		〇、〇一オンス	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ五毛ヲ加ヘ八厘ニ至リテ止ム	一	五	五ポンド	七ポンド	
		〇、〇〇一オンス	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ五毛ヲ加ヘ八厘ニ至リテ止ム	一	五	五ポンド	七ポンド	
		〇、〇〇〇一オンス	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ五毛ヲ加ヘ八厘ニ至リテ止ム	一	五	五ポンド	七ポンド	
		〇、〇〇〇〇一オンス	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ五毛ヲ加ヘ八厘ニ至リテ止ム	一	五	五ポンド	七ポンド	
		〇、〇〇〇〇〇一オンス	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ五毛ヲ加ヘ八厘ニ至リテ止ム	一	五	五ポンド	七ポンド	
		〇、〇〇〇〇〇〇一オンス	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ五毛ヲ加ヘ八厘ニ至リテ止ム	一	五	五ポンド	七ポンド	
		十ポンド	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ五毛ヲ加ヘ八厘ニ至リテ止ム	一	五	五ポンド	七ポンド	

〔補法〕

種 類		全 長		公 差	
(一)量器ノ公差	全長六十尺未満ノ度量器	全長ノ二分ノ一未満	全長ノ公差ノ二分ノ一		
		全長ノ二分ノ一以上	全長ノ公差		
		全長ノ四分ノ一未満	全長ノ公差ノ四分ノ一		
		全長ノ四分ノ一以上	全長ノ公差		
		全長ノ二分ノ一未満	全長ノ公差ノ二分ノ一		
		全長ノ二分ノ一以上	全長ノ公差		
		全長ノ四分ノ一未満	全長ノ公差ノ四分ノ一		
		全長ノ四分ノ一以上	全長ノ公差		
		全長ノ四分ノ三未満	全長ノ公差ノ四分ノ三		
		全長ノ四分ノ三以上	全長ノ公差		
銅鐵製卷尺	全長六十尺以上ノ度量器	三尺以下	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム	一	分
		三尺ヲ超エタルモノ	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム	一	分
		三尺以下	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム	二	厘
		三尺ヲ超エタルモノ	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム	二	厘
		三尺以下	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム	二	厘
		三尺ヲ超エタルモノ	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム	二	厘
		三尺以下	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム	二	厘
		三尺ヲ超エタルモノ	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム	二	厘
		三尺以下	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム	二	厘
		三尺ヲ超エタルモノ	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム	二	厘

〔補法〕









第七表

- 一 公務所ノ事務又ハ事業
- 二 電氣事業
- 三 瓦斯事業
- 四 水道事業
- 五 原動機ヲ用ウル運輸事業
- 六 鑄業法ノ適用ヲ受クル事業
- 七 醫業、齒科醫業、獸醫業又ハ調劑業
- 八 左ニ掲グル工業但シ原動機ヲ用キサルモノヲ除ク
  - (一) 機械又ハ其ノ部分品ノ製造業
  - (二) 汽機、瓦斯發生機、金屬製ノ煙突若ハタンク、金屬精鍊用若ハ工業用鐵製爐又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業
  - (三) 船舶又ハ其ノ部分品ノ製造業
  - (四) 機關車、鐵道用若ハ軌道用車輛、自動車、自轉車、鐵索道、エレベーター、コンベヤー又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業
  - (五) 航空機又ハ其ノ部分品ノ製造業
  - (六) 理化學器具、醫療器具、時計、度量衡器具其ノ他ノ計測器、計算尺、計算機、眼鏡、顯微鏡其ノ他ノ光學用器械、通信器械、蓄音器、洋樂器、電球、電池其ノ他ノ電氣器具、機械用刀具、瓦斯器具、水道器具、放熱器其ノ他ノ暖房用具、金庫、銃砲、彈丸又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業
  - (七) 金屬ノ塊、條、帶、竿、軌條、線、板、筒、管其ノ他ノ素材又ハ金屬ノ建築用材若ハ鐵道軌道用材ノ製造業

- (八) 絶緣電線、電線、線索、鏈鎖、螺旋釘、ナット、リベット、洋釘又ハ漆條ノ製造業
- (九) 硝子板又ハ硝子燻ノ製造業
- (十) セメント、煉瓦又ハ骸炭ノ製造業
- (十一) 紙又ハ紙料ノ製造業
- (十二) 製革業
- (十三) 火藥類製造業
- (十四) 礦物油、芳香油、脂肪油若ハ蠟ノ製造業又ハ脂肪ノ分解工業
- (十五) 醫藥品、工業藥品又ハ壓縮瓦斯ノ製造業
- (十六) 護謄製品又ハエボナイト製品ノ製造業
- (十七) セルロイド製造業
- (十八) 人造絹絲製造業
- (十九) 化粧品製造業
- (二十) 石鹼又ハ蠟燭ノ製造業
- (二十一) リノリウムノ製造業
- (二十二) 染料又ハ顏料ノ製造業
- (二十三) ベーント又ハヴァアニシユノ製造業
- (二十四) 人造肥料製造業
- (二十五) 麥酒、葡萄酒又ハ酒精ノ釀造業
- (二十六) 製糖業
- (二十七) 製粉業
- (二十八) 氷又ハ清涼飲料ノ製造業

〔譯法〕

●度量衡法施行細則

明治四十二年六月二十六日  
農商務省令第二十八號

改正 大五年五月農商務省令七號、七年四月一四號、九年六月八號、一〇年四月一〇號、一二年三月六號、一三年六月一〇號、一五年七月農工商省令七號、昭三年九月二號、四年七月四號、八年二月一號、一二月一五號、九年二月三〇號

度量衡法施行細則左ノ通改正ス

第一章 總則

- 第一條 本則ニ於テ製作者ト稱スルハ度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ヲ、修覆者ト稱スルハ度量衡器又ハ計量器ノ修覆ノ免許ヲ受ケタル者ヲ、販賣者ト稱スルハ度量衡器又ハ計量器ノ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ヲ、特殊販賣者ト稱スルハ度量衡法施行令第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ目盛アル玻璃製秤又ハ體溫計ノ販賣ノ業ヲ營ム者ヲ謂フ
- 第二條 商工大臣ニ出願又ハ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ但シ製作者第十條ニ依リ出願ヲ爲ストキハ變更先若ハ新設營業所ノ所在地其ノ他ノ出願又ハ届出ヲ爲ストキハ主タル營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ
- 第三條 二以上ノ道府縣ニ營業所又ハ工場ヲ有スル製作者商工大臣ノ免許、許可若ハ認可ヲ受ケ又ハ商工大臣ニ届出ヲ爲シタル場合ニ於テハ出願又ハ届出ヲ經由シタル地方長官ヲ除クノ外關係地方長官ニ運漕ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ但シ度量衡法施行令第九條但書ノ規定、其

〔譯法〕

- (二十九) 繡詰業又ハ繡詰業
- (三十) 醃製品製造業
- (三十一) 調帯製造業
- (三十二) 刷子製造業
- (三十三) 電爐製品製造業
- (三十四) 金屬精鍊業

附則 (昭和三年勅令第二百二十九號)

本令ハ昭和三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前製作、輸入又ハ移入シタル水櫃「メートル」ハ檢定證印ナキモノト雖昭和三年十二月三十一日迄之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ昭和十三年六月三十日迄之ヲ取引上若ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用シ若ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得

附則 (昭和八年勅令第三百二十一號)

本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前製作、輸入又ハ移入シタルガソリン量器ハ檢定證印ナキモノト雖昭和九年十二月三十一日迄之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ昭和十四年十二月三十一日迄之ヲ取引上若ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用シ若ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得

ノ準用ノ規定又ハ本則第十三條第一項若ハ第三十三條ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ願書ニハ願書及其ノ附屬書類、免許狀、許可書又ハ認可書ノ寫ヲ添付スヘシ

第三條 地方長官出願ニ付處分ヲ爲サムトスル場合ニ於テ工場ノ所在地カ其ノ管轄ニ屬セサルトキハ其ノ工場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ協議スヘシ

第三條ノ二 度量衡法施行令第一條ノ四ノ規定ニ依リ計量ノ單位ノ倍數及分數ノ名稱ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 力 重量グラム 一重量グラムハ重量キログラムノ千分ノ一トス

二 壓力 ミリバール

一ミリバールハバールノ千分ノ一トス

三 仕事

キロジュール 一キロジュールハ千ジュールトス  
キロワット時 一キロワット時ハ三千六百キロジュールトス

四 工率 ワット

一ワットハキロワットノ千分ノ一トス

第三條ノ三 度量衡法施行令第一條ノ三第一項第六號ノ規定ニ依ル温度ノ單位ハ攝氏零度ノトキ一、三三三三三三氣壓ヲ有スル定體積水素溫度計ニ依リ之ヲ表示ス

第三條ノ四 液體ノ密度ヲ計量スル「ボイメ」度及「トワツデル」度ハ左ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

一 「ボイメ」度

$$D = \frac{144.3}{144.3 - B}$$

$$D = \frac{144.3}{134.3 + B}$$

右算式中Bハ「ボイメ」度、dハ之ニ對スル密度ナリ

二 「トワツデル」度

$$D = \frac{200 + n}{200}$$

右算式中nハ「トワツデル」度、dハ之ニ對スル密度ナリ

第三條ノ五 酒精ト水トノ混合液及純蔗糖ノ水溶液ノ含有成分ノ百分率ヲ密度ニ依リ表ハス場合ニ於テハ其ノ百分率ニ相當スル密度ノ値ハ第一表及第二表ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

第三條ノ六 本則中地方長官トアルハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官トス

第二章 免許

第四條 度量衡器又ハ計量器ノ製作又ハ修復ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ工場ノ圖面ヲ添付シテ差出スヘシ

一 營業所 (二)以上ノ營業所アルトキハ主(主)及工場ノ位置

二 製作又ハ修復セムトスル度量衡器又ハ計量器ノ種類

三 製作又ハ修復ノ用ニ供スル重ナル機械ノ名稱及員數

四 起業目録見書

五 設備ノ完成期間

度量衡器又ハ計量器ノ販賣ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ營業所 (二)以上ノアルトキハ主(主)ノ位置ヲ記載シタル願書ヲ差出スヘシ

前二項ノ願書ニハ度量衡法施行令第三條第一項及第二項ニ關スル證明

書ヲ添(相續)ノ日ヨリ六十日以内ニ免許狀ノ書換ヲ行政官廳ニ出願スヘシ

書及法人ニ在リテハ定款ヲ添付スヘシ

第五條 行政官廳ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ヲ與ヘムトスルトキハ身元保證金ノ供託通告書ヲ出願人ニ送付スヘシ

出願人供託通告書ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ日附ヨリ三十日以内ニ身元保證金ヲ供託スヘシ

出願人前項ノ期間内ニ身元保證金ヲ供託セサルトキハ行政官廳ハ其ノ出願ヲ無効トス

第六條 出願人身元保證金ヲ供託シタルトキハ其ノ受領證ヲ所轄地方長官ニ差出スヘシ

地方長官前項ノ受領證ヲ受取リタルトキハ受取證ヲ出願人ニ交付シ其ノ受領證ヲ保管スヘシ

地方長官度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ヲ受ケムトスル者ニ對シ前項ノ受取證ヲ交付シタルトキハ前條第二項ノ期間内ニ身元保證金ヲ供託セサル者アリタルトキハ運滯ナク之ヲ商工大臣ニ報告スヘシ

第七條 (削除)

第八條 身元保證金ノ供託アリタルトキハ行政官廳ハ免許狀ヲ出願人ニ交付スヘシ

第九條 (削除)

第十條 製作者、修復者又ハ販賣者其ノ營業所ノ位置ヲ變更シ又ハ營業所ヲ新設セムトスルトキハ免許ヲ受ケタル行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第十條ノ二 製作者、修復者又ハ販賣者其ノ工場若ハ主(主)タル營業所以外ノ營業所ヲ廢止シ又ハ工場ヲ新設シ若ハ其ノ位置ヲ變更シタルトキハ運滯ナク免許ヲ受ケタル行政官廳ニ之ヲ届出ツヘシ

第十類 商工

第十一條 製作者、修復者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ度量衡法施行令第三條第一項ニ該當セサル者ト被相續人ノ營業ヲ承繼スルコトヲ得

前項ニ依リ營業ヲ承繼シタル者ハ願書ニ免許狀、相續人タルコトヲ證明スヘキ戸籍謄本及度量衡法施行令第三條第一項及第二項ニ關スル證明書ヲ添(相續)ノ日ヨリ六十日以内ニ免許狀ノ書換ヲ行政官廳ニ出願スヘシ

第十二條 製作者、修復者又ハ販賣者ノ相續人被相續人ノ營業ヲ承繼セス若ハ承繼スルコトヲ得サルトキハ六十日以内ニ其旨ヲ行政官廳ニ届出テ免許狀ヲ返納スヘシ但シ隱居ニ因ル相續ノ場合ニ於テ被相續人カ其ノ營業ヲ留保シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 免許狀ヲ汚損又ハ亡失シタルトキハ運滯ナク其ノ再下付ヲ行政官廳ニ出願スヘシ

第十四條 製作者、修復者又ハ販賣者ノ法定代理人ニ變更アリタルトキハ新法定代理人ヨリ之ヲ證スル書面及度量衡法施行令第三條第二項ニ關スル證明書ヲ添(運滯)ナク之ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ

第十五條 製作者、修復者又ハ販賣者其ノ營業ヲ廢止シ又ハ營業免許ノ消滅シタルトキハ運滯ナク之ヲ行政官廳ニ届出テ免許狀ヲ返納スヘシ

第十六條 製作者又ハ販賣者其營業ヲ廢止シ又ハ營業免許ヲ消滅シ若ハ

第十類 商工

一三七

第十二條ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ營業上所持シタル度量衡器又ハ計量器ノ殘存スルモノアルトキハ其ノ處分ノ方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 製作者、修覆者及販賣者ハ其ノ製作、輸入、移入又ハ修覆シタル度量衡器又ハ計量器ナルコトヲ表示スル爲記號ヲ定メ之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ  
前項ノ記號ハ營業所カニ以上アル場合ト雖各營業所ヲ通シ同一ノモノタルコトヲ要ス

記號ニハ營業所所在地ノ地方名ヲ附記スヘシ  
商工大臣ハ同一若ハ類似ノ記號ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條 製作者又ハ修覆者ハ其ノ工場外ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ製作又ハ修覆ヲ爲スコトヲ得ス但シ土地又ハ建物等ニ取付ケテ使用スルモノ其ノ他特殊ノ事由アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
前項但書ニ依リ工場外ニ於テ製作又ハ修覆ヲ爲サムトスルトキハ其ノ製作又ハ修覆ヲ爲ス場所ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第十九條 製作者又ハ販賣者ハ其ノ營業所外ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ス但シ其ノ販賣ヲ爲サムトスル場所ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 (削除)  
第二十一條 販賣者度量衡法施行令第六條第二項ニ依リ修覆ノ業ヲ營マムトスルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ  
前項ニ依リ修覆ノ業ヲ營ム者ハ秤架及十ミリグラム乃至二十キログラムノ分銅ヲ備付クヘシ

第二十二條 地方長官ハ隨時前條第二項ニ依リ販賣者ノ備付ケタル分銅ヲ検査シ其ノ器差度量衡法施行令第三表ノ公差ヲ超エタルモノニ付テハ其使用ヲ停止シ又ハ修覆ヲ命シ其ノ他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 製作者、修覆者又ハ販賣者秤秤ノ取結、皿紐、鈎紐又ハ秤絲ニシテ金屬ニ係ラサルモノノ修覆ノ依頼ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ秤秤力第四十九條ノ構造ニ適合セス又ハ其ノ器差度量衡法施行令第十六條ニ規定スル公差ヲ超ユルモノナルトキハ其ノ修覆ヲ爲スコトヲ得ス

第二十三條ノ二 特殊販賣者ハ其ノ開設スル藥局外ニ於テ目盛アル玻璃製枱又ハ體温計ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十三條ノ三 特殊販賣者藥劑師ニ非ザルトキ又ハ藥劑師ナルトキト雖モ自ラ其ノ業務ヲ管理セザルトキハ藥劑師ヲシテ之ヲ管理セシムベシ但シ度量衡法施行令第三條第一項各號ノ一ニ該當スル藥劑師ヲシテ管理セシムルコトヲ得ズ

第二十三條ノ四 度量衡法施行令第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ目盛アル玻璃製枱又ハ體温計ノ販賣ノ業ヲ營マントスル者ハ其ノ營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ申請シ特殊販賣者名簿ニ登録ヲ受クベシ  
前項ノ登録ハ營業所毎ニ之ヲ受クルモノトス

第一項ノ登録ヲ申請スル者ハ手数料トシテ五圓ヲ納付スベシ  
前項ノ手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スベシ  
第二十三條ノ五 地方長官ハ特殊販賣者名簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スベシ  
一 氏名又ハ名稱 法定代理人ニ依リ其ノ業ヲ營ム場合ニ在リテハ其ノ旨及其ノ法定代理人ノ氏名ヲ附記スベシ

〔律法〕

〔律法〕

更アリタルトキハ特殊販賣者ハ遲滞ナク特殊販賣者名簿ノ訂正ヲ申請スベシ

二 營業所ノ位置  
三 登録ノ年月日  
四 第二十三條ノ三ノ規定ニ依リ藥劑師ヲシテ其ノ業務ヲ管理セシムル場合ニ在リテハ其ノ旨及其ノ藥劑師ノ氏名  
五 度量衡法第十二條ノ規定ニ依リ營業ヲ停止シタルトキハ其ノ事由、期間及年月日  
第二十三條ノ六 第二十三條ノ四第一項ノ登録ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ差出スベシ

一 氏名又ハ名稱  
二 營業所ノ位置  
三 藥局開設ノ年月日  
四 法定代理人ニ依リ其ノ業ヲ營ム場合ニ在リテハ其ノ旨及其ノ法定代理人ノ氏名  
五 第二十三條ノ三ノ規定ニ依リ藥劑師ヲシテ其ノ業務ヲ管理セシムル場合ニ在リテハ其ノ旨及其ノ藥劑師ノ氏名

前項ノ申請書ニハ藥劑師ノ免許ヲ受ケタルコトヲ證明スル書面、度量衡法施行令第六條ノ二第一項但書及第二項ニ關スル證明書並ニ第二十三條ノ三ノ規定ニ依リ藥劑師ヲシテ其ノ業務ヲ管理セシムル場合ニ在リテハ其ノ旨及其ノ藥劑師ノ免許ヲ受ケタルコトヲ證明スル書面、同條但書ニ關スル證明書及法人ニ在リテハ定款ヲ添付スベシ

第二十三條ノ七 地方長官特殊販賣者ノ登録ヲ爲シタルトキハ申請人ニ之ヲ通知ス

第二十三條ノ八 第二十三條ノ五第一號、第二號又ハ第四號ノ事項ニ變

第二十三條ノ十 地方長官前條第一項第三號ノ規定ニ依リ登録ヲ抹消シタルトキハ登録ヲ抹消セラレタル者ニ之ヲ通知スベシ

第二十三條ノ十一 特殊販賣者其ノ業務ヲ廢止シ又ハ特殊販賣者タル資格ヲ具ヘザルニ至リタル場合ニ於テ其ノ業務上所持シタル目盛アル玻璃製枱又ハ體温計ノ殘存スルモノアルトキハ其ノ處分ノ方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

一 登録ノ抹消ノ申請アリタルトキ  
二 死亡シタルトキ  
三 特殊販賣者タル資格ヲ具ヘザルカ又ハ具ヘザルニ至リタルトキ  
特殊販賣者其ノ業務ヲ廢止シタルトキハ遲滞ナク登録ノ抹消ヲ地方長官ニ申請スベシ  
特殊販賣者死亡シタルトキハ其ノ相続人又ハ親族ハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツベシ

第二十三條ノ十二 第十七條ノ規定ハ特殊販賣者ニ之ヲ準用ス

第三章 構造

第二十四條 度量衡法施行令第十條第一號ノ度量衡器又ハ計量器ノ構造ハ本章ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條 度量衡器又ハ秤ノ目盛ハ度又ハ量ノ名稱ノ一倍、二倍、五倍又ハ其ノ倍數ノ二分ノ一、十分ノ一、百分ノ一若ハ千分ノ一ト爲スヘシ但シ縮尺ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

秤ノ目盛ハ衡ノ名稱ノ一倍、二倍、五倍又ハ其ノ倍數ノ十分ノ一、十倍若ハ百倍ト爲スヘシ

第二十六條 度量衡器又ハ計量器ニハ損傷ナク且損傷及伸縮シ難キ材料ヲ用ウヘシ

第二十七條 度量衡器又ハ計量器ニ爲ス目盛及表記ハ容易ニ消滅セザル方法ニ依リ明瞭ニ之ヲ附スヘシ

第二十八條 檢定印ヲ附スヘキ度量衡器又ハ計量器ノ部分ハ附印ニ妨ナキ構造ト爲シ若シ其ノ部分カ附印シ難キ物質ナルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ部分ニ容易ニ離脱セザル方法ニ依リ金屬片ヲ緊著スヘシ

第二十九條 (削除)

第二十九條ノ二 計量器ニ表記スヘキ計量ノ單位ノ名稱ハ其ノ種類ニ從ヒ左ノ略字ヲ用ウルコトヲ得

名 稱 略 字

力 重量キログラム (衡ノ名稱ト混同ノ虞ナキ場合ニ於テハKGヲ用ウルコトヲ得)

重量グラム (衡ノ名稱ト混同ノ虞ナキ場合ニ於テハGヲ用ウルコトヲ得)

バール又ハ氣壓 Bar 又ハAtM

ミリバール M.Bar

平方センチメートルニ付 J KG.pr. □CM

重量キログラム

仕事 ジュール

温度 度又ハ攝氏度 °C

前項以外ノ略字ト雖慣行ノモノハ之ヲ用ウルコトヲ得 (單ニ攝氏度ニ依ル目盛ナルコトヲ表記スル場合ニ於テハCヲ用ウルコトヲ得)

生絲織度檢定器ニ表記スヘキ生絲織度ノ名稱ハDノ略字ヲ用ウルコトヲ得

第三十條 製作者、修葺者販賣者又ハ特殊販賣者其ノ製作、輸入、移入又ハ修葺シタル度量衡器又ハ計量器ニハ第十七條ニ依リ届出テタル記號ヲ表記スヘシ但シ板狀分銅及修葺シタル錘若ハ増錘ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條 度量衡器ノ構造ハ第二十五條乃至第二十八條及前條ノ外左ニ在ラス (構法)

ノ各號ニ依ルヘシ

度量器

一 度量器ノ材料ハ曲リ尺ニ在リテハ彈性アル木又ハ金屬直尺、縮尺及疊尺ニ在リテハ玻璃、象牙、骨、「セルロイド」又ハ彈性アル竹、木若ハ金屬卷尺ニ在リテハ鋼鐵、麻又ハ竹製尺ニ在リテハ鋼鐵ヲ用ウヘシ

二 木製又ハ竹製ノ度量器ノ厚ハ其ノ最厚部分ニ於テ疊尺、卷尺及縮尺ニ在リテハ一、五ミリメートル以上其ノ他ノモノニ在リテハ全長五デシメートル以上ノモノハ二ミリメートル以上全長一メートル以上ノモノハ三ミリメートル以上ト爲スヘシ

三 徑ヲ度ルニ用ウル直尺ノ本枝、副枝、曲リ尺及直角形ノ縮尺ノ角度ハ之ヲ直角形ト爲スヘシ

四 麻製卷尺ハ其ノ全長五メートルヲ超タルモノニ在リテハ五メートルニ付テキログラムノ重量ヲ以テ張力ヲ加フルモ十ミリメートル以上ノ伸張ヲ生セザル構造ト爲スヘシ

五 分離シ得サル構造ノ疊尺又ハ連接直形ノ縮尺ノ連接部ハ容易ニ緩ミ難キ構造ト爲スヘシ

六 總尺及線狀ノ卷尺ノ目盛又ハ目盛ノ標識ハ離脱セザル方法ニ依リ金屬片ヲ附著シテ之ヲ爲スヘシ

七 縮尺ニハ其ノ目盛ノ表示スル値ヲ其ノ目盛ノ縮尺以外ノ度量器ニハ其ノ全長ヲ其ノ目盛ノ各段ノ一端ニ表記スヘシ但シ各段ノ目盛ノ表示スル値カ同一ナルトキ又ハ其ノ全長カ同一ナルトキハ之ヲ其ノ中央部一箇所ニ表記スルコトヲ得

八 分離シ得ヘキ構造ノ度量器ニハ番號ヲ附スヘシ其ノ番號ハ各部分同一ナルコトヲ要ス (構法)

量器

一 秤ノ材料ニハ金屬、陶器、磁器、玻璃、檜、楸、羅漢柏、姫子松又ハ石炭酸樹脂ヲ用ウヘシ但シ液用秤ニ在リテハ全量五リットル未滿ノモノ其ノ他ノ秤ニ在リテハ全量一デシリットル未滿ノモノニハ木材ヲ全量五リットル以上ノ木製液用秤ニシテ漆塗リニ非サルモノニ在リテハ檜ノ柁目板ノ外之ヲ用ウルコトヲ得ス

二 斗櫃ノ材料ニハ檜又ハ檜ノ如キ堅キ木材ヲ用ウヘシ

三 木製液用秤ノ材料ハ液類ノ浸透シ難キモノヲ用ウヘシ

四 玻璃製秤ノ材料ニハ温度ノ變化ニ依リ容易ニ破損シ難キモノ及明瞭ニ水際ヲ視定シ得ルモノヲ用ウヘシ

五 木製秤ノ材料ノ厚ハ全量五リットル以上ノモノニ在リテハ十五ミリメートル以上全量二リットル又ハ一リットルノモノニ在リテハ七ミリメートル以上全量五デシリットル以下ノモノニ在リテハ五ミリメートル以上ト爲スヘシ但シ之ト同等以上ノ耐力アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

六 石炭酸樹脂製秤ノ材料ニハ其ノ秤ニ四「パーセント」ノ醋酸水溶液ヲ容レ之ニ三十分間沸氏四十度ノ温度ヲ保タシムルニ其ノ液中ニ

石炭酸及「フォルマリン」ヲ溶出セザルモノヲ用ウヘシ

七 木製秤ノ木材ハ同種ノモノヲ用ウヘシ但シ穀用又ハ雜用ノモノノ底板ハ此ノ限ニ在ラス

- 八 一リットル以上ノ金屬製枡ノ厚ハ一ミリメートル以上ト爲スヘシ但シ材料ヲ二重ト爲ス場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
- 九 枡ノ形状ハ圓錐形ト爲スヘシ但シ陶器、磁器又ハ玻璃製ノモノハ圓錐形ト爲スコトヲ得
- 十 目盛アル玻璃製枡以外ノ圓錐形枡ノ全量ヲ示ス位置ニ於ケル徑及深ハ之ヲ同一ト爲スヘシ但シ金屬製枡ノ徑ハ全量ニリツトル以下ノモノニ在リテハ深ノ二分ノ一全量五デシリツトル以下ノモノニ在リテハ深ノ二倍ト爲スコトヲ得
- 十一 前號ノ徑ハ玻璃製枡、陶器枡、磁器枡及磁器塗リ枡ニ在リテハ四ミリメートル以下其ノ他ノ枡ニ在リテハ二ミリメートル以下ヲ増減スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ深ハ前號ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 十二 目盛アル玻璃製枡、目盛ナキ玻璃製ノ圓錐形枡、陶器若ハ磁器ノ圓錐形枡ノ徑ハ全量ヲ表示スル目盛ノ位置ニ於テ其ノ深ヨリ大ニスルコトヲ得ス此ノ場合ニ於テ目盛アル玻璃製ノ圓錐形枡ノ徑ハ深ノ三分ノ一ヨリ小ナラサルモノト爲スヘシ
- 十三 (削除)
- 十四 (削除)
- 十五 枡ノ口縁、側面及底部ハ容易ニ變形セサル構造ト爲シ其ノ口縁ヲ以テ全量ト爲スモノニ在リテハ其ノ口縁ハ之ヲ平滑ト爲スヘシ
- 十六 銅製又ハ銅ノ合金製ノ枡及磁器製ハ其ノ内面ニ錫、「ニッケル」、「アルミニウム」、珪瑯其ノ他枡ノ腐蝕ヲ防止スルニ適當ナル物質ヲ鍍著スヘシ

- 十七 (削除)
- 十八 全量十リットル以上ノ木製枡ノ側板又ハ底板ヲ縫合ハストキハ合釘ヲ用ウヘシ
- 十九 木製穀類用枡ノ口縁ヨリ外側ノ上部ニハ容易ニ離脱セサル方法ニ依リ鐵目ナキ鐵板ヲ被ヒ其ノ底板ヲ嵌メ込ミタル位置ニ於ケル外側ニハ鐵帶ヲ緊束シ側板ヲ通シテ底板ニ之ヲ釘著シ全量十リツトル以上ノモノニ在リテハ其ノ底ノ外面ニハ鐵目ナキ二箇ノ鐵帶ヲ交叉セシメ其ノ各鐵帶ノ兩端ハ外側ヲ通シテ其上部ニ於ケル鐵板ノ下ニ挿入シテ之ヲ緊著シ又ハ之ト同等以上ノ耐力ヲ保チ得ヘキ方法ニ依リ底部ヲ堅牢ナル構造ト爲スヘシ
- 二十 (削除)
- 二十一 (削除)
- 二十二 鐵線又ハ鐵帶ヲ附著スル爲螺旋釘ヲ用ウルトキハ極度シ難キ構造ト爲スヘシ
- 二十三 金屬製枡、陶器枡又ハ磁器枡ニハ其ノ内面ニ目盛ヲ爲スコトヲ得但シ金屬製枡ノ全量以外ノ目盛ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 二十四 口徑底部ノ徑ヨリ小ナル圓錐形枡ニハ全量以外ノ目盛ヲ爲スコトヲ得ス
- 二十五 金屬製又ハ木製ノ液用枡ニハ其ノ側板ニ幅三十ミリメートル以上ノ玻璃板ヲ挿入シテ之ニ目盛ヲ爲シ又ハ堅牢ナル構造ニ依リ玻璃管ヲ連結シ之ニ目盛ヲ爲スコトヲ得
- 二十六 枡ニ玻璃管ヲ連結シテ目盛ヲ爲シタル場合ニ在リテハ玻璃管以外ノ部分ノ徑及深ハ其ノ枡ノ全量ニ付第十號ノ寸法ヲ下ラサル

〔標法〕

コトヲ要ス

- 二十六 枡ノ底部ニ排出ロヲ設ケタルモノニ在リテハ零位ヲ表示スル目盛ヲ附スヘシ
- 二十七 全量一リットル以上ノ枡ノ全量ノ目盛ハ其ノ全周又ハ其ノ周ノ三分ノ一毎ニ之ヲ附スヘシ但シ水平ヲ定ムル裝置アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 二十八 全量一リットル未満ノ枡ノ全量ノ目盛ハ其ノ全周ノ五分ノ一以上ニ之ヲ附スヘシ
- 二十九 枡ノ最小目盛間ノ距離ハ三ミリメートル以上ト爲スヘシ
- 三十 枡ニハ注口、把手又ハ趾ヲ附スルコトヲ得其ノ注口ヲ附スル場合ニ在リテハ注口ノ容量ハ全量二十リットル以下ノモノニ在リテハ全量ノ百分ノ一以下全量二リットル以下ノモノニ在リテハ全量ノ十分ノ一以下全量二デシリツトル以下ノモノニ在リテハ全量ノ十分ノ一以下ト爲スヘシ
- 三十一 枡ニ注口ヲ附スル場合ニ在リテハ注口ノ容量ノ割合ニ應ジテ第十號ニ依ル深ヲ減シ其ノ注口ノ口縁ハ枡ノ口縁ノ高ト同一ト爲スヘシ但シ全量ノ目盛アル枡ニ注口ヲ附スル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

〔標法〕

- 三十一ノ二 斗櫃ハ之ヲ心抜ト爲スコトヲ得ス
- 三十二 枡ノ口縁ニ接觸スル斗櫃ノ面ハ之ヲ平滑ト爲スヘシ
- 三十三 枡ニハ外側ニ其ノ全量ヲ尙木製液用枡ニハ液用ノ文字ヲ表記スヘシ
- 三十三ノ二 目盛アル玻璃製ノ圓錐形枡ニハ枡ノ文字ヲ表記スヘシ
- 一 化學用量器ノ容量ハ其ノ量器カ十五度ノ溫度ヲ有スル場合ヲ標準トシテ之ヲ定ムヘシ
- 二 化學用量器ニ用ウル玻璃ハ溫度ノ變化ニ依リ容易ニ破損シ難キモノ及明瞭ニ水際ヲ視定シ得ルモノヲ用ウヘシ
- 三 化學用量器ノ目盛ヲ爲ス部分ハ之ヲ圓錐形ト爲スヘシ
- 四 「メスフラスコ」及「メスシリンドル」ハ之ヲ水平面上ニ置キタルトキ其ノ目盛ヲ爲セル部分カ鉛直トナルコトヲ要ス
- 五 化學用量器ノ内側面ハ排水ノ場合ニ於テ残留ヲ生セサル構造ト爲スヘシ
- 六 「メスフラスコ」ノ目盛アル部分ノ内徑ハ五ミリメートル以上ニシテ左ノ定限以内ナルコトヲ要ス

種	類	内	徑	種	類	内	徑
十立方センチメートル			八	二百五十立方センチメートル			一五
二十五立方センチメートル			八	五百立方センチメートル			二〇



五十立方センチメートル	一〇	千立方センチメートル	二〇
百立方センチメートル	一一	二千立方センチメートル	二五
二百立方センチメートル	一二		

七 全量ノミノ目盛アル「ビベット」ノ吸入管ノ長ハ百三十ミリメートル以上其ノ排出管ニシテ目盛アルモノノ長ハ六十ミリメートル以上三百ミリメートル以下其ノ目盛ナキモノノ長ハ三十ミリメートル以上三百ミリメートル以下ト爲スヘシ

八 全量ノミノ目盛アル「ビベット」ノ吸入管及排出管ノ目盛アル部分ノ内径ハ六ミリメートル以下ト爲スヘシ

九 全量ノミノ目盛アル「ビベット」ハ其ノ全量十立方センチメートル

未滿ノモノニ在リテハ十二秒以上一分以内全量百立方センチメートル未滿ノモノニ在リテハ二十秒以上一分以内全量百立方センチメートル以上ノモノニ在リテハ三十秒以上一分以内ニ其ノ全量ノ水ヲ排出スル構造ト爲スヘシ

十 「ビュレット」、「ビベット」及「メスシリンドル」ノ目盛ハ左ノ定限ニ依ルヘシ但シ「ビベット」ニハ全量ノミノ目盛ヲ爲スコトヲ得

種 類	目 盛	種 類	目 盛
二立方センチメートル以下	立方センチメートルノ百分ノ一、五十分ノ一、二十分ノ一	二百立方センチメートル以下	一立方センチメートル、二立方センチメートル
五立方センチメートル以下	立方センチメートルノ五分ノ一、十分ノ一、五分ノ一、十分ノ一	五百立方センチメートル以下	二立方センチメートル、五立方センチメートル
十立方センチメートル以下	立方センチメートルノ十分ノ一、五分ノ一、十分ノ一	又ハ十立方センチメートル	又ハ十立方センチメートル
五十立方センチメートル以下	立方センチメートルノ五分ノ一、十分ノ一、五分ノ一、十分ノ一	又ハ五十立方センチメートル	又ハ五十立方センチメートル
百立方センチメートル以下	立方センチメートルノ五分ノ一、十分ノ一、五分ノ一、十分ノ一	又ハ百立方センチメートル	又ハ百立方センチメートル

十一 化學用量器ノ目盛ニハ色ヲ施シ其ノ最小目盛間ノ距離ハ一ミリメートル以上ト爲スヘシ

十二 化學用量器ノ目盛ノ幅ハ最小目盛間ノ距離ノ十分ノ一以下ト爲

シ〇、二ミリメートル以上ト爲スヘシ但シ全量ノミノ目盛アルモノニ在リテハ〇、四ミリメートル以下〇、二ミリメートル以上ト爲スヘシ

〔標法〕

〔標法〕

十三 化學用量器ノ全量ノ目盛ハ「メスフラスコ」及全量ノミノ目盛アル「ビベット」ニ在リテハ之ヲ全周ニ附シ其ノ他ノモノニ在リテハ全量及十箇毎ノ目盛ハ之ヲ全周ノ五分ノ一以上ニ附スヘシ

十四 「メスフラスコ」ノ目盛ハ全量百立方センチメートル以上ノモノニ在リテハ其ノ頸部ノ上端ヨリ六十ミリメートル以上下端ヨリ二十ミリメートル以上ノ場所ニ全量百立方センチメートル未滿ノモノニ在リテハ其ノ頸部ノ上端ヨリ三十ミリメートル以上下端ヨリ十ミリメートル以上ノ場所ニ之ヲ附スヘシ

十五 全量ノミノ目盛アル「ビベット」ノ吸入管ニ於ケル目盛ハ其ノ管ノ上端ヨリ百ミリメートル以上其ノ下端ヨリ十ミリメートル以上ノ場所ニ排出管ニ於ケル目盛ハ其ノ管ノ兩端ヨリ三十ミリメートル以上ノ場所ニ之ヲ附スヘシ

十六 全量及全量以外ノ目盛アル「ビベット」及「ビュレット」ノ最高ノ目盛ハ管ノ上端ヨリ五十ミリメートル以上最低ノ目盛ハ「ビベット」ニ在リテハ其ノ尖端ヨリ「ビュレット」ニ在リテハ其ノ排栓ノ連接部ヨリ各三十ミリメートル以上ノ場所ニ之ヲ附スヘシ

十七 化學用量器ニハ外側ニ其ノ全量ヲ表記スヘシ

十七ノ二 「メスシリンドル」ニハ *measuring* ノ文字ヲ表記スヘシ

十八 「メスフラスコ」ニシテ受用ノモノニハ受又ハE其ノ出用ノモノニハ出又ハAノ文字ヲ附記スヘシ

瓦斯「メートル」

一 瓦斯「メートル」ハ乾式又ハ濕式ト爲スヘシ

二 瓦斯「メートル」ノ外函ハ金屬製ト爲シ其ノ外部ヨリ容易ニ内部ノ機械又ハ其ノ作用ヲ變更シ得サルモノト爲スヘシ

三 瓦斯「メートル」ニ一定ノ壓力ノ瓦斯ヲ通過セシメ其ノ排出スル瓦斯ニ點火シタル場合ニ其ノ火焰ニ偏リヲ生セサルモノト爲スヘシ

四 瓦斯「メートル」ニハ左ノ事項ヲ表記スヘシ

イ 入口又ハ出口ヲ表示スル標識又ハ符號

ロ 製作、輸入、移入又ハ修覆ノ番號（修覆ノ番號ハ製作、輸入、移入又ハ修覆番號ノ明瞭ナリ之ヲ附スヘシ）

ハ 計量器又ハ計量筒ノ一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯ノ通過量

ニ 「アセチリン」瓦斯ノ計量ニ使用スルモノニハ其ノ旨ノ表示

五 瓦斯「メートル」ニハ其ノ大サノ種別ヲ表示スル爲慣行ニ依リ燈數又ハ一時間ノ瓦斯ノ通過量ヲ表記スルコトヲ得

五ノ二 乾式瓦斯「メートル」ハ前各號ノ外左ノ規定ニ適合スルモノナルコトヲ要ス

イ 計量器ノ伸縮ヲ爲ス部分ニハ揮發シ難キ油ヲ塗布シタル柔軟ナル革ニシテ容易ニ漏洩若ハ硬化セサルモノ又ハ之ト同等以上ノ耐力ヲ保チ得ヘキ材料ヲ用ウヘシ

ロ 「フラッグロッド」ト「フラッグ」又ハ「リンク」トノ取附ケ部分ハ嵌メ込ミト爲シ且鐵及止メ鉄ヲ以テ緊著シテ離脱シ難キ構造又ハ之ト同等以上ノ耐力ヲ保チ得ヘキ構造ト爲スヘシ

六 濕式瓦斯「メートル」ハ前各號（第五號ノ二ヲ除ク）ノ外左ノ規定ニ適合スルモノナルコトヲ要ス

- イ 水面調整装置ヲ附スヘシ
- ロ 据附方ニ依リ計量ニ差ヲ生スルモノニハ水平ヲ定ムル装置ヲ附スヘシ
- 七 前金瓦斯「メートル」ハ前各號ニ依ルノ外之ニ投入スル貨幣ノ種類ト通過瓦斯量トヲ表記シ且其ノ表記ニ相當スル瓦斯量ヲ通過スル構造ノモノト爲スヘシ
- 水量「メートル」
- 一 水量「メートル」ハ一平方センチメートルニ付十七キログラム五ノ水壓ニ耐フルモノト爲スヘシ
- 二 左ノ種類ノ水量「メートル」ハ各少クモ左ノ流速ニ於テ其ノ器差檢定公差ヲ超エサルモノト爲スヘシ

種 類	流 速
口徑十三ミリメートル以下	一時間ニ付百八十リットル
口徑十六ミリメートル以下	一時間ニ付二百二十リットル
口徑二十五ミリメートル以下	一時間ニ付三百リットル

- 三 水量「メートル」ノ外面ノ接觸部分ハ容易ニ分離シ得サルモノト爲スヘシ但シ濕式以外ノ水量「メートル」ノ表示盤ノ蓋ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 四 圓盤式ノ水量「メートル」ニ在リテハ其ノ入口ニ塵除ヲ附スヘシ
- 五 口徑二十五ミリメートルヲ超ユル水量「メートル」ニ副管ヲ設ケ之ニ口徑小ナル水量「メートル」ヲ附シタル場合ニ於テハ本管ニハ自

- 備置ヲ附スヘシ
- 六 水量「メートル」ニハ左ノ事項ヲ表記スヘシ
  - イ 入口又ハ出口ヲ表示スル標識又ハ符號
  - ロ 番 號
  - ハ 口 徑
  - ガソリン量器
- 一 定量装置(計量筒、溢尿管、規制子、計量室其ノ他ノ量ヲ決定スル部分ヲ謂フ以下同ジ)ニハ磨滅、腐蝕、溶解又ハ變形シ難キ材料ヲ用フベシ
- 二 定量装置中緊著部又ハ連接部ハ緩ミ又ハ移動シ難キ構造ト爲スベシ
- 三 定量装置ノ各部ハ容易ニ漏洩シ難キ構造ト爲スベシ
- 四 液面視定ニ依ル構造ト爲スコトヲ得ズ
- 五 溢尿管ヲ有スルモノニ在リテハ水平ヲ定ムル装置ヲ附スベシ
- 六 計量筒ヲ有セザルモノニ在リテハ計量室ノ入口ニ塵濾ヲ附スベシ
- 七 見易キ部分ニ左ノ事項ヲ表記スベシ
  - イ 計量筒ヲ有スルモノニ在リテハ計量筒ノ全量但シ二箇以上ノ計量筒ヲ交互ニ作用セシメテ計量スルモノニシテ表示器(積算計ヲ除ク)ヲ有スルモノニ在リテハ其ノ表示器ノ最大指示量
  - ロ 計量筒ヲ有セザルモノニ在リテハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量
  - ハ 番 號
- 八 規制子又ハ表示器ニハ量ヲ示ス數字ヲ附スベシ

衡器

- 一 秤ハ安定ノモノト爲スヘシ但シ上皿天秤若ハ臺秤ニシテ秤量五十キログラム以上ノモノ又ハ自働秤ニ在リテハ不安定ノモノト爲スコトヲ得
- 一ノ二 秤ノ桿及之ニ附屬スル横杆ニハ強硬ナル金屬ヲ用ウヘシ
- 二 秤ノ桿及之ニ附屬スル横杆上ニ於ケル支點ヲ爲ス刃、刃受、承軸及關節又ハ刃蓋ニハ之ニ負フ重量ノ大小及秤ノ秤量ノ大小ニ應シテ適當ナル硬度ヲ有スル鋼鐵又ハ石其ノ他秤力作用ヲ爲ストキ摩擦ヲ生スル重要部分ニハ硬キ金屬ヲ用ウヘシ
- 三 結紐ノ材料ニハ金屬、革又ハ強靱ナル絹絲、麻絲若ハ綿絲ヲ用ウヘシ
- 四 分銅、錘又ハ増錘ノ物質ハ白金、金、銀、「アルミニウム」、「ニッケル」、「白銅、真鍮、青銅、銅、鐵又ハ玻璃ヲ用ウヘシ但シ重量二百グラム未満ノモノニハ鐵ヲ用ウルコトヲ得ス
- 五 分銅ノ形狀ハ之ヲ臺形又ハ圓錐形ト爲スヘシ但シ重量五百ミリグラム以下ノモノ及玻璃製ノモノニ在リテハ之ヲ板狀ト爲スコトヲ得
- 六 桿、横杆又ハ臺ニ嵌入スル刃及承軸ハ容易ニ離脱又ハ移動セサル構造ト爲スヘシ
- 七 刃ハ凹凸ナク刃受ノ面ハ平滑ナルコトヲ要ス
- 八 刃受ヲ圓形トナス場合ニ在リテハ標目ナキ構造ト爲スヘシ
- 九 目盛アル秤ニハ直點又ハ標點一箇以上ヲ其ノ桿上又ハ見易キ位置ニ表示スヘシ但シ秤量五百キログラム以上ノモノニ付テハ此ノ限

- ニ在ラス
- 十 安定ト爲シタル秤ニハ桿ノ位置又ハ感量ヲ視定スル爲度表若ハ覗ミヲ設クヘシ但シ桿休メアルモノ又ハ桿秤ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 十一 安定ト爲シタル秤ニハ調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ヲ附スヘシ但シ秤量ノ千分ノ一以上ノ目盛アル桿秤、上皿天秤及刃受ヲ懸垂シテ使用スル構造ノ天秤ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 十二 調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ハ度量衡法施行令第三表ノ秤量ノ公差ノ二倍以上ヲ加減シ得ル構造ト爲スヘシ
- 十三 調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ハ遊動セサル構造ト爲スヘシ
- 十四 安定ト爲シタル秤ニシテ調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ナキモノハ其ノ空懸ケ又ハ錘ヲ直點ニ懸ケタル場合ニ於テ其ノ覗ミカ一致シ若ハ其ノ桿力水平トナリ又ハ其ノ指針カ直點若ハ標點ヲ指ス構造ト爲スヘシ但シ度量衡法施行令第三表ノ秤量ノ公差ノ四分ノ一以内掛量アルモノニ在リテハ其ノ公差ノ四分ノ一以内ノ重量ヲ加減シテ其ノ覗ミカ一致シ若ハ桿力水平トナリ又ハ其ノ指針カ直點若ハ標點ヲ指スモ妨ナシ
- 十五 調子玉アル秤ノ支點ハ之ヲ一箇ト爲スヘシ
- 十六 天秤、秤量ノ千分ノ一未満ノ目盛アル桿秤、上皿秤並安定ト爲シタル臺秤及自働秤ニハ水平ヲ定ムル装置ヲ爲スヘシ但シ懸垂シテ使用スル構造ノ秤又ハ土地若ハ建物等ニ取附ケ使用シ又ハ其ノ臺ヲ傾斜スルモ度量衡法施行令第三表ノ公差以上ノ器差ヲ生セ

- サル構造ノ量秤ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 十七 十分秤ハ其ノ兩臂ノ比ヲ十分ノ一又ハ百分ノ一ト爲スヘシ
- 十八 秤秤ノ支點ハ之ヲ二箇以下ト爲シ其ノ二箇ノ場合ニ在リテハ秤ノ表裏ニ之ヲ設ケ其ノ刃受ハ支點毎ニ之ヲ附スヘシ
- 十九 秤秤ノ刃及刃受ハ其ノ秤ヲ上下各四十五度ニ捲ルモ度量衡法施行令第三表ノ公差以上ノ器差ヲ生セサル構造ト爲スヘシ
- 二十 秤ノ最小目盛間ノ距離ハ量秤ニ在リテハ之ヲ一、五ミリメートル以上上皿秤秤及秤量五百グラムヲ超エタル秤秤ニ在リテハ之ヲ一ミリメートル以上五百グラム以下ノ秤秤ニ在リテハ之ヲ〇、五ミリメートル以上ト爲スヘシ
- 二十一 (削除)
- 二十二 分銅、錘、増錘及増錘蓋ニハ其ノ重量ヲ齊整スル爲容易ニ脱出セサル方法ニ依リ金屬ヲ填充スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ填充物ノ重量ハ増錘蓋ヲ除クノ外重量ノ二十分ノ一ヲ超エサルコトヲ要ス
- 二十三 前號ニ依リ填充物ノ穿口ハ容易ニ離脱シ又ハ振戻シ得サル方法ニ依リ之ヲ緊塞スヘシ
- 二十四 分銅、錘、増錘又ハ増錘蓋ニ蓋印ヲ附シ若ハ填充物ノ穿口ヲ緊塞スル爲メ爲シタル象眼ノ面ハ其ノ周圍ノ面ヨリ隆起セシメサルコトヲ要ス
- 二十五 秤量二千キログラム以下ノ量秤又ハ上皿秤秤ハ定額増錘附ト爲シ且其ノ秤量ハ左ノ定額ニ依ルヘシ但シ特殊ノ事由アルモノハ此ノ限ニ在ラス

量秤	
二千キログラム	千五百キログラム
千キログラム	七百五十キログラム
五百キログラム	二百五十キログラム
百五十キログラム	百キログラム
五十キログラム	二十キログラム
上皿秤秤	
十キログラム	五キログラム
二キログラム	一キログラム
五百グラム	
二十五ノ二 定額増錘ノ掛量ハ左ノ定額ニ依ルベシ	
千キログラム	五百キログラム
二百キログラム	百キログラム
五十キログラム	二十キログラム
十キログラム	五キログラム
二キログラム	一キログラム
五百グラム	二百グラム
百グラム	五十グラム
二十五ノ三 定額増錘ノ重量ト掛量トノ比ハ量秤ニ附屬セシムルモノニ在リテハ二百分ノ一、百分ノ一又ハ五十分ノ一上皿秤秤ニ附屬セシムルモノニ在リテハ五分ノ一ト爲スヘシ	
二十五ノ四 秤量五十グラム以上ノ秤秤ニ限り定額増錘附ノモノト爲スコトヲ得	

〔秤法〕

- 定額増錘附ノ秤秤ノ秤量ト定額増錘ノ重量トノ比ハ秤量三十キログラム以上ノモノニ在リテハ之ヲ百分ノ五秤量五百グラム以上ノモノニ在リテハ之ヲ百分ノ六秤量五十グラム以上ノモノニ在リテハ之ヲ百分ノ十ト爲スヘシ
- 二十六 安定ト爲シタル秤ハ度量衡法施行令第三表ノ公差ニ相當スル重量ヲ感シ量秤及上皿秤秤ニ在リテハ秤ノ末端ニ於テ上下各二ミリメートル以上秤秤ニ在リテハ其ノ勾配三十分ノ一以上度表アルモノ又ハ自働秤ニ在リテハ其ノ指針カ標點ノ左右又ハ上下ニ於テ最小目盛ノ各二分ノ一以上度表ナクシテ視ミノ設ケアル天秤、上皿天秤又ハ十分秤ニ在リテハ其ノ視ミカ一、五ミリメートル以上ノ移動ヲ其ノ静止體ニ於テ認メ得ル構造ト爲スヘシ
- 二十六ノ二 不安定ト爲シタル秤ハ度量衡法施行令第三表ノ公差ニ相當スル重量ヲ感シ其ノ秤カ桿休メ迄移動シテ定額スル構造ト爲スヘシ
- 二十七 秤ニハ定額増錘附ノ量秤及上皿秤秤並分錘シ得ヘキ部分ノ附屬セサルモノヲ除クノ外製作、輸入又ハ移入ノ番號其ノ修履シタルモノニ付テハ製作、輸入又ハ移入シタル番號ノ明瞭ナラサル場合ニ限り修履ノ番號ヲ其ノ秤ニ附スヘシ但シ天秤、上皿天秤、十分秤及自働秤ニハ支柱又ハ蓋ニ之ヲ附スルコトヲ得
- 二十八 天秤及上皿天秤ニハ其ノ秤量及感量ヲ蓋ノ上面若ハ側面又ハ支柱ニ表記スヘシ
- 二十九 量秤ニハ其ノ秤量ヲ蓋ノ上面ノ線ニ表記スヘシ此場合ニ於テ其ノ定額増錘附ノモノニシテ其ノ増錘ノ重量ト掛量トノ比カ二百

- 分ノ一ノモノニ在リテハ大其ノ百分ノ一ノモノニ在リテハ中其ノ五分ノ一ノモノニ在リテハ小ノ文字ヲ附記スヘシ
- 三十 上皿秤秤ニハ秤量ヲ其ノ秤ニ盛止量ヲ其ノ量ヲ表示スル目盛ニハ秤量ヲ其ノ量ヲ表示スル目盛又ハ其ノ蓋ニ之ヲ附記スヘシ但シ秤秤ノ秤量ハ之ヲ盛出量ト併記スルコトヲ得
- 三十ノ二 上皿秤秤ニシテ定額増錘附ノモノニハ秤又ハ蓋ニ秤秤ニシテ定額増錘附ノモノニハ秤ニ定額ノ文字ヲ表記スヘシ
- 三十一 十分秤ニハ兩臂ノ比、秤量及感量ヲ支柱又ハ蓋ニ表記スヘシ
- 三十二 (削除)
- 三十三 分銅ニハ重量ヲ其ノ上面又ハ側面ニ表記スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ文字ヲ重量五ミリグラム以下ノモノニ在リテハ1、2、5ト省略スルコトヲ得但シ左ノ重量及形狀ニ依ルモノニ在リテハ重量ノ表記ヲ要セス
- 五ミリグラム
- 二ミリグラム
- 一ミリグラム
- 〇、〇二カラット
- 〇、〇一カラット
- 六角形
- 三角形
- 四角形
- 圓形
- 三角

〔秤法〕

- 三十四 増錘ニハ掛量ヲ其ノ上面ニ尙定額増錘ニハ重量ト掛量トノ比カ二百分ノ一ノモノニ在リテハ大其ノ百分ノ一ノモノニ在リテハ中其ノ五分ノ一ノモノニ在リテハ小其ノ五分ノ一ノモノニ在リテハ大其ノ五分ノ一ノモノニ在リテハ小其ノ五分ノ一ノモノニ在リテハ定額ノ文字ヲ其ノ上面又ハ側面ニ表記スヘシ

- 三十五 秤ヨリ分離シ得ヘキ錘、増錘、増錘蓋及皿ニハ秤ト同一ノ番號ヲ表記スヘシ但シ定錘及定錘増錘ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 三十六 前號ノ錘ニハ其ノ附屬スル秤ノ秤量ヲ其ノ側面ニ尙定錘錘ニハ定錘ノ文字ヲ其ノ上面又ハ側面ニ表記スヘシ

第三十一條ノ二

- 計量器ノ構造ハ第二十六條乃至第二十八條第二十九條ノ二及第三十條ノ外左ノ各號ニ依ルヘシ
- 計壓器
  - 一 「アルドン」管又ハ波狀板ヲ用井タル計壓器ニハ檢定證印ヲ附スル爲其ノ上部又ハ側面ニ針金及金屬片ヲ附スヘシ
  - 二 「アルドン」管又ハ波狀板ヲ用井タル計壓器ハ容易ニ内部ノ機械又ハ作用ヲ變更シ得サル構造ト爲スヘシ但シ前號ノ金屬片ニ檢定證印ヲ附スルニ依リ封緘シ得ルモノハ此ノ限ニ在ラス
  - 三 計壓器ニハ壓力ノ單位ヲ表記スヘシ

浮秤

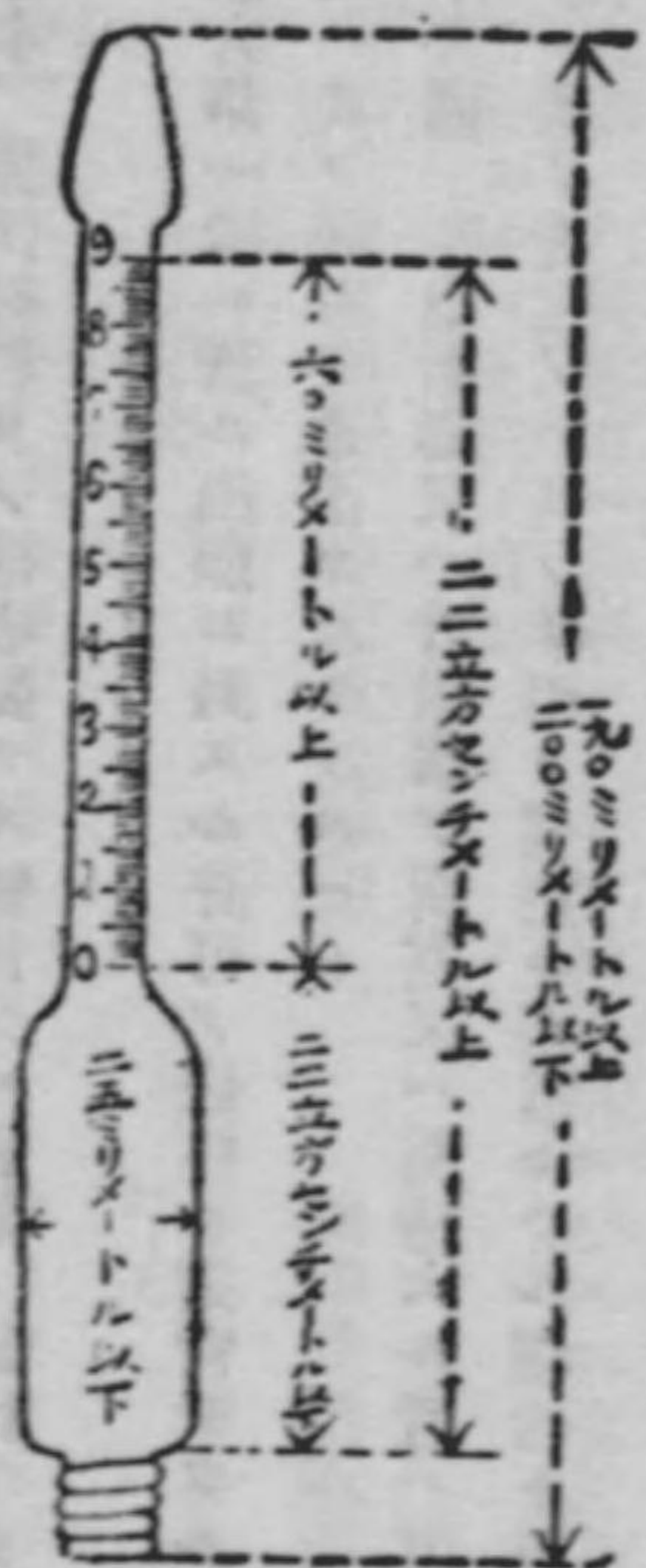
- 一 浮秤ノ目盛ハ其ノ浮秤カ十五度ノ溫度ヲ有スル場合ヲ標準トシテ之ヲ定ムヘシ但シ特殊ノ事由アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 二 浮秤ノ目盛ノ値ハ水際ノ上線ニ於テ之ヲ視定スルモノト爲スヘシ但シ特ニ視定スル方法ヲ表記スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 三 浮秤ノ目盛間ノ距離ハ五ミリメートル以下ト爲スヘシ但シ特殊ノ事由アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 四 牛乳ノ密度ヲ計量スルニ用ウル浮秤ニハ牛乳ノ密度ヨリ一ヲ減シテ千倍シタル目盛ヲ爲スコトヲ得
- 五 浮秤ニハ其ノ用途又ハ目盛ノ種類ヲ表記スヘシ但シ密度ノ値ノ目

盛ヲ爲スモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

溫度計

- 一 溫度計ニハ零點降下、經年變化、水銀切れ、示度ノ視定困難其ノ他計量ニ支障ヲ生シ難キ材料ヲ用ウヘシ
- 二 溫度計ノ目盛間ノ距離ハ五ミリメートル以下ト爲スヘシ但シ特殊ノ事由アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 三 溫度計ノ目盛ノ値ハ目盛ノ位置迄其ノ溫度ヲ保タシメタル場合ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ溫度ヲ保タシムヘキ部分ヲ表示スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 四 體溫度計ニハ少クとも三十五度乃至四十二度ノ目盛ヲ附スヘシ
- 五 板附溫度計ノ管ハ移動シ又ハ容易ニ取リ外シ得サルモノト爲シ且其ノ上端ノ部分ハ外部ヨリ見易キ構造ト爲スヘシ
- 六 乾濕計ニ於ケル各溫度計ノ示度ノ差ハ〇、五度ヲ超エサルモノト爲スヘシ
- 七 溫度計ニハ單位ノ種類ヲ表記スヘシ
- 生絲織度檢定器
  - 一 檢尺器ノ線秤ノ周圍ハ正六角形ヲ保テ得ルモノト爲シ其ノ周ノ長サハ一、一二五メートルト爲スヘシ
  - 二 檢尺器ノ同轉器ニハ線秤ノ一回ノ計量ニ於ケル同轉數ヲ表記スヘシ
  - 三 檢位衡ニハ之ニ適應スヘキ檢尺器ニ於ケル同轉數ヲ表記スヘシ
  - 四 第三十一條檢定器ノ規定中第一號但書ヲ除クノ外自働秤ニ關スル規定ハ檢位衡ニ之ヲ準用ス

- 五 織度分銅ノ形狀ハ之ヲ圓錐形又ハ板狀ト爲スヘシ
- 六 織度分銅ニハ其ノ重量ヲ織度ノ名稱ニ依リ上面又ハ側面ニ表記スヘシ但シ左ノ織度及形狀ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
  - 〇、一織度 六角形
  - 〇、〇五織度 五角形
  - 〇、〇二織度 四角形
  - 〇、〇一織度 橢圓形
- 七 第三十一條檢定器ノ規定中第五號及第三十三號ヲ除クノ外分銅ニ關スル規定ハ織度分銅ニ之ヲ準用ス
- 乳脂計
  - 一 乳脂計ノ容量ハ其ノ乳脂計カ十五度ノ溫度ヲ有スル場合ヲ標準トシテ之ヲ定ムヘシ
  - 二 乳脂計ニ用ウル玻璃ハ硬質ノモノタルヘシ
  - 三 乳脂計ノ目盛ノ數ハ九十ト爲シ其ノ最小目盛間ノ容量ハ〇、〇一二五立方センチメートルト爲スヘシ
  - 四 乳脂計ノ構造ハ前各號ノ外尙左ノ圖面ニ依ルヘシ



第四十條 檢定

第三十二條 度衡衡器又ハ計量器ノ檢定ヲ受ケムトスル者ハ本則ニ定ム第十類 商工

- ル書式ニ依リ檢定請求書ヲ作り之ニ度衡衡器又ハ計量器ヲ添ヘ甲種檢定ニ屬スル度衡衡器及計量器ニ在リテハ中央度衡衡器檢定所ニ乙種檢定ニ屬スル度衡衡器ニシテ其ノ請求者カ製作者、修覆者又ハ販賣者ナル場合ニ在リテハ其ノ營業所ノ所在地其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ定ムル檢定所ニ之ヲ差出スヘシ
- 檢尺器ニ付テハ其ノ線秤ト同轉器ト各別ニ檢定ヲ請求スルコトヲ得
- 第三十三條 度衡衡器又ハ計量器カ土地又ハ建物等ニ取附ケラレタルモノナル場合其ノ他特殊ノ事由アル場合ニ於テ度衡衡器又ハ計量器ノ所在地ニ於テ檢定ヲ受ケムトスル者ハ其ノ甲種檢定ニ屬スル度衡衡器及計量器ニ在リテハ商工大臣乙種檢定ニ屬スル度衡衡器ニ在リテハ其ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ願出テ許可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ詳記シタル願書ニ檢定請求書ヲ添附シテ差出スヘシ
- 前項ニ依リ商工大臣ニ差出スヘキ書類ハ之ヲ中央度衡衡器檢定所ニ提出スヘシ
- 第一項ノ出願ヲ許可セラレタル者ハ當該官吏ノ旅費其ノ他檢定ニ要スル費用ヲ負擔スヘシ
- 第三十四條 行政官廳ハ檢定ノ請求アリタル度衡衡器又ハ計量器ニ付必要アリト認ムルトキハ前條ノ手續ヲ爲スヘキコトヲ其ノ請求者ニ命スルコトヲ得
- 第三十五條 度衡衡器又ハ計量器ノ檢定ハ其ノ準用ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ度衡衡器又ハ計量器ノ種類、物質、箇數、許可ヲ受ケムトスル事由及其ノ輸出若ハ移出セムトスルモノニ在リテハ注文者又ハ荷受人ノ住所氏名、輸出若ハ移出ノ時期ヲ記載シタ